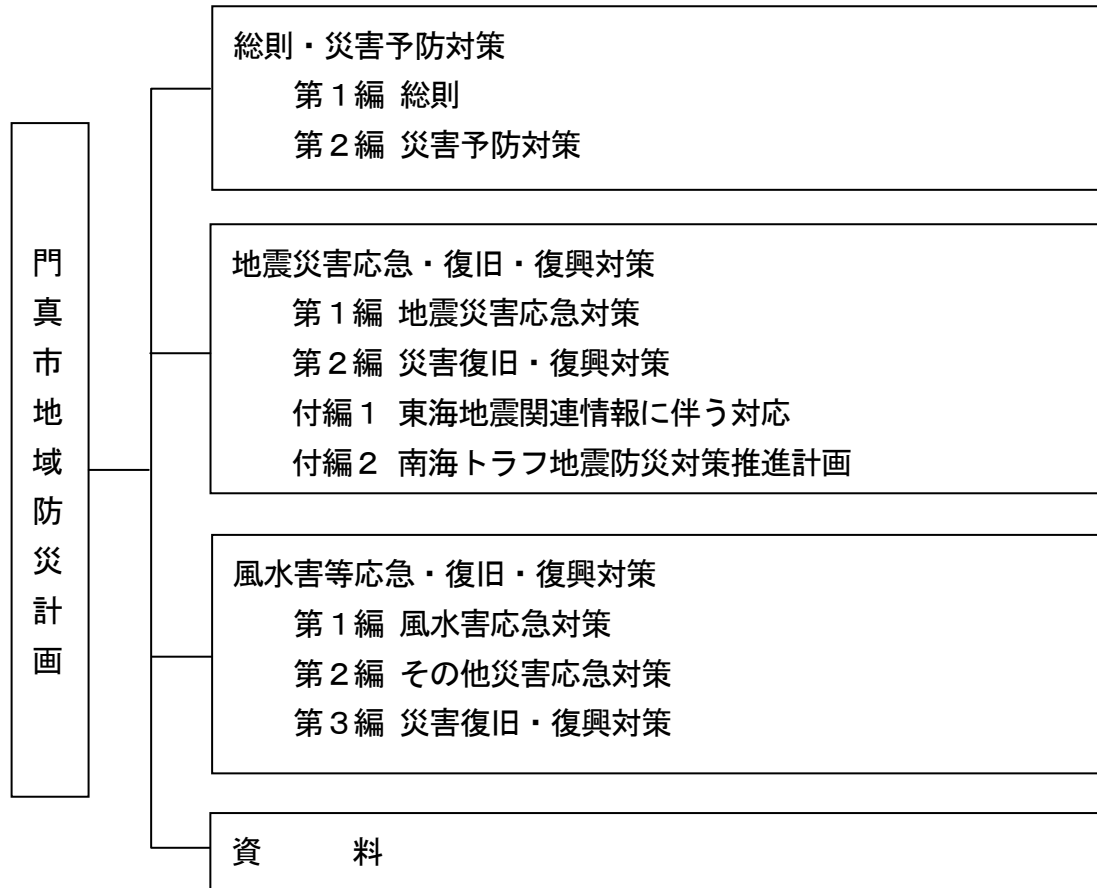


門真市地域防災計画案

平成28年 1 月

門真市防災会議

【計画の構成】



< 目次 >

【総則・災害予防対策】

第1編 総則

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	2
第2章 市域の概要	4
第1節 自然的条件	4
第2節 社会的条件	7
第3章 災害の想定	10
第1節 想定災害	10
第2節 地震災害の想定	11
第3節 豪雨災害の想定	12
第4章 防災ビジョン	13
第1節 基本目標	13
第2節 計画の位置付け	14
第5章 防災関係機関の業務大綱	16
第1節 地方公共団体の業務	16
第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務	22
第6章 市民、事業者の基本的責務	27
第1節 基本的役割	27
第7章 計画の運用	29
第1節 計画の修正	29
第2節 計画の習熟	30

第2編 災害予防対策

第1章 防災体制の整備	1
第1節 総合的防災体制の整備	1
第2節 情報収集伝達体制の整備	9
第3節 火災予防対策の推進	12
第4節 災害時医療体制の整備	17
第5節 緊急輸送体制の整備	23
第6節 避難受入れ体制の整備	27
第7節 緊急物資確保体制の整備	35
第8節 ライフライン確保体制の整備	38
第9節 交通確保体制の整備	45

第10節	要配慮者対策	46
第11節	帰宅困難者支援体制の整備	51
第12節	災害廃棄物処理に係る防災体制の整備	54
第13節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	55
第2章	地域防災力の向上	56
第1節	防災知識の高揚	56
第2節	自主防災体制の整備	60
第3節	ボランティア活動環境の整備	64
第4節	企業防災の促進	66
第3章	災害予防対策の推進	67
第1節	都市の防災機能の強化	67
第2節	建築物等の安全化	75
第3節	水害予防対策の推進	78
第4節	地盤災害予防対策の推進	81
第5節	危険物等災害予防対策の推進	82
第6節	放射線災害予防対策の推進	84

【地震災害応急・復旧・復興対策】

第1編 地震災害応急対策

第1章 初動期の活動	1
第1節 組織動員	1
第2節 動員体制	13
第3節 災害緊急事態	17
第4節 情報の収集伝達	18
第5節 災害広報・広聴対策	28
第6節 広域応援等の要請・受入れ	33
第7節 自衛隊の災害派遣の要請	38
第8節 消火・救助・救急活動	41
第9節 医療救護活動	48
第10節 避難誘導	54
第11節 避難所の開設・管理	60
第12節 避難行動要支援者への支援	65
第13節 広域一時滞在	68
第14節 二次災害の防止	69
第15節 交通規制・緊急輸送活動	73
第16節 ライフラインの緊急対応	80
第17節 交通の安全確保	82
第2章 応急復旧期の活動	84
第1節 市民等からの問合せ	84
第2節 災害救助法の適用	85
第3節 緊急物資の供給	88
第4節 保健衛生活動	95
第5節 ライフラインの確保	99
第6節 交通の機能確保	104
第7節 住宅の応急確保	108
第8節 応急教育等	114
第9節 自発的支援の受入れ	118
第10節 廃棄物の処理	122
第11節 遺体の処理及び埋火葬	129
第12節 社会秩序の維持	134

第2編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定	1
第1節 公共施設等の復旧	1

第2節	激甚災害の指定	3
第3節	特定大規模災害	5
第4節	り災証明の発行	6
第5節	被災者の生活確保	7
第6節	中小企業の復興支援	13
第7節	農業関係者の復興支援	14
第2章	復興の基本方針	16

付編1 東海地震関連情報に伴う対応

第1章	計画の目的等	1
第1節	目的	1
第2節	予想震度	2
第3節	基本方針	3
第2章	応急対策活動	4
第1節	東海地震注意情報発表時の対応	4
第2節	警戒宣言が発せられたときの対応措置	6
第3節	市民・事業者等に対する広報	9

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	総則	1
第1節	推進計画の目的	1
第2節	防災関係機関の業務大綱	2
第2章	関係者との連携協力の確保	3
第1節	資機材、人員等の配備手配	3
第2節	他機関に対する応援要請	5
第3節	帰宅困難者への対応	6
第3章	円滑な避難の確保に関する事項	7
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	8
第1節	施設整備等の整備方針	8
第2節	建築物、構造物等の耐震化・不燃化	9
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	10
第5章	防災訓練計画	13
第1節	南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施	13
第2節	学校における防災訓練の実施	14
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	15
第1節	地域防災力の向上	15
第2節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	17

【風水害等応急・復旧・復興対策】

第1編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動	1
第1節 気象予警報等の伝達	1
第2節 組織動員	10
第3節 動員体制	17
第4節 警戒活動	21
第5節 避難誘導	27
第2章 災害発生後の活動	34
第1節 災害情報の収集・伝達	34
第2節 災害広報・広聴対策	42
第3節 広域応援等の要請・受入れ	47
第4節 自衛隊の災害派遣の要請	51
第5節 救助・救急活動	54
第6節 医療救護活動	57
第7節 避難所の開設・管理	63
第8節 避難行動要支援者への支援	67
第9節 交通規制・緊急輸送活動	70
第10節 公共土木施設等・建築物応急対策	77
第11節 ライフラインの応急対策	80
第12節 交通の機能確保	84
第13節 市民等からの問合せ	87
第14節 災害救助法の適用	88
第15節 緊急物資の供給	91
第16節 保健衛生活動	97
第17節 住宅の応急確保	101
第18節 応急教育等	106
第19節 自発的支援の受入れ	110
第20節 廃棄物の処理	114
第21節 遺体の処理及び埋火葬	121
第22節 社会秩序の維持	125

第2編 その他災害応急対策

第1章 火災	1
第2章 その他災害	6
第1節 市街地災害応急対策	6
第2節 危険物等災害応急対策	8

第3節 大規模交通災害応急対策	12
-----------------	----

第3編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定	1
第1節 公共施設等の復旧	1
第2節 激甚災害の指定	3
第3節 特定大規模災害	5
第4節 り災証明の発行	6
第5節 被災者の生活確保	7
第6節 中小企業の復興支援	13
第7節 農業関係者の復興支援	14
第2章 復興の基本方針	15

【用語集】

【総則・災害予防対策】

第1編 総則

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第5条（推進計画）の規定に基づき、門真市防災会議が、門真市の市域に係る防災に関し、市域の災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施する事項を定め、市と市域内の公共的団体（以下「関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

第1 総則・災害予防対策

1 総則

市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。

2 災害予防対策

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害及び風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。

第2 地震災害応急・復旧・復興対策

1 地震災害応急対策

地震発生直後の人命救助から、その後の被災者の生活支援に重点を置き、市及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け時系列に定める。

2 災害復旧・復興対策

市民の生活再建のための各種の取組み及び復興の基本方針について定める。

3 東海地震関連情報に伴う対応

東海地震関連情報が気象庁から発せられた場合における適切な対応措置等について定める。

4 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図る。

第3 風水害等応急・復旧・復興対策

1 風水害応急対策

(1) 災害警戒期の応急対策

災害を未然に防止し、又は被害を最小限に抑えるための気象予警報等の伝達方法、

災害発生に備えた準備体制等について定める。

(2) 災害発生後の応急対策

災害発生直後の人命救助から、その後の被災者の生活支援に重点を置き、市及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け時系列に定める。

2 その他災害応急対策

市街地の大規模火災や高層建築物等の災害、危険物等災害、放射線災害、大規模交通災害の応急対策について定める。

3 災害復旧・復興対策

市民の生活再建のため、各種の取組み及び復興の基本方針について定める。

第2章 市域の概要

第1節 自然的条件

第1 地理的条件


1 位置

本市は、大阪府の東北部に位置し、大阪市（鶴見区）、守口市、寝屋川市及び大東市の4市に隣接している。

市の北部を京阪電車が東西に通過するほか、平成9年には地下鉄長堀鶴見緑地線（門真南駅）、大阪モノレール（門真市駅）の両線が市内に乗り入れ、交通の利便性が向上した。また、主要道路には、京阪バス・近鉄バスによる路線バス網が張りめぐらされている。

幹線道路網としては、市内の中央部を国道163号が東西に横断し、西部を南北に府道大阪中央環状線や近畿自動車道が縦断し、本市の重要な交通網となっている。

【門真市の位置】

位置	東経 135° 35' 23" 北緯 34° 44' 09"	
面積	12.30km ²	
広ぼう	東西 約 4.9km 南北 約 4.3km	

2 地形

東に飯盛、生駒の山脈と西は大阪湾に囲まれた河内平野のほぼ中央部に位置している。

この本市を中心とする河内平野一帯は標高5m以下の低くて平らな沖積平野である。その中でも当市域は最も低湿な地域で、大部分は標高2m以下、特に南の三ツ島付近では、0.1~0.3mの低地が広がっている。

また、市内ほぼ中央を貫流する古川の根幹をなすものは琵琶湖に源を発する淀川である。淀川は本市の北方2kmの摂津市と守口市の境界を大阪湾方向に流下している。

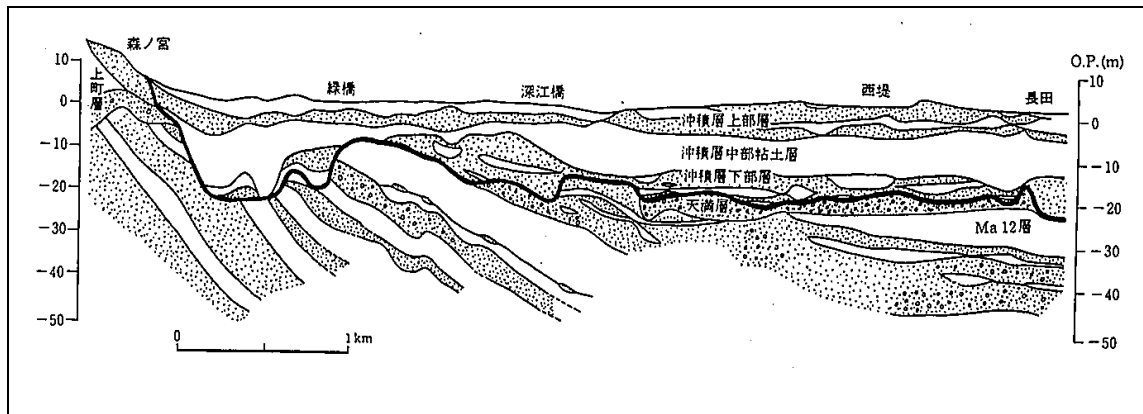
3 地質

大阪平野は、もと大阪湾の一部として瀬戸内海の一部を構成していたものであるが、地殻の隆起と淀川及び旧大和川の沖積作用による沖積平原である。

本市は、全域が沖積層に覆われており、このため平面的地質分布では、沖積層の一種類の地質となっている。地下の垂直地質分布は、「大阪地盤図」によれば、本市付近は以下のような地質構造にある。

地表から約20m前後の厚さで沖積層が分布し、その下部には洪積層が厚く稚積している。沖積層には、下部及び上部には砂分の多い地層が分布するが、中央部には泥を主体とした比較的厚い地層が連続している。

【地形・地盤地質概念断面図】



4 気象

本市の気象は、東の生駒山系からのびる東部丘陵地帯と淀川流域を中心に京都までのびた平坦地帯にあり、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため、比較的温暖である。

過去5年間（2009年～2013年）の気象をみると、平均気温は15.9～16.6℃（最高38.1℃、最低-4.6℃）で、過去20年間（1994年～2013年）の平均気温（16.3℃）とほぼ同レベルで推移している。

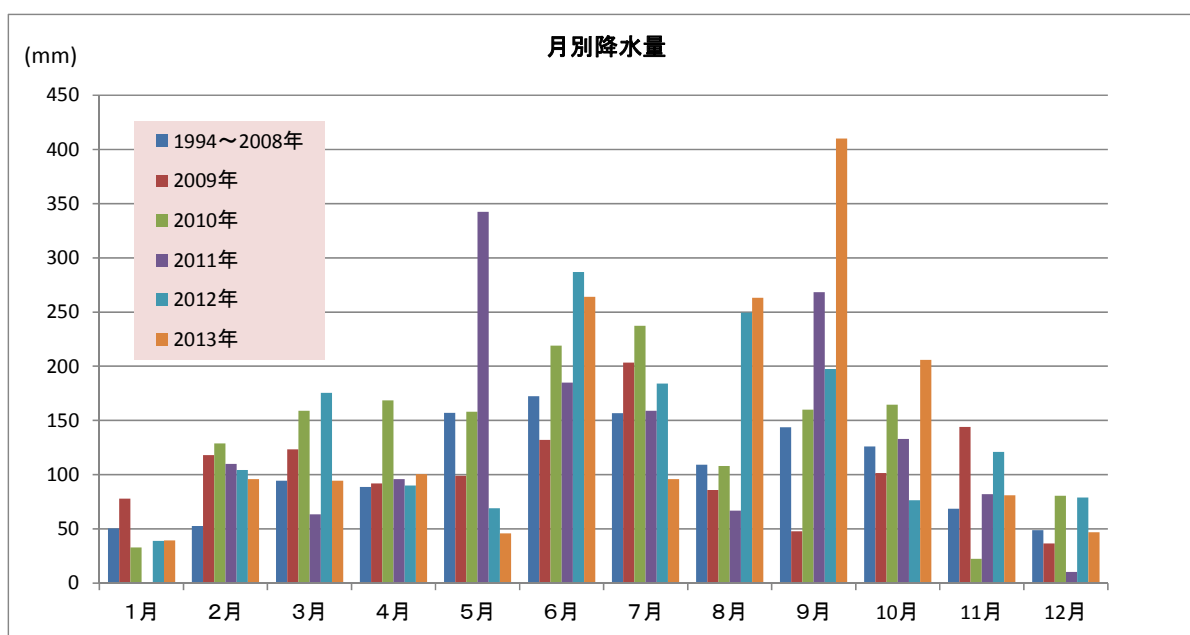
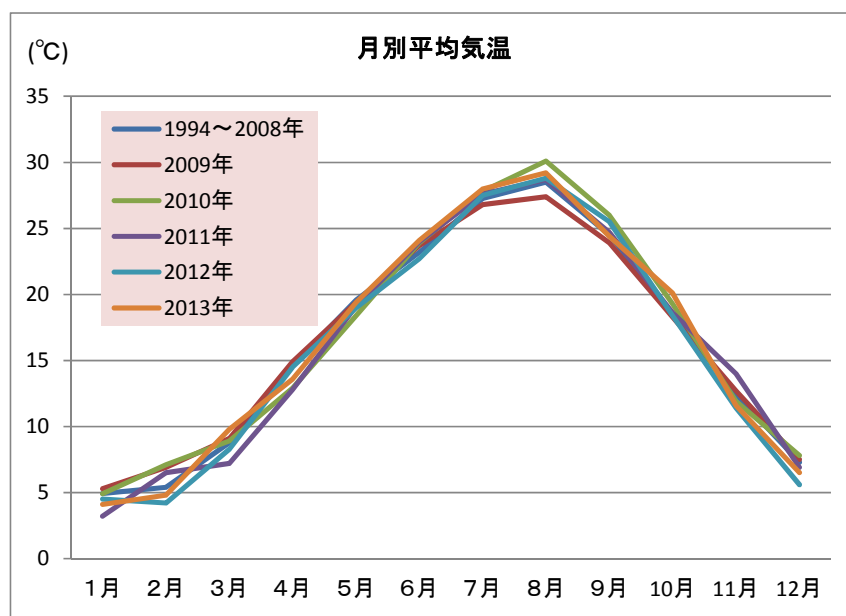
過去5年間の年降水量は、年間1,262mm～1,744mmの間にあるが、最大日降水量は172.0mm（2013年9月15日）、最大1時間降水量は91.0mm（2012年8月14日）と、近年、それぞれ過去の最大記録を更新しており、降雨が集中的に発生する傾向が強くなっていることが窺える。

【気象概況】

	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	年降水量 (mm)	最大日 降水量 (mm)	最大1時間 降水量(mm)	平均風速 (m/s)	最大風速 (m/s)
1994年～ 2008年	16.3	39.6	-5.1	1269.1	172 極値	71.5	1.6	9 極値
2009年	16.3	36.5	-1.9	1262.0	52.5	21.5	1.5	11.8
2010年	16.6	37.6	-2.6	1639.5	88.0	43.5	1.8	8.3
2011年	16.1	37.2	-3.7	1517.5	89.5	24.5	1.8	8.7
2012年	15.9	37.1	-4.6	1672.5	125.0	91.0	1.9	9.3
2013年	16.3	38.1	-2.8	1743.5	172.0	58.5	1.9	9.1

注) 1994年～2013年は平年値(極値を除く)

資料) 気象庁ホームページ(気象統計情報、枚方アメダス)



第2節 社会的条件

第1 人口

本市は、平成22年（2010年）の国勢調査では、人口130,282人、世帯総数57,880世帯で、人口密度は10,609.3人/km²である。

昭和38年8月1日、市制施行当時6.6万人であった人口は、その後急速な伸びを示し、昭和40年の国勢調査では、全国1位の増加率を示した。昭和45年頃には14万人に達し、その後14万人前後で推移してきたが、平成に入って人口は微減傾向を示している。

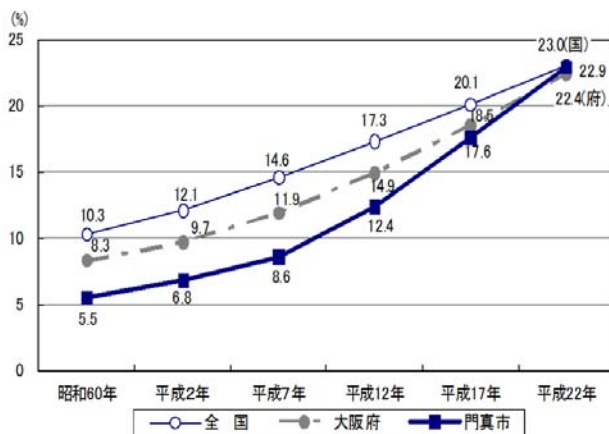
また、高齢化率（65歳以上の高齢人口の占める割合）は、全国及び大阪府平均を上回るレベルで上昇しており、高齢者だけの世帯（高齢者単身または高齢者夫婦のみ）も増加傾向にある。

【人口及び世帯数の推移】

区分	人口（人）	増減率	世帯数	増減率
昭和30年	20,858		4,662	
昭和35年	34,228	64.1	8,698	86.6
昭和40年	95,209	178.2	28,826	231.4
昭和45年	141,041	48.1	45,100	56.5
昭和50年	143,238	1.6	47,035	4.3
昭和55年	138,902	-3.0	47,508	1.0
昭和60年	140,590	1.2	48,749	2.6
平成2年	142,297	1.2	52,050	6.8
平成7年	140,506	-1.3	53,784	3.3
平成12年	135,648	-3.5	54,432	1.2
平成17年	131,674	-2.9	55,373	1.7
平成22年	130,282	-1.1	57,880	1.0

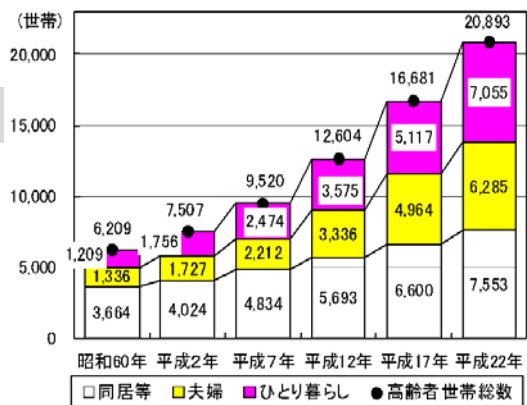
資料) 国勢調査 増減率は対前期比

【高齢化率の推移】



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

【高齢者世帯の推移】



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

第2 土地利用現況

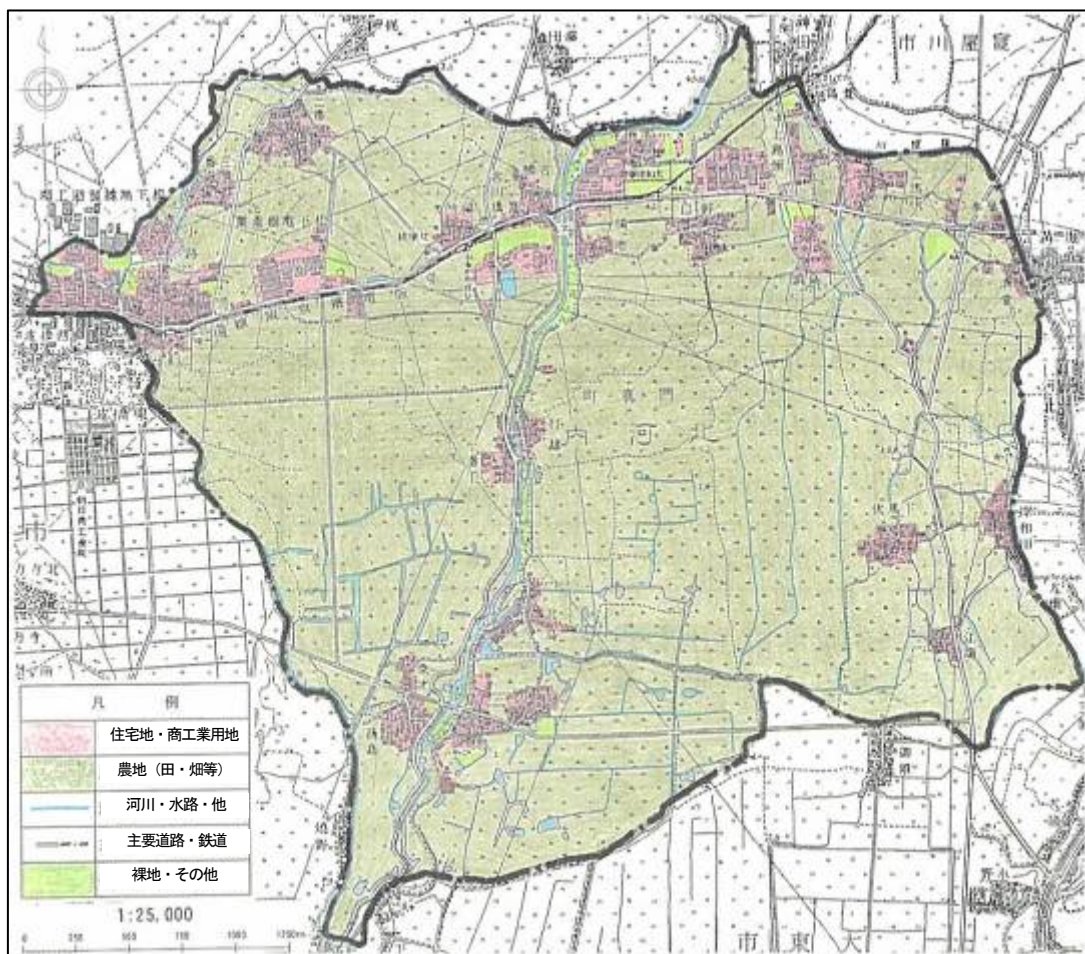
【明治22年当時】

明治22年当時は、中央部の古川沿い、東部の寝屋川沿い及び北西部の西三荘水路上流部付近などに集落が散在しており、市域中央部及び西部に水田が広がっていた。南部には湿地帯が広がり、ため池・沼などが網目状の水路により連絡された低平な地形であった。この当時の土地利用としては、小規模な集落地が点在し、これらの間に河川・水路・道路及びため池が分布し、その他のほとんどは水田となっており、樹林地及びその他（裸地・草地等）はほとんどみられない。

【昭和32年頃】

昭和32年頃の地形図によれば、集落地が拡大するとともに、集落地間に直線状の道路網が形成されだした。特に、市北部を東西に走る京阪線の駅周辺は市街地としての集積が始まり、住宅地のほか、工場などが建設された。北部は都市化が進展を見せているのに対して、中部・東部・南部では明治22年頃の土地利用と大きな変化はない。しかし、道路網が整備され集落間の往来が次第に活発化していった。

【土地利用現況図 昭和32年～34年】



【昭和40年代から】

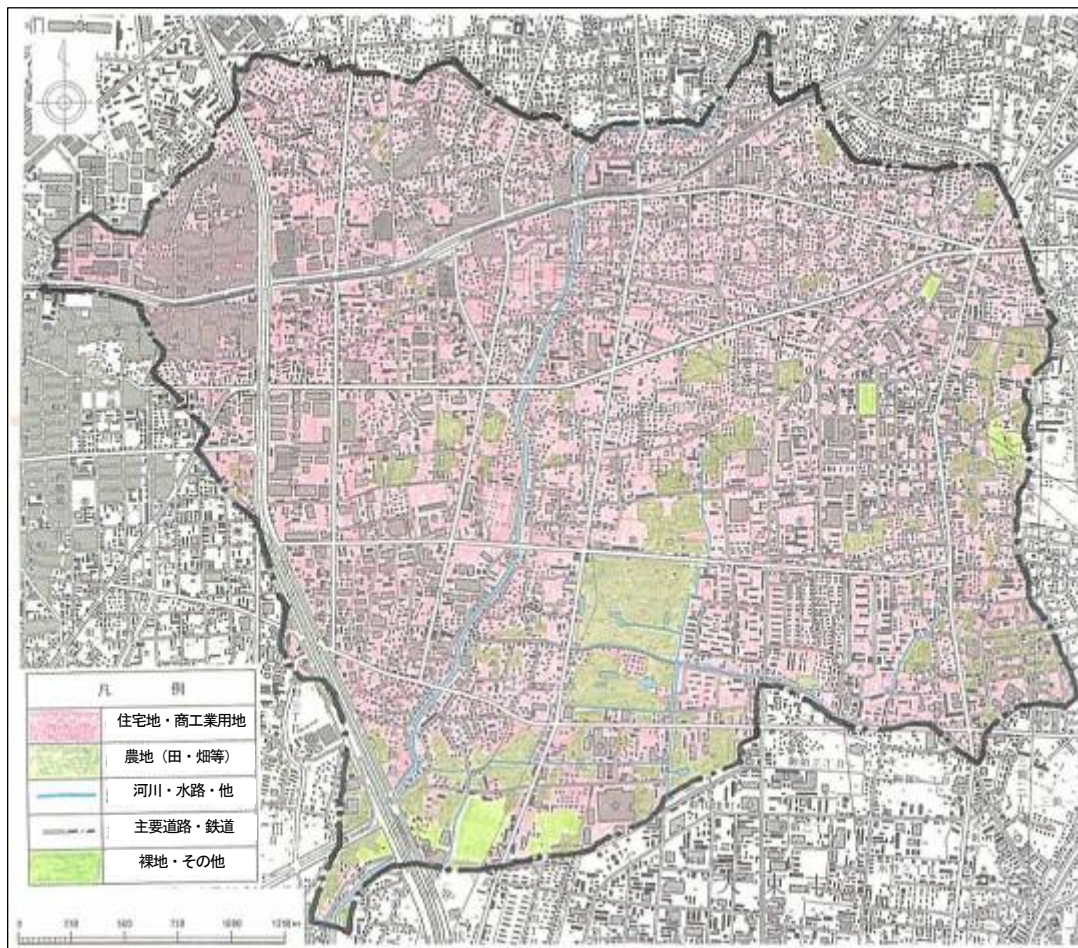
昭和40年代の高度経済成長期に、大阪都市圏拡大の都市化の波が本市に押し寄せ、中南部の一部の水田を残してほぼ市域全域が市街地となった。これまでの集落間に水田等の空地があったものが、ほとんど連担した形で面的な街地に発達してきた。これにあわせて、府道大阪中央環状線をはじめ主要幹線道路が格子状に整備され、住宅地や教育施設などの都市施設、工場などが混在化した。

住宅地域の形成では、いわゆる「ミニ開発」とよばれる狭幅員の行き止まり道路と木造賃貸住宅が密集して建設された。旧来の集落地起源の市街地部では、不規則に入り組んだ細街路などにより大型車の進入等が困難な地区が多く、消防活動などが困難な地区となっている所が多い。

以上のように、本市の市街地の現状は、大街区の道路網は整備されているが、住宅地域については、耐用年数を超過した木造賃貸住宅（長屋・文化住宅）が多く、住宅地内道路は市街地スプロールにより概して狭幅員でかつ行止り道路が多いことから、地震・火災・水害などの発生時には、社会的な混乱が発生しやすい形態であるといえる。

また、水田からの宅地への転換に際しては、低平な土地に客土等の盛土が宅地に施されたため、盛土宅地箇所は浸水しにくくなっているが、盛土していない低平な土地では、内水氾濫等による浸水被害を受けやすくなっている傾向もみられる。

【土地利用現況図 平成2年～4年】



総則－9

第3章 災害の想定

第1節 想定災害

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、市において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

第1 地震災害

- 1 海溝型地震（南海トラフ）
- 2 内陸直下型地震（上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯）
 - ※資料2-2「大阪府における主要被害地震」
 - ※資料2-3「門真市周辺地域の活断層の状況」

第2 風水害

- 1 強風による災害
- 2 豪雨による災害
 - ※資料2-4「主な災害の台風進路」
 - ※資料2-7「過去の主な台風経路図」

第3 その他災害

- 1 火災
- 2 その他災害
 - (1) 市街地災害
 - (2) 危険物等災害
 - (3) 大規模交通災害

第2節 地震災害の想定

大阪府が実施した被害想定結果は次の通りで、生駒断層帯や上町断層帯でマグニチュード7クラスの地震が発生した場合、市内に甚大な被害が発生する可能性がある。

【想定地震発生時の条件】

- ・ 気象条件 風速5.3m/s（冬18時）[風速6.1m/s（夏12時）]
- ※1：大阪観測所での超過確率1%の風速（1年に3日程度起こりうる）
- ※2：南海トラフ巨大地震のみ、2つの気象条件のうち最大値を採用

【地震被害予測結果一覧】

被害内容		想定地震	上町断層帯地震 A	上町断層帯地震 B	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震
気象庁マグニチュード			7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	最大9.1
計測震度			4～7	4～7	4～7	3～7	3～7	4～6弱	5弱～6強
建物被害	全壊		8,105棟	687棟	11,358棟	982棟	12棟	330棟	1,314棟
	半壊		7,783棟	1,435棟	8,574棟	1,985棟	31棟	753棟	5,762棟
出火件数	全出火		17件	4件	24件	4件	3件	3件	3件
	炎上出火		13件	0件	21件	1件	0件	0件	1件
焼失	出火による		6棟	0棟	7棟	0棟	0棟	0棟	6,485棟
	延焼による		1,125棟	0棟	6,413棟	0棟	0棟	0棟	
人的被害	建物倒壊	死者	189人	3人	300人	5人	0人	0人	14人
		負傷者	2,077人	517人	1,679人	694人	9人	236人	382人
		重傷者	109人	52人	89人	69人	1人	24人	36人
	火災	死者	59人	0人	194人	0人	0人	0人	14人
		負傷者	319人	0人	1,047人	0人	0人	0人	363人
罹災者数			63,394人	8,167人	86,887人	11,027人	170人	2,776人	758人
避難所生活者数			18,385人	2,369人	25,198人	3,198人	50人	806人	20,701人
ライフライン	停電		34,895軒	1,487軒	33,995軒	2,379軒	0軒	694軒	30,932軒
	ガス供給停止		52千戸	0戸	40千戸	0戸	0戸	0戸	42千戸
	水道断水		123千人	66千人	128千人	93千人	9千人	24千人	129千人
	固定電話被災		32,279回線	2,391回線	32,279回線	2,391回線	239回線	0回線	18,684回線
震災廃棄物	可燃物		200千ト	23千ト	300千ト	32千ト	0ト	11ト	— 千ト
	不燃物		629千ト	71千ト	939千ト	96千ト	2千ト	35千ト	— 千ト

※1：出火件数は3日間の値

※2：南海トラフ巨大地震の震災廃棄物については、数値が算出されていない。

※3：被害想定の実施年度は、平成17年度。ただし、南海トラフ巨大地震のみ平成25年度。

※資料2-10「南海トラフ地震の津波被害想定図」

資料2-11「南海トラフ地震の液状化被害想定図」

資料2-12「南海トラフ地震の地震火災被害想定図」

第3節 豪雨災害の想定

本市における水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨が挙げられ、浸水等の災害が発生している。

第1 寝屋川流域

寝屋川は河川管理者である府知事が洪水予報河川に指定しており、浸水想定区域図を作成、公表している。また、市に接する寝屋川右岸及び市内を流れる古川の両岸は重要水防区域に指定されている。

1 寝屋川流域浸水想定区域図

寝屋川流域総合治水対策の計画降雨である、昭和32年6月に八尾で観測した戦後最大の降雨（寝屋川流域の日総雨量311.2mm）状況による外水氾濫を想定している。市域の約4割が浸水想定区域に含まれ、そのうち約2割が50cm以上（1m未満）の浸水深となっている。

2 東海豪雨による寝屋川流域浸水想定区域図

大阪府都市型水害対策検討委員会より、平成12年9月の東海豪雨（2日間総雨量567mm）の状況による外水氾濫及び内水氾濫を想定している。市域の約9割が浸水想定区域に含まれ、そのうち約2割が50cm以上（1m未満）の浸水深となっている。

第2 淀川

河川管理者である国土交通大臣が洪水予報河川に指定しており、浸水想定区域図を作成、公表している。

昭和28年9月台風13号による洪水時の2日間総雨量（淀川流域平均約250mm）の2倍の雨量の状況による外水氾濫を想定している。市域のほぼ全てが浸水深50cm以上の浸水想定区域に含まれ、そのうち約7割が浸水深1m～2mとなっている。

※資料2－8「寝屋川流域での過去の浸水被害状況」
資料2－9「浸水発生図（内水氾濫）」

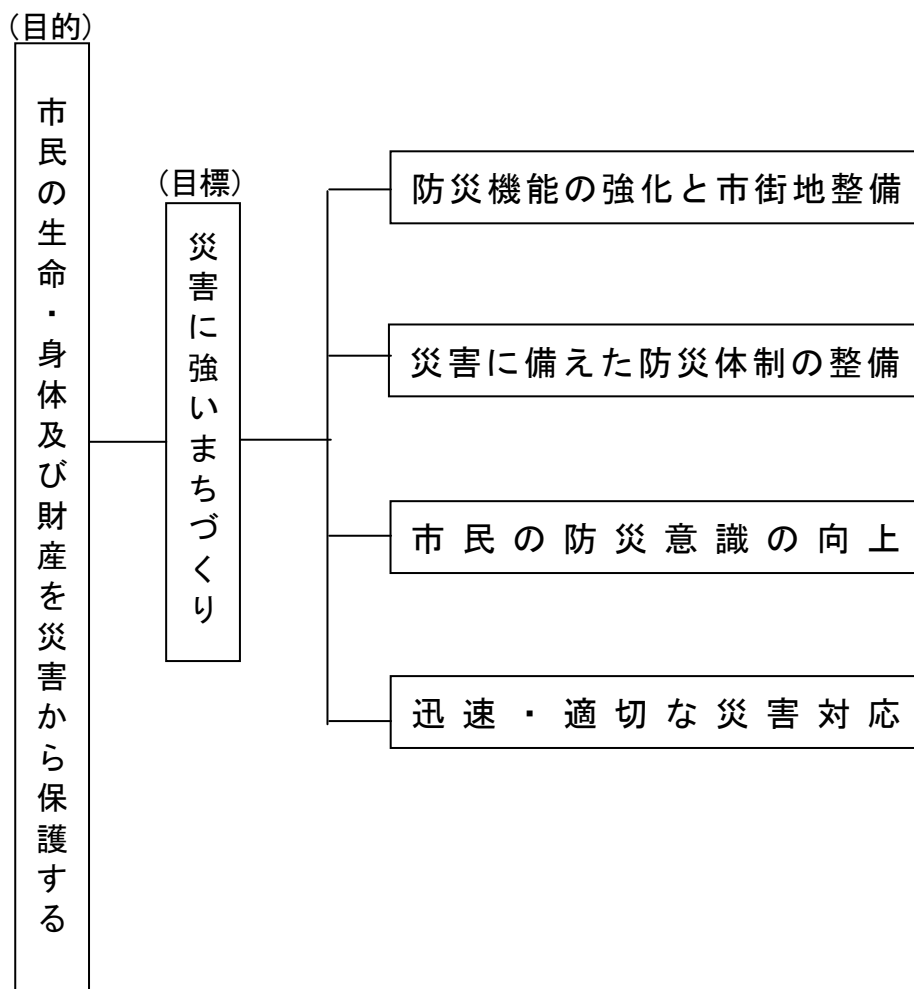
第4章 防災ビジョン

第1節 基本目標

市民・事業者・行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図り、災害に強いまちづくりをめざす。

第2節 計画の位置付け

この計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、大阪府地域防災計画（平成26年修正）等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する防災対策の基本方針を示す総合的計画である。



第1 防災機能の強化と市街地整備

市をはじめ関係機関は、都市の防災機能の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、特に木造集合住宅の密集する地域においては住宅市街地総合整備事業などにより都市の不燃化を促進する。また、都市基盤施設の防災機能の強化、老朽住宅建替にあわせた防災空間の確保・整備など、災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

第2 災害に備えた防災体制の整備

庁舎の機能低下を防ぎ、業務を継続させるため、限られた資源の下で優先すべき業務や必要なシステム等を確認し、非常用電源の確保、重要なデータの保存等に努める。また、全庁体制で優先度の高い災害対応にあたるため、迅速な職員参集を徹底し、長期間の災害対応に備えて職員の安全確保に努める。

第3 市民の防災意識の向上

「自分の命は自らで守る」という防災の原点に立ち、過去の災害教訓から公助の限界も見据え、自発的な減災への取り組みや食料の備蓄、地域や近所の人が互いに助け合える関係づくりが重要であることを周知する。また、地域の災害情報の提供や防災知識の普及により、市民の防災意識の向上を図る。

第4 迅速・適切な災害対応

1 防災上の役割の明確化

総合的な防災対策を推進するため、市及び関係機関・市民・事業者の防災上の役割を明確にし、それぞれの特性を生かしつつ公民協働を基軸とした地域防災力の向上に努める。

2 実践的な地域防災計画

地域防災計画をより現状に即したものとするため、新たな知見を踏まえ検討を加えるとともに、防災訓練を通じた検証により、実践的な計画に修正する。

3 事業の推進

災害に強いまちづくりを総合的に推進するため、学校等の防災機能の整備、情報伝達手段の充実、消防施設の整備等について、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備を進める。また、各部局は災害発生により各施策への影響を想定し、主体的な災害対応を推進するため、個別計画の策定に努める。

第5章 防災関係機関の業務大綱

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1節 地方公共団体の業務

第1 門真市

1 総合政策部

- ・本部長、副本部長の秘書に関する事
- ・国、府関係者等の応接に関する事
- ・報道機関との連絡、調整に関する事
- ・災害の広報に関する事
- ・災害状況等の記録撮影に関する事
- ・市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関する事
- ・災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関する事
- ・総合的な復旧、復興計画の立案及び関係部署の調整に関する事

2 総務部

- ・庁舎等応急修理に関する事
- ・車両・燃料の確保及び輸送に関する事
- ・市有財産及び他の部に属さない市有財産の被害状況の把握に関する事
- ・他の部に属さない市有財産の被害状況調査に関する事
- ・職員の動員及び調整に関する事
- ・職員の給食救護及び災害給与に関する事
- ・職員の現況把握に関する事
- ・災害対策従事者への夜食等の配給に関する事
- ・他市及び他の機関からの応援職員に関する事
- ・気象及び災害情報の収集に関する事
- ・災害による被害状況調査に関する事
- ・り災証明の発行に関する事

3 市民生活部

- ・災害に関する苦情受付及び処理に関すること
- ・市民の災害相談に関すること
- ・被災者応急用品等の確保、あつせん及び物価の安定監視に関すること
- ・商工業者の被害調査、復旧対策に関すること
- ・商工業者のり災証明書の発行及び復旧資金のあつせん事務に関すること
- ・耕地、かんがい用ため池の被害状況調査及び復旧対策に関すること
- ・農業者の被害調査及び復旧対策に関すること
- ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること
- ・畜産関係の被害調査並びに応急対策及び保健所の指導、連絡に関すること
- ・施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること
- ・災害時における清掃計画に関すること
- ・被災地域のごみの応急処理に関すること
- ・施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること
- ・緊急時における民間等への協力依頼に関すること
- ・死亡獣畜の収集及び処理に関すること
- ・し尿くみ取りの応急処理に関すること
- ・仮設トイレの調達に関すること
- ・防疫活動（消毒、害虫駆除等）に関すること
- ・放浪動物の保護収容等の対策に関すること

4 保健福祉部

- ・福祉施設入所者及び利用者の安全確保に関すること
- ・要援護世帯の被災状況調査に関すること
- ・福祉施設の被災状況調査及び保安措置に関すること
- ・日本赤十字社大阪府支部、その他社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関すること
- ・ボランティアの受付、登録に関すること
- ・義援物品、救援物資の受入れに関すること
- ・災害援護資金、生活資金等の貸付けに関すること
- ・災害弔慰金等の支給に関すること
- ・遺体安置所の確保及び遺体の収容に関すること
- ・救護所の設置、運営に関すること
- ・医師会救護班の出動要請及び連絡調整に関すること
- ・医薬品及び衛生資材の確保に関すること
- ・被災市民、避難市民の健康調査及び相談に関すること
- ・医療機関の被害調査及び傷病者の収容可能病院の把握に関すること

- ・防疫活動（調査、健康診断等）に関する事
- ・施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関する事
- ・食料品、生活必需品等の確保及びあっせんに関する事
- ・災害時における主食販売業者の指揮監督に関する事
- ・災害応急用食料の調達及び配給に関する事
- ・被災者に対する炊き出しに関する事

5 まちづくり部

- ・被災者応急用建築資材の確保、あっせんに関する事
- ・住宅の災害復興対策の企画に関する事
- ・公共建物、設備等の具体的被害調査及び応急復旧に関する事
- ・被災者の応急仮設住宅建設及び入居者の選定に関する事
- ・被災市営住宅の応急修理に関する事
- ・被災建築物の応急危険度判定に関する事
- ・被災家屋の解体及び除去に関する事
- ・市内道路、橋りょうに係る被害状況調査及び応急対策に関する事
- ・市内道路上の障害物の除去及び道路構造物、地下埋設物の清掃に関する事
- ・公園の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関する事
- ・災害時における、交通規制及び関係機関との連絡調整に関する事
- ・市内の河川、水路、樋門及び排水ポンプ等の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関する事
- ・部の掌握する被害状況調査の取りまとめ、報告等部の事務に関する事
- ・緊急時における民間等への協力依頼に関する事

6 上下水道局

- ・水道施設の被害状況並びに応急、復旧状況の取りまとめ及び報告に関する事
- ・職員の動員、各班の連絡調整及び各班の応援等に関する事
- ・断水時における広報宣伝に関する事
- ・断水地区への臨時給水に関する事
- ・水道事業の災害復旧資金計画に関する事
- ・材料手配、連絡及び局の庶務に関する事
- ・災害時における送配水の確保に関する事
- ・浄配水場施設、送配水管及び給水管の復旧並びに関係機関との連絡に関する事
- ・災害時における水道施設の巡視に関する事
- ・水道施設に係る被害調査及び応急対策に関する事
- ・水質調査並びに検査に関する事
- ・工事事業者の復旧班の応援に関する事

- ・下水道施設の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関すること
- ・緊急時における民間等への協力依頼に関すること

7 会計課

- ・災害対策の収入及び支出に関すること
- ・災害救助時の決算に関すること
- ・義援金の受領に関すること

8 教育委員会学校教育部

- ・教育施設の被害状況調査の取りまとめ及び報告に関すること
- ・被災児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること
- ・教育機能の復旧に関すること
- ・校長との連絡、調整に関すること
- ・教育委員会内の連絡、調整に関すること
- ・災害時における児童、生徒の応急給食に関すること
- ・被災者への炊き出し給食業務の協力に関すること
- ・避難所の設置、管理及び運営に関すること
- ・避難所ボランティアの受入れに関すること
- ・避難者の誘導に関すること

9 教育委員会生涯学習部

- ・避難所の設置、管理及び運営に関すること
- ・避難所ボランティアの受入れに関すること
- ・避難者の誘導に関すること
- ・文化財の保安措置及び被害状況の調査に関すること
- ・施設利用者の安全確保措置及び施設の被害状況の調査に関すること
- ・友好都市への応援要請に関すること

10 教育委員会こども未来部

- ・施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること
- ・被災園児の被災状況調査の取りまとめ及び報告に関すること
- ・被災園児に対する学用品の調達及び支給に関すること
- ・災害時における園児の応急給食に関すること
- ・被災者への炊き出し給食業務の協力に関すること
- ・園長との連絡、調整に関すること

11 選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、公平委員会

- ・本部の指示による各部局の応援に関する事

12 議会事務局

- ・市議会との連絡調整に関する事
- ・本部の指示による各部局の応援に関する事

第2 守口市門真市消防組合

- ・消防資機材の整備点検に関する事
- ・自主防災組織の教育及び訓練指導に関する事
- ・災害情報などの収集及び必要な広報に関する事
- ・災害の防除、警戒及び鎮圧に関する事
- ・要救助被災者の救出、救助に関する事
- ・傷病者の救急活動に関する事
- ・広域消防応援等の要請、受入れに関する事

第3 大阪府

1 枚方土木事務所

- ・災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関する事
- ・府の所管する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関する事
- ・水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への提供に関する事

2 寝屋川水系改修工営所

- ・寝屋川、古川の土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関する事
- ・雨量、河川水位等の情報収集及び水防管理者への提供に関する事
- ・寝屋川、古川の水防警報発表及び寝屋川の洪水予報発表等に関する事

3 中部農と緑の総合事務所

- ・ため池の防災対策及びため池水防活動の伝達

4 守口保健所

- ・災害時における保健衛生活動に関する事

5 東部流域下水道事務所

- ・下水道施設の防災対策及び復旧対策に関する事

第4 大阪府警察本部

1 門真警察署

- ・災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- ・被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- ・交通規制、管制体制に関すること
- ・広域応援等の要請、受入れに関すること
- ・遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること
- ・犯罪の予防、取締り及びその他治安の維持に関すること
- ・災害資機材の整備に関すること

第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務

第1 指定地方行政機関

1 近畿農政局大阪支局

- ・ 応急用食料品及び米穀の供給に関すること

2 近畿運輸局

- ・ 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること
- ・ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること
- ・ 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送、迂回輸送等実施のための調整に関すること
- ・ 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請に関すること
- ・ 特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること
- ・ 災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること

3 大阪管区气象台

- ・ 観測施設等の整備に関すること
- ・ 防災知識の普及・啓発に関すること
- ・ 災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予警報の発表及び伝達に関すること
- ・ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること

4 近畿地方整備局

(淀川河川事務所、淀川ダム統合管理事務所、大阪国道事務所)

- ・ 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- ・ 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること
- ・ 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- ・ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- ・ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- ・ 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- ・ 直轄公共土木施設の復旧に関すること

第2 陸上自衛隊第3師団

1 第3師団第36普通科連隊

- ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- ・災害派遣に関すること
- ・緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

第3 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 西日本電信電話株式会社（大阪支店）

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- ・応急復旧用通信施設の整備に関すること
- ・気象警報の伝達に関すること
- ・災害時における重要通信確保に関すること
- ・災害関係電報、電話料金の減免に関すること
- ・被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
- ・「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板（web171）」の提供に関すること

2 関西電力株式会社（守口営業所）

- ・電力施設の整備と防災管理に関すること
- ・災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
- ・災害時における電力の供給確保に関すること
- ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

3 大阪ガス株式会社（導管事業部北東部導管部）

- ・ガス供給施設の整備と防災管理に関すること
- ・災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
- ・災害時におけるガスの供給確保に関すること
- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

4 各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社

（京阪電気鉄道株式会社、大阪高速鉄道株式会社、大阪市交通局、京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社）

- ・鉄道施設の防災管理に関すること
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

5 日本赤十字社（大阪府支部）

- ・災害医療体制の整備に関する事
- ・災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事
- ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
- ・義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- ・避難所奉仕、ボランティアの受入れ及び活動の調整に関する事
- ・救助物資の備蓄に関する事

6 日本放送協会（大阪放送局）

- ・防災知識の普及等に関する事
- ・災害時における放送の確保対策に関する事
- ・緊急放送、広報体制の整備に関する事
- ・気象予警報等の放送周知に関する事
- ・避難所等への受信機の貸与に関する事
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- ・災害時における広報に関する事
- ・災害時における放送の確保に関する事
- ・災害時における安否情報の提供に関する事

7 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- ・管理施設の整備と防災管理に関する事
- ・道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- ・被災道路の復旧事業の推進に関する事

8 日本通運株式会社（大阪支店）

- ・緊急輸送体制の整備に関する事
- ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事

9 淀川左岸水防事務組合

- ・水防団員の教育及び訓練に関する事
- ・水防資機材の整備、備蓄に関する事
- ・水防活動の実施に関する事

10 公益財団法人大阪府消防協会

- ・防火・防災思想の普及に関する事
- ・消防団員の教養、訓練及び教育に関する事

11 各民間放送株式会社（テレビ放送各社、ラジオ放送各社）

- ・防災知識の普及等に関する事
- ・災害時における広報に関する事
- ・緊急放送、広報体制の整備に関する事
- ・気象予警報等の放送周知に関する事
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

12 社団法人大阪府トラック協会

- ・緊急輸送体制の整備に関する事
- ・災害時における緊急物資輸送の協力に関する事
- ・復旧資機材等の輸送協力に関する事

13 一般社団法人大阪府LPガス協会

- ・LPガス施設の整備と防災管理に関する事
- ・災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事
- ・災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事
- ・被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事

14 日本郵便株式会社（門真郵便局）

- ・災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事
- ・災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事
- ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事

第4 公共的団体その他の機関**1 一般社団法人門真市医師会**

- ・災害時における医療救護の活動に関する事
- ・負傷者に対する医療活動に関する事

2 社団法人門真市歯科医師会

- ・災害時における医療救護の活動に関する事
- ・被災者に対する歯科保健医療活動に関する事

3 門真市薬剤師会

- ・災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること
- ・医薬品等の確保及び供給に関すること

4 門真市消防団

- ・火災及びその他災害の警戒並びに防御に関すること
- ・人命の援助及び応急救護に関すること
- ・市民の防災指導に関すること

5 J A北河内農業協同組合

- ・災害時における被災農家の復旧指導及び融資対策に関すること
- ・本市の行う農業被災調査の援助に関すること

6 守口門真商工会議所

- ・災害時における被災商工業者の復旧指導及び融資対策に関すること
- ・本市の行う商工業者被災調査の援助に関すること
- ・災害時における物価安定についての協力に関すること

第6章 市民、事業者の基本的責務

大規模な地震等の災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して市民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界がある。

したがって、市民及び事業者は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に災害防止に寄与するように努めなければならない。

第1節 基本的役割

市民は、災害防止に寄与するように努めなければならない。また事業者の役割として、事業所内の管理体制を強化するとともに、市民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

第1 個人の役割

1 自己管理

「自分の命は自らで守る」という防災の原点に立ち、平常時より災害に備えて食品、飲料水その他の生活必需品の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置等を市民自らがを行い、被害の拡大防止に努める。

2 応急対策活動等への協力・参加

市及び府が行う防災に関する事業（防災訓練等）並びに災害発生時の救援・救助活動に協力・参加する。

第2 市民の役割

1 市民協力

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、市民が協力して初期消火、近隣の負傷者及び避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営等の活動を行えるよう、地域の実情に即した防災体制の確立を図るとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるものとする。

2 応急対策活動等への協力・参加

市及び府が行う防災に関する事業（防災訓練等）並びに災害発生時の救援・救助活動に協力・参加する。

第3 事業者の役割

1 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

また、実動性のある帰宅困難者支援の仕組みを市と連携して検討・作成する。

2 重要業務の継続

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努める。

3 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災活動（防災訓練等）に積極的に協力・参画する。

4 応急対策活動等への協力

市及び府が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

なお、災害応急対策・災害復旧に必要な物資・資材又は役務の供給・提供を業とする事業者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

第7章 計画の運用

第1節 計画の修正

市及び関係機関は、この計画を現状に即したものにするため毎年検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議に諮り修正する。

なお、計画の修正に際しては、女性、高齢者、障がい者及びボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

また、市、府及び指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

修正の手順については次のとおりであるが、軽易な修正内容については会長が修正し、防災会議に報告するものとする。

- 1 修正を必要とする場合は、修正すべき内容及び資料を市に提出する。
- 2 市は、提出された内容及び資料を取りまとめ、防災会議に提出する。
- 3 防災会議は、防災計画修正案を作成する。
- 4 防災会議を開催し、防災計画を作成する。
- 5 災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、計画の修正案について府に事後報告する。
- 6 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

第2節 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から防災教育や図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、市民の防災意識の高揚、災害知識の普及を図るため、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を利用した広報・啓発活動に努める。

【総則・災害予防対策】

第2編 災害予防対策

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

項目	実施担当機関
第1 組織体制の整備	各部局
第2 活動組織の整備・充実	各部局
第3 防災拠点の整備	各部局
第4 防災用資機材等の確保	各部局
第5 防災訓練の実施	各部局
第6 人材の育成	各部局
第7 防災に関する調査研究の推進	各部局
第8 関係機関等との連携体制の整備	各部局
第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策	各部局

第1 組織体制の整備

防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、組織体制の整備・充実を図る。

1 門真市防災会議（会長：市長）

防災会議は、市の地域防災計画の作成及び実施の推進のために設置する。

※資料1-1「門真市防災会議条例」

2 門真市防災対策推進会議（会長：副市長）

平常時から災害に強い安全なまちづくりを全庁的に推進するために防災対策推進会議を設置する。

防災対策推進会議の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
会長	副市長（総務部を担当する副市長）
会員	副市長（他の副市長）、各部局長、会計管理者

第2 活動組織の整備・充実

各部局は、災害対策本部等の設置及び動員配備を迅速に行うため、対策要員の名簿、連絡方法及び必要な備品等を整備し、点検しておくものとする。

第3 防災拠点の整備

防災中枢拠点施設として定めている既存の防災拠点施設の耐震性の向上、施設の設備充実を図り、災害発生時の機能を確保する。また、地域の窓口ともなる地域防災拠点との円滑な連携を図るよう整備を行う。

1 防災中枢施設の整備・充実

市庁舎、守口市門真市消防組合（以下「消防組合」という。）については、災害対応力の増強を図るとともに、連携した災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図る。

また、市庁舎等の耐震及び耐水機能を確保し、地震等により使用不能となった場合の代替施設等の整備、確保に努めるとともに、職員用飲料水・食料等の備蓄に努める。

さらに、避難所となる各小・中・高等学校等は、災害対策本部との連絡体制を整備するとともに、災害時の応急対策、復旧対策の地域活動拠点として整備を進める。

2 地域防災拠点の整備

物資の備蓄等の機能を備えた小学校、防災備蓄倉庫及び救援物資一時集積地である市立公民館は、防災機能の充実を図り、広域防災拠点との円滑な連携を図る。

また、応援部隊の受入れ及び活動拠点となる公園・広場を、広域防災拠点及び後方支援活動拠点との連携を考慮して整備を図る。

【防災拠点施設】

備蓄倉庫	門真市民プラザ、NTT門真ビル防災備蓄倉庫、脇田小学校防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、沖小学校、上野口小学校、北巢本小学校、第七中学校
救援物資一時集積地	市立公民館

※資料7-1「備蓄物資一覧表」

資料7-3「備蓄倉庫位置図」

資料7-4「大阪府備蓄物資一覧表」

資料10-2「緊急交通路予定路線図」

第4 防災用資機材等の確保

応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備及び資機材等の確保、整備に努める。

1 人材、装備、資機材等の確保

災害時に必要となる資機材等の整備に努めるとともに、関係団体等と協力体制のもとに、災害時の資機材・技術者等の確保に努める。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

※資料4-12「門真市防災資機材貸与要綱」

2 防疫・衛生用資器材の確保

被害の状況に応じた消毒を施行するために必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

※資料7-2「防疫用器具、器材、備蓄一覧表」

3 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、車両、水防資機材及び救助用資機材等の定期的な点検並びに補充交換を行う。

4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

○データ管理、システムの防災性強化（各部局）

市が管理するデータや情報システムについて、地震や風水害による衝撃、浸水、停電等を想定して、データのバックアップ、システムのフェールセーフ(※)機能強化を推進する。

※ フェールセーフ・・・機器の故障や誤操作等が発生した際に、被害を最小限に抑える機能のこと

第5 防災訓練の実施

地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や要配慮者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。訓練実施の際には、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内

容とする。訓練後には、事後評価を行い、必要に応じて防災組織体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるように努める。

1 総合防災訓練

毎年「防災とボランティアの日（1月17日）」や「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」、市のイベント等にあわせて、市は関係機関、市民及び事業者等の参加を得て、防災訓練を総合的に実施し、災害時における防災活動の迅速かつ的確な実施を図る。また、被害が広域にわたる地震災害も想定し、相互応援協定を締結した北河内各市（6市）と調整を行い、広域的な防災訓練も実施する。

2 地域防災訓練

防災意識の高揚を目的に、自治会や自主防災組織が開催する防災訓練に市は支援を行い、地域の実情にあった防災訓練を実施する。

3 組織動員訓練

勤務時間内外において職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡及び非常参集について訓練を実施する。

4 通信連絡訓練

平常通信から非常通信への迅速な切り替え、有線途絶時における無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。

5 避難救助訓練

関係機関、市民及び事業者等の協力を得て避難勧告・指示、誘導等が迅速に行われるよう訓練を実施する。また、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の避難誘導及び救出・救助や、医療・物資の輸送、給水・給食に関する訓練を実施する。

6 応急対策訓練

関係機関と協力して、水防活動の円滑な実施を図るため、水位雨量観測、関係団体等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。また、地下空間の管理者等と協力して、地下空間の浸水災害を想定した防災訓練についても考慮する。

7 消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常召集、通信連絡、火災防御技術及び救助等の訓練を実施する。

8 実践的な防災訓練の実施等

通常防災訓練に加えて、図上訓練やロールプレイング方式等、意思決定や状況判断能力を養う訓練の実施または参加を図る。

第6 人材の育成

防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、特別職を含めた職員への防災教育の充実に努めるとともに、第一線で活動する消防吏員及び消防団員の専門教育の強化に努める。

1 職員の防災教育

職員の防災意識の高揚を図るとともに、災害時における適正な判断力を養い防災活動の円滑な実施を期すため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学会、現地調査等の実施
- ウ 防災関連資料、防災マニュアル等の配布

(2) 教育の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- ウ 災害対策活動の概要（災害時の役割の分担・指揮系統の確立等）
- エ 非常参集の方法
- オ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射線物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- カ 防災知識と技術
- キ 防災関係法令の適用
- ク 図上訓練の実施
- ケ その他必要な事項

2 災害応急活動体制の検討

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、地域防災計画の改定等を踏まえ随時「門真市職員災害時初動要領」の改定や修正を実施する。

第7 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等の調査研究を継続的に実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

第8 関係機関等との連携体制の整備

1 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織の整備、改善を図るとともに、本市との連携及び協力体制を確立する。

(1) 近畿2府7県の相互応援体制の整備

市は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整備を図り、さらに災害に関する域内各市町村の情報の共有を図るなど他の市町村との連携強化に努める。

(2) 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するために設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

2 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や共同の訓練実施、派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

※様式16「自衛隊の災害派遣及び撤収要請書」

様式17「公用令書」

3 事業者との連携体制

企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、連携体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

4 ボランティアとの連携体制

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネ

一ト及び防災協定の締結等に努める。

5 基幹的広域防災拠点の整備促進

国や被災府県・市町村、指定公共機関等の責任者が参集して広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔機能（合同現地対策本部機能）と、広域防災拠点のみでは対応が困難な場合に広域防災拠点を支援する高次支援機能（広域防災拠点機能）を有する基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制を構築する。

〔司令塔機能〕

総合調整機能、情報通信機能

〔高次支援機能〕

人員等輸送機能、物資輸送拠点機能、ヘリポート機能、応援要員受入機能など

第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用

南海トラフ地震や生駒断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、市庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、市民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、自治体BCP（業務継続計画）を作成し、適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室や電力、通信等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行う。

2 市の体制整備

(1) 被災者支援システムの習熟

市は、被災者台帳等の整備や各種支援活動が円滑に実施できるよう被災者支援システムの習熟に努める。

(2) 市における業務継続の体制整備

市は、BCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(3) 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。

項目	実施担当機関
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	総合政策部、総務部
第2 情報収集伝達体制の強化	総合政策部、総務部
第3 災害広報体制の整備	総合政策部、総務部

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

災害発生時の情報体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに運営体制の強化を図る。市民に対する情報伝達については、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも考慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

また、災害時優先電話の携帯電話の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

2 防災情報システムの充実

災害状況を即座に把握するため、平常時から府防災情報システムを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立をめざす。

また、防災関連情報のデータベース化を図る等、機能充実に努める。

3 防災行政無線等の整備・拡充

災害時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線の拡充を行う。

(1) 防災行政無線整備

市民への一斉通報を考慮して同報系の整備・拡充を推進する。

(2) 無線従事者の養成

地域防災無線等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配

置に努める。

※資料3-3「大阪府防災行政無線通信系統図」

4 通信施設の使用法の習熟

大規模災害が発生した場合、即座に状況を把握できる通信施設は非常に重要である。平常時から通信機能を有効に活用できるよう、通信訓練を実施し、担当者の教育・育成に努める。

- (1) 平常業務における運用（地域防災無線等を平常時から連絡手段として積極的に利用し、使用法を習熟）
- (2) 通話試験の実施
- (3) 通常点検及び随時点検の実施（技術的な知識の育成）
- (4) 総合点検の実施
- (5) 総合通信訓練の実施

第2 情報収集伝達体制の強化

市及び関係機関は、24時間リアルタイムの災害情報収集・伝達体制の確立、伝達窓口の明確化を図るとともに、様々な環境下にある市民や職員に対し、気象予警報等の災害関連情報が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、災害情報共有システム（Lアラート）、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイトのウェブページやメール、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等の活用も含め、要配慮者にも考慮した伝達手段の多重化・多様化を図る。また、担当職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

第3 災害広報体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

また、府、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、広報班から災害広報責任者を選任する。

- (2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- (3) 広報文案の事前準備
 - ア 地震の規模・余震・気象・水位等の状況
 - イ 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - エ 要配慮者への支援の呼びかけ
 - オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

2 市民への情報提供体制

防災行政無線、コミュニティFM、携帯電話エリアメール及びインターネット配信等による情報提供の検討を推進する。また、避難所となる学校への電話、ファクシミリ等の通信手段の整備及び要配慮者にも考慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

3 市民への広報手段の周知

- (1) 災害時はラジオ等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- (2) あらかじめ、市役所、消防組合、駅及び避難所等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

4 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴体制の整備に努める。

5 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

6 居住地以外に避難する市民への情報提供

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第3節 火災予防対策の推進

火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業者をはじめとする防火管理体制の強化を図るとともに、市民に対し消火器や地震発生時の火気の取扱い等の啓発活動の推進に努める。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

項目	実施担当機関
第1 建築物等の火災予防	まちづくり部、消防組合
第2 消防力の充実	総務部、上下水道局、消防組合
第3 救助・救急体制の整備	総務部、保健福祉部、消防組合
第4 連携体制の整備	総務部

第1 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物（住宅を含む）

(1) 火災予防査察の強化

消防組合は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性強化等について改善指導に努める。

(2) 防火管理・防災管理制度の推進

消防組合は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を定め、防火管理に係る消防計画の作成及びその計画に基づいた防火設備の維持・管理など防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

また、ある一定規模以上の建物については、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

(3) 防火対象物・防災管理点検報告制度の推進

消防組合は、対象施設の関係者に対して、より実効性のある防火・防災管理を行うために、防火対象物・防災管理点検報告制度の推進に取り組む。

※資料4-4「防火管理者選任状況」

資料5-2「危険物施設数」

(4) 住宅用火災警報器等の普及促進

消防法改正により、戸建住宅や小規模な共同住宅等（自動火災警報設備等が設置

されているものを除く)において、住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付けられたことを、あらゆる場面で、広く市民に普及促進する。

(5) 市民、事業者に対する指導

消防組合は、あらゆる広報機会をとらえ市民の防火意識の向上に努めるとともに、住宅に対して住宅防火診断や地域の消防訓練時に、消火器、簡易消火栓の普及啓発を促し、初期消火について指導する。

また、事業所に対しても消防訓練や立入検査を通じて、火災予防と出火時における初期消火及び避難経路の重要性を呼びかける。

(6) 定期報告制度の活用

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物

府建築指導課と協力し、まちづくり部、消防組合は、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止の指導を図る。

(1) 対象施設

高層建築物（高さが31mを超える建築物）

(2) 防災計画書の作成指導

原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 統括防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物において統括防火管理体制の確立の指導に努める。

(4) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

※資料5-1 「中高層建築物の現況」

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

高さ45mを超える建築物に対し、緊急離着陸場等を設置するよう指導する。

第2 消防力の充実

大規模災害等に備えて、消防力の充実、応援体制の整備及び関係機関との連携に努める。

1 消防施設の充実

消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防ポンプ車、救急車

等の車両を配備するとともに、映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るなど、総合的消防力の充実に努める。

また、消防庁舎の耐震化を図るため、庁舎の統合・移転整備を推進する。

○消防整備計画（消防組合） 地震防災緊急事業五箇年計画
大規模地震等にも的確に対応できる機能を有する消防庁舎の再整備に努める。また、消防車両や資機材の近代化等により、消防力の充実強化に努める。

※資料4-2「守口市門真市消防組合における消防力の状況」
資料4-7「消防組合保有資機材一覧表」

2 消防水利の確保

消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消防水利を設置する。また、大規模地震災害発生時に備え、耐震性防火水槽を増設するとともに、学校等のプールや古川等の自然水利の活用を含め、地区の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の充実強化を図る。

○消火栓設置事業（総務部、上下水道局）
消防活動が円滑に行われるよう、総務部は施設の整備を推進するとともに、上下水道局は維持管理を行う。

※資料4-3「消防水利の現況」
資料4-11「貯留施設」

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御体制、救助・救急体制及び後方支援体制等の整備に努める。

4 門真市消防団の活性化

地域に密着した門真市消防団（以下「消防団」という。）の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

（1）体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、女性や事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の強化に努める。

（2）消防施設・装備の強化

消防団消防車両車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団消防車両車庫は、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから整備に努める。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するために教育訓練を実施する。

(4) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織や防災士との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

※資料4-6 「門真市消防団の組織」

5 広域消防応援体制の整備

消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、受入れ体制の整備に努める。

※資料4-8 「消防相互応援協定一覧」

第3 救助・救急体制の整備

1 教育・訓練

消防組合は、災害時の多数の救助・救急要請に備え、救助・救急隊員の教育訓練を推進し、救助・救急体制の整備を図る。

2 市民教育の推進

市及び消防組合は、市民の自主救護能力を向上させるために、応急救護知識・技術の普及活動の推進を図る。

3 避難行動要支援者に対する救助・救急体制

市及び消防組合は、避難行動要支援者の安全確保を検討し、救急情報の伝達方法を検討するとともに、災害発生時には自主防災組織等の協力により、地域ぐるみの救助・救急体制の充実を図る。

4 消防団の救助・救急活動能力向上の推進

市及び消防組合は、消防団に対して、救助・救急活動を効率的に実施するための教育指導を推進する。

5 救助・救急資機材の整備

(1) 消防組合は、救助・救急資機材の計画的な整備に努める。

(2) 自主防災組織は、地域内での救助・救急活動に備え、必要な資機材の整備に努める。

- (3) 市は、自主防災組織の資機材の整備を支援する。
- (4) 門真警察署は、地域の交番等に救助用資機材の配備に努める。

※資料4-7「消防組合保有資機材一覧表」

第4 連携体制の整備

府、府警本部及び自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制及び消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

項目	実施担当機関
第1 災害医療の基本的考え方	保健福祉部、日本赤十字社、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	保健福祉部、日本赤十字社、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会
第3 現地医療体制の整備	保健福祉部、日本赤十字社、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会
第4 後方医療体制の整備	保健福祉部、日本赤十字社、門真市医師会、門真市歯科医師会
第5 医薬品等の確保体制の整備	保健福祉部、日本赤十字社、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会
第6 患者等搬送体制の確立	保健福祉部、消防組合、日本赤十字社、門真市医師会
第7 個別疾病対策	保健福祉部、日本赤十字社、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会
第8 関係機関協力体制の確立	保健福祉部、消防組合、門真市医師会、門真市歯科医師会

第1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し、被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、市内全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

応急救護所と医療救護所の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主

に搬送前の応急処置やトリアージ（傷病者の重症度と緊急度の評価を行い、治療や搬送の優先順位をつけ分類すること）等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災市民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置付け、医療救護班・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い、量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- (2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府以外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- (4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重傷度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

※資料8-5「大阪府内災害拠点病院一覧」
資料10-3「ヘリポート候補地一覧」

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

1 災害医療情報の収集伝達体制の整備

(1) 広域災害・救急医療情報システムの整備

消防組合は、迅速かつ的確な情報の収集・提供を行うため、ICT（情報通信技術）を有したタブレット型情報端末等を用いて、救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）を活用する。

府は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、市及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

(2) 連絡体制の整備

市及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

(3) 医療情報連絡員の指名

情報収集伝達手段が麻痺した場合にも、医療機関の被害状況など地域における保健医療に関する情報を収集するため、あらかじめ保健福祉部の中から医療情報連絡員を指名する。

(4) 医療情報システムの整備

各医療機関が災害時優先電話回線の確保などにより、市及び関係機関間において、災害時に迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる地域防災無線等の通信手段や情報収集システムの整備に努める。

2 医師会との協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生し、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、門真市医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を整備する。

3 その他

- (1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

2 医療救護班の整備

門真市医師会の協力を得て、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・種類別に医療救護班を構成する。

【医療救護班の種類】

診療科別医療班	外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所で主に臨時診療活動を行う。ただし、必要に応じて専門外の診療にも対応する。
歯科医療班	歯科医療従事者で構成し、救護所で活動する。

薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所で活動する。

3 医療救護班の編成・派遣基準等

医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣基準や派遣方法等について門真市医師会と協議する。

4 医療救護所の設置

学校など医療救護所設置予定場所を事前に調査・検討し、災害の発生・拡大の状況をみながら数ヶ所に医療救護所が設置可能な体制を整える。

第4 後方医療体制の整備

市域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図り、多数の患者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

1 災害医療センター

市の災害医療の拠点となる「市災害医療センター」に保健福祉センターを位置付ける。

2 災害医療協力病院

府における「災害医療協力病院」である摂南総合病院、蒼生病院及び萱島生野病院との協力体制を図る。

3 地域医療連携

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、門真市医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

4 病院災害対策マニュアルの作成

市内の医療機関は、防災体制や災害時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

※資料8-5「大阪府内災害拠点病院一覧」

第5 医薬品等の確保体制の整備

備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

1 医療用資器材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療用資器材等については備蓄を推進する。

また、門真市医師会や民間等との協力によって医療用資器材の調達体制の整備を図る。

2 医薬品等の確保供給体制の整備

保健福祉センター（休日診療所）を中心に医薬品等の備蓄を推進するとともに、平常時から門真市薬剤師会や民間等との協力体制の整備に努める。また、備蓄のあり方についての検討を進める。

3 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、多様な搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ドクターヘリ等を利用した搬送手段について関係機関との協議に努める。

2 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品物資等の輸送

医療品物資等の受入れ及び救護所への配送供給体制を確立する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

第7 個別疾病対策

専門治療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、府特定診療災害医療センター、各専門医師会関係団体と協力し、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等の整備を行う。

第8 関係機関協力体制の確立

1 地域医療連携の推進

北河内保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害医療体制を構築する。

2 災害医療研修及び災害医療訓練の実施

各医療機関は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての医療研修を実施するとともに、年1回以上の災害医療訓練に努める。また、地域の防災関係機関との共同の災害医療訓練を実施する。

3 災害拠点病院等連絡協議会の設置

府は、災害拠点病院等で構成する連絡協議会を設置し、災害拠点病院間及び関係機関との連携・協力体制を確立する。

また、連絡協議会は、災害医療マニュアルや災害医療研修・院内災害医療訓練・教育プログラムの策定に係る助言や企画・提案、実施に協力する。

第5節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。また、陸上輸送、航空輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時から災害時に備えて関係機関、民間等との協力体制の推進に努める。

項目	実施担当機関
第1 陸上輸送体制の整備	総務部、まちづくり部、枚方土木事務所、門真警察署、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社
第2 航空輸送体制の整備	総務部、まちづくり部、大阪府、消防組合、門真警察署、自衛隊
第3 交通混乱の防止対策	総務部、まちづくり部、枚方土木事務所、門真警察署、近畿運輸局、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社

第1 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

1 緊急交通路の選定

(1) 府選定の広域緊急交通路

府が選定している市に係る広域緊急交通路は、次のとおりである。

- ①府道2号大阪中央環状線 ②近畿自動車道 ③国道163号 ④第二京阪道路
⑤国道1号 ⑥府道15号八尾茨木線 蕨島(大阪市境)～蕨島(府道2号)

(2) 市選定の地域緊急交通路

市が、門真警察署、枚方土木事務所と協議のうえで選定した地域緊急交通路（広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、市内の防災備蓄倉庫、市災害医療センター、災害医療協力病院及び避難所等を連絡する交通路）は、次のとおりである。

【地域緊急交通路一覧】

路線名称	概略	距離
① 府道158号 守口門真線	門真（守口市境）～巢本町（国道163号）	3.80km
② 府道149号 木屋門真線	上島町（寝屋川市境）～上島町（府道158号）	0.52km
③ 府道161号 深野南寺方大阪線	桑才新町（守口市境）～岸和田（大東市境）	2.64km
④ 府道15号 八尾茨木線	御堂町（守口市境）～桑才（府道161号）	2.72km
	南野口町（国道163号）～島頭3丁目	0.75km
⑤ 府道21号 八尾枚方線	北巢本町（寝屋川市境）～江端町（大東市境）	2.66km
⑥ 市道 浜町桑才線	浜町～桑才	3.08km
⑦ 市道 岸和田守口線	松生町～岸和田3丁目	3.10km
⑧ 市道 大和田茨田線	野里町～三ツ島（大東市境）	3.20km
⑨ 市道 島頭太子田線	島頭3丁目～三ツ島（大東市境）	1.19km
⑩ 市道 門真中央線	月出町（守口市境）～桑才新町	2.69km
⑪ 市道 岸和田島頭線	島頭3丁目～岸和田1丁目（寝屋川市境）	1.15km
⑫ 市道 下島町南北1号線	下島町（府道158号）～下島町（国道163号）	0.52km
⑬ 市道 常称寺藤田線	野里町～常称寺町（守口市境）	0.30km
⑭ 市道 舟田町南北線	舟田町（国道163号）～北島（国道1号）	0.84km
⑮ 市道 三郷大和田線	栄町（国道163号）～本町（守口市境）	0.26km

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

2 緊急交通路の整備等

- (1) 道路管理者は、多様性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、選定された緊急交通路の効率的整備に努める。
- (2) 道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。
- (3) 道路管理者は、道路法に基づく通行規制を実施するために必要なカラーコーン、通行禁止等の看板等、必要な備品の整備に努める。

3 道路障害物除去対策の検討

- (1) 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
- (2) 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
- (3) 建設用重機を所有する民間等との災害時の協定締結を推進するなど災害時の協力体制の確立に努める。

4 緊急交通路の周知

広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）について、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民、事業者等への周知徹底を図る。

5 緊急通行車両の事前届出

市は、災害対策基本法第50条に基づき、災害応急対策の迅速かつ円滑な実施の確保のため、緊急通行車両として使用する必要のある車両について、府公安委員会（門真警察署）へ緊急通行車両の事前届出手続きを行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

(1) 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両
- イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両
- ウ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

※様式8「緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証」

様式9「緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章」

(2) 届出済証の返還

次の場合、速やかに門真警察署長を経由して届出済証を返還する。

- ア 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき
- イ 当該車両が廃車となったとき
- ウ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき

第2 航空輸送体制の整備

府等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポート、ドクターヘリ及び自衛隊ヘリポートの確保及び選定に努める。

なお、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプター利用については、各関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

※資料10-2「緊急交通路予定路線図」

資料10-3「ヘリポート候補地一覧」

第3 交通混乱の防止対策

1 震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

2 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難にあたっては、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

3 交通規制・管制

災害時における道路施設の破損・欠陥等交通が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。また、府公安委員会及び門真警察署が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

第6節 避難受入れ体制の整備

災害から市民を安全に避難させるため、避難場所、避難路及び避難所をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から市民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

項目	実施担当機関
第1 避難場所、避難路の選定	総務部、まちづくり部
第2 避難場所、避難路の安全性の向上	総務部、まちづくり部
第3 避難所の指定、整備	総務部、まちづくり部
第4 避難誘導體制の整備	市民生活部、保健福祉部、教育委員会
第5 広域避難体制の整備	総務部、近畿運輸局、大阪府、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社
第6 関西圏における広域避難の受入れ	総務部、大阪府、滋賀県
第7 応急危険度判定体制の整備	まちづくり部
第8 応急仮設住宅等の事前準備	まちづくり部
第9 り災証明書の発行体制の整備	総務部、市民生活部

第1 避難場所、避難路の選定

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための避難場所、避難路の整備を推進する。

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

次に示す定義に基づき避難場所の指定を行う。

(1) 一時避難地

火災発生時に市民が一時的に自主避難できる、概ね1,000㎡以上の場所を一時避難地として指定する。

(2) 広域避難地

一時避難地に延焼火災等の危険性が発生した場合に避難する、より安全性の高い場所を広域避難地として指定する。

ア 想定される避難者1人あたり、概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること
（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）。

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる、概ね1ha以上の空地であること。

ただし、1ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災

に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定する。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く）

(3) 避難路

広域避難地への避難が安全かつ円滑に行われるよう、都市計画道路の整備や道路改良等の事業により総合的な避難路の整備を推進する。

避難路の指定にあたっては、次の条件及び地域特性に留意する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、概ね幅員10m以上の道路）及び10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く）

ウ 落下物、倒壊物による危険など、避難にあたっての障害のおそれが少ないこと

エ 水利の確保が比較的容易なこと

2 その他の避難場所及び避難路の指定

次に示す定義に基づき避難場所、避難路の指定を行う。

(1) 避難場所

避難者1人あたり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

なお、避難所・避難路の指定にあたり、図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、日頃から周知に努める。また、指定した避難所、避難路については、洪水ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

○水路改修工事（まちづくり部）

密集市街地の水路敷きを利用した緑歩道の整備を促進し、延焼火災の阻止、避難路等の機能を確保する。

※資料11-1 「一時避難地一覧表」

資料11-2 「広域避難地一覧表」

資料11-3 「避難所一覧表」

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

一時避難地、広域避難地及び避難路を、要配慮者にも考慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的な安全性の向上に努める。

1 一時避難地

- (1) 避難場所標識等の整備
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難地

- (1) 避難場所標識等の整備
- (2) 非常電源付の照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 避難所の指定、整備

施設管理者と協力し、住家の全壊、全焼及び流失等によって避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定、整備する。また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

1 避難所の指定・整備

避難所は、耐震化・不燃化・耐水化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

- (1) 公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形及び災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定するとともに、市民への周知徹底を図る。

- (2) 避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、多くの主として要配慮者を滞在させることもが想定される施設であるため、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制の整備に努める。
- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難者の早期自立を促すものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や市民等の関係者と調整を図る。また、避難所での生活用水等が確保されるよう、既存プールの改修にあわせ耐震強化に努める。
- (4) 避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、生活情報収集に必要な通信施設等の整備を図るなど、防災機能の向上に努める。

(例) マンホールトイレ、非常電源装置のほか受電設備の浸水予防対策、備蓄倉庫(備蓄スペースの確保)、体育館内にLANケーブル、TV電話等の情報通信設備の設置、プールの浄化装置など

2 洪水時避難ビルの指定・整備

急激な豪雨や浸水により屋外での歩行等が危険な場合、避難所への避難が必ずしも適切でないことも想定されるため、自主防災組織等が最寄りの公共施設及び民間施設の高所を洪水時避難ビルとして使用できるよう、施設の管理者との協定を推進する。

3 要配慮者に考慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進めるとともに、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設(棟)の管理者は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、大阪府福祉のまちづくり条例や市福祉のまちづくり要綱等に基づいた整備・改善に努める。また、施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。
- (2) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート(仮設スロープの準備等)を確保するなど、避難生活(水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等)に支障のないよう配慮する。また、施設管理者及び府と協力

して、日常生活用具等、備品の整備に努める。

4 避難所の管理運営体制の整備

府が示す「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、避難所運営マニュアル等を作成し、管理運営体制を整備するとともに、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。また、洪水時避難所については、淀川の氾濫等により長時間浸水し、避難所が孤立した場合に備え、浸水域外への二次避難体制を確立する。

- (1) 避難所管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

※資料11-4 「洪水時避難所一覧表」

第4 避難誘導體制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難をさせるための体制を整備する。

1 避難誘導計画の作成と周知

発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。

なお、避難誘導計画の周知にあたっては、以下の事項についても周知徹底するものとする。

- (1) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと自身で判断した場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと
- (2) 避難所は、災害種別に応じて指定されており、避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難所を避難先として選択すべきであること

2 案内標識等の設置

一時避難地、避難所及び避難路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

- (1) 府が示す指針に基づき、保健福祉部が中心となって、民生委員児童委員等と協力

のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に充分留意しながら避難行動要支援者の所在等の把握に努める。

- (2) 避難行動要支援者の集団避難が円滑になされるよう、公共建築物への配慮を図るとともに、自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。
- (3) 府と連携を図りながら、福祉避難所(二次的避難施設)等において、要配慮者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

水防法による洪水予報河川(淀川、寝屋川、古川)及び水位周知河川の浸水想定区域ごとに、以下の事項を明らかにし、ハザードマップ等により市民に周知する。

- (1) 洪水予報や特別警戒水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内の地下街等又は要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地

※資料8-1「要配慮者関連施設一覧表」

5 不特定多数の者が利用する施設における避難誘導體制の整備

地下街、劇場等の興行場、駅及びその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

6 学校、病院等における避難誘導體制の整備

学校、病院及び社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

第5 広域避難体制の整備

府と連携して、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第6 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要

となった場合、関西圏域全体で被災市民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。市はこれに協力し、受入体制を整備する（市は、高島市〔旧今津町〕の一部の自治会区を受入れ）。

※資料11－6 「広域避難の受入概要」

第7 応急危険度判定体制の整備

大規模な災害により建築物が被災した場合、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害を防止し、市民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、被災した建築物等の被災建築物応急危険度判定制度の整備に努める。

1 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府及び建築関係団体と連携して、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士としての養成、登録を推進する。

2 実施体制の整備

応急危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、府から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

3 制度の普及啓発

府及び建築関係団体と協力して、被災建築物応急危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第8 応急仮設住宅等の事前準備

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

1 建設候補地の事前選定

市域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の事前選定に努める。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

候補地の選定にあたっては、一戸あたり29.7㎡以上の面積が確保できる場所とするとともに、府の被害想定調査から算定された面積の確保にも努める。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空き

家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

※資料14-4 「応急仮設住宅建設候補地」

2 要配慮者に考慮した住宅の確保

府と協力して、要配慮者の生活に考慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう推進する。

3 応急仮設住宅の調達体制の確立

府をはじめ市は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。

第9 リ災証明書の発行体制の整備

災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

府は、市に対し、住家被害調査の担当者に対する研修機会の拡充等により、災害時における住家被害調査の迅速化を図る。

第7節 緊急物資確保体制の整備

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄倉庫を設けるなど、体制の整備に努める。

項目	実施担当機関
第1 給水体制の整備	上下水道局
第2 食料及び生活必需品の確保	総務部、保健福祉部
第3 備蓄・供給体制の整備	総務部
第4 市民における備蓄の推進	総務部

第1 給水体制の整備

府及び大阪広域水道企業団と協力して、発災後3日間は1日1人あたり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

1 応急給水拠点等の整備・充実

- (1) 浄・配水池を、災害時の給水拠点として整備を図るとともに、非常用飲料水の備蓄を促進する。
- (2) 給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。
- (3) 被災の状況に応じて、市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。

2 応急給水用資機材等の整備

給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

※資料6-2「給水用車両及びタンク等保有一覧表」

3 パック水・缶詰水の備蓄

4 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府及び大阪広域水道企業団と相互協力して、大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。

第2 食料及び生活必需品の確保

1 備蓄

必要な食料、毛布、その他の生活必需品等の備蓄に努める。

(1) 重要物資の備蓄

地震被害想定で最も被害量が大きい生駒断層帯地震の予測結果をもとに、主要な備蓄品目について次の目標を設定する。

【備蓄目標量】

備蓄品目	備蓄量の目標値
アルファ化米等	避難生活者1食分：25,198食
高齢者用食	要援護高齢者の避難生活者1食分：504食
粉ミルク	乳児の避難生活者1日分：265缶
ほ乳瓶	乳児の避難生活者数分：265本
毛布	要援護の避難生活者必要量：7,559枚
おむつ	乳児の避難生活者1日分：3,780個
生理用品	女性の避難者1日分：41,766枚
簡易トイレ	避難生活者数分：252基(1基/100人)
パーテーション	避難生活世帯数分：12,164個
飲料水	避難生活者1日分：75,594L
離乳食	乳児の避難生活者1食分：265食
ブルーシート	避難生活世帯数分：12,164枚
簡易ベッド(要配慮者用)	要配慮者数：101基
投光機	各避難所2基：46基
延長コード	各避難所2基：46基
棺桶	想定死者数分：300台
遺体袋	想定死者数分：300袋
ラジオ	各避難所1台：23台
飲料水袋	避難生活世帯数分：12,164袋
ラップ	各避難所10個：230個
マスク	避難生活者分：25,198枚
ウェットティッシュ	避難生活者数分：25,198個

(2) その他用品の確保

ア 精米、即席麺などの主食

イ 野菜、漬物、菓子類などの副食

- ウ 被服（肌着等）
- エ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- オ 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- カ 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ等）
- キ 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ク 仮設風呂・仮設シャワー
- ケ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）

2 民間等との協定締結の推進

災害時における食料、生活必需品を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間等と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

※資料12-1「災害相互応援協定一覧」

第3 備蓄・供給体制の整備

- 1 災害が発生した場合、危険分散を図り、また迅速に備蓄品を使用できるよう、避難所となる学校の教室利用または備蓄倉庫の設置により、分散備蓄に努める。
- 2 常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入れ換えを行うなど、備蓄品の管理に努める。
- 3 定期的な流通在庫量の調査を実施する。
- 4 供給体制を整備する（共同備蓄や相互融通を含む）。

※資料7-1「備蓄物資一覧表」

第4 市民における備蓄の推進

最低限の水（1日1人あたり3リットル）と食料、衣類等は、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、各人が最低3日間（可能な限り1週間程度）の物資は自分達で確保しておくよう周知する。

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

項目	実施担当機関
第1 上水道施設	上下水道局
第2 下水道施設	上下水道局
第3 電力供給施設	関西電力株式会社
第4 ガス供給施設	大阪ガス株式会社
第5 電気通信施設	西日本電信電話株式会社
第6 市民への広報	総合政策部、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社

第1 上水道施設

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための府・市町村水道情報交換システム（アクアネット大阪）を整備する。
- (3) 応急復旧活動マニュアルの点検、管路図等の管理体制の整備を推進する。
- (4) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害によって被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、給水タンク車、給水タンク等の保有資機材の整備点検に努める。
- (2) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

※資料6-2「給水用車両及びタンク等保有一覧表」

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防

防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、民間等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 震災時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示及び支援を実施するため、府及び大阪広域水道企業団と協力して大阪広域水道震災対策中央本部組織を整備する。

また、災害時に備え平常時から大阪広域水道企業団との連携体制の強化に努める。

- (3) 府県間等の応援協定及び公益社団法人日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

第2 下水道施設

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 応急復旧活動マニュアルを整備するとともに、施設管理図書等を複数箇所に保存、整備する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害によって被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検に努める。
- (2) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、民間等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づ

く近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第3 電力供給施設（関西電力株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制やシステムの整備に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策用車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、的確な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制

を整備する。

- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

災害によって電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具及び消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服及び生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
- ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ 消防及び水防
 - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調
- 電力、燃料、水道及び輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- (2) グループ会社との協調
- グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材及び輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回路の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 市民への広報

総合政策部秘書広報課は、ライフラインに関わる事業者と連携して、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等の災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

1 上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止及び非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。

2 電力供給施設、ガス供給施設

感電、漏電、ガスの漏洩、爆発及び出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報されるよう電力供給会社、ガス供給施設会社へ要請する。

3 通信施設

災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話、携帯電話の自粛及び緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報されるよう通信施設会社へ要請する。

※資料3-5 「災害時の広報文例」

第9節 交通確保体制の整備

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制が整備されるよう公共交通機関各社、道路施設管理者への要望に努める。

項目	実施担当機関
交通確保体制の整備	大阪国道事務所、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社、西日本高速道路株式会社

- 1 各鉄軌道会社（京阪電気鉄道株式会社、大阪市交通局、大阪高速鉄道株式会社）**
乗客の避難、被害状況の把握及び安全点検を行うための人材確保、応急復旧のための資機材の確保等、各鉄軌道会社への要望に努める。
- 2 各乗合旅客自動車会社（京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社）**
災害時におけるバスの運行途絶は市民生活に与える影響が大きいため、利用者の安全確保を最優先として、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の混乱防止を図る。
- 3 道路施設管理者（近畿地方整備局大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社）**
道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める

第10節 要配慮者対策

要配慮者（乳幼児、障がい者、高齢者、妊産婦及び外国人等）は、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である。福祉関係機関と連携を図り、要配慮者に関する防災対策の整備に努める。

項目	実施担当機関
第1 要配慮者に対する支援体制整備	総務部、保健福祉部、避難支援等関係者
第2 社会福祉施設等における対策	社会福祉施設
第3 避難所対策	総務部、保健福祉部、教育委員会
第4 外国人等への対策	総務部、市民生活部、保健福祉部

第1 要配慮者に対する支援体制整備

大阪府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針」（平成27年改訂）に基づき、「避難行動要支援者マニュアル」を作成するとともに、大規模災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するほか、平常時の見守り活動や消防活動に活用するため、避難支援等関係者（民生委員児童委員、消防組合）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ同意者名簿を提供する。

多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

1 避難行動要支援者名簿の作成・更新

(1) 避難行動要支援者

次の①～⑥までのいずれかに該当する者のうち、災害時の他者の手助けがなければ避難できない在宅の者で、家族等による必要な手助けをうけることのできない者を対象とする。

- ①65歳以上のひとり暮らしの者
- ②75歳以上の高齢者世帯の者
- ③身体障がい者・児（1、2級）
- ④知的障がい者・児（療育A）
- ⑤精神障がい者・児（1級）

⑥介護保険の要介護認定3～5

⑦上記以外の理由で避難支援が必要な者

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する個人情報と入手方法

本市関係部局において把握する上記(1)の①～⑥に該当する者は、申し込みをしなくても自動的に市の避難行動要支援者名簿として搭載する。

⑦の登録を希望する者は申し込みが必要となる。その際、避難支援等関係者への情報提供を希望する場合は、同意の旨を連絡する。

市においては、以下の情報について、避難行動要支援者名簿に記載する。

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 生年月日
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由

なお、上記の情報については、対象者に登録申請書を配付・回収することにより収集する。

(3) 避難行動要支援者に関する情報の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化するため、市は、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう努める。

(4) 避難支援等関係者への名簿の提供

平常時の見守り活動や消防活動に利用するため、地域支援者への情報提供に同意した者については、別途、同意者名簿として取りまとめ、避難支援等関係者(民生委員児童委員、消防組合)に提供する。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認められる場合は、同意を得ていない避難行動要支援者の名簿情報についても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者や自主防災組織等に提供するものとする。

名簿の提供にあたっては、適正な情報管理が図られるよう、避難支援等関係者に対し、守秘義務が課せられていることを説明するとともに、名簿の利用、管理及び保管方法等について指導するなど、適切な措置を講ずる。

また、避難支援等関係者や自主防災組織が避難支援を行うにあたり、避難支援等関係者本人等の安全を確保するため、当該制度の意義等を十分周知するとともに、安全確保の措置を講ずる。

(5) 避難行動要支援者名簿に関する適正管理

市は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理を行うため、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を定めた「門真市情報セキュリティポリシー」の

遵守を徹底する。

避難行動要支援者名簿を避難所ごとに作成し、各避難所で封印保管して備える。

2 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、大規模災害発生時における安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

3 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

4 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練の実施に努める。

5 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

第2 社会福祉施設等における対策

1 災害対策マニュアルの策定

災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な災害対策マニュアルを施設ごとに策定する。

2 防災訓練の実施

市地域防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

3 施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設の耐震化や防火対策を進めるとともに、施設や付属する危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

4 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。よって、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

5 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

第3 避難所対策

避難所については、災害時に要配慮者が利用しやすいよう、施設の福祉的整備を図るものとする。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるように、段差の解消、スロープ、手すり等の設置や、障がい者用トイレの整備に努めるとともに避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (3) 施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等備品の整備に努める。施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障がなく使用に供することができるよう管理体制を整える。
- (4) 市の意思疎通支援事業に登録の手話通訳者や要約筆記者のほか、介護のボランティア等を災害時に派遣ができるよう、平常時から登録者や門真市社会福祉協議会との連携に努める。
- (5) 府と連携を図り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者と協議により、要援護高齢者、障がい者等が相談や介護・医療的ケア等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的避難施設）の選定に努める。

第4 外国人等への対策

前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不安な外国人、旅行者等が考えられる。これらの人々に対して、要配慮者として安心して行動できるような、環境づくりに努める。

1 防災情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の配布（多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等）

2 地域社会との連携

- (1) 地域での支援体制づくり
- (2) 避難所等に通訳のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から門真市社会福祉協議会との連携に努める。

○日本語読み書き講座（教育委員会生涯学習部）

日本語の読み書きが不自由で、日常生活に支障をきたしている人に、生活上必要な日本語の読み書きの習得を促進する。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、府が民間企業や団体等と連携を図りながら推進に努める、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、災害発生時の社会的混乱等を防止するため、府と連携し帰宅困難者支援体制の整備に努める。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。

また、市は、国、府及び関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、国、府、市、事業者及び関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

項 目	実施担当機関
第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動	本部事務局
第2 駅周辺における滞留者の対策	本部事務局
第3 代替輸送確保の仕組み（バス等）	本部事務局
第4 徒歩帰宅者への支援	本部事務局

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府や関西広域連合と連携して、企業等に対して次のことについて普及啓発を行う。

- (1) むやみに移動を開始しないこと
- (2) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- (3) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- (4) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- (5) これらを確認するための訓練の実施

第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、市は民間事業者との覚書等に基づき一時滞在施設等の確保に努めるなど、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、要配慮者等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 代替輸送確保の仕組み（バス等）

鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、府公安委員会及び各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

第4 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱所における帰宅困難者への支援

地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者に対し、次のような支援を行う。



- (1) 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者に対し、次のような支援を行う。



- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

第12節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備

災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、平常時から処理体制の整備に努める。

項目	実施担当機関
災害廃棄物処理に係る防災体制の整備	市民生活部

1 廃棄物処理施設等の災害予防対策

次の災害予防対策に努める。

- (1) 処理施設等の点検、浸水対策、耐震化及び不燃堅牢化等
- (2) 処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器等冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保

2 災害時の廃棄物処理計画

大規模な地震、洪水を想定した災害廃棄物処理計画を整備する。

- (1) 被災地区・規模の想定
- (2) 災害時のし尿、ごみ及びがれき等の発生量の予測
- (3) 仮設トイレ、消毒・脱臭剤等の備蓄及び調達体制
- (4) 排出ルール
- (5) 収集・運搬体制、ルート
- (6) 仮置場の配置計画・運営体制
- (7) 中間処理、再資源化及び最終処分場等での処理の方法・手順
- (8) 周辺市町村との協力体制、広域的な処理・処分の方法・手順
- (9) 粉じん、消臭等の環境対策
- (10) 有害物質の漏洩、アスベスト等の飛散防止措置
- (11) 処理施設の補修資機材の備蓄・調達、応急復旧体制
- (12) 収集運搬車両・機器等の点検、洪水時避難対策及び緊急出動体制

第13節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき府が策定する第四次地震防災緊急事業五箇年計画について、大阪府と連携して、市内にかかる事業を推進する。

項 目	実施担当機関
地震防災緊急事業五箇年計画の推進	各部局、大阪府、各防災関係機関

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設及びヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線及び水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)から(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (12) 津波により生じる被害の発生を防止し、又は軽減することにより、円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において、迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において、必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (20) (1)から(19)に掲げるもののほか、地震防災上整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災知識の高揚

市及び関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等のあらゆる機会を通じて、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。実施にあたっては、要配慮者に考慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

項目	実施担当機関
第1 防災知識の普及啓発	総務部、保健福祉部、教育委員会、消防組合
第2 学校教育・社会教育における防災教育	教育委員会
第3 事業所における防災知識の普及	総務部、消防組合
第4 災害教訓の伝承	総務部、保健福祉部、教育委員会、消防組合

第1 防災知識の普及啓発

地震、洪水時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災知識の普及啓発を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害等の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険箇所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間（可能な限り1週間程度）の飲料水、食料、携帯トイレ及びトイレ用紙等（トイレットペーパー）等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ及び乾電池等）の準備
- ウ 飼い主による動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

- エ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- オ 避難場所・避難路・避難所、家族との連絡方法等の確認
- カ 自主防災組織活動、消火・救助・応急手当訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ク 地震保険、火災保険の加入の必要性

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動
- エ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- オ 避難行動要支援者への支援
- カ 消火、救助・救急活動
- キ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- コ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- サ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、防災マップ等を作成・更新、活用するとともに、ホームページ、公共施設及び電話帳（レッドページ）等への掲示、広報紙や放送メディアでの定期的な紹介、また、それらの情報の認知度の定期調査等により、情報の継続的な提供と普及啓発に努める。

啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 活動を通じた啓発

防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施及び地域社会活動等の促進・活用による普及啓発に努める。

また、緊急地震速報について、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう、普及啓発を進める。

○緊急地震速報

極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生の旨を知らせ、防災対応を促すことにより被害の軽減を図るための情報で、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能する。

第2 学校教育・社会教育における防災教育

防災の手引を作成し、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。

1 教育の内容

- (1) 気象、地形及び地震等についての正しい知識
- (2) 防災情報の正しい知識
- (3) 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難方法及び家族・学校との連絡方法
- (4) 災害等についての知識
- (5) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- (6) 発達段階に応じた自助、共助についての知識

2 教育の方法

- (1) 防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）及び学校の行事等を利用した訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (3) 特別活動等を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用
- (5) 防災関係機関との連携
- (6) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- (7) 自主防災組織、ボランティア等との連携
- (8) 淀川資料館の見学、洪水ハザードマップを教材とした総合学習及び防災関係者による講座等の活用

3 教職員の研修

教育委員会は、地震に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

4 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

5 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

6 消防団等による防災教育

市は、消防団が消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう支援する。

第3 事業所における防災知識の普及

大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、事業所単位での防災マニュアル等を作成するよう啓発に努める。

第4 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制の整備

市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

項目	実施担当機関
第1 地区防災計画の策定等	総務部、市民生活部、消防組合
第2 自主防災組織の結成促進	総務部、市民生活部、消防組合
第3 自主防災組織の育成	総務部、市民生活部、消防組合
第4 事業者による自主防災体制の整備	総務部、市民生活部、消防組合

第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、女性、小中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、市民と一体となって少子高齢化に合わせた新たな仕組みづくりを行うなど、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄及び高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

地区防災計画の作成にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第2 自主防災組織の結成促進

「自分の家族や財産、地域は自ら守る」という自主防災意識の醸成を促し、自主的な防災活動の推進を図るため、自治会等を単位として自主防災組織の結成を促進する。その際、防災リーダーを育成する。また、関係機関と連携し、自主防災組織としての防災

行動力の強化を支援する。

その他、婦人会等公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第3 自主防災組織の育成

市民による自主防災組織が自発的に行う消火、救助・救急活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努める。自主防災組織の育成にあたっては、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

1 育成の方法

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 市民組織に対する情報の提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等の活用を含む体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の配布又は整備助成
- (6) 防災訓練、応急手当等の訓練の実施

○ボランティア研修（門真市社会福祉協議会）

災害時の安否確認、生活支援、福祉活動等が円滑に行われるように、地域の担い手である地区（校区）福祉委員会、民生委員児童委員などを対象に「救援ボランティア緊急時の心得」を題材にした研修を実施していく。

2 活動の内容

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催等）
 - イ 災害発生の未然防止（消火器等防火用品のあっせん、家具の安全診断・固定及び建物や塀の耐震診断等）
 - ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路の把握及び防災資機材や備蓄品の管理等）
 - エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・応急手当・避難所開設運営・炊き出し訓練等）
 - オ 復旧・復興に関する知識の習得
- (2) 災害時の活動
 - ア 避難誘導（安否確認、集団避難及び避難行動要支援者への援助等）
 - イ 救助・救急（救助用資機材を使用した救助、負傷者の応急手当等）
 - ウ 出火防止・消火（消火器、簡易消火栓、可搬式ポンプによる消火等）
 - エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの周知）

- オ 物資分配（物資の運搬、給食及び分配）
- カ 避難所の自主的運営

3 各種組織の活用

幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、自主防犯組織協議会及び赤十字奉仕団等における自主的な防災活動の促進を図る。

第4 事業者による自主防災体制の整備

事業者に対して、従業員及び利用者等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の方法

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等の活用を含む体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

2 啓発の内容

- (1) 平常時の活動
 - ア BCP（事業継続計画）の作成・運用
 - イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用等）
 - ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常マニュアルの整備及び防災用品等の整備等）
 - エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他の物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備及び避難方法等の確認等）
 - オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救助・応急手当訓練等）
 - カ 地域活動への貢献（防災訓練等地域活動への参加、自主防災組織との協力）
- (2) 災害時の活動
 - ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む）、避難誘導、避難行動要支援者への援助等）
 - イ 救助・救急（救助用資機材を使用した救助、負傷者の応急手当等）
 - ウ 出火防止・消火（消火器、屋内・外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）

- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの周知）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放等）

第3節 ボランティア活動環境の整備

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、門真市社会福祉協議会及びその他ボランティア活動推進機関は、府の災害時におけるボランティア活動支援制度等を活用し、それぞれ相互に連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

項目	実施担当機関
第1 受入れ体制の整備	総務部、保健福祉部、日本赤十字社
第2 人材の育成	総務部、保健福祉部、日本赤十字社
第3 活動支援体制の整備	総務部、保健福祉部、日本赤十字社

第1 受入れ体制の整備

1 受入れ窓口の整備

災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、門真市社会福祉協議会との連絡調整に努める。

2 連携体制の整備

災害時に迅速にボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう、平常時から門真市社会福祉協議会と連携を図るとともに、市内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

3 事前登録への協力

門真市社会福祉協議会と連携のもと、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、大阪府が主体となって行う災害時におけるボランティア活動支援制度による事前登録に関する協力を努める。

第2 人材の育成

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、門真市社会福祉協議会及びその他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーの養成、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

第3 活動支援体制の整備

災害時迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生等）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するためのBCP（事業継続計画）を策定し運用に努める。

また、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）※の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

項目	実施担当機関
第1 事業者のBCP（事業継続計画）等の策定促進	各事業者

第1 事業者のBCP（事業継続計画）等の策定促進

市は、市内事業者のBCP（事業継続計画）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、市商工会議所や経済団体、企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。

また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

※事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市の防災機能の強化

市をはじめ関係機関は、災害に強い安全なまちづくりを進めるため、防災空間の整備、都市基盤施設の防災機能の強化、密集住宅市街地の整備促進、土木構造物の耐震対策及びライフライン施設の災害予防対策等、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路及び都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、大阪府の災害に強い都市づくりガイドライン（府都市整備部）を活用するものとする。

地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した大阪府防災都市づくり広域計画に基づき、都市防災対策を促進する。

また、災害危険度判定調査の実施及び市民公表に努めるとともに、大阪府防災都市づくり広域計画に基づき、防災都市づくり計画の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

項目	実施担当機関
第1 防災空間の整備	まちづくり部、市民生活部、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、JA北河内農業協同組合
第2 都市基盤施設の防災機能の強化	まちづくり部、上下水道局、大阪国道事務所
第3 密集住宅市街地の整備促進	まちづくり部、大阪国道事務所
第4 土木構造物の耐震対策	まちづくり部、大阪国道事務所、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社、西日本高速道路株式会社
第5 ライフライン施設の災害予防対策	まちづくり部、上下水道局、大阪国道事務所西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社

第1 防災空間の整備

市及び関係機関は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止及び災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、水路などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 道路・緑道の整備

道路整備は災害時における消防活動の支援、緊急交通路、避難路及び大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、都市計画道路の整備に努める。

- (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。特に北部地区については、既存幅員6m以上の道路と連携して、消防活動困難地域の解消と一時避難地から寝屋川大東線や国道1号(第二京阪道路)までの2方向以上の避難ルートの確保が図れるよう都市計画道路の整備を促進する。
- (2) 広域避難地等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道、並びに沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して地震災害時における避難上必要な機能を有する道路又は緑道の整備に努める。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能強化のため、既存道路の緑化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化を促進し、不燃領域の向上や、市街地大火の防止効果を高める。

※資料9-2「都市計画道路一覧表」

資料9-3「都市計画公園・都市計画道路一覧図」

2 公園・広場の整備

災害時における避難所や災害救援活動の拠点となる公園・広場などについては、防災上の役割を考慮し、その配置や規模等の検討を行いながら整備に努める。

都市公園の整備に際しては、防災公園計画・設計ガイドライン(建設省都市局公園緑地課、土木研究所環境部監修)、大阪府防災公園整備指針(大阪府土木部発行)及び大阪府防災公園施設整備マニュアル(大阪府土木部公園課)を参考に、一時避難地や広域避難地等としての機能が確保されるように努める。

【整備する公園等の種類】

広域避難地となる都市公園	広域的な避難の用に供する概ね面積1ha以上の都市公園
一時避難地となる都市公園	近隣の市民が避難する概ね面積1,000㎡以上の都市公園
災害救援活動の拠点となる都市公園	災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中枢基地等の機能を発揮する都市公園(後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園)
その他防災に資する身近な都市公園	緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等

また、遊具・植栽の配置については、できる限り何も置かない空間を確保しつつ、公園等を整備する。

○公園緑地の整備事業（まちづくり部）

避難地、火災の延焼防止、給水所、食料・物資の配給所、仮設トイレ、マンホールトイレ、ボランティアや自衛隊の活動拠点等多様な役割を発揮する公園緑地の整備を推進し、災害に強いまちづくりを実現する。

※資料9-1「都市計画公園一覧表」

資料9-3「都市計画公園・都市計画道路一覧図」

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、防災面においても貴重なオープンスペースとして位置付けられている。災害時における延焼防止帯・緊急時の避難場所として、あるいは一時借用による仮設物の建設や資材集積場等としての保全・活用等を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

大阪府災害に強い都市づくりガイドライン（府都市整備部）を活用して、整備計画、事業実施を図る。

1 公園等のアクセス機能の強化

広域避難地、一時避難地等については、アクセス等の整備を進めるとともに、災害時用臨時ヘリポート、ドクターヘリ及び自衛隊ヘリポートなど、防災機能の強化を図る。

※資料10-2「緊急交通路予定路線図」

資料10-3「ヘリポート候補地一覧」

2 河川水の活用

緊急用水の供給源として活用できる川づくりをめざした河川水の活用を図る。

第3 密集住宅市街地の整備促進

府をはじめ関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けた災害に強いすまいとまちづくり促進区域等において、木造密集市街地における防災性向上ガイドライン等に基づき、建物の不燃化・耐震化の促進や公共施設の整備等とともに、住宅市街地総合整備事業や土地区画整理事業などによる面的整備を推進する。

特に地震時等に著しく危険な密集市街地については、平成32年度までに解消することをめざし、大阪府密集市街地整備方針等を踏まえて、以下の方向性を基本に地域の特性

に応じて検討し、適切な進捗管理のもと、燃えにくいまち、避難できるまちの形成を積極的に進める。あわせて災害に強い都市構造の形成に向けて、地区内の延焼遮断帯や地域拠点等の整備促進を図る。

1 地区公共施設（道路・公園など）の重点的整備

必要性の高い施設に絞り込み、重点的に事業実施

2 老朽住宅の除却促進の強化

- (1) 除却に特化した活用しやすい補助制度の導入
- (2) 住宅税制を活用した除却促進

3 防火規制の強化

準防火地域の拡大に加え、小規模建物を不燃化する地区計画等を導入

4 耐震改修促進の強化

密集市街地における地域への働きかけ強化、負担の少ない改修の促進

5 延焼遮断帯の整備

延焼遮断帯の核となる広幅員の道路について密集市街地対策として整備を早期化、遮断効果の先行的な確保

6 地域拠点等の整備

地域のポテンシャルを活かした防災拠点[※]の整備や大規模道路沿道の土地利用転換等を誘導

※中町地区を密集市街地の防災拠点として位置付け、「防災機能を有する公園」及び市立体育館等の「防災機能を有する公益施設」を一体的に整備し、防災機能を連携させることで、災害時には周辺密集市街地の避難拠点だけではなく、広域的な「防災拠点」の整備を行う。

7 地域防災力の向上

まちの危険度情報や対策等に関する市民等への周知を徹底し、地域の防災意識の向上を図り、自助・共助の防災活動や密集事業等への事業協力を促進

○社会資本総合整備交付金（住宅市街地総合整備事業、まちづくり部）

密集市街地において老朽建築物等の改善、生活道路を中心とする道路の整備、公園・緑地施設及び児童遊園の整備、公益施設の整備を行うことにより、災害に強いすまいとまちづくりを実現する。

※資料9-4 「防火・準防火地域指定状況図」

第4 土木構造物の耐震対策

1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、以下の地振動を共に考慮の対象とする。
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型地震に起因する高レベルの地震動
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

2 道路施設の安全確保

- (1) 道路
路面への崩落が予想される道路法面を調査し、危険箇所には防災補修工事の推進を図る。
- (2) 橋りょう・横断歩道橋等
橋りょう、横断歩道橋等については、点検マニュアルに基づき定期的に点検を実施し、危険箇所には耐震対策を講じる。特に、市管理の緊急交通路については、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

○橋りょう・横断歩道橋の定期点検（まちづくり部）
市が管理している全ての橋りょう及び横断歩道橋の点検を定期的に行い、損傷箇所等につき、必要な修繕を施す。

3 河川の安全確保

河川による水害を防止するため、堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な耐震対策を講じるとともに、府と協力して耐震性の向上に努める。

4 鉄軌道施設の安全確保

橋りょう、高架部及びモノレール等の施設について、耐震対策を講じるよう鉄軌道各社への要望に努める。

第5 ライフライン施設の災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

1 上水道施設（上下水道局）

災害による断水、減水を防止するため、「水道施設設計指針」及び「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、上水道施設の強化と保全に努める。

（1）送配水管路の耐震化

送配水管の新設や布設替時に、耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等の導入を推進する。

- ア 浄・配水場、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
- イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送配水管の耐震化
- ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備

○水道施設等整備事業（上下水道局）

災害時にも安定した水を供給するための配水施設の耐震化に取り組む。

（2）機能の強化

単一管路で給水されている区域については、配水本管、配水支管の新規布設によって管路のループ化・多重化を推進するとともに、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。

（3）水道の安定供給

- ア 大阪広域水道企業団からの安定受水の確保に努める。
- イ 浄・配水場等の施設更新にあたっては貯水能力の増強を検討する。
- ウ 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。

（4）計画的な整備等

施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道施設（まちづくり部、上下水道局）

災害による下水道施設の機能低下・停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努める。施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。また、補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。

- (1) 施設の耐震化
一般下水道、管渠については、変位を吸収する措置等によって耐震性の向上を図る。
- (2) ポンプ場の耐震化
ポンプ場の耐震化については、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会）に基づき耐震化を図る。

※資料6-1「下水道ポンプ施設一覧表」

3 電力供給施設（関西電力株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力供給施設の強化と保全に努める。

- (1) 電力供給施設の強度確保
発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力の安定供給
電気設備の予防点検を行うとともに、電力供給系統の多重化を推進する。
- (3) 施設設備の維持保全等
電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、常時監視を行う。
- (4) 計画的な整備等
施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス供給施設の強化と保全に努める。

- (1) ガス供給施設の耐震性確保
製造所・供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) ガス導管、継手の耐震性確保
高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) 施設設備の維持保全等
ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全常時監視を行う。
- (4) 計画的な整備等
施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備等の強化と保全に努める。

(1) 電気通信施設の信頼性向上

ア 電気通信施設の立地に応じた耐水構造化（建物内への浸水防止対策等）、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信施設の耐震・耐火構造化など防災強化を推進する。

イ 主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造や、中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムの高信頼化を推進する。

ウ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じる。

(3) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第2節 建築物等の安全化

地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進を図るとともに、安全性の指導に努める。

項目	実施担当機関
第1 建築物等の耐震化の促進	まちづくり部、消防組合、事業者
第2 建築物等の安全性に関する指導等	まちづくり部、市民生活部、消防組合、事業者
第3 文化財	教育委員会、消防組合、文化財所有者

第1 建築物等の耐震化の促進

地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、「門真市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成20年3月策定、平成23年3月改定）に基づき、市民、行政及び関係団体の連携のもと、市内の建築物の耐震化の促進を図るとともに、平成27年度までに耐震化率9割の目標達成をめざす。

なお、全ての小学校、中学校については、耐震診断を実施し、その診断結果に基づき、耐震改修を行った。

1 公共建築物

- (1) 公共建築物について、防災上の重要度に応じて順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。
- (2) 公共住宅について、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。
- (3) 公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
- (4) 非構造部材の天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。
- (5) 建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じるものとする。

2 民間建築物

- (1) 市民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取組みをできる限り支援する。
- (2) 市長は、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が義務付けられている建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、

必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化の促進を図る。
また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

- (3) 広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。
- (4) ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震診断や改修の実施促進及び耐震に関する知識の普及啓発に努める。

第2 建築物等の安全性に関する指導等

建築物の敷地、構造及び設備等について安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や要配慮者対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

1 民間住宅の所有者に対する防災知識の普及

関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物の安全対策、家具やロッカーの転倒防止策等安全な住まい方も含めた災害予防の知識の普及に努める。

2 定期報告制度の活用等

建築基準法（第12条）による定期報告（特殊建築物等の調査・検査報告）の機会に、該当する建築物の所有者又は管理者に対して、建築物の防火・避難等、安全性の維持・確保の啓発に努める。また、高度な防災性能が要求される高層建築物に対しては防災計画書の作成を指導する。

3 建築物等の福祉対策

府の「福祉のまちづくり条例」に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を図る。

4 屋外広告物等の落下防止

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、大阪府屋外広告物条例に基づき、関係機関の連携のもと、設置者に対して改善措置を講じるよう指導を要請する。

第3 文化財

文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して保存のため万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財の維持管理に努める。

1 保護思想の普及

文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財保護思想の高揚を図るための啓発活動に努める。

2 防災設備の充実

文化財保護対象物を所蔵する建造物に対して、消火設備、避雷設備などの防災設備を設置又は改修するとともに、警備体制の充実を図る。

3 火気使用制限区域の設定

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、市民、見学者等に対し周知を図るため、標識等の設置に努める。

4 予防体制の確立

(1) 初期消火と自衛組織の確立

文化財所有者等は、自衛組織を結成して初期消火体制の確立を図る。

自衛組織を結成する人員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、あらかじめ対策を講じておく。

(2) 防災関係機関との連携

文化財所有者等、消防組合、教育委員会、門真警察署及びその他関係機関は平常時から連携を保ち、また、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応が行えるよう努める。

(3) 市民との連携

防災には、地元の地理や水利に詳しく、いち早く駆けつけられる組織が望ましいため、付近の市民に対し、平常時から文化財の保護、災害時における初期消火活動への協力を呼びかける。

【指定文化財】

国指定天然記念物	薫蓋樟	三ツ島1丁目15-20
府指定天然記念物	蕨島のクス	蕨島510
府指定史跡	伝茨田堤	宮野町8
府指定有形文化財	願得寺	御堂町8-23

第3節 水害予防対策の推進

洪水等による災害を未然に防止するため、寝屋川流域水害対策計画（平成26年変更）との整合を図りながら治水安全度の向上に努め、計画的な水害予防対策を実施する。

項目	実施担当機関
第1 河川・水路の改修	まちづくり部
第2 水害減災対策	まちづくり部
第3 下水道の整備	上下水道局
第4 地下空間浸水対策の推進	まちづくり部

第1 河川・水路の改修

1 水害の防止

近年の著しい都市化の進展に伴う降雨時の一時的な流量増加に対処するとともに、災害を未然に防止するために水路等の改修事業を推進する。また、雨期前には水路の重点箇所の点検、幹線水路の維持管理、清掃を実施する。

2 雨量計・量水標の整備点検

観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

3 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用を努める。

第2 水害減災対策

1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

水防法第15条に基づき浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 浸水想定区域内の地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として要配慮者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ること

が必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

- (4) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

2 洪水リスクの周知・利用

府が公表した洪水リスクを市民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努めるとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。

3 防災訓練の実施・指導

防災週間（8月30日～9月5日）、水防月間（5月）及び土砂災害防止月間（6月）等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場及び学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。

また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

4 水防団の強化

水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

5 治水施設の整備・指導

河川への集中的な流出を抑制するため雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。

第3 下水道の整備

降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠能力の向上と雨水ポンプ能力の増強に努める。

※資料6-1「下水道ポンプ施設一覧表」

第4 地下空間浸水対策の推進

浸水想定区域内の地下空間の所有者、管理者及び建設予定者等に対し、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」の概要を周知し、対策の実施を推進する。

また、洪水予報、雨量・水位情報の収集方法、(一般財団法人)日本建築防災協会の「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」の概要を周知し、洪水避難体制の強化を推進する。

第4節 地盤災害予防対策の推進

地盤災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

項目	実施担当機関
第1 液状化対策の推進	まちづくり部

第1 液状化対策の推進

1 液状化対策への取り組み

液状化現象によって、構造物に対しては次のような被害が発生するおそれがある。

- (1) 地盤全体の移動、すべり及びこれに伴う構造物、ライフラインの破壊
- (2) 地盤が支持力を失うことによる構造物の沈下傾斜、基礎の破壊、すべり
- (3) 浮力の増大による地中埋設物の浮き上がり
- (4) 土圧の増加による擁壁、護岸等の破壊
- (5) 地盤又は地盤構造物系の応答性状の変化及び地盤反力の低下に起因する杭基礎の破壊等

今後、液状化による施設等の被害を最小限にするために、府や研究者等の調査研究及び指導に基づき、液状化対策に取り組む。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

項目	実施担当機関
第1 危険物災害予防対策	消防組合
第2 高圧ガス災害予防対策	消防組合
第3 火薬類災害予防対策	消防組合
第4 毒物・劇物災害予防対策	消防組合

第1 危険物災害予防対策

危険物施設は地震動や液状化によって、その施設が損傷し、飛散・漏洩・爆発・火災等によって、広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、保安体制の強化を図る。

1 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、消防訓練、立入検査を通じ、危険物事業所の関係者に対し、保安教育、消火訓練等の実施方法について指導するとともに、危険物安全週間（6月の第2週）を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

2 指導の強化

危険物施設の現況を把握するとともに、消防吏員の立入検査等を通じて、指導の強化を図る。

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。
- (4) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (5) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (6) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (7) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3 自主保安体制の確立（事業所の防災組織の強化）

大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。また、危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

第2 高圧ガス災害予防対策

関係法令（高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）の周知徹底・規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

第3 火薬類災害予防対策

火薬類取締法等の関係法令の遵守徹底・規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など、盗難防止対策を含めた適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

第4 毒物・劇物災害予防対策

毒物及び劇物取締法等の関係法令の遵守徹底・規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

※資料5-1 「中高層建築物の現況」
資料5-2 「危険物施設数」

第6節 放射線災害予防対策の推進

項目	実施担当機関
放射線災害予防対策の推進	消防組合、大阪国道事務所、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社、西日本高速道路株式会社、門真市医師会

消防組合は関係機関と協力して、医療機関等の放射性同位元素(※)に係る施設の把握に努めるとともに、市内を経由して行われる放射性物質輸送については、輸送物、輸送方法等について関係機関と密接な連携に努める。

放射性同位元素等使用事業所での放射性同位元素等を原因とする事故(放射線災害)の予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、放射性同位元素取扱事業者(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。)等は、必要な対策(施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育及び防災訓練等)を講じるよう努める。

○放射性同位元素

同位元素のうちで放射性をもつ元素。自然放射能として天然に存在するものと、加速器や原子炉で人工放射能としてつくられるものがある。

たとえば、水素(^1H)、重水素($^2\text{H}=\text{D}$)、三重水素($^3\text{H}=\text{T}$)は互いに同位体であり、このうち、水素と重水素は安定同位体、三重水素(トリチウム)は β 線を出す放射性同位体である。

【地震災害応急・復旧・復興対策】

第1編 地震災害応急対策

第1章 初動期の活動

第1節 組織動員

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた組織動員体制をとる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 活動体制の確立	各部局							
第2 災害対策本部の設置	各部局							
第3 初動対策部の設置	各部局							
第4 現地対応拠点の設置	各部局							
第5 災害警戒本部の設置	各部局							
第6 防災・危機管理対策司令部の設置	各部局							

【設置の基準】

門真市域で震度5弱以上を観測等

→ 災害対策本部の設置

門真市域で震度4を観測

→ 災害警戒本部の設置

その他の

→ 市長の判断による

(注) 東海地震関連情報が発せられたときから地震発生まで又は警戒解除宣言までの措置については、付編1 東海地震関連情報に伴う対応を参照

《対策の展開》

第1 活動体制の確立

1 震度の判定

市内の震度計の観測値及び気象庁発表の地震情報による（気象庁発表の門真市の震度は、大阪府設置の門真市中町の震度計による）。また、停電等によって地震情報が

確認できない場合は、職員自らの判断により参集する。

※資料2-1 「気象庁震度階級関連解説表」

2 活動体制

震度に応じた活動体制をとり、情報収集及び必要な災害応急対策を実施する。

- (1) 市域で震度5弱以上を観測したとき又はその可能性があるときは、災害対策本部を自動的に設置する。
- (2) 市内で震度4を観測した場合、災害警戒本部を自動的に設置する。
- (3) その他の場合は、市長が必要と認めた体制をとる。

3 主な活動の設置場所

災害対策本部等を設置する場合は、次の場所を利用する。

利用用途	設置場所	電話
災害対策本部	庁舎別館3階 第3会議室	5
本部事務局（初動対策部）	庁舎別館3階 第2会議室	4
記者発表	庁舎本館2階 第6会議室	1

第2 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置し、災害対策本部長（以下「本部長」という。）として災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- (1) 市域で震度5弱以上を観測したとき、又はその可能性があるとき
※震度5弱以上の可能性がある場合の例は次のとおりとする。
 - ア 門真市の震度が不明で、隣接する大阪市、守口市、寝屋川市、四條畷市及び大東市のいずれかが震度5弱以上である場合
 - イ 門真市及び隣接する大阪市、守口市、寝屋川市、四條畷市及び大東市の全ての震度が不明で、大阪府内で震度5弱以上が観測されている場合
 - ウ 気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として門真市を発表した場合
- (2) その他市長が必要と認めたとき

2 廃止基準

- (1) 本部長（市長）が、災害応急対策が概ね完了したと認めたとき
- (2) 調査の結果、大きな被害がないと本部長（市長）が認めたとき。この場合、必要

に応じて被害状況に即した体制（災害警戒本部体制等）に移行する。

3 組織及び運営

(1) 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、資料1-4、1-6に定める災害対策本部事務分掌及び組織に基づく。

※資料1-3「門真市災害対策本部条例」

資料1-4「門真市災害対策本部事務分掌」

資料1-6「門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織」

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項について、基本方針を決定するため、本部長（市長）が必要に応じて招集する。ただし、極めて緊急を要する場合は、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害対策本部の会議の構成員は、次のとおりとする。

職 名	構 成 員
本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長
本 部 員	教育長、水道事業管理者、統括理事、教育次長、各部局長、会計管理者

イ 協議事項

- ① 災害応急対策の基本方針に関すること
- ② 動員配備体制に関すること
- ③ 各部班間の調整事項に関すること
- ④ 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること
- ⑤ 避難所の開設に関すること
- ⑥ 自衛隊災害派遣要請に関すること
- ⑦ 他の市町村への応援要請に関すること
- ⑧ 国・府及び関係機関との連絡調整に関すること
- ⑨ 災害救助法適用要請に関すること
- ⑩ 激甚災害の指定の要請に関すること
- ⑪ ボランティアの受入れの可否に関すること
- ⑫ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

(3) 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）は、災害対策本部の統括的な役割を行うとともに災害対策本部会議の庶務を行う。

ア 構成員

本部事務局の構成員は、次のとおりとする。

事務局長	統括責任者	局員
総務部次長	秘書広報課長、企画課長、人事課長、危機管理課長、議会事務局課長	秘書広報課、企画課、人事課、危機管理課、議会事務局の職員

イ 災害対策本部事務局の組織

災害対策本部事務局の組織は、庶務係・連絡係・情報係の3係により構成する。主な事務分掌は資料1-4「門真市災害対策本部事務分掌」のとおりとする。

4 各部連絡責任者

各部連絡責任者は、本部事務局と当該部局との情報の交換、連絡にあたるものとする。

5 設置及び廃止の通知

本部長（市長）は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、関係機関及び市民等にその旨を通知する。

6 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、市庁舎正面玄関及び本部設置場所入口に「門真市災害対策本部」の標識を掲示する。

7 設置場所

災害対策本部は、庁舎別館3階第3会議室に置く。ただし災害により市庁舎が使用不能となった場合等は、次の施設に移設する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

災害対策本部を設置又は移設する場合、本部事務局は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

順位 代替施設

- (1) 庁舎本館2階大会議室
- (2) 保健福祉センター
- (3) 南部市民センター
- (4) その他

8 職務・権限の代行

本部長（市長）が不在時は次の順位の者が代行する。また、本部員及び班長の代行は、各部局においてあらかじめ指名した者とする。

順位 代理者

- (1) 副市長（総務部を担当する副市長）
- (2) 副市長（他の副市長）
- (3) 教育長
- (4) 水道事業管理者
- (5) 統括理事
- (6) 教育次長

9 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合、密接な相互連絡を行う等、この組織と連絡を図って活動する。

また、大阪府職員（緊急防災推進員）5名は、府内に震度5弱以上の地震が発生した場合、市と大阪府の連絡調整の補助として自主参集する。

第3 初動対策部の設置（勤務時間外において大地震発生の場合）

勤務時間外に大地震が発生した場合、発生直後の混乱期から災害対策本部体制が軌道にのるまでの初動期に初動対策部を設置する。

1 設置基準

- (1) 勤務時間外に災害対策本部を設置したとき（次のとおり）

市域で震度5弱以上を観測したとき又はその可能性があるとき（自動設置）

ア 門真市の震度が不明で、隣接する大阪市、守口市、寝屋川市、四條畷市及び大東市のいずれかが震度5弱以上である場合

イ 門真市及び隣接する大阪市、守口市、寝屋川市、四條畷市及び大東市の全ての震度が不明で、大阪府内で震度5弱以上が観測されている場合

ウ 気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として門真市を発表した場合

- (2) その他市長が必要と認めたとき

2 廃止基準

本部長（市長）が、災害対策本部体制が整ったと認めたとき

3 組織及び運営

- (1) 初動対策部の組織

初動対策部の組織、運営については、別に定める初動対策部組織及び事務分掌に基づく。

原則として、初動対策部は、勤務時間外において、災害発生直後の混乱期に初動

期の応急対応策を実施するため、原則として市庁舎から概ね5km圏内の職員であらかじめ定められた者により構成し、市域で震度5弱以上を観測した場合に、自主的に市庁舎に参集する。

ア 構成員

初動対策部の構成員は、次のとおりとする。

組織名	統括責任者	部員
初動対策部	総務部長	原則として市庁舎から概ね5km圏内の職員 (あらかじめ定められた者) 約100人

(2) 運営

初動対策部は災害直後の混乱期において、早急に着手すべき内容を中心に庶務班、情報班及び応急対策班の3班により構成する。

4 設置場所

初動対策部は、庁舎別館3階第2会議室に置く。ただし災害の規模その他の状況によって応急対策の推進を図る必要がある場合は、市役所内以外の別の場所に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

初動対策部を設置する場合、庶務班は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

5 職務・権限の代行

初動対策部の統括責任者は総務部長があたり、不在時には総務部次長が代行する。また、班長の代行は、各部局においてあらかじめ指名した者とする。

6 引き継ぎ

初動対策部員は、災害対策本部の開設のため、必要な引き継ぎを行った後、災害対策本部体制におけるそれぞれの配備体制に移行する。

ただし、避難所従事者職員は、本部長（市長）の指示があるまで任務を継続する。

※資料1-7「初動対策部及び現地災害対策本部の組織」
資料1-8「初動対策部の事務分掌」

第4 現地災害対策本部の設置

市長は、本部長（市長）は、次の基準に該当する場合、被害状況に応じて現地対応拠点（現地災害対策本部）を設置する。

1 設置基準

- (1) 災害が局地的である場合、又は特定の地域に重点的に災害応急対策を実施することが必要なとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

2 廃止基準

本部長（市長）が、市域において災害応急対策が概ね完了したと認めたときに廃止する。

3 組織及び運営

(1) 本部の組織

現地災害対策本部の組織、運営については、本部長（市長）の指示する内容とし、業務内容に応じて必要人員を確保し、弾力的に構成する。

職 名	構 成 員
現地本部長	本部長（市長）が指名した職員
現地副本部長	
現地本部員	

4 設置及び廃止の通知

本部長（市長）は、現地災害対策本部を設置又は廃止した場合は、関係機関及び市民等にその旨を通知する。

5 本部表示の掲示

現地災害対策本部が設置された場合、現地災害対策本部設置場所入口に「門真市現地災害対策本部」の標識を掲示する。

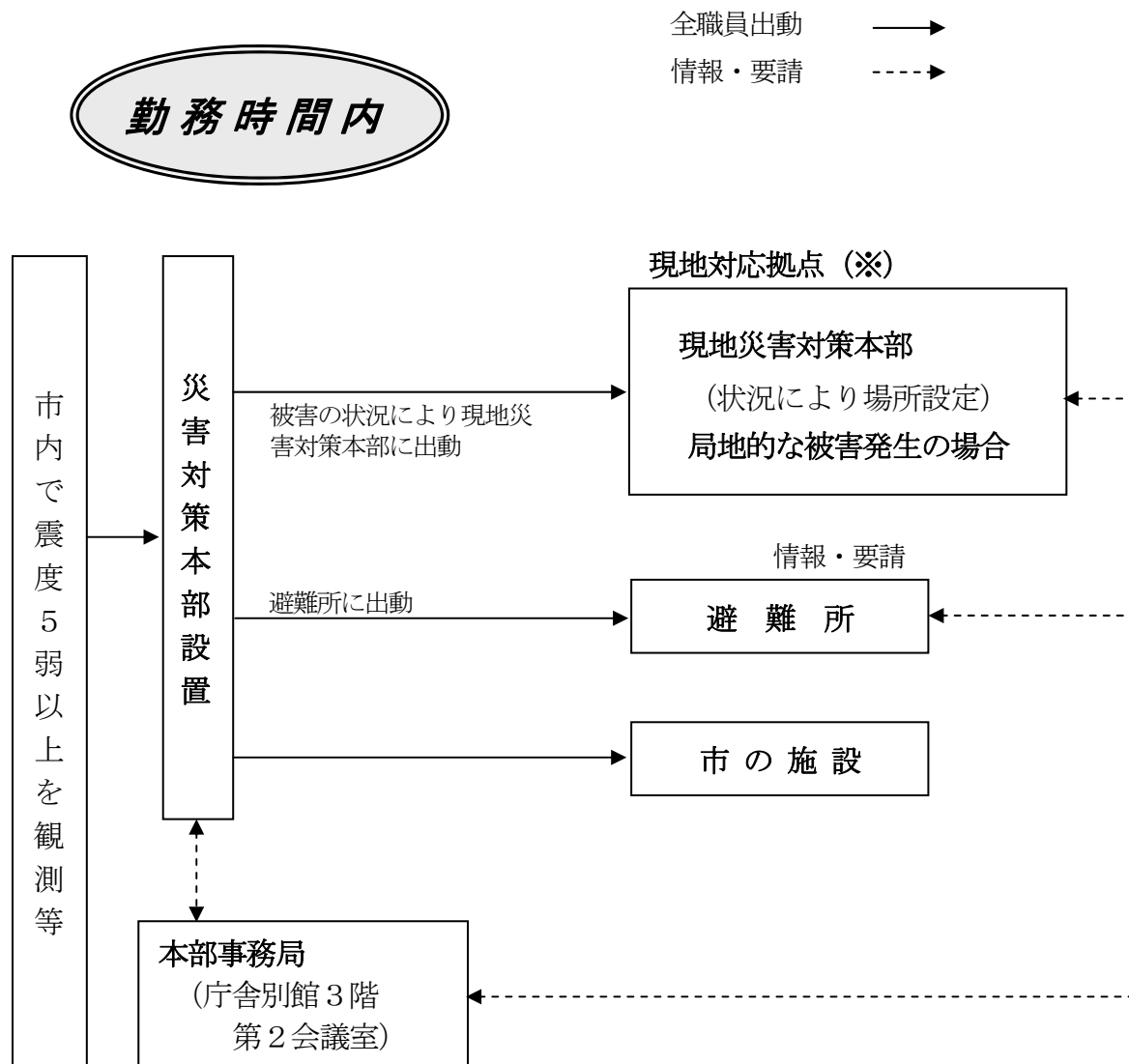
6 設置場所

現地災害対策本部は、災害の規模その他の状況によって設置場所を本部長（市長）が決定する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

現地災害対策本部を設置する場合、災害対策本部事務局は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

災害対策本部体制の流れ - 1 -

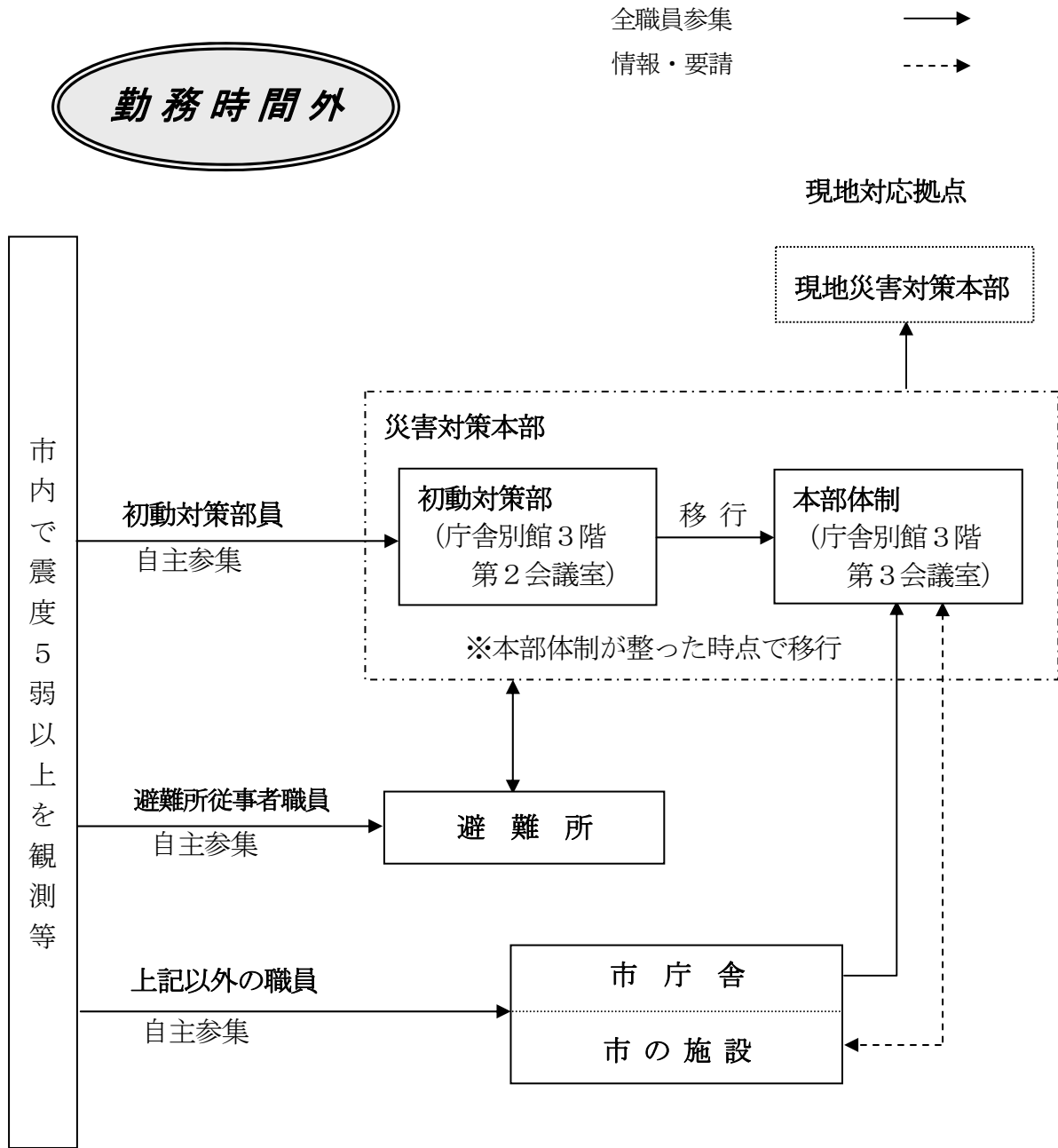
(勤務時間内に市内で震度5弱以上を観測等した場合)



※勤務時間内に、市内で震度5弱以上を観測等した場合、自動的に災害対策本部が設置され、市域における被害状況が把握される。災害対策本部会議は、被害状況によって、現地対応を現地災害対策本部とするか決定する。

災害対策本部体制の流れ - 2 -

(勤務時間外に市内で震度5弱以上を観測等した場合)



※勤務時間外に、市内で震度5弱以上を観測等した場合、自動的に初動対策部が設置されるが、その後災害対策本部体制が確立し、市域の被害状況が明らかになった時点で、現地災害対策本部の一拠点に統一する場合がある。

第5 災害警戒本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、災害対策本部に準じた体制をもって災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- (1) 門真市域で震度4を観測したとき
- (2) 東海地震に関する警戒宣言が発せられたとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

2 廃止基準

- (1) 本部長（副市長）が、災害警戒活動の必要がないと認めた場合、又は概ね完了したと認めたとき
- (2) 調査の結果、災害対策本部の設置によって災害応急対策を実施する方が望ましい災害規模であると本部長（副市長）が認めたとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

3 組織及び運営

(1) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織、運営については、資料1-6に定める災害警戒本部組織及び資料1-4に定める災害対策本部の事務分掌に準ずる。

(2) 災害警戒本部会議

災害警戒本部会議は、災害応急対策に関する本部の所掌事務について、基本方針を決定し、その実施を推進するため、本部長（副市長）が必要に応じて、本部会議を開催する。ただし、極めて緊急を要する場合は、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害警戒本部の会議の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	副市長（総務部を担当する副市長）
副本部長	副市長（他の副市長）、総務部長
本部員	各部局長、会計管理者、その他本部長が必要と認める者

イ 協議事項

- ① 情報の収集、伝達に関すること
- ② 職員の動員配備体制に関すること
- ③ 避難所の開設に関すること
- ④ 各部局間の調整事項に関すること
- ⑤ 災害対策本部設置に関すること

- ⑥ その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること
(3) 災害警戒本部事務局

災害警戒本部事務局は、災害警戒本部の統括的役割を行うとともに災害警戒本部会議の庶務を行う。

ア 構成員

災害警戒本部事務局の構成員は、次のとおりとする。

事務局長	統括責任者	局員
総務部次長	秘書広報課長、企画課長、人事課長、危機管理課長、議会事務局課長	秘書広報課、企画課、人事課、危機管理課、議会事務局の職員

イ 災害警戒本部事務局の組織

本部事務局の組織は、庶務係・連絡係・情報係の3係により構成する。運営は資料1-6に定める。

4 各部連絡責任者

各部連絡責任者は、災害警戒本部事務局と当該部局との情報の交換、連絡にあたるものとする。

5 設置及び廃止の通知

本部長（副市長）は、災害警戒本部を設置又は廃止した場合、危機管理課長より各部連絡責任者を通じてその旨通知する。

6 本部表示の掲示

災害警戒本部が設置された場合、市庁舎正面玄関及び本部設置場所入口に「門真市災害警戒本部」の標識を掲示する。

7 設置場所

災害警戒本部は、庁舎別館3階第3会議室に置く。ただし災害の規模その他の状況によって応急対策の推進を図る必要がある場合は、市役所内以外の別の場所に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

災害警戒本部を設置する場合、災害警戒本部事務局は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

8 職務・権限の代行

本部長（副市長）が不在の時は、次の順位の者が本部長を代行する。

また、本部員及び班長の代行は、各部局においてあらかじめ指名した者とする。

順位 代理者

- (1) 他の副市長
- (2) 総務部長
- (3) まちづくり部長
- (4) 上下水道局長

※資料1-6 「門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織」

第6 防災・危機管理対策司令部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、総務部長を司令部長とする防災・危機管理対策司令部を設置し、東海地震の警戒宣言が発せられた場合に備える。

1 設置基準

- (1) 東海地震注意情報が発せられたとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

2 廃止基準

- (1) 東海地震注意情報が解除されたとき
- (2) その他市長が防災・危機管理対策司令部を設置する必要がないと認めたとき

3 構成及び活動内容

(1) 構成員

防災・危機管理対策司令部の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
司令部長	総務部長
副司令部長	まちづくり部長、上下水道局長
部員	危機管理課、土木課、公共下水道課の職員

(2) 活動内容

- ア 東海地震関連情報等の収集・伝達
- イ 臨時部局長会議の必要性の判断、招集
- ウ 災害警戒本部、災害対策本部設置の必要性の検討
- エ その他緊急を要する災害応急対策の要領の決定

第2節 動員体制

地震が発生した場合、迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害発生規模に応じて職員を動員配備する。動員配備にあたっては、災害応急対策に従事する者の安全確保、感染症や熱中症などによる体調管理に十分留意する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 動員基準	各部局							
第2 動員方法	各部局							
第3 福利厚生	各部局							

《対策の展開》

第1 動員基準

- 1 災害対策本部を設置したときは、全職員を動員する。
- 2 災害警戒本部を設置したときは、あらかじめ定められた職員を動員する。
- 3 その他の場合は、市長の判断する配備体制とする。

第2 動員方法

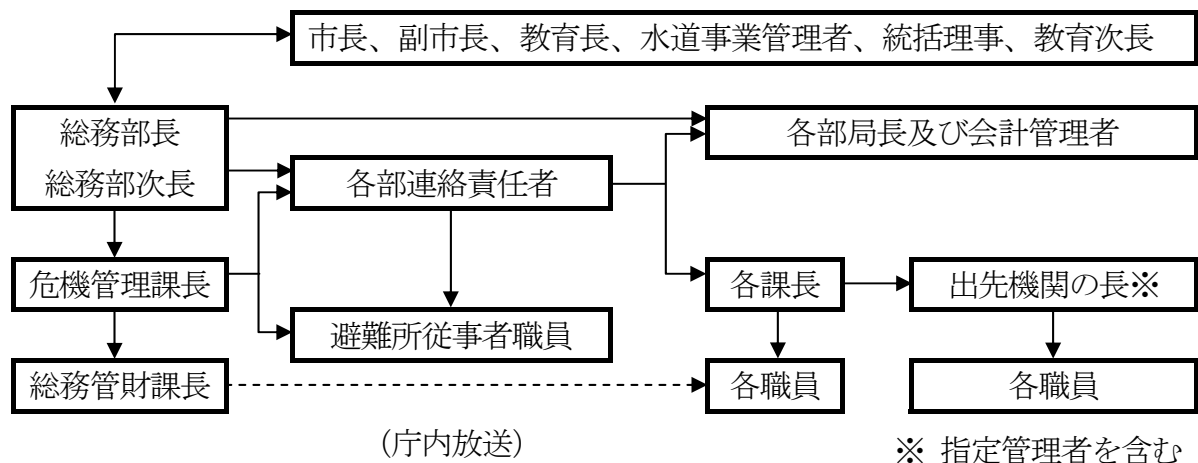
1 勤務時間内

(1) 連絡体制

参集指令の伝達は、次の経路により実施する。

ア 本庁においては、総務管財課長が庁内放送にて行う。

イ 電話又は伝令によって行う場合は、危機管理課長が各部連絡責任者を通じて次の経路により実施する。



(2) 活動体制への移行

庁内放送、電話及びメール等の通知によって、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

2 勤務時間外

(1) 連絡体制

ア 災害対策本部設置の場合

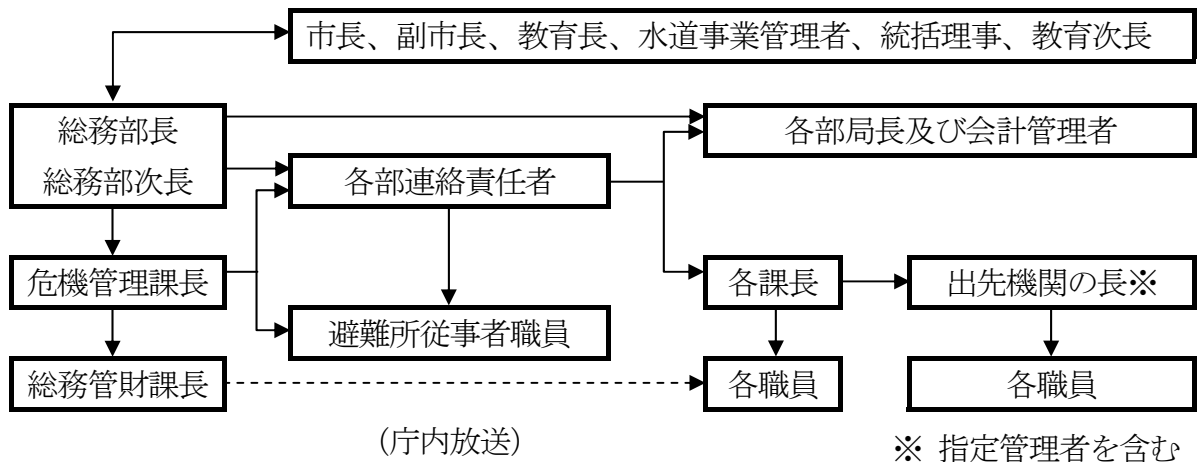
市内で震度5弱を観測したとき又はその可能性があるとき(※)、連絡の有無にかかわらず直ちに全職員参集する。その際、当面の食料及び日用品等を持参するよう努める。

※震度5弱以上の可能性がある場合の例は次のとおり。

- ① 門真市の震度が不明で、隣接する大阪市、守口市、寝屋川市、四條畷市及び大東市のいずれかが震度5弱以上である場合
- ② 門真市及び隣接する大阪市、守口市、寝屋川市、四條畷市及び大東市の全ての震度が不明で、大阪府内で震度5弱以上が観測されている場合
- ③ 気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として門真市を発表した場合

イ 災害警戒本部設置の場合

市内で震度4を観測した場合、防災関係職員は自宅待機のため参集指令を、危機管理課長が各部連絡責任者を通じて、次の経路により電話又は伝令によって実施する。



ウ 震度情報の収集

職員はテレビ、ラジオ等で震度情報を収集する。震度情報を収集できない場合は、職員自らの判断により参集する。

(2) 参集場所

ア 初動対策部員

初動対策部の指名を受けている職員は、庁舎別館3階第2会議室に参集する。

- イ 避難所従事者職員
避難所派遣の指名を受けている職員は、避難所に参集する。
- ウ その他の職員
自己の指定参集場所とする。

(3) 過渡的措置

各部局長及び会計管理者は、勤務時間外の過渡的措置として、非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて、順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

(4) 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行う。情報収集事項は次のとおりとする。

- ア 避難状況
- イ 人的被害
- ウ 建物の被害
- エ 火災
- オ 河川の被害
- カ 道路の被害・機能障害
- キ ライフラインの被害・機能障害
- ク その他被災状況

※様式19「参集途上被災状況報告書」

(5) 参集の報告

- ア 各部局各班は、班の職員参集状況を班長に報告する。
- イ 各部局各班の班長は、職員参集状況を「職員動員報告書」により初動対策部庶務班に報告する。

※様式1「職員動員報告書」

3 人員の確保

(1) 災害警戒本部体制の場合

各部局長及び会計管理者は、各部局の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部局内で配備人員を増員し、その旨を人事班へ報告する。

(2) 災害対策本部体制の場合

各部局長及び会計管理者は、各部局の防災活動遂行において、部局内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を人事班に要請する。この場合、人事班は、本部事務局と協議のうえ、速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

4 平常業務の機能

災害対策本部体制下では、地震発生からの時間経過とともに、平常業務を確保する必要がある市民サービス部門等から、人事班と協議のうえ実施する。

第3 福利厚生

第一線で災害対応する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊施設等の指定

(1) 宿泊及び仮眠施設

宿泊及び一時的な仮眠施設については、公共施設、市営住宅の利用及び民間宿泊施設等を随時借り上げによって確保する。

(2) 宿泊施設の確保

ア 宿泊及び仮眠施設の確保、全体の管理及び調整については人事班で行う。

イ 派遣職員の宿泊施設は、人事班で把握した人員によって必要数を確保する。

2 夜食等の調達

災害対策従事者への夜食等の配給については、調達班が食料班と調整のうえ、民間等から調達する。

また、人事班は、平常時から職員用の食料備蓄に努める。

3 勤務状況の把握

人事班は、災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、本部事務局と連携を図りながら各対策部の実情に即した要員の交代等を行う。

第3節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、府内が関係地域の全部又は一部となった場合、府、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
災害緊急事態	各部局、大阪府							

第4節 情報の収集伝達

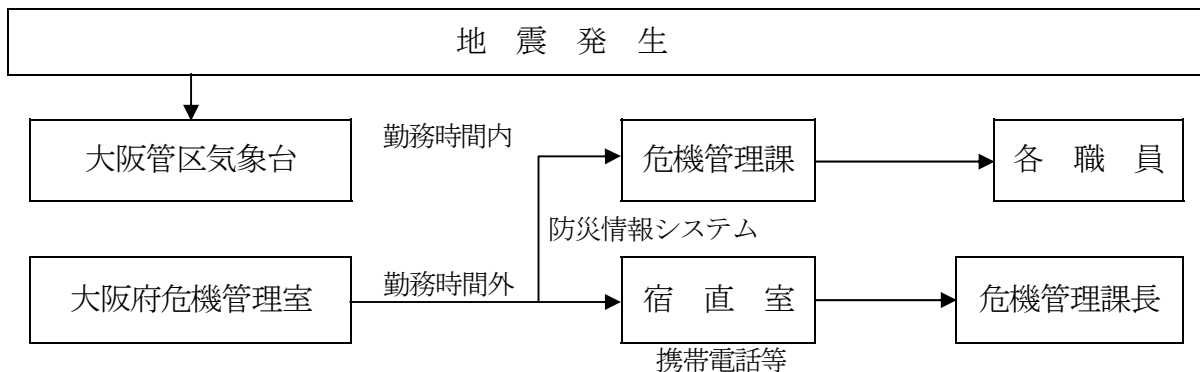
地震発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに電話・携帯電話等や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリージを行い、適切な応急対策を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 地震情報等の収集・伝達	各部局、大阪府、大阪管区気象台							
第2 情報の収集・伝達システム	各部局、大阪府、大阪管区気象台、門真警察署							
第3 応急被害状況の把握	各部局、日本放送協会、各民間放送株式会社							
第4 詳細被害状況の把握	各部局、日本放送協会、各民間放送株式会社							
第5 国、府への報告	本部事務局							
第6 通信手段の確保	各部局、西日本電信電話株式会社							

《対策の展開》

第1 地震情報等の収集・伝達

【大阪管区気象台地震情報の流れ・庁舎内】

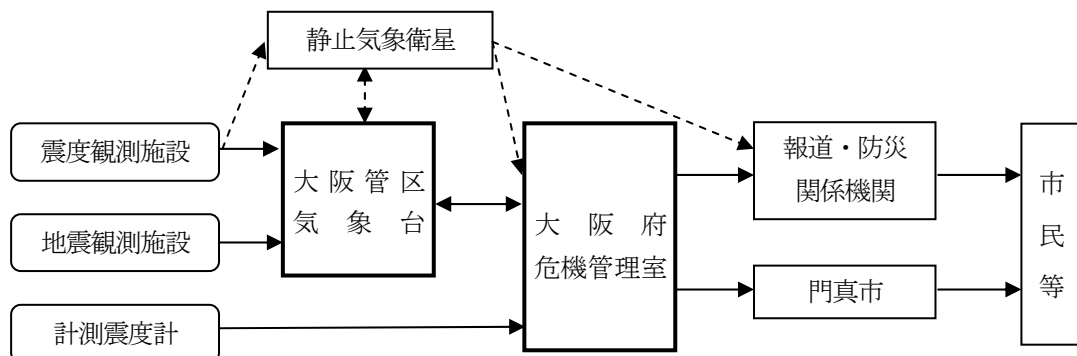


1 地震情報

- (1) 危機管理課又は本部事務局は、府防災情報システム、電話及びファクシミリ等を通じて、大阪管区気象台の発表する地震情報を速やかに収集する。
- (2) 通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ、ラジオ等から入手するよう努める。

地震情報の種類	情報の内容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
緊急地震速報	震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（本市は「大阪府北部」の区分に該当）に対して緊急地震速報（警報）を発表 なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

【大阪管区気象台地震情報の流れ・広域】



(注) 太枠は、情報の発信元を示す。

2 宿直者による24時間体制

宿直者により、府及び消防組合等の防災関連機関からの地震情報等を夜間・休日等問わず24時間体制で受け、関係職員へ迅速な連絡対応を図るとともに、庁舎の安全確認、災害対策本部の事前準備及び関係機関との被害状況等の連絡調整を行う。

3 火災情報

- (1) 火災発生の通報は、通常の場合、市民からの119番通報による。
- (2) 電話不通時は、市民から門真消防署等への通報の情報による。

4 異常現象の発見及び通報

- (1) 堤防からの漏水や地割れ、湧水の出現及び井戸水位の急激な変化等、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市・消防組合又は門真警察署に通報する。
- (2) 市長は異常現象の通報を受けた場合、府及び関係機関に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定を行うとともに、関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

※資料2-1「気象庁震度階級関連解説表」

第2 情報の収集・伝達系統

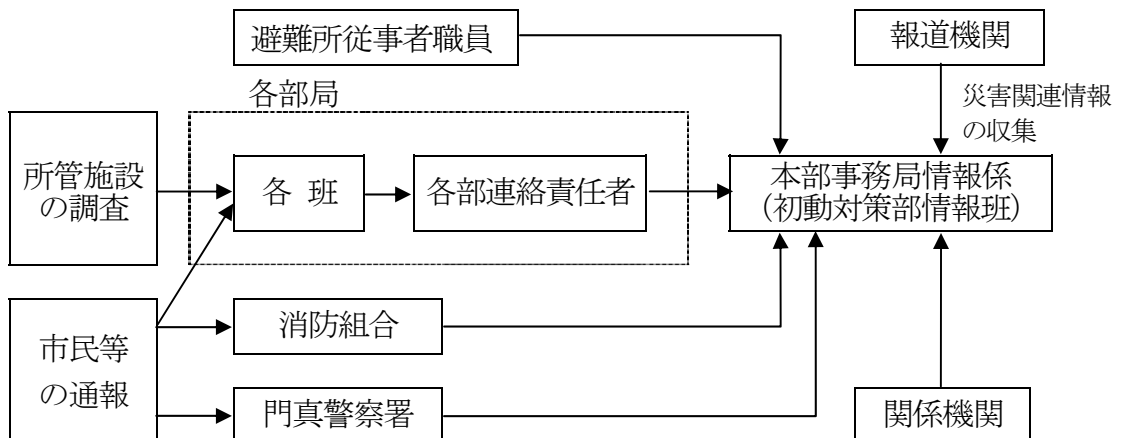
情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部局及び関係機関の間に迅速かつ的確に収集・伝達できる系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

- (1) 電話、携帯電話及びファクシミリ等の通信手段
- (2) バイク、自転車をを用いた伝令
- (3) 府防災情報システム等
- (4) 参集職員による「参集途上被災状況報告書」(勤務時間外)

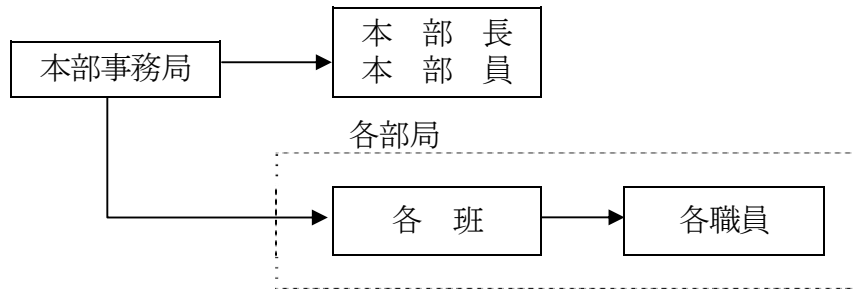
2 情報収集・伝達系統

(1) 情報収集系統

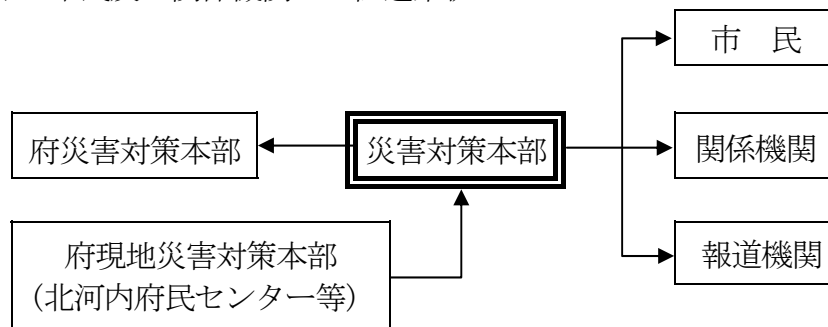


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



※府が現地災害対策本部を設置した場合は、府災害対策本部同様に情報の伝達を本部事務局が行う。

(注) 二重枠線は、情報の収集・発信元を示す。

※資料3-2 「関係機関の通信窓口」

第3 応急被害状況の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施するうえで必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から把握する。

1 被害状況の緊急情報収集

各実施担当者は、収集した情報を本部事務局情報係（初動対策部設置時は、初動対策部情報班）に報告する。

(1) 実施担当者と収集すべき情報

ア 本部事務局情報係

関係機関から災害情報等の収集を行う。

イ 広報班

テレビ、ラジオ、新聞等の報道による情報を収集する。

ウ 災害相談班

市民からの電話通報等によって、概括的な被害情報収集を行う。

エ 消防組合

119番通報から火災や傷病者の発生状況等の情報収集を行う。

オ 保健医療対策班

医療施設の被害状況及び医療機関等で治療を受けている傷病者等の情報収集を行う。

(2) 情報収集の手段

- ア 電話、携帯電話及びファクシミリ等の通信手段
- イ バイク、自転車を用いた伝令
- ウ 府防災情報システム等

2 緊急被害調査

各実施担当者は、調査した被害状況を本部事務局情報係に報告する。

(1) 実施担当者

ア 各部局各班

参集職員及び避難所従事者職員等は、参集途上における被害状況調査を実施し、「参集途上被災状況報告書」に記入し、事務分掌に基づき概括的な被害調査を実施する。また、報告書を取りまとめて本部事務局情報係に報告する。

※様式19「参集途上被災状況報告書」

(2) 調査内容

- ア 概括的被害状況調査
- イ 道路・橋りょう等被害状況調査
- ウ 河川等被害状況調査
- エ 上水道施設・下水道施設の被害状況調査
- オ 建物の被害状況調査
- カ その他災害の発生拡大防止措置上必要な調査

(3) 調査の手段

市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等とする。

3 被害情報の概括的把握

本部事務局情報係は、被害状況の緊急情報収集、緊急被害調査に基づき、概括的な被害状況を把握する。

把握すべき情報は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報
- (2) 市民の安否等に関する情報
- (3) 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
- (4) 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
- (5) 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
- (6) 交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
- (7) 産業等施設の被災の有無に関する情報（対策・復旧活動支援、市民の生活基盤）

第4 詳細被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。

1 各部局所管施設の被害状況の把握

- (1) 各部局各班は、所管施設の被害状況を調査し、各部連絡責任者を通じて本部事務局情報係へ報告する。
- (2) 各部局各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、「災害連絡票」により速やかに各部連絡責任者を通じて本部事務局情報係へ報告する。
- (3) 被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部局内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

※様式20「災害連絡票」

2 把握する内容

災害発生後の早い段階から、詳細な被害情報等の把握を行う。

【被害状況の把握】

把握する内容		担当部・班
人的被害	死者、行方不明者の状況	福祉対策班 消防組合、関係機関
	負傷者の状況	保健医療対策班
住家被害	全壊・半壊、大規模半壊等の状況	調査班
	被災建築物・宅地応急危険度判定	建築班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	建築班
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	調査班
その他被害	田畑の被害状況	商工農政班
	文教施設の被害状況	教育班
	医療機関の被害状況	保健医療対策班
	道路、公園、橋梁の被害状況	土木班
	河川、水路等の被害状況	土木班
	水道施設の被害状況	給水班・施設班
	下水道施設の被害状況	下水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	清掃班
電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	本部事務局	
り災状況	り災世帯数、り災者数	調査班
被害金額	公共・文教施設の被害金額	教育班
	農業施設の被害金額	商工農政班
	その他公共施設の被害金額	建築班
	農産、商工の被害金額	商工農政班
避難状況 応急対策 の状況	避難所の状況	避難所班
	応急給水	給水班
	炊き出しの状況	教育班
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	保健医療対策班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	各部局

3 被害情報の整理

(1) 情報の集約

本部事務局は、各部局から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- イ 被害分布図等の作成

(2) 被害情報等の整理

本部事務局は、取りまとめた情報を常に整理し、各部局や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

※様式20「災害連絡票」

様式21「各種被害状況報告書」

4 被害状況に基づく判断

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、本部事務局は、府等に対して応援要請を行う。

第5 国、府への報告

府に対する被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項に基づいて行う。また、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による。

府に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

1 報告基準

即報基準に該当する災害が生じた場合には、災害覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を府に報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

また、災害が直接即報基準に該当する場合は、府に加えて消防庁にも報告する。

(1) 即報基準

ア 一般基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 災害対策本部を設置したもの

イ 個別基準（地震関係）

市内で震度4以上を記録したもの

ウ 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

(2) 直接即報基準

市内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない）

2 報告方法

本部事務局が府防災情報システムで行うが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

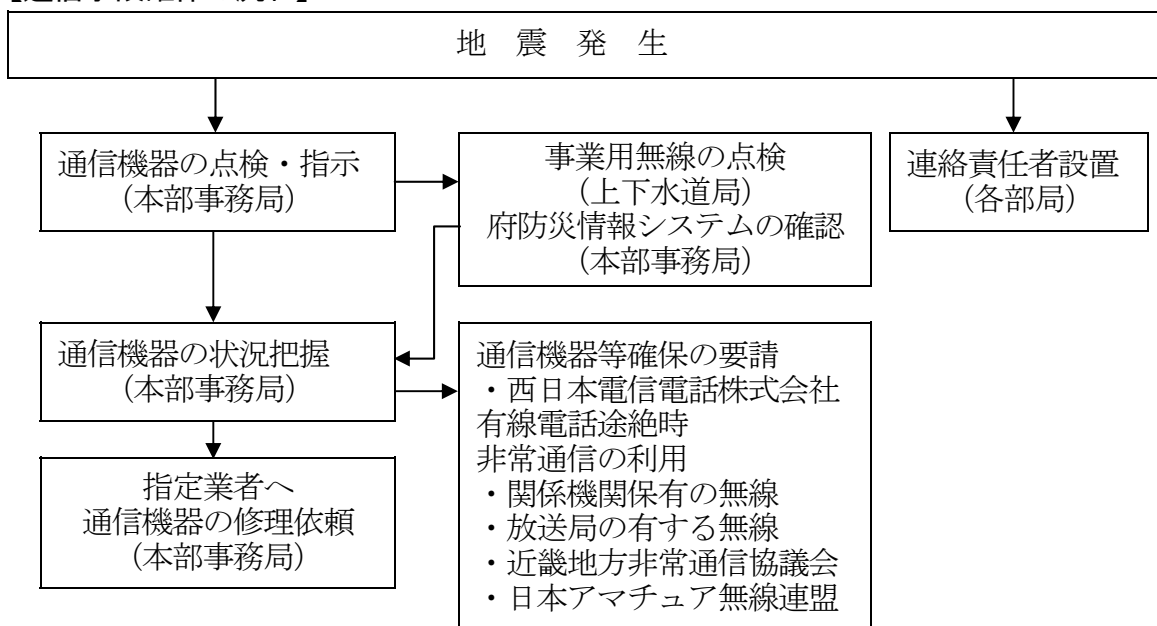
- (1) 即報基準及び直接即報基準に該当する災害か判断に迷う場合は、できる限り広く報告する。
- (2) 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。
- (3) 府に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更し、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告する。
- (4) 災害により門真消防署への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び府に報告する。

※様式21「各種被害状況報告書」

第6 通信手段の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

【通信手段確保の流れ】



1 無線通信機能の点検及び復旧

本部事務局は、地震発生後、直ちに府防災情報システム、事業用無線等の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

※資料3-3「大阪府防災行政無線通信系統図」

2 通信窓口

(1) 連絡責任者の配置

各班は、災害時に必要な情報の収集及び伝達など、関係機関相互の迅速かつ的確な連絡を確保するために連絡責任者を置く。

(2) 連絡先の変更等

各班は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに本部事務局及び関係機関に修正の報告を行う。

※資料3-2 「関係機関の通信窓口」

3 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

本部事務局は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常・緊急通話を一般の通話や電報に優先して取り扱うよう要請する。

(2) 優先利用

本部事務局は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。また、あらかじめ指定された災害時優先電話により通信連絡を確保する。

4 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 府、近隣市町との連絡

府防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じて消防無線、警察無線、非常無線、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

本部事務局は、関係機関に対し、職員の派遣及び所属機関との連絡用に携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(3) 消防及び警察等の通信活用

本部事務局は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、消防組合又は門真警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

(4) 非常通信の利用

本部事務局は、有線電話が途絶し、かつ事業用無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、通信の確保を図る。

- ア 関係機関（府警本部、鉄道会社）が保有する無線
- イ 放送局の有する無線
- ウ 近畿地方非常通信協議会に加入する機関の無線
- エ 日本アマチュア無線連盟等

※資料3-4 「大阪地区非常通信経路計画（市町村系）」

様式2 「非常無線通信用紙」

5 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部局職員との連絡は、電話・携帯電話、伝令（自転車、バイク、徒歩等）及び派遣等の適当な手段によって行う。

6 通信機器の設置場所

機器名称	設置場所
大阪府防災情報システム	庁舎別館3階 危機管理課
上下水道局事業用無線	上下水道局庁舎2階 水道総務課

第5節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、市民に対して正確な情報を提供する。

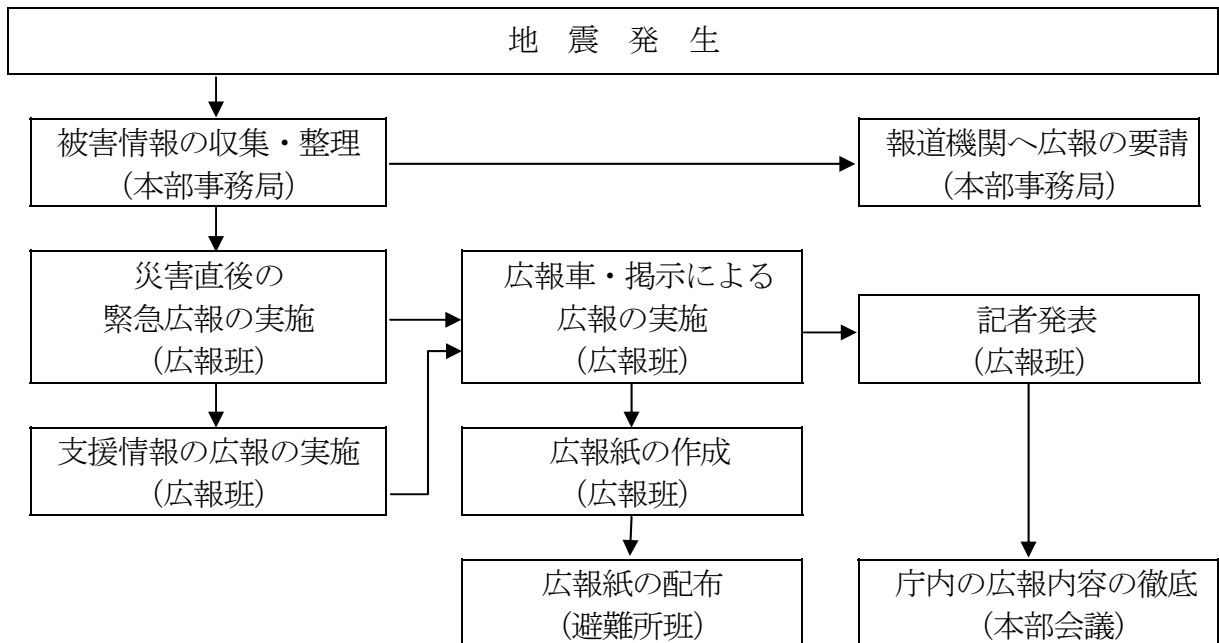
項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 災害広報	本部事務局、広報班、避難所班							
第2 報道機関との連携	広報班							
第3 広聴活動の実施	広報班、災害相談班							

《対策の展開》

第1 災害広報

平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な手段により広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

【災害広報の流れ】



1 災害情報

地震発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、市は関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

- (1) 地震情報に関すること（地震の規模、余震の状況等）
- (2) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (3) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (4) 被害の概要に関すること
- (5) 避難勧告・指示に関すること
- (6) その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

2 支援情報

地震発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- (1) 被災状況とその後の見通し
- (2) 避難所に関すること
- (3) 救護所に関すること
- (4) 救援物資の配布に関すること
- (5) 給水・給食に関すること
- (6) 医療機関などの生活関連情報
- (7) 義援物資等の配布に関すること
- (8) 被災者のために講じている施策などその他市民生活に必要なこと

3 ライフライン復旧情報等

広報班は、本部事務局、土木班、給水班、施設班、下水道班等、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。

- (1) 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること
- (2) 電気、ガス及び交通機関等の復旧に関すること
- (3) 電話の復旧に関すること
- (4) 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること
- (5) 交通規制情報

※資料3-2 「関係機関の通信窓口」

4 広報の手段

(1) 広報車

原則として市の所有する車両を使用する。必要に応じて門真警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。

(2) その他広報手段

- ア 広報紙の（臨時）発行と各避難所、防災拠点等への掲示・配布（避難所班と連携して実施）
- イ 避難所への職員の派遣
- ウ 防災行政無線の活用
- エ テレビ、ラジオ、新聞による広報

- オ 携帯メールや緊急速報メールの活用
- カ インターネット（ホームページ）やSNSの活用
- キ ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供

5 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、テレビ、ラジオ、ファクシミリやインターネット等のメディアを活用するほか、民生委員児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びボランティアなどの協力を得て手話、点字及び外国語等、多様な手段による広報活動に努める。

※資料3-5「災害時の広報文例」

第2 報道機関との連携

報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

1 災害情報の報道依頼

各部局からの災害情報の報道依頼は、広報班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼するテレビ、ラジオ等については、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK大阪放送局等の報道機関に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

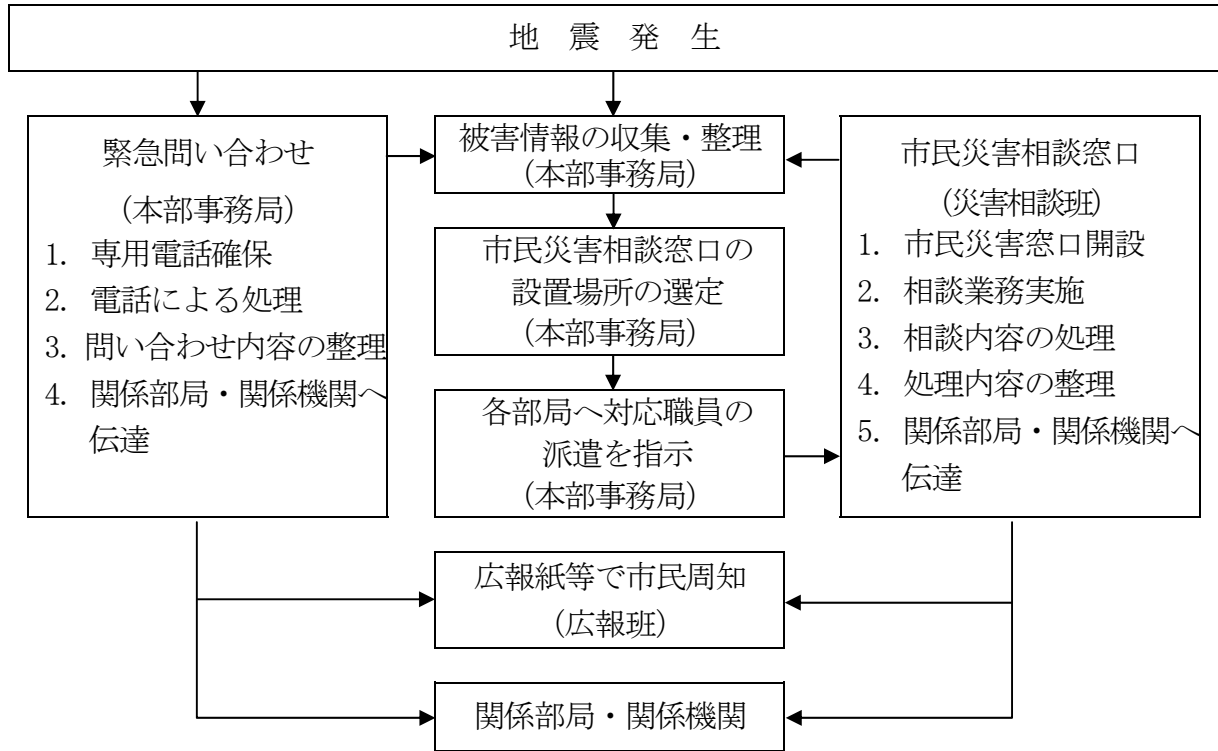
災害情報を総括し提供するための記者発表会場を「庁舎本館2階第6会議室」に設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。また、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- (1) 災害発生の場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 市民に対する避難勧告等の状況
- (5) 市民に対する協力及び注意事項
- (6) 支援施策に関すること

第3 広聴活動の実施

災害直後における、市民からの通報、問い合わせや時間の経過とともに表面化する災害による家や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、市民災害相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

【広聴活動の流れ】



1 緊急を要する問い合わせへの対応

災害直後の混乱期において、市民からの電話による通報、問い合わせは殺到すると想定されるため、本部事務局において電話対応を図る。

(1) 相談内容

緊急を要する問い合わせの内容については、二次災害等の通報、被害の状況、救急・救助の要請及び避難所の位置等のほか、次のようなものが考えられる。

- ア 地震情報に関すること
- イ 被害の概要に関すること
- ウ 避難勧告・指示に関すること
- エ その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）
- オ 避難所に関すること
- カ 救護所に関すること
- キ 救援物資の配布に関すること
- ク 給水・給食に関すること
- ケ ライフライン復旧情報等
- コ その他市民生活に必要なこと

2 市民災害相談窓口の開設

災害相談班は、市民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談及び避難行動要支援者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市民災害相談窓口を開設する。

(1) 相談内容

市民災害相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ア 上水道・下水道の修理に関すること
- イ 避難行動要支援者対策等の福祉に関すること
- ウ り災証明の発行に関すること
- エ 災害弔慰金等の支給に関すること
- オ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること
- カ 租税等の減免、徴収猶予等に関すること
- キ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること
- ク 中小企業及び農業関係者の支援に関すること
- ケ その他生活再建に関すること

(2) 実施体制

- ア 本部事務局は、各部局から対応職員を派遣させ、電話及び市民対応業務全般について実施する。
- イ 広報班は、市民災害相談窓口の開設時には、広報紙等で市民へ周知する。
- ウ 相談窓口には専用電話及び専用ファクシミリを備える。

3 要望の処理

- (1) 災害相談班は、被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 本部事務局、市民災害相談窓口で聴取した要望等については、速やかに各班及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。
- (3) 処理方法の正確性と統一を図るため、相談対応票等を用いて内容を記入する。

※様式22「相談対応票」

第6節 広域応援等の要請・受入れ

市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合は、速やかに府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 行政機関等との相互応援協力	本部事務局、消防組合							
第2 民間団体等に対する協力要請	本部事務局、各部署、大阪府、他市町村、民間団体等							
第3 知事による応急措置の代行	(本部事務局)							

《対策の展開》

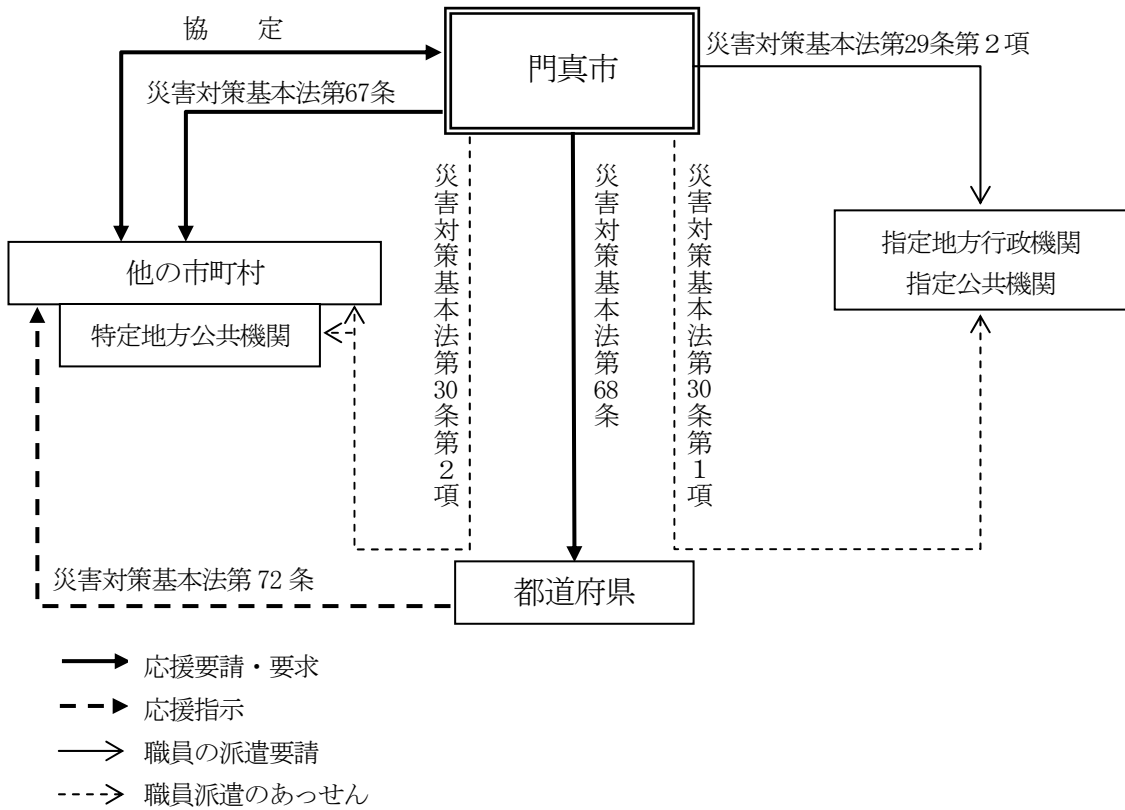
第1 行政機関等との相互応援協力

各部署は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて本部事務局を通じ、府及び他の市町村に応援協力を求める。

ただし、勤務時間外に災害が発生し、初動対策部が設置されている場合は、初動対策部情報班が報告する。

本部長（市長）が、府への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力等が必要と判断した場合、本部事務局が窓口となり、各班と連絡・調整のうえ、応援を受け入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



1 府への応援要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、災害対策基本法第68条の規定に基づき、本部長（市長）の判断により本部事務局を通じて、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって応援又は応援のあっせんを求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、府防災行政無線、電話又はファクシミリにより要請し、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を必要とする期間・場所
- (4) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

※様式17「公用令書」

【連絡先】

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
大阪府災害対策本部 事務局 大阪府危機管理室	(代表) 06-6941-0351 (直通) 06-6944-6021～ 6022	06-6944-6021～6022
	大阪府防災行政無線番号	*200-4880、4886 *200-4887 (夜間)

2 他の市町村への応援要請

災害対策基本法第67条に基づき、他市町村長に対して文書により応援要請を行う。消防相互応援協定及び災害相互応援協定を締結している近隣の市町村が被災している場合は、府にあっせんを要請するほか、他の市町村に応援を要請する。

(1) 応援の要請

災害相互応援協定都市(本部事務局が要請)及び消防相互応援協定締結市町村(消防組合が要請)と、被害状況等を相互に連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又は、ファクシミリにより応援要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

(2) 隣接地域の緊急応援

災害相互応援協定都市及び消防相互応援協定締結市町村は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、消防、水防及び救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。

※資料4-8「消防相互応援協定一覧」
資料12-1「災害相互応援協定一覧」

3 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、災害の状況、消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。ただし、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する(緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条)。

※様式18「緊急消防援助隊の応援等要請」

4 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
- (5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- (8) 消防活動、水防作業の応援及び所要の資機材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

5 職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長及び指定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関及び特定地方公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う（災害対策基本法第29条及び30条又は地方自治法第252条の17の規定による）。

- (1) 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
- (2) 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

6 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意する。

- (1) 応援部隊の宿泊施設を確保する。
- (2) 応援部隊との連絡職員を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。
- (3) 作業中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 応援に伴い誘導の要求があった場合は、門真警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の確保に万全を期する。
- (6) 応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第2 民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

1 民間団体等への協力要請

公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

2 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりとする。

対 象	応 援 協 力 要 請 の 方 法
公共的団体	必要な各部局から本部事務局を通じて要請
協定団体等	担当部局から直接協力要請の後、本部事務局へ報告

3 受入れ人員の宿泊場所

受入れ人員の宿泊場所は、本部事務局が状況を勘案しながら適宜確保する。

第3 知事による応急措置の代行

被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、以下のものについて、知事は市に変わって行う。

- (1) 警戒区域の設定
- (2) 災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止
- (3) 当該区域からの退去を命ずる権限
- (4) 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用
- (5) 収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- (6) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部

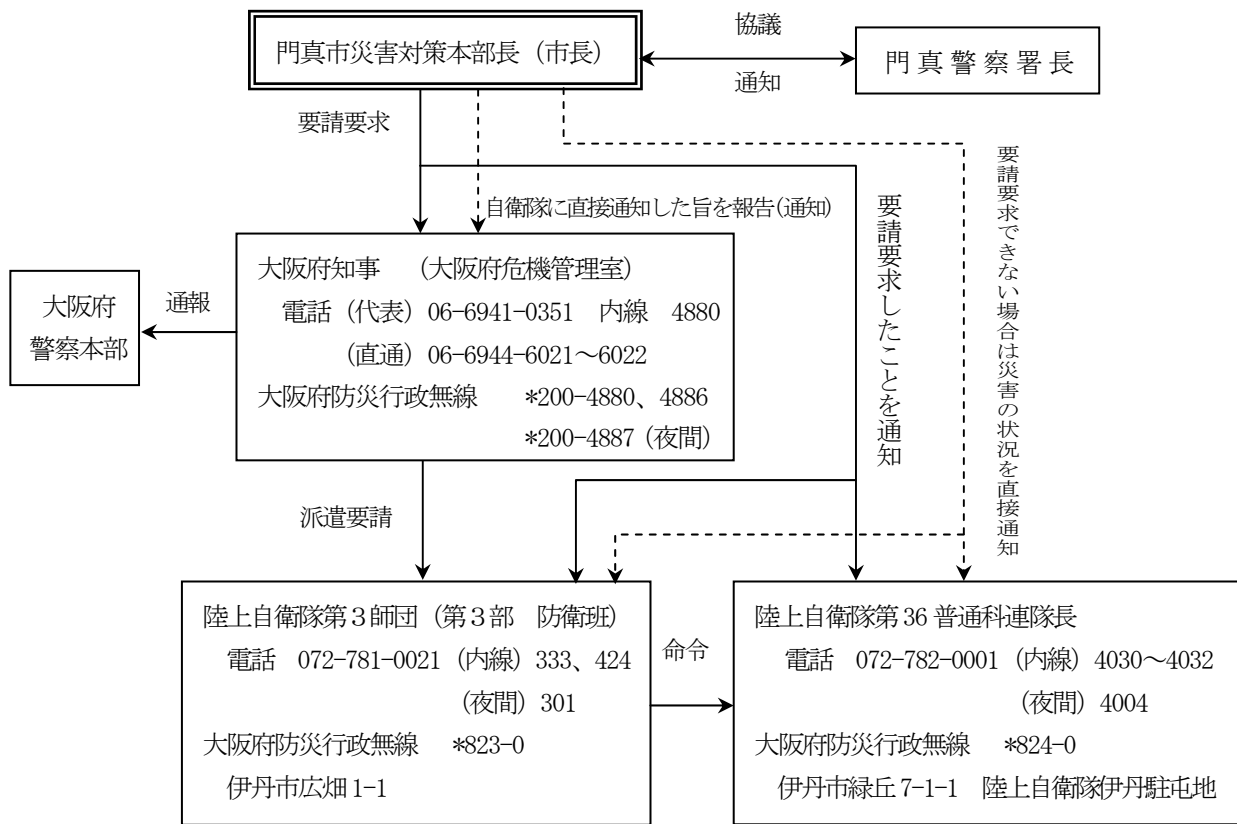
第7節 自衛隊の災害派遣の要請

市民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊に災害派遣を要請するよう要求する（災害対策基本法第68条の2第1項）。

派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
自衛隊の災害派遣の要請	本部事務局							

【派遣要請系統図】



本部長（市長）は、自衛隊の応援が必要と判断した場合、知事に対し派遣要請を要求するとともに、自衛隊に対してもその内容を直接連絡する。

ただし、知事に要求することができない場合、本部長（市長）は、直接自衛隊に被害状況を通知し、事後速やかに所定の手続きにより知事に通知する。

※勤務時間外に災害が発生し、初動対策部が設置されている場合は、初動対策部を通じて自衛隊に派遣要請を行う。

1 災害派遣要請要求の要領

本部長（市長）は、自衛隊による応援措置が必要な場合は、次の事項を明らかにし

て知事あてに派遣要請を要求し、門真警察署長にも通知する。ただし、急を要する場合は、必要事項を電話等で通知し、事後速やかに文書で所定の手続きをとる。

また、通信の途絶等によって、知事に派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、防衛大臣又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊に通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

※様式16「自衛隊の災害派遣及び撤収要請書」

2 自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、門真警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

3 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、本部事務局が窓口となり、次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所の準備をする。
- (2) 派遣部隊及び府との連絡職員を指名する。
- (3) 作業中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (5) ヘリコプターを要請した場合は、自衛隊ヘリポート等が使用できるよう、準備に万全を期す。

4 派遣部隊の活動

派遣部隊の活動は、次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、安全面の確保等必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防組合と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

5 撤収要請の要求

救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧段階に入った場合、本部長（市長）は速やかに知事に自衛隊の撤収要請を要求する。

※様式16「自衛隊の災害派遣及び撤収要請書」
 様式17「公用令書」

第8節 消火・救助・救急活動

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、救助・救出活動を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 消防活動体制	消防組合、消防団							
第2 災害発生状況の把握	消防組合、消防団、関係機関							
第3 震災時の消火活動	消防組合、消防団							
第4 救助活動	消防組合、消防団、門真警察署、自衛隊							
第5 行方不明者の捜索	福祉対策班、消防組合、消防団、門真警察署、自衛隊						原則 10日 以内	
第6 救急活動	保健医療対策班、消防組合、消防団、門真市医師会							
第7 応援の要請	消防組合							
第8 各機関による連絡会議の設置	消防組合、消防団、大阪府、自衛隊							
第9 市民等との連携	消防組合、消防団、門真警察署							
第10 惨事ストレス対策	福祉対策班、保健医療対策班、消防組合、消防団、門真警察署							

《対策の展開》

第1 消防活動体制

1 消防組合の震災非常警備体制

門真市域で震度5弱以上を観測したときは、震災非常警備体制を発令し、直ちに活動を開始する。

(1) 消防吏員の参集

消防吏員は、テレビ、ラジオ及び気象予警報その他により、上記の地震の発生を知ったときは、自主的に参集する。

(2) 震災非常警備体制の確立

ア 警防本部の設置

消防組合に警防本部を設置し、本部指揮隊、指令調査隊、情報隊、庶務隊、特

- 別救助隊及び本部特設隊を編成する。
- イ 署隊本部の設置
門真・守口の各消防署に署隊本部を設置し、署指揮隊、情報班、庶務班、署隊及び署特設隊を編成する。
 - ウ 消防部隊の増強編成
参集した消防吏員をもって消防組合警防本部等の編成、増強及び交替を行う。
- (3) 地震発生直後の緊急措置
- 地震による消防施設、人員の被害の軽減と消防力を確保し、以後の消防活動体制を確立するため、次の緊急措置を行う。
- ア 人員の安全の確保及び消防施設の機能確保
消防吏員の安全を確認するとともに、通信施設、消防車両及びその他の消防施設の機能を点検し、必要に応じて庁舎から待避させ消防活動体制を確保する。
 - イ 災害情報の収集
地震による被害及び火災等の発生状況を迅速に把握するため、消防吏員による高所監視を実施するとともに、119番通報、関係機関及び参集消防吏員その他から災害情報を収集する。
 - ウ 地震情報等の連絡
震度情報、その他の災害情報を関係機関等に連絡する。
 - エ 消防機械類、資器材の整備
消防用車両等にホースその他の震災用資機材を増強積載し、災害出場に備えるとともに、可搬ポンプ等の点検を行う。

2 門真市消防団の非常警備体制

門真市域で震度5弱以上を観測、又は震度5弱未満であっても、相当の被害が発生したときは非常警備体制を発令し、直ちに活動を開始する。

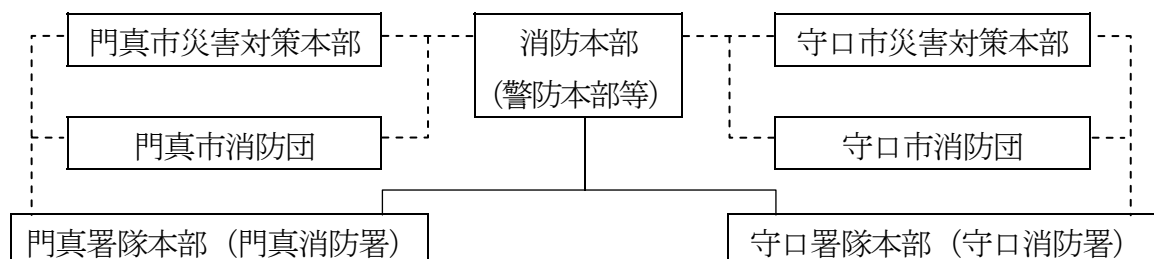
- (1) 消防団員の非常参集
消防団員は、テレビ、ラジオ及び気象予警報その他により、上記の地震の発生を知ったときは、自主的に非常参集する。
- (2) 非常警備体制の確立
 - ア 消防団本部の設置
市役所に消防団警防本部を設置する。
 - イ 通信体制の確立
消防団本部と各分隊との通信体制を確保し、消防団の効果的な活動体制を確立する。
 - ウ 部隊の編成
消防団は、分隊ごとに消防ポンプ隊と人員部隊を編成し、火災防御活動及び倒壊家屋からの人命救出等の活動を行うものとする。

※資料4-6 「門真市消防団の組織」

第2 災害発生状況の把握

より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線及び無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

市、消防組合及び消防団との情報連絡体制は、次表によるものとする。



1 情報の収集

消防組合は、本部事務局及び現地対策部との連携とともに、市民からの通報等によって、情報把握に努める。

2 府等への報告

地震等による火災の同時多発や多数の死傷者が発生し、消防組合への通報が殺到する災害の場合、その状況を直ちに府及び消防庁に報告する。

※資料4-2「守口市門真市消防組合における消防力の状況」

資料4-5「守口市門真市消防組合の組織」

資料4-7「消防組合保有資機材一覧表」

資料4-9「消防通信」

第3 震災時の消火活動

災害時の火災は、地震の規模、発生時間帯、建物等の倒壊、道路、消防水利等の損壊状況によって、火災の発生件数や延焼拡大危険等の形態が異なり、かつ、火災の拡大が多数の市民の生命を脅かすことから、火災防御活動を震災時の最優先活動と位置付け、消防団、自主防災組織等と連携して活動を展開することとし、消防部隊の運用は、次の区分により行う。

(1) 集中防御

集中的に消防部隊を投入して防御にあたる。

(2) 分散防御

同時多発災害に対し、消防部隊を分散させ、小数部隊で防御にあたる。

(3) 重点防御

同時多発災害に対し、災害拡大のおそれが大なるものを重点的に防御にあたる。

1 災害対応

火災・救助・救急事案が同時に多発している場合は、地震災害警防計画の活動要領に基づき実施する。

2 消防水利の確保

(1) 震災時の消防水利

上水道の破損も予測されることから、消火栓にあっては、配水管の使用の可否を確認し活用する。消火栓使用不可能な場合は、防火水槽、河川水、プール及び下水等の水利を活用する。

(2) 消防水利の不足時の緊急対策

市及び消防組合は、地震により火災防御活動に必要な水利の確保が困難となった場合は、消防水利の確保に最重点を置き、あらゆる手段を講じて必要水利の確保を図る。

※資料4-3「消防水利の現況」

資料4-10「公設防火水槽分布図」

第4 救助活動

救助活動は、地震災害警防計画に基づき出場するものとし、警察その他関係機関と協調し、迅速かつ的確に救助活動を実施する。

1 活動の方針

- (1) 市及び消防組合は、門真警察署その他関係機関と相互に緊密な連絡をとり、施設及び人員を最大限に活用して対処するとともに、消防力に不足が生じたときは、必要に応じて消防相互応援協定締結の市町村、緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援を要請する。
- (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。また、作業用重機は、民間等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 警察、消防応援部隊、自衛隊等と協力して、必要に応じて地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

- (1) 重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

第5 行方不明者の搜索

- 1 行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、門真警察署、自衛隊等が市民の協力を得て実施する。また、福祉対策班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- 2 行方不明者の搜索期間は、地震発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長(市長)の指示によって継続して実施する。
- 3 災害業務関係者が救出作業、又は行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

第6 救急活動

1 救急活動体制

保健医療対策班は災害により多くの傷病者が発生した場合、大阪府救急・災害医療情報システム(ORION)を活用しながら、府・市医療救護班、医師会、救急医療機関等と連携を密にして対処するとともに、傷病者を搬送する手段を有する民間救急事業者等が一致協力することとする。

2 救急活動の基本

(1) 被災現場からの救急搬送

救急隊は、被災現場での傷病者の救急搬送に重点を置き、救命処置を要する重症度の高い者を優先して、近くの医療機関又は、救護所等へ搬送するものとする。

(2) 医療機関、救護所からの傷病者の搬送

医療機関又は、救護所等から他の医療機関に搬送する転院搬送は、府、市、医療機関、民間救急事業者及びその他の救急車等で搬送するものとする。

(3) 搬送先医療機関の確保

保健医療対策班は、大阪府救急・災害医療情報システム(ORION)を活用しながら、府医療救護班、消防組合、医師会及び医療機関等と連携を密にして、傷病者の搬送先の確保に努めるものとする。

3 医療機関情報の収集と連絡

消防組合は、救急医療機関の被災状況、受入れ可否状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じて医療救護活動を実施する関係機関・団体等に情報を提供する。

4 航空機等による傷病者の搬送

航空機(ヘリコプター)等による救急搬送の必要があるときは、消防組合と連携を図

り、府又は、大阪市消防局、その他関係機関に航空機の出動を要請する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

資料10-3 「ヘリコプター候補地一覧」

第7 応援の要請

1 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防組合は、地震による被害が甚大で、市単独の消防力では対応が困難と判断した場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

※資料12-1 「災害相互応援協定一覧」

2 航空消防応援協定に基づく応援要請

消防組合は、大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

3 知事への応援要請

消防組合は、大規模な災害が発生し、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指揮権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

4 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、災害の状況、消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。ただし、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条）。

第8 各機関による連絡会議の設置

市、府、府警本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行い、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議（合同調整所）を設置する。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第9 市民等との連携

市民、自主防災組織及び事業者の自衛消防組織等は、消防隊が到着するまでの間、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。また、消防組合、門真警察署など防災関係機関との連携に努める。

第10 惨事ストレス対策

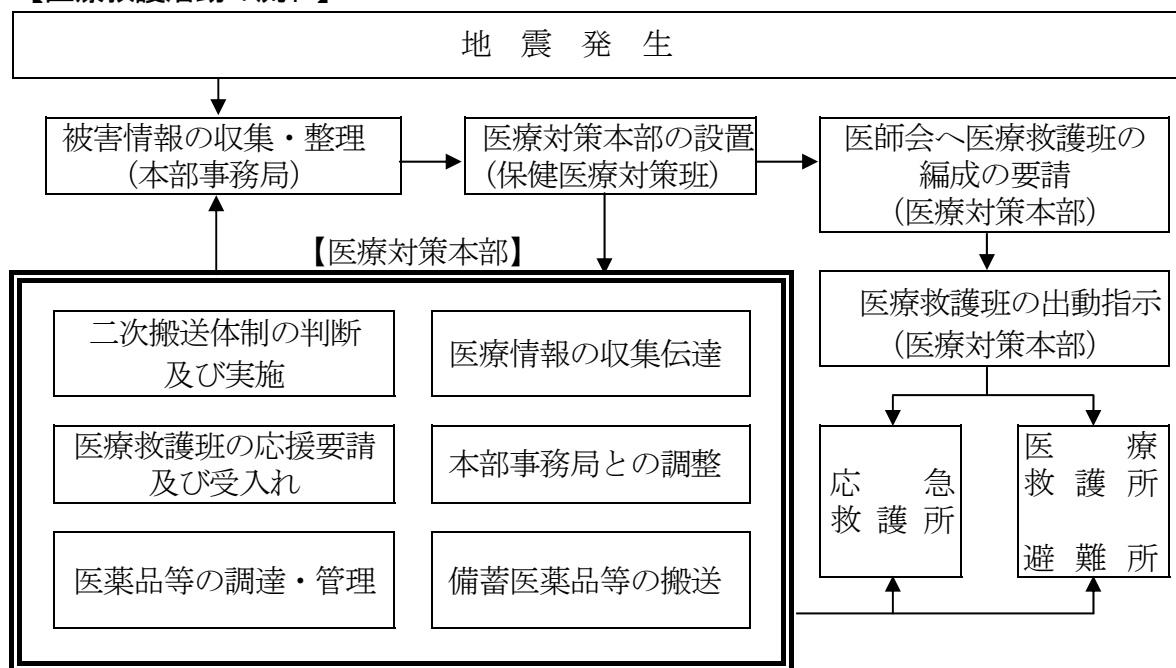
救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、惨事ストレス対策の実施に努める。

第9節 医療救護活動

地震発生初期は、医療救護要員の確保と災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動が重要である。市及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 医療活動体制の 確立	保健医療対策班、 門真市医師会、門 真市歯科医師会、 門真市薬剤師会							
第2 医療情報の収集 活動	保健医療対策班、 門真市医師会、門 真市歯科医師会、 門真市薬剤師会、 消防組合							
第3 現地医療対策	保健医療対策班、 守口保健所、日本 赤十字社、門真市 医師会、門真市歯 科医師会、門真市 薬剤師会						応急救護所は 発災後3日間 程度	
第4 後方医療対策	保健医療対策班、 門真市医師会、門 真市歯科医師会、 門真市薬剤師会							
第5 搬送	保健医療対策班、 消防組合、門真市 医師会、門真市歯 科医師会、門真市 薬剤師会							
第6 医薬品等の調 達・確保	保健医療対策班、 日本赤十字社、門 真市薬剤師会							
第7 個別疾病対策	保健医療対策班、 門真市医師会、門 真市歯科医師会、 門真市薬剤師会							

【医療救護活動の流れ】



《対策の展開》

第1 医療活動体制の確立

1 医療対策本部の設置

(1) 設置基準

保健医療対策班は、大規模災害が発生した場合（災害対策本部が設置された場合）、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び消防組合からなる医療対策本部を保健福祉センター内に開設し、活動を開始する。ただし、消防組合にあっては、消防本部と医療対策本部が連携し、情報を共有することをもって活動とする。

(2) 医療対策本部の役割

保健医療対策班は、災害対策本部事務局と綿密な連携のもと医師会長、歯科医師会長及び薬剤師会長等の医療アドバイザーを中心に、被災者に対する医療救護活動を総合的に調整する。

- ア 初期医療体制に関すること
- イ 広域医療体制に関すること
- ウ 医療救護班・医療ボランティアの応援要請及び受入れに関すること
- エ 保健対策に関すること
- オ 傷病者の病状の判断に関すること

(3) 医療対策本部の構成員

構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	保健福祉部長
医療アドバイザー	医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長
部員	医師会副会長、歯科医師会副会長、薬剤師会副会長、消防組合、保健医療対策班、その他市長が指名する者

第2 医療情報の収集活動

医療対策本部は、医療関係機関と密接な連携のもと、大阪府救急・災害医療情報システム（ORION）や医療情報連絡員（保健福祉部の職員からの指名）、医師会連絡網等を活用し、人的被害、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

また、医療施設の活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも多様な伝達手段により医療機関情報を提供する。

第3 現地医療対策

被災市民に対する災害医療対策は、災害状況に応じて医療対策本部が救護所（応急救護所、医療救護所の2種類）の開設を決定し、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び日本赤十字社大阪府支部の協力を得て医療救護班を組織する。

1 救護所の設置基準

- (1) 医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、医療機関だけでは対応しきれないとき
- (2) 傷病者が多数で、現地医療機関だけでは対応できないとき
- (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき

2 応急救護所

- (1) 市内数ヶ所に設置する。
- (2) 医師1人、看護師2人及びその他1人で構成する医療救護班を各所に配置する。
- (3) 応急救護所の活動は、災害発生直後3日間程度の活動とする。
- (4) 応急救護所における業務
 - ア 医療機関への搬送の要否の判断及びトリアージ（負傷者選別）の実施
 - イ 傷病者に対する応急措置

- ウ 助産救護
 - エ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他医学的検査）
 - オ その他状況に応じた処置
- (5) 応急救護所の運営
医療対策本部は、次の事項に留意のうえ、応急救護所を運営する。
- ア 携帯電話等通信手段の確保
 - イ 医薬品、医療用資器材の補給
 - ウ その他医療救護活動に必要な事項
- (6) 医療救護班が不足する場合は、府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。
- (7) 医療救護班は、現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

3 医療救護所

- (1) 市内避難所（学校の医務室又は保健室）等に設置する。
- (2) 医師1人、看護師2人及びその他1人で構成する医療救護班を編成し、1日2～3時間程度の稼働とし、場合によっては巡回とする。また、被災者の健康状態を把握し、医療ニーズに応じた診療科目別の医療救護班の設定を行う。
- (3) 医療救護所の活動は、災害発生より中長期にわたって活動する。
- (4) 医療救護所における業務
- ア 軽傷外傷の治療
 - イ 一般外傷の治療
 - ウ 被災市民の健康管理
 - エ その他の必要な措置
- (5) 医療救護所の運営
医療対策本部は、次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。
- ア 交代要員の確保
 - イ 携帯電話等通信手段の確保
 - ウ 医薬品、医療用資器材の補給
 - エ 食料、飲料水の確保
 - オ その他医療救護活動に必要な事項

4 歯科医療班の体制

- (1) 歯科医療班は歯科医師1人、歯科衛生士3人、歯科技工士1人、状況により歯科助手若干名で編成するが、災害の規模等によりそれぞれの人数を増減する。
- (2) 出務は、市内数ヶ所の応急救護所及び医療救護所に勤務する。

5 薬剤師班の体制

薬剤師で構成し、応急救護所及び医療救護所に勤務する。

6 医療救護班の受入れ

守口保健所の支援・協力のもと医療対策本部に、医療救護班の受入れ窓口を設置し、救護所への配置調整を行う。

第4 後方医療対策

市内医療機関での救急医療活動のほか、府と協力して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

1 市内の医療機関による医療活動

中軽症者については市内の災害医療協力病院、主要医療機関にて受入れと措置を行う。重症者については被災地域内の災害拠点病院へ搬送する。

2 広域の後方医療活動

救護所及び市内災害医療協力病院等での傷病者の受入れと処置対応が困難な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。また、大阪府救急・災害医療情報システム（ORION）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないように振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

3 市災害医療センターの役割

市災害医療センター（保健福祉センター）は、災害医療の拠点として、医療救護班の派遣を受入れ、入院を要しない患者の応急措置を行う。

4 災害医療協力病院の役割

府が指定した災害医療協力病院（摂南総合病院、蒼生病院、萱島生野病院）は、市災害医療センター（保健福祉センター）と協力し、率先して患者を受け入れる。

第5 搬送

医療機関と密接な連携のもと、傷病者の搬送を実施する。

1 傷病者の搬送

消防組合は、医療対策本部と連携し、管内の診療需要情報を把握して、迅速かつ的確に患者搬送を行う。

2 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、市内災害医療協力病院等への搬送を原則とするが、救護所の医師の指示による場合は、受入れ医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師を同乗のうえ搬送する。

この場合、受入れ医療機関に対して、診療、受入れの可否の確認と、傷病者情報の提供を行う。

3 広域搬送

被災地域外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター、自衛隊機等を活用して搬送するため、本部事務局は、府に出動を要請する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

資料10-3 「ヘリコプター候補地一覧」

第6 医薬品等の調達・確保

医療対策本部は、日本赤十字社大阪府支部、市内医療機関及び門真市薬剤師会の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材及び輸血用血液等の調達・確保を実施する。

医薬品等が不足する場合、医療対策本部は、本部事務局を通じて府に対して供給の要請を行う。

第7 個別疾病対策

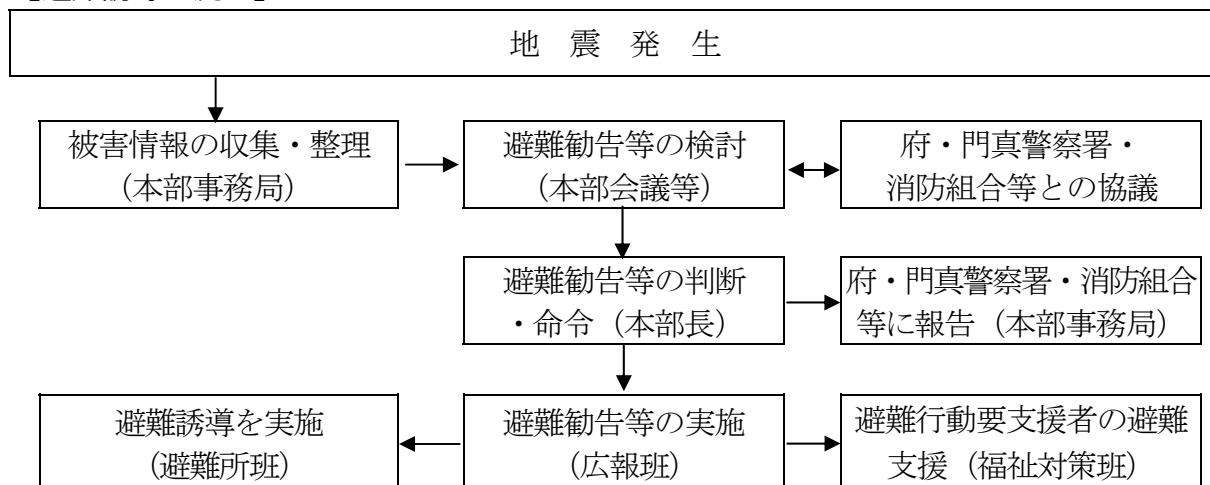
保健医療対策班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児疾患、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動を行う。

第10節 避難誘導

災害から市民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。その際、避難行動要支援者に対しては、「避難行動要支援者マニュアル」等に沿った避難支援に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 避難勧告又は指示	本部事務局、広報班							
第2 警戒区域の設定	本部事務局、広報班、消防組合							
第3 避難	避難所班、園児対策班、広報班、福祉対策班、消防組合、消防団、門真警察署、日本赤十字社、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社							

【避難誘導の流れ】



《対策の展開》

第1 避難勧告又は指示

地震の発生によって、被害の危険性がある市民に対し、避難勧告又は指示を行い、生命又は身体の安全を確保する。

1 実施責任者、実施要件・内容等

避難勧告又は指示の実施責任者と実施要件・内容等は、次のとおりとする。

【避難勧告又は指示の実施責任者と実施要件・内容等】

発令権者	実施の要件・内容	根拠法令
市長	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。</p> <p>※必要があるときは、その立退き先を指示できる。</p> <p>※勧告、指示、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、知事に報告する。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示する。</p>	災害対策基本法第60条
知事	<p>災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。</p> <p>※事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。</p>	
警察官	<p>市長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>※指示したときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。</p>	災害対策基本法第61条
	<p>人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。</p> <p>※とった処置については、所属の公安委員会に報告する。この場合、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとる。</p>	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<p>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいないときに限り、避難等の措置を講ずる。</p>	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた府職員、水防管理者	<p>洪水の氾濫により著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きの指示ができる。</p> <p>※水防管理者が指示した場合は、管轄の警察署長に通知する。</p>	水防法第29条

2 避難勧告又は指示の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難勧告及び指示を発令する。勧告又は指示にあたっては、広報班が、自主防災組織等の協力を得ながら、避難勧告・指示が出された地区名、避難先及び避難理由等を明示し、広報車などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、福祉対策班と連携し、避難行動要支援者に配慮する。

【避難勧告】

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難対象地区、避難先、避難時の注意事項(火災・盗難の予防、携行品、服装)等
伝達方法	防災行政無線、広報車、携帯メール、緊急速報メール等による伝達、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、(自主防災組織等を通じての)口頭による伝達を併用する。

【避難指示】

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生し、その現場に残留者がいる場合
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難対象地区、避難先、避難時の注意事項(火災・盗難の予防、携行品、服装)等
伝達方法	防災行政無線、広報車、携帯メール、緊急速報メール等による伝達、テレビ放送、ラジオ放送、(自主防災組織等を通じての)口頭伝達、サイレンを併用する。

※資料3-5 「災害時の広報文例」

3 避難勧告又は指示の連絡

(1) 市長が避難勧告又は指示を行った場合

市長は、避難勧告又は指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

(2) 市長以外が避難勧告又は指示を行った場合

市長以外が避難勧告又は指示を行った場合は、直ちに本部事務局に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

4 避難路の確保

市、門真警察署及び道路管理者は安全な避難路の確保に努める。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、次の要領で警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。なお、設定及び解除についての関係機関等への連絡は、避難勧告又は指示の連絡に準じて行う。

【警戒区域の設定要領】

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策 基本法 第63条
警察官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときに警戒区域を設定できる。 ※市長の職権を行ったときは、直ちに、市長に通知する。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないときに警戒区域を設定できる。 ※市長の職権を行ったときは、直ちに、市長に通知する。	
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	災害対策 基本法 第73条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
消防長 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条の2
警察署長	消防長若しくは消防署長、又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったときに警戒区域を設定できる。 ※当該職権を行ったときは、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知する。	
消防吏員 消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	消防法 第28条
警察官	消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団長の要求があったときに警戒区域を設定できる。	
水防団長 水防団員 消防機関 に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第21条
警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに警戒区域を設定できる。	

2 規制の実施

- (1) 市長は、警戒区域の設定について門真警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 市長は、警戒区域を設定した場合、門真警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
- (3) 市長は、門真警察署、消防団及び地域住民等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

第3 避難

災害から市民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、避難行動要支援者に配慮しつつ、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。

1 自主避難

避難勧告、指示を待ついとまがない場合や、市民自らの判断により、一時的に身の安全を確保するために避難することを自主避難という。

一時避難地への市民の避難は、自主避難を基本とする。

2 避難誘導

市長が避難勧告又は指示を行った場合は、市民等の避難誘導を実施する。

市民等の避難誘導に際しては、門真警察署の協力を得るとともに、自主防災組織等の市民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。

また、避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、福祉対策班が、早急な安否確認と介助を実施する。

(1) 広域避難地への市民の避難誘導

避難所班は、市民等の協力を得て、一時避難地から広域避難地への市民の避難誘導を実施する。なお、避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、福祉対策班が、早急な安否確認と介助を実施する。

(2) 学校園、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育園、事業所及びその他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

(3) 交通機関等における誘導

交通機関等における乗客の避難誘導は、その交通事業者があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

※資料11-1 「一時避難地一覧表」

資料11-2 「広域避難地一覧表」

資料11-3 「避難所一覧表」

3 避難にあたっての留意点と方法

避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

(1) 避難にあたっての留意点

ア 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。

イ 事業者は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。

ウ 非常持出し品等は最小限にとどめる。

(2) 避難の方法

避難は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

ア 避難者は地区内の公園・空き地等に集合し、安全な経路を歩いて徒歩で避難する。

イ 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、できる限り早めに事前避難させる。

ウ 避難所が火災等で危険と判断された場合、他の避難所へ移動する。

4 避難路

安全面に十分配慮し緊急交通路予定路線を、避難路に設定する。

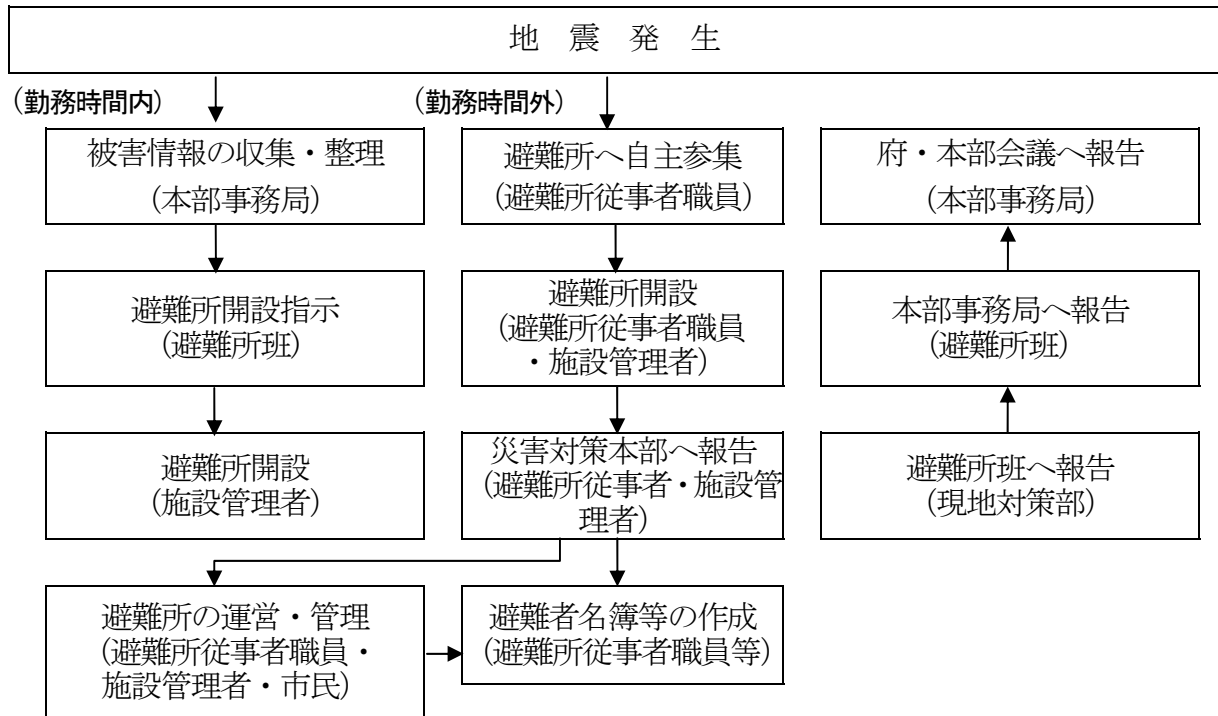
※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

第11節 避難所の開設・管理

災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供及び生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、在宅避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 避難所の開設	避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							
第2 避難所の管理・運営	避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							
第3 避難所の早期解消のための取り組み等	避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							
第4 避難所の集約及び解消	避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							

【避難所開設・管理の流れ】



《対策の展開》

第1 避難所の開設

避難受入れが必要な場合は、速やかに避難所を開設する。

1 避難所の開設基準

市長は、避難勧告・指示を発令した場合又は災害が発生した場合、予想される避難者に応じて避難所を開設する。

- (1) 市域で震度5弱以上を観測した場合は、指定する避難所の全てを開設する。
- (2) 市域で震度4以下を観測した場合は、状況に応じて開設する。

2 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難勧告・指示が発せられた場合
 - イ 避難勧告・指示が発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められるとき

3 避難所の開設方法

勤務時間内に避難所を開設する場合は、避難所班の指示のもと施設管理者が、各避

避難所を開設する。また、勤務時間外に避難所を開設する場合は、避難所従事者職員又は施設管理者によって開設する。

- (1) 市域で震度5弱以上を観測した場合、避難所従事者職員又は施設管理者は、速やかに施設を点検のうえ開設する。
- (2) 市域で震度4以下を観測した場合、施設管理者は、施設を点検のうえ開設の準備を行う。

※資料11-1 「一時避難地一覧表」
資料11-2 「広域避難地一覧表」
資料11-3 「避難所一覧表」

4 避難所開設時の留意点

避難所開設にあたっては、以下の点に留意する。

- (1) 指定の避難所以外の施設に避難者が集結し、受入れできない事態とならないよう、避難所班は、避難者に指定の避難所に避難するよう指示する。
- (2) 避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、他の避難所へ移動するとともに本部事務局は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置及び府への要請などにより必要な施設の確保を図る。
- (3) 要配慮者に考慮し、被災地域外にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要する場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

5 関係機関への通知

本部事務局は、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

第2 避難所の管理・運営

避難所班は、地域の市民組織等（避難所運営委員会）の協力を得て、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所を管理・運営する。

1 管理責任者

避難所の管理責任者は、施設管理者又は避難所従事者職員とする。

2 運営主体

市民組織等を中心とした避難所運営委員会を結成し、自主運営体制を確立する。

なお、避難所運営における女性の参画を推進するため、避難所運営委員会に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

3 市（避難所班）、管理責任者、ボランティアの役割

避難所班及び管理責任者は、ボランティアと協力し、避難所運営委員会の代表と協議しながら、避難所運営を支援する。

4 避難所の管理

(1) 避難者名簿等の作成

管理責任者は、「避難者カード」を配布・回収のうえ、これを基に「避難者名簿」及び「避難所状況報告書」をできる限り早期に作成し、避難所班に報告する。また、避難所で生活せず食料・物資のみ受け取りに来ている被災者等（在宅避難者）に係る情報の把握に努める。

なお、避難者の安否確認に係る問い合わせに対応するため、原則安否情報の外部提供を行う。

※様式10「避難所状況報告書」

様式11「避難者名簿」

様式12「避難者カード」

(2) 食料、生活必需品の請求

管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数（在宅避難者への配給分を含む）を「食料依頼伝票」及び「物資依頼伝票」に記入し、避難所班に報告し、調達を要請する。また、到着した食料や物資を受け取り、その都度「物資受払簿」に記入のうえ、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て配布する。

※様式13「食料依頼伝票」

様式14「物資管理伝票」

様式15「物資受渡簿」

(3) 生活環境への配慮

管理責任者は、生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、トイレの設置状況の把握や動物飼育者の周辺への配慮の徹底などに努める。

また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザー等の配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

5 要配慮者への配慮

(1) 管理責任者は、避難所を開設した場合、避難所運営委員会やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

(2) 管理責任者は、調査の結果を避難所班に報告し、必要とする食料、生活必需品等の調達を要請する。

(3) 管理責任者は、避難所等で生活が困難な要配慮者等に対して避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するほか、福祉サービスの提供、福祉避難所への入所、又は社会福祉施設等への一時入所等を本人及び福祉対策班と相談の上実施する。

6 長期化への対応

管理責任者は、避難の長期化に対応して、次の把握に努めるとともに、避難所班と調整して必要な措置を講じる。

- (1) プライバシーの確保状況（男女のニーズの違い等に留意）
- (2) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
- (3) 洗濯等の頻度
- (4) 医師や看護師等による巡回の頻度
- (5) 暑さ・寒さ対策の必要性
- (6) ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態
- (7) 相談窓口の設置（女性相談員の配置等に配慮する）

7 その他（避難所内の秩序維持、情報提供等）

避難所班は、広報班、管理責任者と連携を図りながら、避難所の混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を広報掲示板を設けて掲出し、校内放送やハンドマイクを用いて周知する。

第3 避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、府及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

第4 避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

- (1) 市長から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。
- (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を避難所班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。

第12節 避難行動要支援者への支援

被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等	福祉対策班、教育班、避難所班、園児対策班、門真市社会福祉協議会等							
第2 被災した避難行動要支援者への支援活動	福祉対策班、避難所班、園児対策班、福祉サービス事業者・社会福祉施設等							
第3 応急保育	福祉対策班、避難所班、園児対策班、保健医療対策班、守口保健所							

《対策の展開》

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 福祉対策班は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者マニュアル」に基づき、民生委員児童委員、市民、門真市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、教育班及び園児対策班は、被災により保護者を失う等の要保護園児・児童・生徒の早期発見、保護に努める。

(2) 所管する社会福祉施設等の施設整備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

福祉対策班は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の

応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、障がい特性に応じた情報提供に努める。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

- (1) 福祉対策班は、被災した避難行動要支援者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、本人の意思を尊重して対応する。
- (2) 福祉対策班は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、避難行動要支援者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。
- (3) 避難所班及び園児対策班は、関係機関と協力し、被災した園児・児童・生徒やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 福祉避難所等への入所

福祉対策班は、施設管理者や避難所運営委員会の協力を得て、被災した避難行動要支援者が避難所生活を支障なく円滑に利用できるよう、避難所を管理・運営する。

また、保健医療対策班は、避難所運営委員会の協力を得て、避難所での避難行動要支援者の健康状態を把握し、福祉対策班と連携して社会福祉施設等への緊急一時入所の措置を迅速かつ円滑に実施する。

しかしながら、避難所での共同生活が困難な避難行動要支援者がいる場合には、福祉対策班は、避難行動要支援者本人の意思、心身の状況及び介助者の有無等を確認のうえ、本部事務局へ優先度と併せて報告する。その報告を受けて本部事務局は、社会福祉施設等に対して福祉避難所の開設を要請し、施設側が承諾した場合に、避難行動要支援者の介助者等により福祉避難所へ搬送するものとする。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して日常生活をおくれるよう支援を行う。

3 情報提供

福祉対策班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

第3 応急保育

1 応急保育の実施

園児対策班は、災害によって施設が損傷するなど、通常の保育が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、保育士・乳幼児及びその家族のり災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、応急保育を実施する。

2 保育士の確保

保育士の被災等によって保育士の欠員が生じ、通常の保育が実施できない場合は、園児対策班において調整を図り、保育士の確保の応急措置を講じる。

3 乳幼児の健康管理等

園児対策班は、被災した乳幼児の身体と心の健康管理を図るため、守口保健所、保健医療対策班等と連携して臨時健康診断、カウンセリング及び電話相談等を実施する。

第13節 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たずに、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、他の都道府県から被災市民の受入れの協議を受けた場合は、被災市民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災市民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災市民に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後	3時間～	24時間	3日～	7日～	1ヶ月
			～3時間	24時間	～3日	7日	1ヶ月	～
広域一時滞在	各部局、大阪府							

第14節 二次災害の防止

余震、建築物の倒壊などに備え、適切な二次災害防止対策を実施するとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

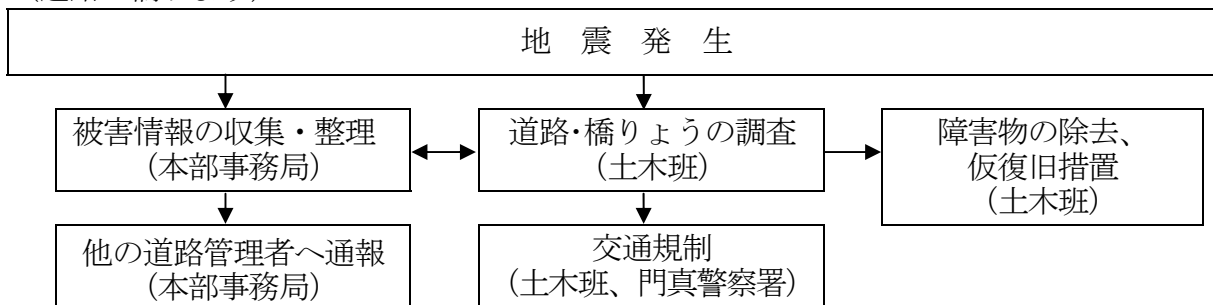
項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 公共土木施設等	本部事務局、土木班、門真警察署、枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社							
第2 被災建築物・宅地の応急危険度判定の実施	本部事務局、庶務班、建築班、事業者							
第3 危険物施設等の応急措置	消防組合、危険物施設等の管理者							
第4 放射性同位元素に係る施設の応急措置	放射性同位元素に係る施設の管理者							

《対策の展開》

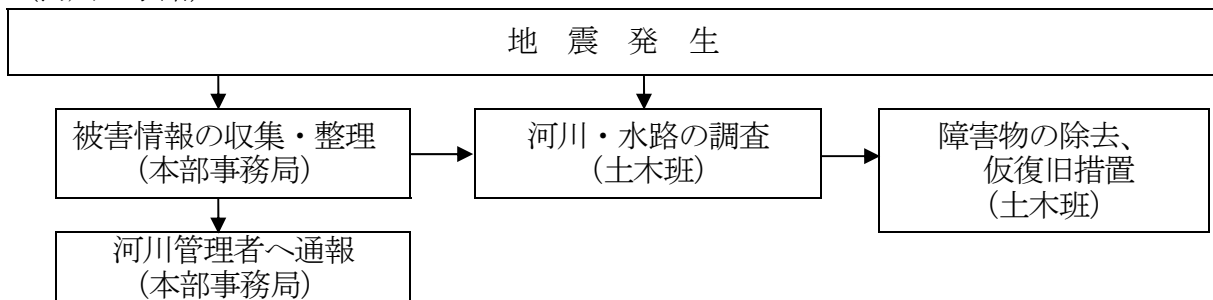
第1 公共土木施設等

【二次災害防止の流れ】

(道路・橋りょう)



(河川・水路)



1 道路・橋りょう

(1) 被害状況の把握

土木班は、道路・橋りょうの被害状況、障害物等の状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等によって通行に支障がある場合は、本部事務局を通じて当該道路管理者（枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社）に通報し、応急措置を要請する。

(3) 道路交通の確保

危険箇所を確認した場合は、直ちに門真警察署に連絡のうえ交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

(4) 応急復旧

土木班は、被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、本部事務局を通じて府に対し応援を要請する。

2 河川、水路等

(1) 被害状況の把握

土木班は、護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、本部事務局を通じて当該管理者（寝屋川水系改修工営所）に通報し、応急措置を要請する。

(3) 応急復旧

土木班は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸等の応急復旧を速やかに実施し、管理者へ通報するとともに応急措置に協力する。また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、本部事務局を通じて府に対し応援を要請する。

3 避難及び立入制限

土木施設等が著しい被害を受けて二次災害の生ずるおそれがある場合は、速やかに関係機関や付近の市民に連絡するとともに、必要に応じて災害現場において適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 被災建築物・宅地の応急危険度判定の実施

1 公共建築物

公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、二次災害防止のため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

(1) 応急措置が可能なもの

- ア 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- イ 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ウ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡をとり、実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

- ア 被害の防止措置を重点的に講じる。
- イ 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

2 民間建築物・宅地

二次災害防止のため、建築班は、概括的被害情報等に基づき、被災建築物・宅地の応急危険度判定を地震発生直後に実施するとともに、本部事務局を通じて被害状況を府に報告する。

応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(1) 応急危険度判定作業の準備

庶務班、建築班は、応急危険度判定作業に必要なものを準備する。

- ア 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- イ 応急危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成
- ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識及び備品等の交付

(2) 調査の体制

建築班は、応急危険度判定士有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。

(3) 応援要請

市単独で応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、本部事務局を通じて府に応急危険度判定士の派遣を要請する。

第3 危険物施設等の応急措置

消防組合及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設の各管理者（以下「危険物施設等の管理者」という。）と協力して、爆発、漏洩等の二次災害を防止する。

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど、適切な措置を講じる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じて、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

消防組合は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合、危険物等指導班を出動させ、関係機関と協力して当該危険物等施設の関係者に保安措置の指導、警戒区域の設定等、必要な措置を行う。

※資料5-2「危険物施設数」

第4 放射性同位元素に係る施設の応急措置

1 点検・応急措置

放射性同位元素に係る施設の管理者等は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

放射性同位元素に係る施設の管理者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

第15節 交通規制・緊急輸送活動

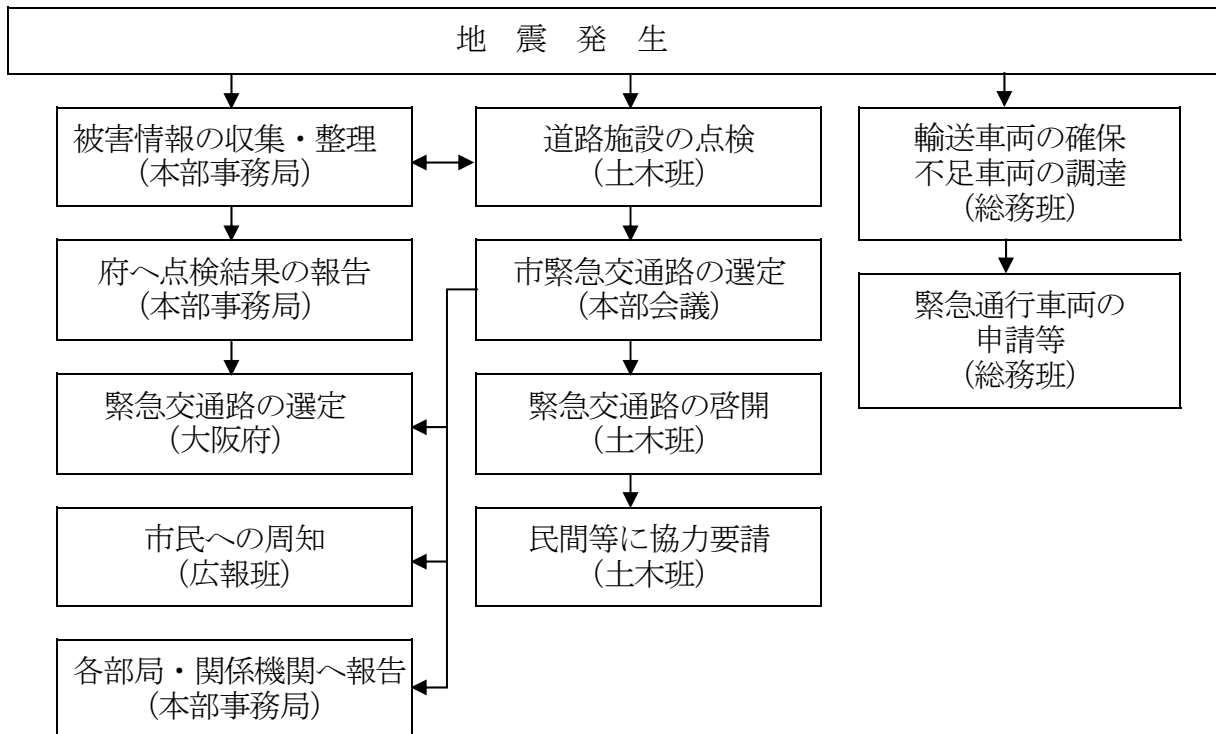
消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 陸上交通	本部事務局、土木班、総務班、広報班、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社							
第2 航空輸送	本部事務局							
第3 交通規制	本部事務局、土木班、門真警察署							

《対策の展開》

第1 陸上交通

【緊急輸送活動の流れ】



1 緊急交通路の選定・確保等

(1) 被害情報等の収集

府、市、府警本部及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

(2) 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

市域において、府警本部は、あらかじめ選定された府の「重点14路線」について、緊急通行車両（府が確保した民間緊急輸送車両等を含む）以外の通行禁止・制限の交通規制を行う。

(3) 災害応急対策実施のための緊急交通路の選定・確保（第2次交通規制）

市は、府、府警本部及び道路管理者と協議し、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、被災状況、道路状況及び緊急輸送活動等を考慮して、下表の中から緊急交通路を選定する。

区 分		路 線 名
自動車専用道路		近畿自動車道、第二京阪道路
一般道路	重点14路線	国道163号、大阪中央環状線、国道1号
地域緊急 交通路	府 道	八尾茨木線、木屋門真線、八尾枚方線、守口門真線、深野南寺方大阪線
	市 道	門真中央線、浜町桑才線、大和田茨田線、島頭太子田線、岸和田守口線、岸和田島頭線、下島町南北1号線、常称寺藤田線、舟田町南北線、三郷大和田線

ア 道路管理者

① 道路施設の点検

土木班は、府及び市の緊急交通路の被害状況を調査するとともに、使用可能な道路を把握し、新たな緊急交通路を選定するため、安全性の点検を行う。

② 府への点検結果の報告

本部事務局は、道路施設点検の結果を府に報告するとともに、府が行う緊急交通路の決定に関しての協力を行う。

③ 緊急交通路の決定

本部事務局は、府、府警本部及び道路管理者と協議の上、道路施設点検の結果を踏まえ、被災状況、緊急輸送活動等に基づき、緊急交通路を決定する。

④ 緊急交通路の確保（道路啓開）

土木班は、緊急交通路を確保するため、民間等の協力を得て市道の道路啓開作業を行う。道路啓開に必要なショベル、ブルドーザー等について民間等から調達する。

イ 府警本部

府警本部は、緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制・交通管制を行う（詳細は、「第3 交通規制」を参照）。

① 緊急交通路の区間規制

必要に応じて重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外の区間の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

② 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市及び道路管理者と協議して区域規制を行う。車両の通行禁止区域は、次の区域を基準として拡大又は縮小する。

被害集中地域	規制区域
大阪市内区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、大阪中央環状線の西側区域
東大阪区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、大阪中央環状線の東側区域

③ 交通管制

被災地域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

2 緊急交通路の周知

(1) 関係機関への連絡

本部事務局は、府が決定した緊急交通路について、各部連絡責任者に連絡するとともに報道機関等を通じて、緊急輸送活動に係る消防組合、医療機関、自衛隊、交通関係事業者及びライフライン事業者などに対して、交通規制の状況を連絡する。

(2) 市民への周知

広報班は、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、府が行う広報活動に協力する。また、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

3 輸送手段の確保

総務班は、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、公用車を活用するほか、民間等の車両を調達し、緊急輸送体制を確保する。

(1) 輸送車両等の確保

- ア 全ての公用車（上下水道局の車両を除く）は、総務班が集中管理を行う。
- イ 車両が不足する場合は、民間等に協力を要請する。
- ウ 必要に応じて、燃料取扱事業者の協力を求め、車両燃料の確保を図る。

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、最寄りの警察署等で標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 地震発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務班が民間借り上げ等

によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を門真警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

(3) 車両の運用

- ア 総務班は、各部局の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。
- イ 総務班は、常に配車状況を把握し、各班の要請に対応する。
- ウ 緊急通行車両標章は車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

※資料10-1「公用車一覧表」

資料10-2「緊急交通路予定路線図」

様式8「緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証」

様式9「緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章」

第2 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) ヘリポート

- ア 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）
- イ 地面斜度が6度以内のこと
- ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること
- エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと
- オ 車両等の進入路があること
- カ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること

【必要最小限度の地積】

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

- (2) 本部事務局は、選定したヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。
- (3) 本部事務局は、大阪市消防局、府警本部及び自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを指定する。

※資料10-3「ヘリポート候補地一覧」

2 輸送手段の確保

本部事務局は、府と連携するとともに、大阪市消防局、府警本部及び自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

※資料10-2「緊急交通路予定路線図」

第3 交通規制

府公安委員会、府警本部とともに、災害応急活動に必要な交通規制・管制を実施する。

1 道路管理者による交通規制

(1) 交通規制の実施

道路の破損、決壊等により交通が危険である場合、又は被災道路の応急復旧等の必要がある場合には、門真警察署と協議し、車両の通行を禁止・制限する。

(2) 迂回路の設定

道路の交通規制を行った場合は、門真警察署と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(3) 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止・制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令に基づき、禁止・制限の対象、区間、期間及び迂回路等を表示した道路標識、案内板等を設置する。

2 府公安委員会、府警本部による交通規制

次のような交通規制を実施する必要がある場合は、本部事務局を通じて府公安委員会、府警本部に対して交通規制の実施を要請する。

(1) 人命救助、避難路確保等のための交通規制

人命救助等のため必要がある場合は、被災状況、道路の被害程度等を考慮し、使用可能な道路の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の交通規制を実施する。

(2) 緊急交通路確保のための交通規制

災害応急対策の実施に必要な人材、物資等の緊急輸送及び災害復旧のために必要がある場合は、緊急通行車両以外の交通規制を実施する。

(3) 交通管制の実施

緊急交通路を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、道路管理者とも緊密な連絡を行い、広域的な交通管制を実施する。

【交通規制の範囲及び実施責任者】

権者	交通規制等の要件・内容	根拠法令
公安委員会	<p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるため緊急の必要があるときは、区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限できる。措置を行ったときは、直ちに、通行禁止区域等その他必要な事項を周知する。</p>	<p>災害対策 基本法 第76条</p>
警察官	<p>①通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>②当該措置がとられないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。また、当該措置をとるため、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損できる。</p>	<p>災害対策 基本法 第76条の 3</p>
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<p>警察官がその場にはいない場合、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行のため、上記②の措置を行うことができる。措置を行ったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。</p>	
消防吏員	<p>警察官がその場にはいない場合、消防用緊急通行車両の円滑な通行のため、上記①、②の措置を行うことができる。措置を行ったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。</p>	
公安委員会	<p>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があるときは、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。</p> <p>道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であるときは、警察官の現場における指示により、交通の規制をすることができる。</p> <p>規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行い、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定することができる。</p>	<p>道路交通 法第4条</p>
	<p>歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。</p>	<p>道路交通 法第5条</p>
警察官	<p>車両等の通行が著しく停滞したことにより道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第4項において同じ。）における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないときは、その現場における混雑を緩和するため必要</p>	<p>道路交通 法第6条 第2項</p>

権者	交通規制等の要件・内容	根拠法令
	な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じることができる。	
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険である場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

3 相互連絡

本部事務局は、門真警察署と被災状況、道路の被害程度及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。

4 広報（交通規制の周知）

交通規制を実施する場合は、門真警察署と連携して広く一般に周知する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

第16節 ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施するとともに、ライフラインとしての必要な機能を確保する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 被害状況の把握	本部事務局、給水班、施設班、下水道班、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社							
第2 各事業者における対応	給水班、施設班、下水道班、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社							

《対策の展開》

第1 被害状況の把握

- 1 給水班、施設班、下水道班は、地震による施設被害が発生した場合又はサービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、速やかに所管施設の被害状況を調査し、各部連絡責任者を通じて本部事務局に報告するとともに、被害が生じた場合は府に報告する。
- 2 本部事務局は、震度5弱以上が観測された場合には電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

第2 各事業者における対応

- 1 上水道施設
 - (1) 給水班、施設班は、上水道施設において被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。
 - (2) 必要に応じて、消防組合、門真警察署に通報するとともに、市民への広報を行う。
- 2 下水道施設
 - (1) 下水道班は、下水道施設において被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。
 - (2) 必要に応じて、門真警察署に通報するとともに、市民への広報を行う。

※資料6-1「下水道ポンプ施設一覧表」

資料6-3「水道局事業用無線」

3 電力供給施設

関西電力株式会社は、地震の被害及び火災の拡大等に伴い感電事故、漏電火災等の二次災害が発生する恐れがある場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置を講じるとともに、消防組合、門真警察署及び府に通報する。また、市民に対しては、二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

4 ガス供給施設

大阪ガス株式会社は、都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、ブロック毎でガス供給を停止する等の危険防止措置を講じるとともに、消防組合、門真警察署及び府に通報し、市民への広報を行う。

5 電気通信施設

西日本電信電話株式会社は、災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。また、災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板（web171）の提供、利用制限等の措置を講ずる。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

※資料3-2「関係機関の通信窓口」

第17節 交通の安全確保

鉄軌道、道路の管理者等は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるものとする。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 被害状況の報告	土木班、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、各地方鉄道株式会社							
第2 各施設管理者における対応	土木班、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、各地方鉄道株式会社、各乗合旅客自動車運送株式会社							

《対策の展開》

第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

第2 各施設管理者における対応

- 1 鉄軌道施設（京阪電気鉄道株式会社、大阪高速鉄道株式会社、大阪市交通局）
 - (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
 - (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、門真消防署、門真警察署に通報し、出動の要請を行う。
 - (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

- 2 道路施設（まちづくり部、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社）
 - (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
 - (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて門真消防署、門真警察署に通報し、出動の要請を行う。
 - (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

3 各乗合旅客自動車運送事業者（京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ及びその他安全確保のための措置を行う。
- (2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び門真警察署、道路管理者にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。
- (3) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて門真消防署、門真警察署に通報し、出動の要請を行う。

第2章 応急復旧期の活動

第1節 市民等からの問合せ

市は、必要に応じて市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、門真消防署及び府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後	3時間～	24時間	3日～	7日～	1ヶ月
			～3時間	24時間	～3日	7日	1ヶ月	～
市民等からの問合せ	本部事務局							

第2節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 実施責任者	本部事務局							
第2 災害救助法の適用基準	本部事務局							
第3 滅失（り災）世帯の算定基準	本部事務局							
第4 災害救助法の適用手続	本部事務局							
第5 救助の内容	本部事務局							

《対策の展開》

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事に代わって実施する。また、知事の職権の一部を委任された事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

なお、この場合、応急救助活動を実施したときは、直ちに知事に報告する。

第2 災害救助法の適用基準

人口が約13.0万人（平成22年国勢調査）の本市の場合、災害救助法施行令第1条に定めるところにより、次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、100世帯以上に達した場合
- (2) 府内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が50世帯以上に達する場合
- (3) 府内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

第3 減失（り災）世帯の算定基準

1 住家減失世帯数の算定基準

住家が減失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【減失世帯の算定基準】

減失住家 1世帯	全壊（全焼・流失）住家1世帯
	半壊（半焼）等著しく損傷した住家2世帯
	床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住できない状態になった住家3世帯 （注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

2 住家の減失等の認定

全壊、半壊等の認定基準は、以下のとおりとする（「第7節 住宅の応急確保」参照）。

- (1) 住家の全壊（焼）流出により減失したもの
 - ア 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- (2) 住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの
 - ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
- (3) 住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的に居住困難状態となったもの
 - ア (1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
 - イ 土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

第4 災害救助法の適用手続

1 適用手続き

市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に情報提供する。

2 救助の程度・方法及びその費用の範囲

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準での実施が困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。

※資料13-1「災害救助法の対象項目と程度、方法及び期間並びに実費弁償の額」

第5 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

第3節 緊急物資の供給

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。なお、時宜を得た物資調達に留意するとともに、被災地の実情や、要配慮者、男女等のニーズの違いに配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 給水活動	給水班、広報班							
第2 食料の供給等	本部事務局、調達班、総務班、食料班、教育班、近畿農政局、大阪府LPガス協会、日本赤十字社							
第3 生活必需品の供給等	本部事務局、調達班、総務班、日本赤十字社							

《対策の展開》

第1 給水活動

府及び大阪府広域水道企業団と協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

1 発災直後の応急給水

(1) 発災直後の情報の収集

発災直後は、次の情報から被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

ア 浄・配水場に設置した計器で配水池等の状況を確認し、受・配水量の把握を行う。

イ 大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部と綿密な連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う。

※大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部は、大阪府域で震度5弱以上を観測した場合に設置される（本市は「東部大阪ブロック」に所属）。

ウ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 応援要請

市域で震度5弱以上が観測され、市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、上下水道局を通じて大阪広域水道震災対策中央本部又は東部大阪ブロック本部に支援等を要請するとともにその旨を本部事務局に報告する。

2 応急給水のシステム

(1) 目標量と応急給水の目標

ア 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

① 給水タンク車による運搬給水と消火栓に設置する応急給水栓による給水を実施する。

② 各戸への給水は仮設配管からの給水や、宅内臨時給水栓による給水を実施する。

(2) 応急給水実施の優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所等、緊急性の高いところに、給水タンク車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(3) 給水拠点の確保

ア 給水拠点

被災直後は浄・配水場を給水拠点とし、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増設する。

イ 給水拠点が被災した場合

浄・配水場が被災した場合は、幹線配水管に設けられた給水口や給水タンク車を給水拠点とする。

(4) 家庭用水の供給等

上下水道局は、速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実状に応じた方法によって行う。

※資料6-2「給水用車両及びタンク等保有一覧表」

(5) 飲料水の水質検査及び消毒

水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

(6) ボトル水・缶詰水等の配布

(7) 給水用資機材の調達

3 市民への広報（市民への給水活動に関する情報提供）

(1) 手段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、市民が最も必要とする情報の一つであり、市民の給水に対する協力を得て、不安を和らげるためにも、情報提供を積極的かつきめ細かく行う必要がある。そのためには、次の手段等の活用を図る。

ア 防災行政無線

- イ 広報車（特に災害規模が大きい場合に巡回させる）
- ウ 市広報紙（災害情報）
- エ マスコミ（テレビ、ラジオ、新聞等）
- オ 自治会
- カ インターネット（ホームページ）

(2) 情報提供

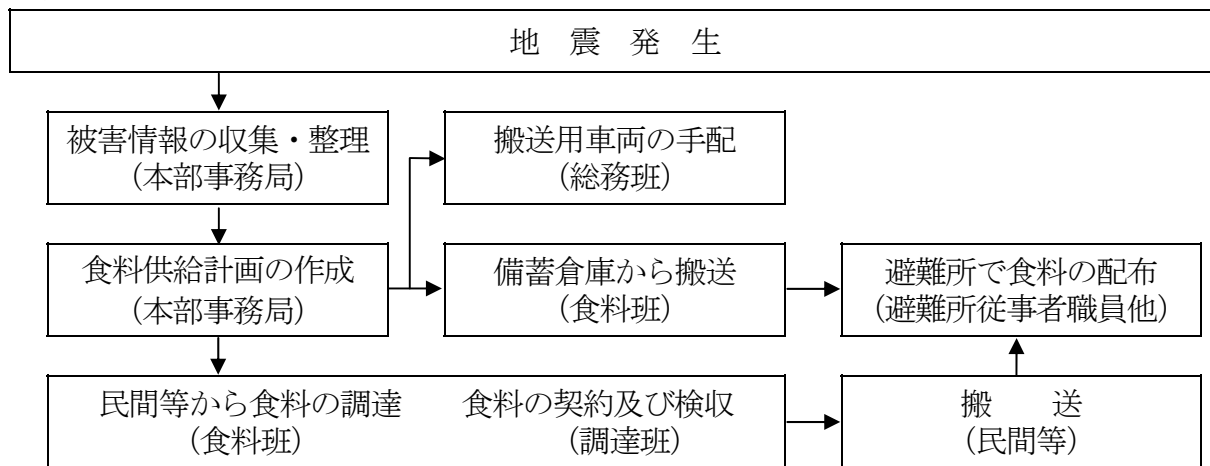
- ア 広報班は、マスコミに対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する（頻度と時刻は適宜定める）。
- イ 福祉対策班は、広報班と協力し、外国人向けの情報伝達として、通訳、ボランティアによる災害情報の配布を実施する。
- ウ 広報班は、上下水道局と協力し、自治会や避難所での水使用上の注意点等を広報する。

※資料3-5 「災害時の広報文例」

第2 食料の供給等

府及び民間等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

【食料供給の流れ】



1 食料の供給

(1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に入所している者
- イ 在宅避難者のうちライフラインの遮断等による調理不能者
- ウ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- エ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者

(2) 供給する食料の内容

供給する食料は、地震発生直後は備蓄食料とし、その後弁当等を基本とする。

(3) 供給方法

- ア 本部事務局は、食料供給の対象者数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 食料班は、供給計画に基づき、備蓄食料や民間等からの調達によって確保供給する。
- ウ 避難所等での配布については、災害直後は、避難所従事者職員が中心となり避難所内世話役、地域各種団体及びボランティア等の協力のもと実施する。避難所運営委員会の体制が確立された段階では、配布作業を避難所運営委員会に委任する。
- エ 在宅避難者への配布については、在宅避難者が必要数を最寄りの避難所に連絡し、同避難所において配給を受ける。

(4) 食料の調達・搬送

食料班は、関係部局と密接な連携を図りながら食料の調達、備蓄食料の搬送を実施する。

ア 備蓄食料

食料班は、備蓄倉庫から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

調達班と調整し、民間等から調達する。なお、必要量が確保できないときは、府及び他の市町村に対し応援を要請する。また、他の市町村、農林水産省及び近畿農政局（大阪支局）に応援要請した場合は、府に報告する。

ウ 調達食料の搬送

原則として、民間等によって避難所等への直接搬送を行う。

※資料7-1「備蓄物資一覧表」

資料7-4「大阪府備蓄物資一覧表」

資料7-5「大阪府災害救助用食料緊急引渡要領」

2 炊き出し

炊飯を要する場合は、教育班及び食料班が炊き出しの手配を行うとともに、教育班は実施される炊き出しの協力を行う。

(1) 炊き出しの方法

- ア 炊き出しは、避難所運営委員会、地域各種団体、ボランティア及び自衛隊等が実施する。
- イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。
- ウ 他団体等からの炊き出しの申出については、教育班及び食料班が関係部局との調整のうえ受け入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所内の給食調理施設及び調理実習室を利用して実施する。なお、給食調理施設が利用できない場合、又は調理施設のない避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合は、協定に基づき、一般社団法人大阪府LPガス協会北東支部又は府を通じ、同協会にガス器具等及び燃料の供給を要請して調達する。

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
大阪府LPガス協会		大阪市中央区船場中央2丁目1番4-405号	TEL 06-6264-7888 FAX 06-6264-7804

※資料11-5 「給食調理施設一覧表」

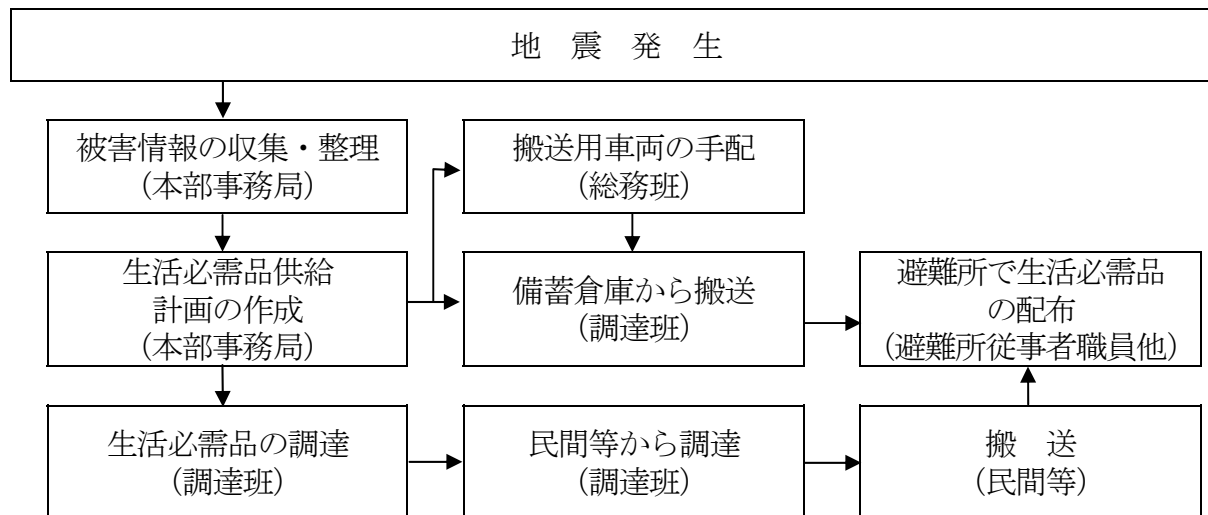
3 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、本部事務局を通じて府等に支援を要請する。また、他の市町村、近畿農政局（大阪支局）及び日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

第3 生活必需品の供給等

府及び民間等の協力のもと、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

【生活必需品供給の流れ】



1 生活必需品の供給

(1) 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- ア 被服（肌着等）、寝具（毛布、布団等）及び身のまわり品
- イ タオル、石けん、ティッシュペーパー等の日用品
- ウ 保育用品（ほ乳瓶等）
- エ 衛生用品（おむつ、生理用品等）
- オ 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）、食器類（茶わん、皿、はし等）
- カ 光熱用品（マッチ、ローソク、燃料等）
- キ 医薬品等
- ク 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

(3) 供給方法

- ア 本部事務局は、生活必需品供給の対象者数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 調達班は、供給計画に基づき、備蓄品や民間等からの調達によって確保供給する。
- ウ 避難所等での配布については、災害直後は、避難所従事者職員が中心となり避難所内世話役、地域各種団体及びボランティア等の協力のもと実施する。避難所運営委員会の体制が確立された段階では、配布作業を避難所運営委員会に委任する。
- エ 在宅避難者への配布については、在宅避難者が必要な物を最寄りの避難所に連絡し、同避難所において配給を受ける。

2 生活必需品の調達・搬送

調達班は、関係各部署と密接な連携を図りながら、生活必需品の確保・調達する。また、必要に応じて総務班を通じて車両を確保し、避難所等に搬送する。

(1) 生活必需品の調達

- ア 備蓄品
備蓄の毛布等を備蓄倉庫から搬出して避難所等へ配布する。
- イ 調達品
民間等から生活必需品を調達する。
- ウ 応援
市において必需量を確保できない場合は、府に要請する。また、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

(2) 生活必需品の搬送

調達品については、原則として民間等によって避難所等への直接搬送を行う。

※資料7-1「備蓄物資一覧表」

資料7-4「大阪府備蓄物資一覧表」

3 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、本部事務局を通じて府・関西広域連合等に支援を要請する。

また、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部等に応援要請した場合は、府に報告する。

第4節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 防疫活動	保健医療対策班、 清掃班、守口保健 所、門真市医師会							
第2 食品衛生監視活 動	保健医療対策班、 守口保健所							
第3 被災者の健康維 持活動	保健医療対策班、 守口保健所							
第4 動物保護等の実 施	保健医療対策班、 清掃班、門真警察 署、府獣医師会等							

《対策の展開》

第1 防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、府と緊密な連携をとり、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

保健医療対策班及び清掃班は、防疫及び保健衛生に万全を期する。また、市単独で防疫活動を十分に実施することが困難な場合は、府に協力を要請する。

1 消毒措置の実施(感染症法第27条)

府の指示により、被害の状況によって、家屋、便所及びその他必要な場所を消毒する。

2 ねずみ族、昆虫の駆除(感染症法第28条)

府の指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

3 防疫調査・健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。市は、守口保健所、門真市医師会等の協力を得て、被災地及び避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

また、府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車を確保し、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。市は、この実施に際して協力する。

- ※ 一類感染症： エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、エールブルグ病、ラッサ熱
- ※ 二類感染症： 急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る）
- ※ 三類感染症： コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

4 避難所等の防疫指導

府防疫職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

5 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

府の指示により、保健医療対策班は、感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間等を定めて府と緊密な連絡のうえ、守口保健所及び門真市医師会等の協力を得て予防接種を実施する。

6 衛生教育及び広報活動

府の指導、指示により、被災地及び避難所において衛生教育及び広報活動を実施する。

7 薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

8 その他

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。

9 報告

守口保健所を通じて府に被害状況、防疫活動状況及び災害防疫所要見込額を報告する。

10 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに「災害防疫完了報告書」を作成し、本部事務局及び守口保健所を経て府に提出する。

※資料7-2「防疫用器具、器材、備蓄一覧表」

様式3「災害防疫完了報告書」

第2 食品衛生監視活動

保健医療対策班は、衛生上の徹底を推進するなど、守口保健所が行う次の活動に協力する。

1 食中毒の防止

- (1) 物資集積拠点において、食品衛生監視員による衛生状態監視、指導に努める。
- (2) 避難所において、食品衛生監視員による食品の取扱い状況や容器の消毒等についての調査、指導に努める。
- (3) 食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合は、改善を指導する。
- (4) その他市民に必要な食品衛生に関する注意点を啓発する。

2 食中毒発生時の対応方法

保健医療対策班は、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第3 被災者の健康維持活動

府と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 健康相談等

保健医療対策班は、守口保健所と連携して震災時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

(1) 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育及び健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 巡回栄養相談等

被災者の栄養状態を把握し、早期に改善を図るため、府の栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。また、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

(3) 要配慮者への指導

経過観察中の在宅療養者や要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第4 動物保護等の実施

市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

清掃班は、飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

清掃班は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに清掃班、府及び門真警察署等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第5節 ライフラインの確保

災害により途絶したライフライン施設について、速やかに応急復旧を進め、応急供給、サービス提供を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 上水道施設	給水班							
第2 下水道施設	下水道班							
第3 電力供給施設	関西電力株式会社							
第4 ガス供給施設	大阪ガス株式会社							
第5 電気通信施設	西日本電信電話株式会社							

《対策の展開》

第1 上水道施設

1 活動体制

飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じて府、大阪広域水道企業団、他の市町村、水道関係業者及び自衛隊等に応援を要請する。

市域で震度5弱以上を観測し、市独自ですべての応急復旧体制を整えることが困難な場合は、府と市町村が協力して設置する「大阪広域水道震災対策中央本部」に支援を要請する。

2 応急措置

災害が発生した場合は、速やかに所管施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。

3 応急復旧対策

(1) 資機材等の確保

給水班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 応急復旧

施設班は、医療施設、社会福祉施設等への給水を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

4 広報

給水班は、広報班に上水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるほか、節水に努めるよう、市民に呼びかける。

第2 下水道施設

1 活動体制

下水道班において、保有する資機材等で応急復旧を実施するが、必要に応じて府、民間等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

2 応急措置

災害が発生した場合は、速やかに所管施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。

3 応急復旧対策

(1) 資機材等の確保

下水道班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 応急復旧

下水道班は、下水道施設の被害状況を迅速に調査し、必要度の高いものから応急対策を行う。下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

※資料6-1「下水道ポンプ施設一覧表」

4 広報

(1) 下水道班は、広報班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

(2) 市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

(3) 生活用水の節水に努めるよう、市民に広報する。

※資料3-5「災害時の広報文例」

第3 電力供給施設（関西電力株式会社）

1 応急供給及び復旧

(1) 電力設備被害状況、一般被害状況等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。

(2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (5) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (6) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止を努める。

2 広報

- (1) 市（本部事務局）に電力供給施設の被害状況、供給状況及び応急復旧見込み等の情報を提供する。
- (2) 二次災害防のため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報する。
- (3) 被害状況、供給状況及び復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【関西電力株式会社の連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
守口営業所	コールセンター	守口市八雲東町 1-9-15	TEL 0800-777-8016 FAX 06-6906-8610

第4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

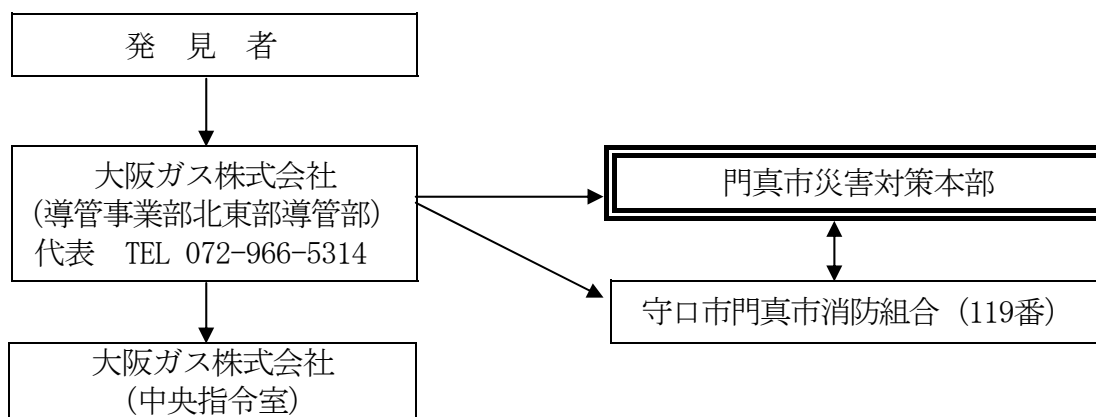
1 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

2 広報

- (1) 市（本部事務局）にガス供給施設の被害状況、供給状況及び応急復旧見込み等の情報を提供する。
- (2) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (3) 被害状況、供給状況及び復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【通信情報連絡体制】



【大阪ガス株式会社の連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
導管事業部 北東部導管部	緊急保安 チーム	東大阪市稲葉 2-3-17	TEL 072-966-5314 FAX 072-966-5488

第5 電気通信施設 (西日本電信電話株式会社)

1 通信の確保と応急復旧

- (1) 災害救助法が適用された場合等には、庁舎施設、避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (3) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (4) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

2 広報

- (1) 西日本電信電話株式会社は、市(本部事務局)に電気通信施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。
- (2) 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、市民に対し通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

【西日本電信電話株式会社の連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
大阪支店	設備部	大阪府中央区博労町 2-5-15 大阪中央ビル	TEL 06-6210-2609 FAX 06-6261-4644

第6節 交通の機能確保

鉄軌道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後	3時間～	24時間	3日～	7日～	1ヶ月
			～3時間	24時間	～3日	7日	1ヶ月	～
第1 鉄軌道施設の応急復旧	各地方鉄道株式会社							
第2 道路の応急復旧等	土木班、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社							

《対策の展開》

第1 鉄軌道施設の応急復旧

1 活動体制

各鉄軌道施設管理者は、地震が発生した場合、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

(1) 京阪電気鉄道株式会社

災害対策本部は、枚方運転課事務所に設置し、運用は「緊急時救急体制指導心得」を準用する。

(2) 大阪高速鉄道株式会社（モノレール）

災害対策本部は、現地又は本社に設置し、運用は「緊急事態対策及び防災体制」を準用する。

(3) 大阪市交通局（地下鉄）

「災害時の活動体制の指針」を準用する。

2 応急復旧対策

各鉄軌道施設管理者は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度及び復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。また、運行の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって廃棄又は保管の措置となる。

(1) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防組合、門真警察署に通報し、出動の要請を行う。

(2) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(3) 線路、保安施設、通信施設などの列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行う。

(4) 被害状況によっては、他の各鉄軌道施設管理者からの応援を受ける。

(5) 各鉄軌道施設管理者の地震発生時の運転取扱いについては、以下のとおりとする。

【京阪電気鉄道株式会社】

10～50ガル未満	全列車は地震発生との連絡を受け注意運転を行う。 駅長は駅付近の線路及び構造物等の点検を行う。
50～100ガル未満 (警報Ⅰ)	全列車は地震発生との連絡を受け速やかに停止する。 駅長は、駅付近の線路及び構造物等の点検を行う。 技術各部署は、線路及び構造物等の点検を行う。
100～150ガル未満 (警報Ⅱ)	全列車は地震発生との連絡を受け速やかに停止する。 駅長は、全線の線路及び構造物等の点検を行う。 技術各部署は、線路及び構造物等の点検を行う。
150ガル以上 (警報Ⅲ)	地震計の動作により全線の電車線は自動的に停電する。 全列車は地震発生との連絡を受け速やかに停止する。 駅長は、踏切道及び駅等巡回し、警戒配置につく。 技術各部署は、線路及び構造物の点検を行う。

【大阪高速鉄道株式会社（モノレール）】

地震計により 震度4以上の 表示を確認 地震1号	(運転士)
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 列車の運転中に強い揺れを感知し運転を継続することが危険であると判断したとき、又は運輸指令長から運転停止の指示があったときは直ちに列車を停止させる。 2. 列車を停止させたときは、停止位置、乗客の状況等速やかに運輸指令長に報告するとともに旅客に対し適切な車内放送を行い車内の混乱防止に努める。 3. 運転士は、列車の運転を再開するときには特に線路等の状態に注意して運転、異常を認めたとときは直ちにその状況を運輸指令長に報告する。
	(駅長)
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 旅客及び列車の状況を把握する。 2. 駅構内を巡回点検し、点検結果を運輸指令長に報告する。 3. 広報活動及び被害に係る対応を実施する。
	(施設課)
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 震度4以上の連絡を受けたときは、直ちに施設課係員を派遣し、要注意箇所点検を始めとする線路、電車、信号保安装置等の点検を行い、その状況をその都度運輸指令長に報告する。 2. 点検結果、運転速度を規制する必要があるときはその区間を運輸指令長に報告する。 3. 全線にわたる線路の巡回点検が完了し、異常がないことが判明した場合は、速やかに運輸指令長に列車の運転に支障のない旨を報告する。

【大阪市交通局（地下鉄）】

第1次警報 (25ガル以上)	1. 構内一斉放送 2. 掲示物の掲出 3. 必要により改札制限
第2次警報 (80ガル以上) トンネル内・ 駅施設の巡視	1. 構内一斉放送 2. 掲示物の掲出 3. 営業停止の処置 4. ホーム及び列車内の乗客を改札外に誘導
第3次警報 (150ガル以上)	1. 構内一斉放送 2. 掲示物の掲出 3. 営業停止の処置 4. ホーム及び列車内の乗客を可能な限り駅構外へ誘導避難

3 広報

各鉄軌道施設管理者は、本部事務局に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

(1) 京阪電気鉄道株式会社

社外への広報は、広報課長又は、広報担当者が行う。

(2) 大阪高速鉄道株式会社（モノレール）

社外への広報は、総務課長が行う。

(3) 大阪市交通局（地下鉄）

一般への広報は、広報係長が行う。

【鉄軌道関連会社連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
京阪電気鉄道株式会社	守口市駅	守口市河原町1-1	TEL 06-6991-0009
大阪高速鉄道株式会社	総務課	豊中市新千里東町1丁目1-5	TEL 06-6871-8281 FAX 06-6871-8284
大阪市交通局	ドーム前千代崎管区駅	大阪市西区千代崎3丁目北2-8	TEL 06-6583-2401
	門真南駅	門真市三ツ島3丁目2201	TEL 072-885-8001

第2 道路の応急復旧等

1 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路から順次修繕を行う。なお、交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

2 応急復旧対策

(1) 道路・橋りょう等の被災状況の把握及び応急復旧の検討

土木班は、被災状況の把握を行い、道路・橋りょう等の応急復旧方法を検討する。なお、復旧に時間を要する箇所を含む道路は代替道路の確保に努める。

(2) 応急復旧工事

土木班は、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を民間等の協力を得ながら実施する。

(3) 道路上の障害物の除去及び処理

土木班は清掃班と協力のうえ、緊急通行車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

(4) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集

土木班及び本部事務局、並びに府（枚方土木事務所）、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、門真警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

3 広報

土木班は、本部事務局に緊急交通路、交通規制対象路線、通行状況、復旧状況及び今後の見通し等の情報を提供する。また、市民に対しても、広報班を通じて広報活動に努める。

※資料3-5 「災害時の広報文例」

4 放置車両等の対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが車両の移動等を行う。また、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、樹木その他の障害物を処分することができる。

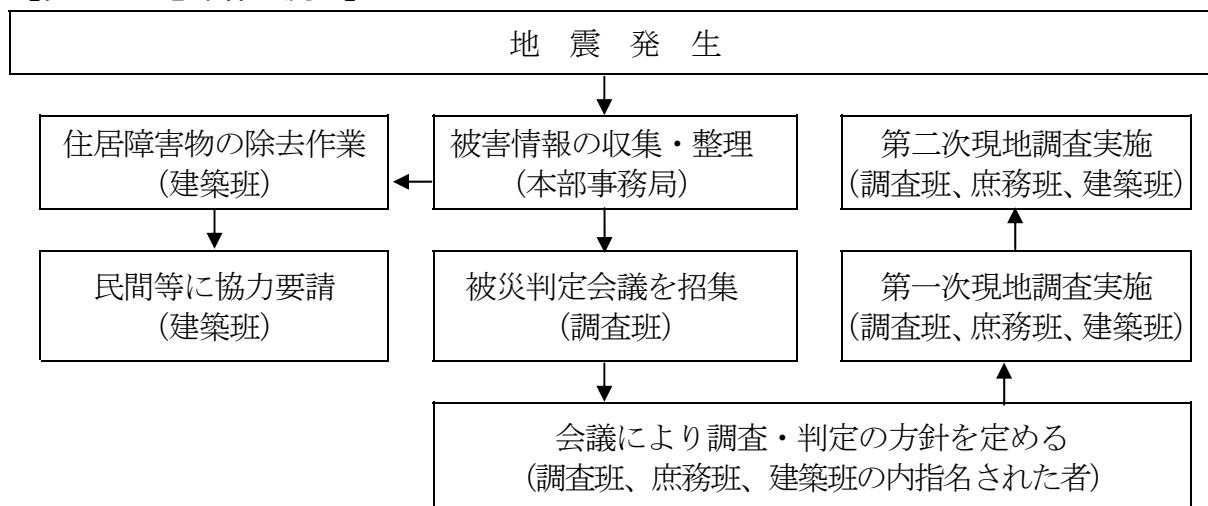
市は、知事からの指示等があった場合は、速やかに上記の措置を実施する。

第7節 住宅の応急確保

被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。応急仮設住宅等への入居の際は、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 住家等被災判定の実施	調査班、庶務班、 建築班							
第2 住居障害物の除去	建築班							
第3 被災住宅の応急修理	建築班							
第4 被災家屋の解体	清掃班、建築班							
第5 応急仮設住宅の供与	建築班、調達班							
第6 公営住宅等の一時使用	建築班							
第7 住宅に関する相談窓口の設置等	建築班							

【住宅の応急確保の流れ】



《対策の展開》

第1 住家等被災判定の実施

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、被災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。実施に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針、平成25年6月、内閣府」を準用する。

1 判定会議

(1) 役割

調査班は、庶務班、建築班の協力を得て被災判定会議を招集し、調査・判定の方針を定める。

(2) 構成員

調査班、庶務班及び建築班のうち指名された者

2 調査方法

(1) 第一次調査

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

実施に当たっては、あらかじめ市民に調査を行う旨（地区、日程）の広報を行う。

(2) 第二次調査

第一次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に、原則として申請者の立会いのもとで実施する。外観目視及び内部立入調査により、外観の損傷状況の把握、住家の傾斜の計測及び主要な構成要素ごとの損傷程度等の把握を行う。

なお、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

3 被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、次のとおりとする。

【住家等被害の認定統一基準】

被害の種類	被害認定統一基準 (平成13年6月28日 内閣府政策統括官通知、平成19年12月14日一部改正)
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の全壊 全焼 流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
住家の半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるをいう。

(注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第2 住居障害物の除去

1 除去の対象者

浸水等によって、居室、炊事場及び玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ自らの資力をもってしては除去できない者を対象とする。

2 除去作業

(1) 建築班は、民間等の協力を得ながら除去作業を実施する。

(2) 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

3 応援要請

資機材及び人材が調達・あつせんできない場合は、本部事務局を通じ府へ要請する。

第3 被災住宅の応急修理

府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

1 応急修理の対象者

住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理ができない者を対象とする。

2 修理方法

災害救助法適用による応急修理は、日常生活に欠くことのできない部分を請け負いにより現物給付をもって実施する。

3 修理の範囲

居室、炊事場及び便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

4 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1ヶ月以内に完了する。

第4 被災家屋の解体

市は被災者の経済的負担の軽減を図るため、府を通じて国に対する特別の措置を要請する。

特別措置法に基づき解体・除去等を公費で実施する場合、清掃班は、建築班と調整のうえ実施する。

第5 応急仮設住宅の供与

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼し、住宅を確保するこ

とができない者に対し、府から委任された場合は、応急仮設住宅を建設し、供与する。

1 実施責任

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与の実施は、知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、知事の委任を受けた場合は市長が実施する。

2 入居対象者

住家が全壊、全焼し、住宅を確保することができない者を対象とする。

3 応急仮設住宅建設用地

建築班は、調達班と調整のうえ、応急仮設住宅建設用地を次の順位にしたがって決定する。

- (1) 当面利用目的が決まっていない公共用地
- (2) 都市公園
- (3) 民間の遊休地

※資料14-4 「応急仮設住宅建設候補地」

4 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、建築基準法第85条第4項に基づき、原則として完成の日から2年以内とする。

5 応急仮設住宅の運営管理

市は、府から要請があった場合、応急仮設住宅の運営管理を実施する。この際、府と連携して、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における動物の受入れに配慮する。

6 その他

- (1) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第6 公営住宅等の一時使用

建築班は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 建築班は、応急住宅、空き家及び融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 建築班は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第8節 応急教育等

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 教育施設の応急対策	教育班、園児対策班							
第2 応急教育の実施	教育班、園児対策班							
第3 学校給食の措置	教育班、園児対策班							
第4 就学援助等	教育班、避難所班、園児対策班、保健医療対策班							
第5 社会教育施設等の管理及び応急対策	社会教育施設等の管理者							
第6 文化財対策	生涯学習部							

《対策の展開》

第1 教育施設の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。

- 1 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。
- 2 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ（簡易トイレを含む、以下同じ。）等を設置する。
- 3 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。
- 4 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - (1) 隣接校等との協議、調整を行い、教室を確保する。
 - (2) 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

第2 応急教育の実施

1 応急教育の区分

(1) 学校長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、府教育委員会若しくは市教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講じる。

ア 校舎が避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 教育班は、災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の受入れ状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

ア 臨時休校

イ 短縮授業

ウ 二部授業

エ 分散授業

オ 複式授業

カ 上記の併用授業

(3) 幼稚園についても上記(1)、(2)に準じるものとする。

2 応急教育の実施場所

市は、学校を避難所等に利用し、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

3 転校手続き等の弾力的運用

市教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

4 教員の確保

教育班は、被災等によって教員の欠員が生じ、通常の授業が実施できない場合は、教育委員会において調整を図るとともに、府教育委員会に応援を要請するなど教員の確保の応急措置を講じる。

第3 学校給食の措置

教育班及び園児対策班は、災害を受けるおそれが解消した場合は、園及び学校再開にあわせ速やかに給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第4 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

教育班は、被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給についての措置を講じる。

2 学用品の支給

教育班は、災害援助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書・文房具及び通学用品を支給する。

3 園児・児童・生徒の健康管理

避難所班、園児対策班及び保健医療対策班は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、守口保健所及び中央子ども家庭センター等と連携して、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング及び電話相談等を実施する。

第5 社会教育施設等の管理及び応急対策

社会教育施設等の管理者は、人命の安全確保と施設の管理に努める。

- 1 施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- 2 施設利用者の来館時にあつては、あらかじめ定めた計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。
- 3 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

第6 文化財対策

生涯学習部は、文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

- 1 生涯学習部は、地震発生後、直ちに市内の文化財の被害について調査し、被害状況を本部事務局及び府教育委員会に報告する。
- 2 生涯学習部は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第9節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 ボランティアの受入れ	福祉対策班、避難所班、日本赤十字社、門真市社会福祉協議会							
第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分	広報班、福祉対策班、経理班、日本郵便株式会社							
第3 海外からの支援の受入れ	福祉対策班							

《対策の展開》

第1 ボランティアの受入れ

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、門真市社会福祉協議会及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携して、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

各部局は、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救援物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者、障がい者等避難行動要支援者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 要配慮者などのニーズ把握や安否確認
- カ 福祉避難所内における日常生活上の支援
- キ その他被災者に対する支援活動

(2) ボランティアニーズの把握・調整

- ア 福祉対策班は、各部局が必要とするボランティアの活動場所、活動内容及び人数等を把握し、門真市社会福祉協議会に連絡する。
- イ 避難所班は、避難所でのニーズを「ボランティア依頼伝票」に記入し、門真市社会福祉協議会へ送付する。

(3) 受入れ窓口の開設

福祉対策班は、門真市社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

福祉対策班は、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

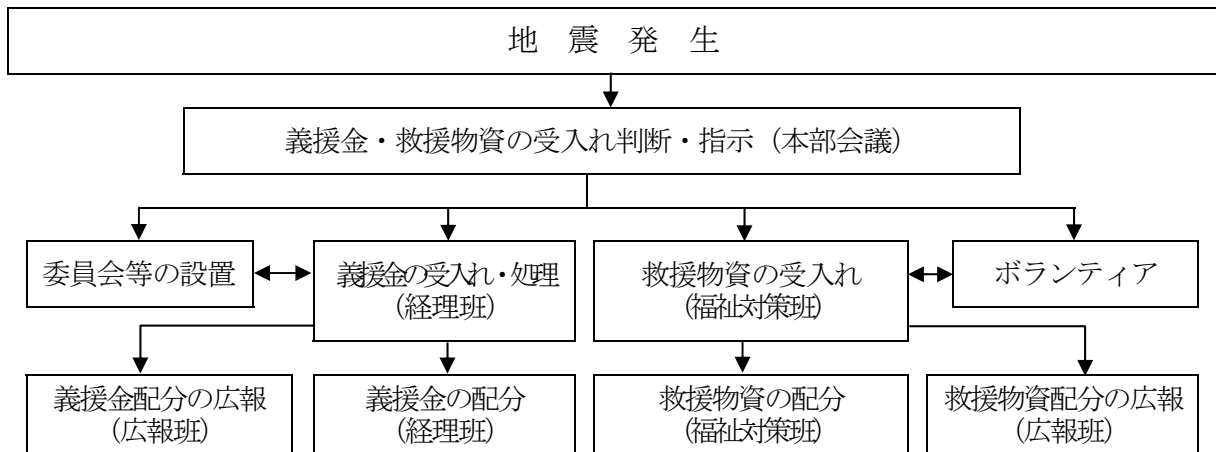
(2) 災害情報の提供

福祉対策班は、本部事務局との連絡・調整にあたりとともに、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。

第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

【義援金・救援物資の流れ】



1 義援金の受入れ及び配分

(1) 受入れ、保管

ア 経理班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

ウ 義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

※様式23「義援金・救援物資受付記録簿」

(2) 配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

なお、委員会の構成員は、次のとおりとする。

構 成 員
副市長、統括理事、各部局長及び会計管理者

イ 経理班は、定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

2 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れ

- ア 福祉対策班は、市役所等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。
- イ 救援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- ウ 福祉対策班は、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- エ 救援物資の申出があった場合は次のことを要請する。
 - ① 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること
 - ② 複数の品目を梱包しないこと
 - ③ 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること
 - ④ 腐敗する食料は避けること

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、救援物資一時集積地等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先する。

(4) 救援物資の搬送

- ア 府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた救援物資一時集積地に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。
- イ 搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

3 郵便料金の免除等

日本郵便株式会社大阪中央郵便局は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救援物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第3 海外からの支援の受入れ

1 府との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、国からの照会に迅速に対応できるよう、あらかじめ府に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡しておく。

2 支援の受入れ

(1) 福祉対策班は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- ア 支援内容、到着予定日時、場所及び活動日程等
- イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、自力で活動することが前提であるが、必要に応じて次のことを協力する。

- ア 案内者、通訳等の確保
- イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第10節 廃棄物の処理

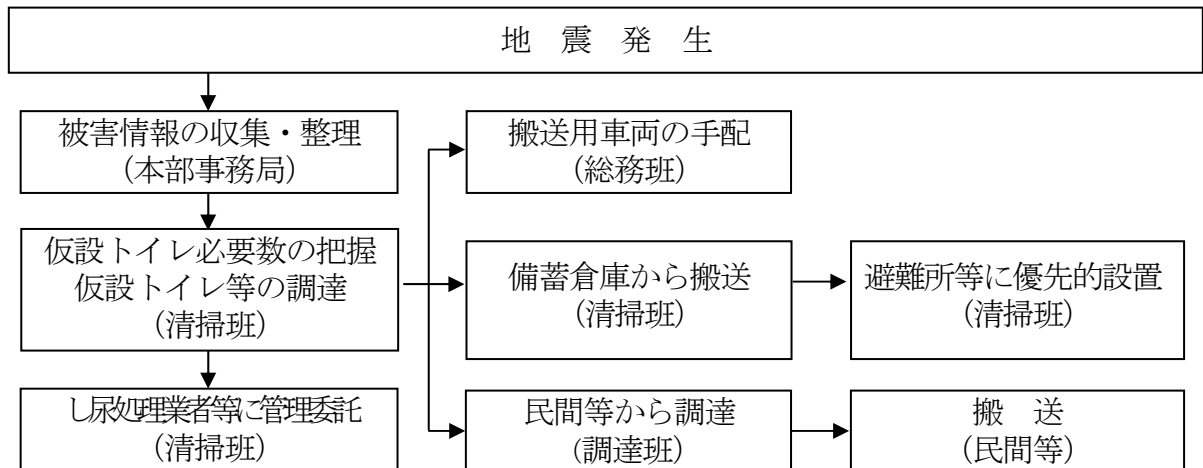
し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 し尿処理	清掃班、総務班、調達班、関西電力株式会社、し尿収集業者等							
第2 ごみ処理	清掃班、ごみ収集業者							
第3 災害廃棄物等処理	建築班、土木班、下水道班、総務班、廃棄物等処理業者							
第4 死亡獣畜及び放浪動物対策	清掃班、府獣医師会、動物愛護団体等							
第5 環境安全対策	清掃班、建築班							

《対策の展開》

第1 し尿処理

【し尿処理対策の流れ】



1 初期対応

清掃班は、仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- (1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障がい者に配慮しつつ、

速やかに仮設トイレを設置する。

2 仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置台数 1台/60人（男女比1：3とする）

※算定条件は次のとおり。

- ・仮設トイレの容量：250リットル/台
- ・1人1日あたり排泄量：1.4リットル（厚生省水道環境部（1993年）し尿処理施設構造指針解説）
- ・し尿回収頻度：1回/3日

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、民間等と早急に連絡をとるとともに、本部事務局を通じ府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレットペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設
- エ 清掃用のバケツ・ロープ等

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、避難所、福祉避難所及び公共施設等に優先的に設置する。

イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関西電力株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

3 仮設トイレの管理

清掃班は、民間等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (1) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- (2) 設置場所の管理者及び避難所運営委員会等に対して、日常の清掃等の管理を要請し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

4 処理

清掃班は、処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確保する。

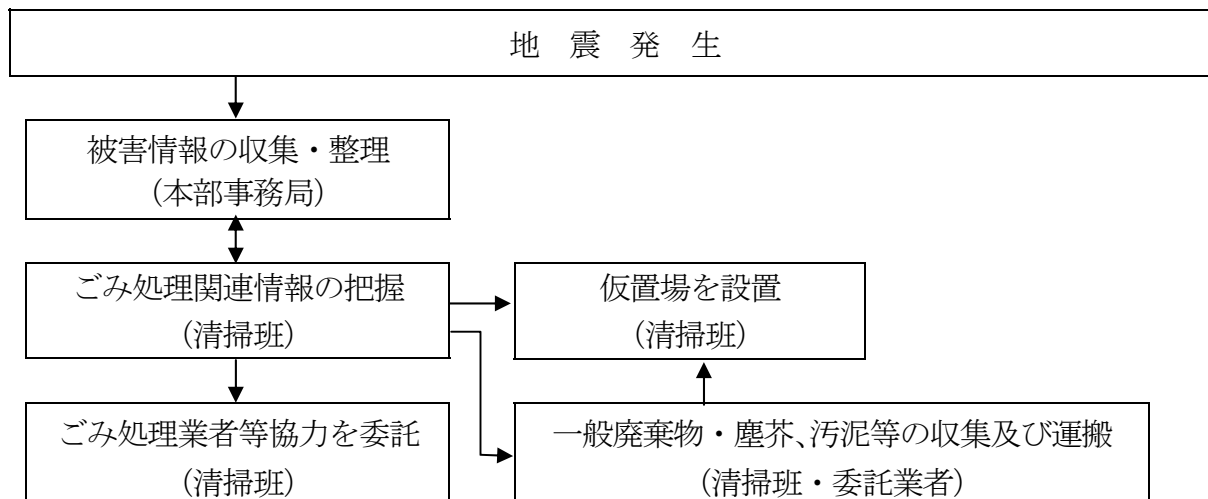
5 応援要請

清掃班は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じて本部事務局を通じて府、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

※資料8-2「し尿収集委託業者一覧表」

第2 ごみ処理

【ごみ処理対策の流れ】



1 初期対応

清掃班は、ごみ処理に必要な情報を把握し、処理体制を確保する。

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 ごみ処理対策

清掃班は、災害に伴い発生したごみを、なるべく早く収集・処分する。

(1) 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、地震発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。

(2) 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、積換所及び分別所を経て埋め立て、若しくは焼却する。

(3) ごみの分別

処理の方法、費用及び期間等を考慮し、可燃物、不燃物、大型家電及び家具等を目安に、市民の排出分別項目を区分する。

(4) 市民への広報

廃棄物の分別・排出方法に対する市民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、できる限り速やかに市民に広報する。

ア 分別と排出の方法・場所・期間

イ ボランティアの依頼方法

ウ 問い合わせ窓口

(5) 進行管理計画

甚大な被害により広域的な処理を要する場合は、次の事項に留意して、中長期的な災害廃棄物処理の進行管理計画を作成する。

ア 廃棄物の発生量

イ 収集・処理の方法、体制

ウ 処理の期間・費用

3 ごみ収集方法

(1) 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い可燃ごみは、許可業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。また、ごみ排出場所（集積所）の衛生状態を確保する。

(2) 家具類や重量のある廃棄物が大量に発生する場合は、平積みダンプや積み込み・積下しのための重機を確保する。

4 処理

(1) 処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。

(2) ごみの一時保管や、受入れ先に対応した破碎、分別等を行う場所を要する場合は、周辺の環境に留意し、公有地等の仮置場（一時保管場所）を確保する。仮置場は、消毒剤、消臭剤等及び散布機器等を確保し、衛生状態を維持する。

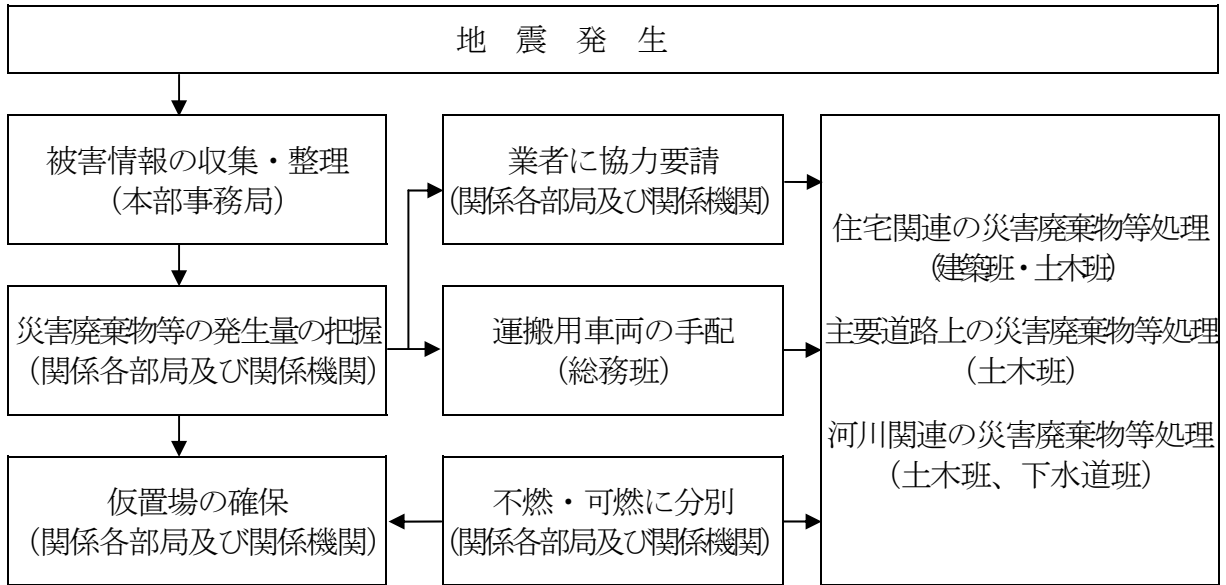
5 応援要請

清掃班は、市単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じて本部事務局を通じて府、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

※資料8-3「ごみ処理許可業者一覧表」

第3 災害廃棄物等処理

【災害廃棄物等処理対策の流れ】



1 初期対応

関係各部局及び関係機関は、災害廃棄物等処理に必要な情報を把握し、応急対策を実施する。

- (1) 災害廃棄物等の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 住宅関連の災害廃棄物等処理

建築班、土木班は、住家及びその周辺に発生した災害廃棄物等を、速やかに処理する。

3 公共施設上の災害廃棄物等処理

(1) 主要道路上の災害廃棄物等処理

土木班は、震災時における道路の巡視を行い、道路の通行に障害を及ぼしている災害廃棄物等を除去・処理する。

(2) 河川関係の災害廃棄物等処理

土木班は、災害時における管内河川・排水路等の巡視、下水道班は、下水道の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえる災害廃棄物等を除去・処理する。

(3) 鉄軌道上の災害廃棄物等の処理

各鉄軌道施設管理者は、鉄軌道上の災害廃棄物等を除去・処理する。

4 災害廃棄物等処理上の留意事項

災害廃棄物等の除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

- (1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- (2) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (3) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (4) アスベスト等有害な災害廃棄物等については、環境汚染の未然防止に努めるとともに、専門業者に処理を委託し、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

5 除去した災害廃棄物等の処理

- (1) 多量の災害廃棄物等が発生した場合は、公有地等を仮置場として選定する。
- (2) 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、仮置場へ直接搬送する。
- (3) 可燃物で再使用不能のものは、建築班、土木班において処理する。
- (4) 仮置場に、災害廃棄物等の選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

6 応援要請

関係各部署及び関係機関は、市単独で災害廃棄物等の除去・処理が困難な場合は、必要に応じて本部事務局を通じて府、関西広域連合、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

第4 死亡獣畜及び放浪動物対策

1 初期対応

死亡獣畜及び放浪動物の発生状況を把握する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 処理責任者

災害によって死亡し、放置された犬猫等は、清掃班が収集・処理を行う。

(2) 処理方法

ア 清掃班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集し、衛生処理を行う。

イ 収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。

3 放浪動物の対策

地震発生後、被災によって、飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その

都度関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。

- (1) 放浪動物の保護収容
- (2) 負傷している動物の収容・治療
- (3) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- (4) その他動物に関する相談の受付

第5 環境保全対策

1 初期対応

清掃班は、被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

2 大気・水の監視

地震が発生した場合の環境調査について、清掃班は、その都度国・府・関係機関等と協議して決める。

3 建築物の被災又は解体に伴う対策

(1) 粉じん飛散防止対策

清掃班は、建築班と協力して、建築物の解体作業現場における粉じん飛散防止対策及び危険物質等の漏洩防止対策を指導する。

(2) アスベスト飛散防止対策

ア 解体・撤去工事を行う民間等に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

- ① 事前に除去できる場合は、ショベルカー等を使わず手作業で撤去する。
- ② 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化又は散水の実施のうえで作業を行う。
- ③ 飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

ウ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う民間等に対して工事完了後の報告を求める。

(3) 災害廃棄物等の搬出時の飛散防止対策

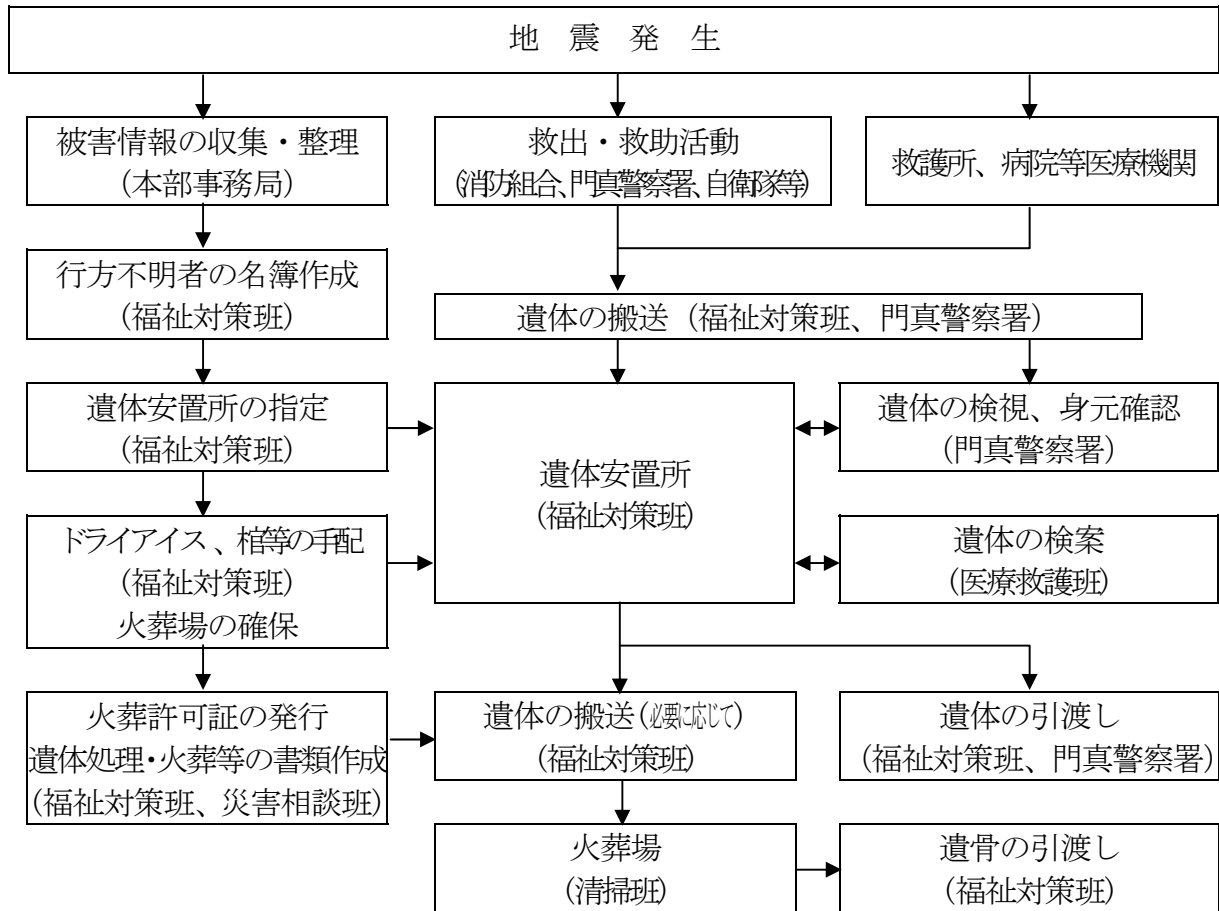
災害廃棄物等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第11節 遺体の処理及び埋火葬

関係機関と連携のうえ、遺体の処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 遺体の収容	福祉対策班、門真警察署、門真市医師会							
第2 遺体の処理	福祉対策班、門真警察署							
第3 遺体の埋火葬	福祉対策班、災害相談班、公営葬儀業者							
第4 応援要請	本部事務局、福祉対策班							
第5 遺体処理等従事者への配慮	福祉対策班、保健医療対策班、清掃班、門真警察署、門真市医師会							

【遺体の処理及び埋火葬の流れ】



《対策の展開》

第1 遺体の収容

1 遺体を発見した場合の措置

- (1) 遺体を発見した場合、発見者は速やかに門真警察署に連絡する。
- (2) 門真警察署は、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は福祉対策班）に引き渡す。

2 遺体の収容

(1) 遺体安置所

旧北小学校を遺体の安置所とするが、災害状況に応じて公共施設等の中から選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。

(2) 収容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所へ搬送し収容する。

第2 遺体の処理

福祉対策班は、遺族において対応が困難、もしくは不可能な場合、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

1 遺体の処理方法

(1) 遺体の処理範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

(2) 資機材等や車両の調達

- ア 遺体の処理に係るドライアイス、棺等の資機材を、事前計画にしたがって速やかに調達する。
- イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、本部事務局を通じて府に応援を要請するほか、民間等に協力を要請する。

(3) 遺体の身元確認

- ア 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。なお、門真警察署から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- イ 身元が判明しない遺体については、門真警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。また、死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

※様式4「遺体処理票」

様式5「遺留品処理票」

(4) 遺体の引取り

- ア 身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。
- イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

※様式6「遺体処理台帳」

2 遺体処理の期間

- (1) 遺体処理の期間は、原則として地震発生から10日間とする。
- (2) 地震発生から10日間で処理が終了しない場合は、必要に応じて期間の延長手続き(知事への申請手続き)をとる。

3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を整理する。

- (1) 遺体処理台帳
- (2) 遺体処理支出関係書類

第3 遺体の埋火葬

清掃班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

1 遺体の埋火葬方法

- (1) 対象者は、災害によって死亡した者とする。
- (2) 飯盛霊園組合で対応できない場合は、府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できるとし、総務班が緊急通行車両を確保する。
- (4) 身元が判明しない遺体は、市長の判断で災害相談班が火葬許可証の交付を受け火葬を行い、火葬後の遺骨は福祉対策班が一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
- (5) 骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

2 埋火葬の期間

- (1) 遺体の埋火葬の期間は、原則として地震発生から10日間とする。
- (2) 地震発生から10日間で埋火葬が終了しない場合は、期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

3 火葬に関する書類

火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

- (1) 火葬台帳
- (2) 火葬支出関係書類

※資料8-4「公営葬儀業者一覧表」
様式7「火葬埋葬台帳」

第4 応援要請

清掃班は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に

対応するものとする。

第5 遺体処理等従事者への配慮

保健医療対策班は、遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等について検討する。

第12節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 市民への呼びかけ	広報班、日本放送協会、各民間放送株式会社							
第2 警備活動	門真警察署							
第3 暴力団排除活動の徹底	門真警察署							
第4 物価の安定及び物資の安定供給	商工農政班、JA北河内農業協同組合、守口門真商工会議所							

《対策の展開》

第1 市民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動が実施されるよう門真警察署に要請する。

- 1 門真警察署は、地震発生地域を中心として、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。
- 2 自治会や市民等は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

第3 暴力団排除活動の徹底

門真警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第4 物価の安定及び物資の安定供給

府、関係機関との連携のもと、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の把握

(1) 物価把握

商工農政班は、災害相談班に寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

(2) 府への要請

商工農政班は、府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

2 消費者情報の提供

商工農政班は、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックを防止するため、生活必需品等の在庫量、適正価格及び販売場所等の消費者情報の提供に努める。

3 生活必需品等の確保

商工農政班は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

【地震災害応急・復旧・復興対策】

第2編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 公共施設等の復旧

各部局は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 災害復旧事業計画の作成	各部局							
第2 災害復旧の種類	—							
第3 事業実施に伴う国の財政援助等	—							

《対策の展開》

第1 災害復旧事業計画の作成

復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、府と十分協議し、計画の立案に努める。なお、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

また、計画立案にあたっては、復旧完了予定時期の明示に努める。

第2 災害復旧の種類

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画

- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

第3 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施にあたって、法律等に基づき国が負担又は補助する事業は次のとおりである。

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公園、河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
障害者総合支援法	障害者支援施設等復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧
砂防法等	土砂災害防止対策

第2節 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、迅速に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 激甚災害指定の 手続	本部事務局、大阪 府							
第2 激甚災害法に定 める事業	—							

《対策の展開》

第1 激甚災害指定の手続

1 激甚災害の指定

府は市の実施した被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

2 特別財政援助の交付手続

本部長（市長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助の交付に関わる調書を作成し、府に提出する。

第2 激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業

- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- (14) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に関する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 特定大規模災害

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市に代わって工事を行うことを要請する。

第4節 り災証明の発行

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、り災証明の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 り災台帳の作成	調査班							
第2 り災証明書の発行	調査班							

《対策の展開》

第1 り災台帳の作成

市長は、被災状況を調査のうえ、り災台帳を整備し、必要事項を登録する。

- 1 調査班は、家屋台帳及び住民基本台帳から全世帯について、り災台帳を作成する。
- 2 調査班は、建築班が行う建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

第2 り災証明書の発行

市長は、被災者に対し必要があると認めた場合は、り災証明書を発行する。

- 1 り災証明書の発行について被災状況が確認できない場合は、とりあえず本人の申告に基づき、り災届出証明書（被災者自身が被災内容を市へ届け出たことを証明する。）を発行する。この場合、その後の調査により確認した場合は、り災証明書に切替え発行する。
- 2 り災証明書の発行は、1回限りとする。やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

第5節 被災者の生活確保

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 災害弔慰金等の支給	福祉対策班							
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	福祉対策班、建築班、門真市社会福祉協議会							
第3 市税等の減免・徴収猶予等	各部局							
第4 住宅の確保	建築班							
第5 被災者生活再建支援金	福祉対策班							

《対策の展開》

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、門真市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、及び自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金を支給する。

2 門真市災害見舞金の支給

市は、門真市災害見舞金等支給条例に基づき、被災世帯に対して災害見舞金等を支給する。

※資料14-1 「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」

資料14-2 「門真市災害見舞金等支給条例」

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

災害によって住居、家財等に被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

1 災害援護資金の貸付

自然災害によって府域に災害救助法が適用された場合、被災世帯の世帯主に対し、門真市災害弔慰金の支給に関する条例の定めるところにより、生活立て直しのための災害援護資金を貸し付ける。

※資料14-1 「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府の生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、門真市社会福祉協議会が窓口となって、門真市内居住の低所得者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

3 住宅復興資金

府と協力・連携し、住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資の制度適用が、該当する市民に対し迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

第3 市税等の減免・徴収猶予等

1 市税の減免措置等

地方税法、市税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

(1) 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等又は市税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納税者又は特別徴収義務者が徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合は、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき1年以内の期間を限り、その徴収を猶予する。

(3) 減免

災害によって被災者に対して、被害の程度により個人の市民税・固定資産税の市税を一定の範囲で軽減又は免除する減免措置を講じる。

2 国民健康保険料の減免等

(1) 徴収猶予

災害によって資産に損害を受けた納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合は、その申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内の期間を限って徴収猶予する。

(2) 減免

災害によって被災した者に対し、その申請に基づき被災の状況に応じ保険料を減免する。

3 介護保険の特例

被災者に対し、認定更新申請期限の周知、サービス費等の額の特例措置を講じる。

4 その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき減免する。

※資料14-3 「災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例」

第4 住宅の確保

府及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用、応急仮設住宅等の提供等によって支援する。

1 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定するとともに、その計画推進に努める。

2 公共住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災者の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対して特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

3 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

府は、住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災者の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

4 災害住宅に対する融資

災害が発生した場合、被災者に対するり災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構が行う融資制度の災害復興住宅建設、補修資金の貸付、災害特別貸付を積極的に利用して、早急に被災地の再生を図る。

5 り災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用要請を行う。

6 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

災害（地震による火災に限る。）によって公営住宅が減少し、又は著しく損傷した場合は、既設公営住宅を復旧する。

第5 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 制度の対象となる自然災害・地域

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象地域は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）

(3) 制度の対象となる被災世帯

自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

以下の2つの支援金の合計額とする。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【被災者生活再建支援金の支給額】

（単位：万円）

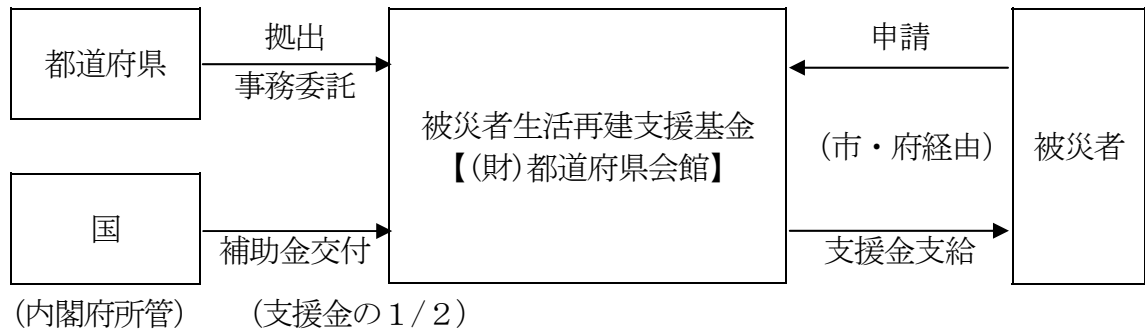
世帯区分	住宅の被害程度	基礎支援金 ①	加算支援金 ②	計 ①+②
複数世帯 (世帯人員が2名以上)	大規模半壊以外	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
単身世帯 (世帯人員が1名)	大規模半壊以外	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75

※単身世帯は、それぞれ複数世帯の3/4の額となる。

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合の加算支援金は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



第6節 中小企業の復興支援

災害によって被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、中小企業近代化資金等の貸付及び信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられる。

市は、これらの対策が迅速かつ的確に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部署、関係機関及び団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 資金需要の把握・調査	商工農政班、守口門真商工会議所							
第2 中小企業者に対する金融制度の周知	商工農政班、守口門真商工会議所							

《対策の展開》

第1 資金需要の把握・調査

府が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。

第2 中小企業者に対する金融制度の周知

商工会議所やその他関係団体を通じて、府や金融機関が行う災害時の特別措置等について中小企業者に周知する。

1 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対し、その再建資金を貸し付ける。

2 大阪府災害復旧資金緊急融資及び経営安定資金

被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。

第7節 農業関係者の復興支援

災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対し復旧を促進し、農業の生産力に回復と経営の安定化を図るため、府が政府系金融機関及び一般金融機関に対して特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が行われる。

市は、これらの融資制度についてPRするとともに、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者に対する融資適用を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後	3時間～	24時間	3日～	7日～	1ヶ月
			～3時間	24時間	～3日	7日	1ヶ月～	
第1 資金の融資措置	商工農政班、JA 北河内農業協同 組合							
第2 融資制度の周知	商工農政班、JA 北河内農業協同 組合							

《対策の展開》

第1 資金の融資措置

農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ的確に行われるよう措置を講じる。

第2 融資制度の周知

農業関係団体を通じて、国・府が行う災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対する融資制度について周知する。

1 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第2章 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 復興に向けた基本的な考え方	各部局							
第2 本市における復興に向けた取組み	各部局、大阪府							

《対策の展開》

第1 復興に向けた基本的な考え方

市域に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2 本市における復興に向けた取組み

1 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

2 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定める。

また、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

3 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、市民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他市民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

【地震災害応急・復旧・復興対策】

付編 1 東海地震関連情報に伴う対応

第 1 章 計画の目的等

第 1 節 目的

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域において、大規模な地震の発生が予想され、緊急に地震防災応急対策を実施する必要がある場合、内閣総理大臣は地震予知情報を受け警戒宣言を発するとともに、居住者等に対して警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとることになっている。

この計画は、警戒宣言が発せられた場合における適切な対応措置等について定め、震災の予防と社会的混乱の防止を図ることを目的とする。

第2節 予想震度

本市だけでなく府域は東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、東海地震が発生した場合、府域で震度4、局地的に震度5弱程度の震度が予想されていることから、被害が発生するおそれがある。

第 3 節 基本方針

警戒宣言が発せられたことを受けての対策は、警戒態勢を整備すること及び市民に社会的混乱をきたさないよう努めることに重点を置く。

- 1 本市は東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、日常生活及び市政・都市機能は平常どおりに確保する。
- 2 警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言が発せられている間の対処について、関係機関、市民及び事業者迅速かつ的確に周知徹底を図る。
- 3 東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じ、かつ、社会的混乱の防止に努め、市民の生命・身体・財産等の安全を確保する。
- 4 原則として、警戒宣言が発せられた時点から地震の発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 5 東海地震は、東南海・南海地震と同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。
- 6 発生震度に即した応急活動組織の構成及び活動内容は、「第 1 編 地震災害応急対策」に基づく。
- 7 東海地震が発生した場合に、激甚な被害が予想される東海地方等の被災地に対して、応援活動を積極的に行う。

第2章 応急対策活動

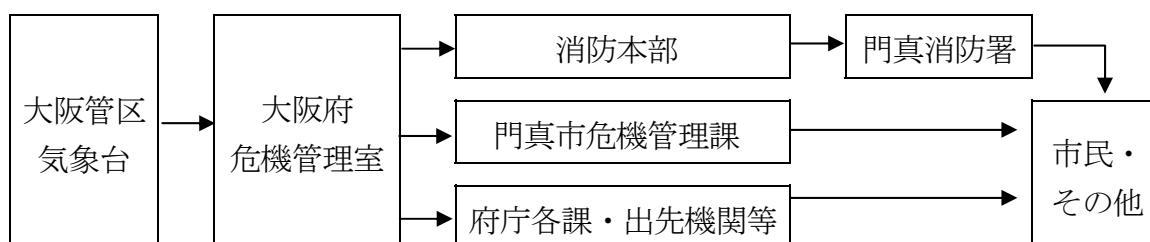
第1節 東海地震注意情報発表時の対応

項目	実施担当機関
第1 東海地震注意情報の伝達	各部局、消防組合、消防団、大阪府、大阪管区气象台
第2 警戒態勢の準備	各部局、消防組合、消防団、大阪府、大阪管区气象台

市においては、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、社会的混乱の防止と被害を最小限に止めるために、速やかに対処する。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

- 1 市は、東海地震注意情報発表の段階では、防災・危機管理対策司令部を設置して警戒宣言が発せられた場合に備える。また、職員は勤務時間外においても警戒宣言が発せられることに備え、速やかに対応できるよう準備しておく。
- 2 地震発生時に大きな被害が予想される東海地方等への応援の準備を検討する。
- 3 府からの伝達のほか、テレビ、ラジオ等報道機関による情報の入手にも努め、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

- 4 消防組合においては、警戒体制を整え、消防本部地震警戒警防本部を設置する。
- 5 国、府に準じて市民に対して次の内容を基本とする呼びかけを行う。
 - (1) 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
 - (2) 政府が行う準備行動の具体的な内容について
 - (3) 万一に備え、地震防災対策強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について
 - (4) 市民に対する沈着冷静な対応の要請について
 - (5) 今後、警戒宣言発令時に予想される交通規制等の内容について

第2節 警戒宣言が発せられたときの対応措置

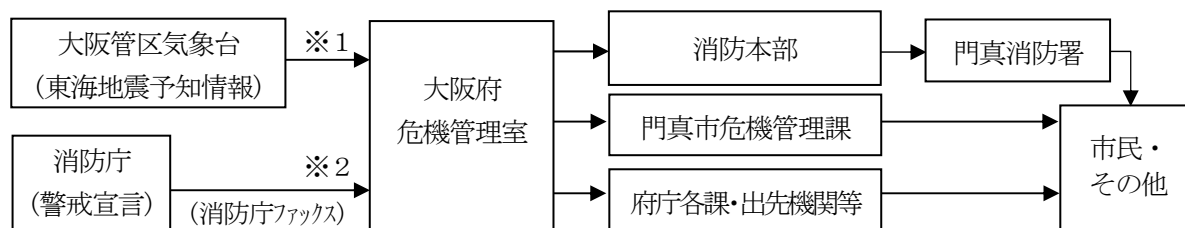
項目	実施担当機関
第1 東海地震予知情報等の伝達	各部局、消防組合、大阪府、大阪管区气象台、淀川左岸水防事務組合、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社
第2 警戒態勢の確立	各部局、消防組合、消防団、大阪府、大阪管区气象台、淀川左岸水防事務組合、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社

東海地震予知情報が発表された場合や、警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生した場合の被害を最小限にするために講じるべき事前の対策を進める。

第1 東海地震予知情報等の伝達

東海地震予知情報が発表された場合や、警戒宣言が発せられた場合は、迅速に関係機関、市民・事業者に伝達する。

1 伝達系統



※1：東海地震予知情報が発表された場合 ※2：警戒宣言が発せられた場合

2 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報
 - ① 東海地震予知情報
 - ② その他必要と認める事項
- (2) 警戒宣言
 - ① 警戒宣言
 - ② 警戒解除宣言
 - ③ その他必要と認める事項

第 2 警戒態勢の確立

1 動員配備体制

警戒宣言が発せられた場合、災害警戒本部を設置し、地震が発生するまで、又は警戒宣言が解除されるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、東海地震発生後や警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

2 活動内容

(1) 配備の確認

- ア 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。
- イ 関係機関等との情報連絡を緊密にし、必要に応じて協力要請する。

(2) 出動の準備

- ア 職員は、地震災害発生に備えて迅速に出動できる準備を整える。
- イ 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量、保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

(3) 勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

(4) 各部局の措置

- 各部局は、地震発生に備えて次の措置を講じる。
- ア 出張事務等のできる限りの抑制
 - イ 各所管施設の火気使用の制限、危険物品等の整理、市の所有する車両の使用の抑制
 - ウ 備蓄食料・医薬品、資機材の確保点検
 - エ 災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検
 - オ 地震被害発生時に備え、職員の参集、応急対策実施に対する体制の整備
 - カ 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給及び教育施設の対応等）
 - キ 避難行動要支援者の状況把握

3 消防・水防

市、消防組合、水防管理団体等は迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講じるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

(1) 東海地震予知情報等の収集と伝達

(2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒

- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

4 交通の確保・混乱防止

門真警察署及び道路管理者は、関係機関との密接な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

5 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への確かな情報伝達及び混乱防止の措置を講じる。

6 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じる。

7 危険箇所対策

市及び府は、地震時において災害発生が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。

8 社会秩序の維持

(1) 警備活動

門真警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講じる。

9 多数の者を受け入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、旅館・ホテル、高層ビル及び地下街（地階）等多数の者を受け入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講じる。

第 3 節 市民・事業者等に対する広報

項目	実施担当機関
第 1 広報の内容	本部事務局、広報班
第 2 広報の方法	本部事務局、広報班

警戒宣言が発せられた場合、市民、事業者及び旅行者等に対して、混乱することなく必要な防災措置を講じるよう周知するとともに、市が行う措置に協力するよう要請する。

また、特に外国人を含む旅行者等に対しては、事態の重要性を周知徹底させ、府や市の指示に従うよう協力を要請する。

第 1 広報の内容

東海地震が発生しても、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返して広報する。

- 1 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- 2 身の安全確保の方法
- 3 出火防止、初期消火措置
- 4 避難時の注意
- 5 家庭や事業所における危険の防止
 - (1) 家具や事務用品等の転落防止対策
 - (2) ブロック塀や屋根瓦等の補強
- 6 社会的混乱防止の注意
 - (1) 自動車使用の自粛
 - (2) 市や門真消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
 - (3) 不要な買いだめの自粛
 - (4) デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手
- 7 近隣居住者との災害発生時における対応の申し合わせの推進
 - (1) 地域ぐるみで応急救護の体制づくり（自主防災組織の防災体制の準備）
 - (2) 地区内での避難行動要支援者に対する対処

- 8 非常用持出し品の用意
- 9 防災関係機関が行う防災活動への協力 等

第2 広報の方法

- 1 市の所有する車両、消防団車両等による巡回広報
- 2 民間電光掲示板等を活用した広報
- 3 自治会、自主防災組織等への協力要請
- 4 自治会掲示板への広報資料の掲示
- 5 防災行政無線を活用した広報
- 6 広報にあたっては、要配慮者に考慮

【地震災害応急・復旧・復興対策】

**付編 2 南海トラフ地震防災対策推進
計画**

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

本市は、南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域に含まれており、著しい地震被害が生じるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱は、本計画総則・災害予防対策第1編第5章「防災関係機関の業務大綱」に準ずる。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

項目	実施担当機関
第1 物資等の調達手配	各部局、大阪府、各防災関係機関
第2 人員の配備	総務部
第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置	大阪府、各防災関係機関

第1 物資等の調達手配

1 災害応急対策に必要な次の資機材等の確保

本部事務局は各部と連携して、地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材等の確保を行う。

用途の目安	品目の目安
事務処理設備	机、いす、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
情報収集・連絡手段	テレビ、ラジオ、地域防災無線、携帯電話、拡声器、広報車、インターネット
移動・移送手段	トラック、車両、オートバイ、自転車
照明、電源	ライト、投光機、発電機、電池、燃料
施設等における障害物の除去手段	重機類

2 府に対する資機材等の供給要請

本部事務局は、府に対し、資機材等の確保状況を速やかに報告する。また、市民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な資機材等が不足する場合は、府が保有する資機材等の払出し等の措置及び市町村間のあっせん等を要請する。

3 物資の備蓄・調達

- (1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水及び生活必需品等の物資の備蓄計画を作成する。
- (2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておく。
- (3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等

により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、府に対して、その不足分の供給の要請を行う。

第2 人員の配備

市は、府に対し、人員の配備状況を速やかに報告する。また、人員に不足が生じる場合は、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あつせん等の措置をとるよう要請する。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成するものとする。
- 2 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、防災関係機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

項目	実施担当機関
第1 応援協定の運用	総務部、消防組合
第2 自衛隊に対する災害派遣要請の要求	総務部
第3 消防、警察の広域応援の受入れ	総務部、消防組合

第1 応援協定の運用

市は、必要があるときは、他の市町村と締結している次の応援協定に従い応援を要請する。具体的な要請手続き等については、本計画地震災害応急・復旧・復興対策第1編第1章第6節「広域応援等の要請・受入れ」第1「行政機関等との相互応援協力」に準ずる。

※資料4-8「消防相互応援協定一覧」
 資料12-1「災害時相互応援協定」

第2 自衛隊に対する災害派遣要請の要求

市は、必要があるときは、次の事項を明らかにして、自衛隊に対する災害派遣の要請を知事に要求する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、本計画地震災害応急・復旧・復興対策第1編第1章第7節「自衛隊の災害派遣の要請」に準ずる。

第3 消防、警察の広域応援の受入れ

市は、消防、警察の広域応援の受入れについて、府から指示があったときは、連絡担当要員の派遣、集結拠点の確保等受入れ体制の確保に努める。

消防広域応援の手続き等については、本計画地震災害応急・復旧・復興対策第1編第1章第8節「消火・救助・救急活動」第7「応援の要請」に準ずる。

第3節 帰宅困難者への対応

項目	実施担当機関
帰宅困難者への対応	市民生活部

市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

また、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3章 円滑な避難の確保に関する事項

項目	実施担当機関
津波に関する防災教育	総務部、教育委員会

本市は海岸を有しないため、法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者に係る区域（以下「津波防災対策区域」という。）は存在しない。

ただし、府内には津波防災対策区域があり、通勤・通学、訪問等により、市民が被災する可能性が考えられる。

そのため、市は、市民・職員に対して、以下のとおり必要な防災教育を行い、津波からの防護及び円滑な避難の確保に資するよう努める。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波の状況
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 津波危険のある海岸部等において、地震発生に遭遇した場合に具体的に取るべき行動

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 施設整備等の整備方針

項目	実施担当機関
施設整備等の整備方針	各部局

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震の他、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮する。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。
- 4 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2節 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

項 目	実施担当機関
第1 市施設の耐震化・不燃化	各部局、消防組合
第2 一般建築物耐震化の促進	各部局、消防組合

第1 市施設の耐震化・不燃化

市は、庁舎、門真消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行う。

第2 一般建築物耐震化の促進

府及び市は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を耐震改修促進計画（平成23年3月改定）及び耐震改修促進実施計画に沿って推進する。

その他一般建築物の耐震性強化に関する事項は、本計画総則・災害予防対策第2編第3章第2節「建築物等の安全化」第1「建築物等の耐震化の促進」の定めるところによる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

項目	実施担当機関
第1 避難場所の整備	総務部、まちづくり部、
第2 避難経路の整備	総務部、まちづくり部
第3 避難誘導及び救助活動のための拠点施設 その他消防用施設等の整備	総務部、まちづくり部、消防組合
第4 消防活動用道路の整備	まちづくり部
第5 老朽住宅密集地の整備	まちづくり部
第6 緊急交通路の整備	まちづくり部
第7 社会福祉施設における整備	保健福祉部
第8 公立小・中学校等における整備	教育委員会
第9 飲料水施設の整備	上下水道局
第10 通信施設の整備	総務部
第11 その他	—

第1 避難場所の整備

一時避難地、広域避難地の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第2章第6節の第2「避難場所、避難路の安全性の向上」の定めるところにより行う。

第2 避難経路の整備

避難経路の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第1章第6節第2「避難場所、避難路の安全性の向上」の定めるところにより行う。

第3 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他消防用施設等の整備

消防用施設及び消防用資機材の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第1章第3節の第2「消防力の充実」の定めるところにより行う。

第4 消防活動用道路の整備

消防活動用道路の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第3章第1節の第1「防

「災害空間の整備」の定めるところにより行う。

第5 老朽住宅密集地の整備

老朽住宅密集地の整備は、大阪府第四次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画総則・災害予防対策第2編第3章第1節第3「密集住宅市街地の整備促進」の定めるところにより行う。

第6 緊急交通路の整備

緊急交通路の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第1章第5節第1「陸上輸送体制の整備」の定めるところにより行う。

第7 社会福祉施設における整備

社会福祉施設における整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第3章第2節「建築物等の安全化」の定めるところにより行う。

第8 公立小・中学校等における整備

公立小・中学校等における整備は、大阪府第四次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画総則・災害予防対策第2編第3章第2節「建築物等の安全化」の定めるところにより行う。

第9 飲料水施設の整備

飲料水施設の整備は、大阪府第四次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画総則・災害予防対策第2編第1章第7節第1「給水体制の整備」の定めるところにより行う。

第10 通信施設の整備

通信施設における整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第1章第2節「情報収集伝達体制の整備」の定めるところにより行う。

第11 その他

その他の地震防災上必要な施設等の整備については、本計画総則・災害予防対策第2編「災害予防対策」の定めるところにより行う。

第5章 防災訓練計画

第1節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

項目	実施担当機関
南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施	各部局

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の「津波防災の日」に避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生後の情報の収集・連絡その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 市は、府、防災関係機関及び自主防災組織等と連携するとともに、市民等の協力と参加を得て、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部設置・運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 地震情報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示及び各避難所への避難者の人数について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
- 6 上記の防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第2節 学校における防災訓練の実施

項目	実施担当機関
学校における防災訓練の実施	教育委員会

- 1 地域、保護者と連携した防災訓練に配慮する。
- 2 避難訓練を実施する際には、園児・児童・生徒が障がい等のある園児・児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をする。
- 3 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地域防災力の向上

項目	実施担当機関
第1 家庭での防災対策の周知徹底	総務部、消防組合
第2 企業の防災活動の促進	総務部、消防組合
第3 市の措置	総務部、消防組合

第1 家庭での防災対策の周知徹底

市及び消防組合は、それらの有する様々な広報手段、知識普及機会を活用し、市民に対し、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう、以下について、その周知徹底に努める。

1 事前の備え

(1) 住まいの安全のチェック

- ア 専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う
- イ 家具の転倒防止対策を実施する

(2) 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害用伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

(3) 防災知識・技術の修得

防災訓練や各種講習などに参加し、防災関連知識・技術を習得する。

(4) 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて最低3日分（可能な限り1週間分程度）を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

2 災害時の行動に関する心がまえ

- (1) 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
- (2) あわてて外に飛び出さない。
- (3) 揺れが収まった後、火の始末を確認する。
- (4) 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。

- (5) ブロック塀には近づかない。
- (6) 靴を履いて外に出る。
- (7) 自動車では避難しない。

3 地域での防災活動への積極的参加

市民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。その具体的な内容については、本計画総則・災害予防対策第2編第2章第2節「自主防災体制の整備」に準ずる。

第2 企業の防災活動の促進

企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持及び市民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。その具体的な内容は、本計画総則・災害予防対策第2編第2章第4節「企業防災の促進」に準ずる。

第3 市の措置

市及び消防組合は、府と連携し、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとる。その具体的な内容については、本計画総則・災害予防対策第2編第2章第2節「自主防災体制の整備」に準ずる。

第 2 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

項 目	実施担当機関
第 1 市職員に対する教育	各部局
第 2 市民等に対する啓発及び広報	各部局
第 3 児童、生徒等に対する教育	学校教育部
第 4 防災上重要な施設の管理者に対する教育	各部局
第 5 相談窓口の設置	災害相談班

第 1 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部局、各課及び各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識
- (2) 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

第 2 市民等に対する啓発及び広報

1 市は、ハザードマップの見直し・周知、ワークショップの開催及び防災訓練等の機会を通じて、市民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。

2 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な啓発及び広報を推進する。

3 市の実施する防災のための啓発活動は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）

に関する知識

- (2) 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止・初期消火、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地区における災害危険箇所（既往災害箇所、浸水想定区域及び軟弱地盤等）に関する知識
- (7) 各地域における避難対象地域、避難所及び避難経路に関する知識
- (8) 平素、市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄（最低でも3日間（可能な限り1週間分程度））、家具の固定、出火防止及びブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

4 市は、啓発方法として、テレビ・ラジオ等のメディア活用、印刷物、ビデオ等の映像及び各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な啓発を行う。

5 市は、府及びその他関係機関と連携し、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布し、避難誘導看板を設置するなどして、避難所及び避難路等についての広報を行うよう留意する。

第3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- (1) 過去の地震（及び必要に応じて津波災害）の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮及び高波との違い（必要に応じて）
- (3) 地震（及び必要に応じて津波）が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の防災マップの作成に保護者、市民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、府及び市が実施する研修に参加するよう努める。府及び市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

第5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

【風水害等応急・復旧・復興対策】

第 1 編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

大阪管区気象台から発表される気象予警報などの情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって、関係機関及び市民に迅速に伝達する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 情報の収集	秘書広報課、危機管理課							
第2 情報の伝達系統	保健福祉部、学校教育部、消防組合、大阪府、大阪管区気象台、門真警察署、西日本電信電話株式会社、枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所							

《対策の展開》

第1 情報の収集

1 警報等の種類

(1) 気象注意報・警報

大阪管区気象台は、気象現象等によって災害が発生するおそれがあるときは、気象業務法に基づき注意報、警報及び特別警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

ア 注意報

気象現象等によって府域に被害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために市町村毎に発表されるもの。

イ 警報

気象現象等によって府域に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に発表されるもの。

ウ 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、市民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に発表されるもの。

エ 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風その他の異常気象等についての情報を、市民及び関係機関に対して発表されるもの。

※資料3-1 「気象予警報等の種類」

資料4-1 「台風情報発表文例」

(2) 水防警報

国土交通大臣又は知事が指定した河川について、災害の発生が予想される場合、次の基準により水防活動を必要とする旨の警告を発する。(水防法第16条第1項)

種別	国土交通大臣指定	大阪府知事指定
発表者	淀川河川事務所長	寝屋川水系改修工営所
河川名	淀川	寝屋川、古川
待機	警戒水位を越す約10時間前	—
準備	警戒水位を越す約7時間前	通報水位に達したとき(ただし、降雨が全く無く、干潮による影響のみの場合は別途判断する)
出動	警戒水位を越す約2時間前	①警戒水位に達したとき ②警戒水位に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想される時
解除	水位が警戒水位下になり水防活動を必要としなくなったとき	同左
準備解除	—	通報水位を下回ったとき

(3) 洪水予報等

ア 淀川洪水予報

大阪管区气象台と近畿地方整備局は、淀川の洪水のおそれがあるときは、淀川洪水予報実施要領に基づき洪水予報を共同発表する。水位又は流量を、氾濫後の水位若しくは流量又は浸水区域及び水深を示して当該河川の状況を知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、周知する。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項)

種類	淀川洪水予報の発表基準	枚方水位観測所の基準値
氾濫注意情報(洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに上昇するおそれがあるとき	氾濫注意水位 4.5m
氾濫警戒情報(洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	避難判断水位 5.4m
氾濫危険情報(洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき	氾濫危険水位 5.5m
氾濫発生情報(洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき	—

イ 寝屋川流域洪水予報

大阪管区气象台と府は、寝屋川流域の寝屋川、古川等の洪水のおそれがあるときは、淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領に基づき洪水予報を共同発表する。洪水の状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、周知する。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

種 類	発表の基準	寝屋川治水緑地観測所の基準値
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	氾濫注意水位 4.2m
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	避難判断水位 5.2m
氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき	氾濫危険水位 5.4m
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき	—

(4) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条に基づいて大阪管区气象台長が、気象の状況が火災予防上危険であると認める場合、その状況を知事に通報するものである。知事は市長に伝達する。火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

(5) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けた場合、又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要に応じて火災警報を発令する。

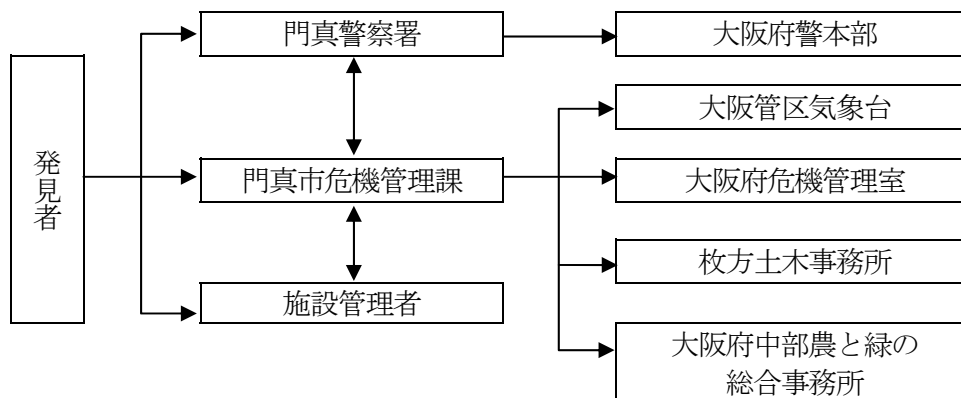
(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の气象台等が担当の一次細分区域名（本市は大阪府）を対象に発表される。有効期間は発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

特に、竜巻の目撃情報を得て発表される竜巻注意情報にあつては、別の竜巻が府内や近隣府県で発生する確率が高まることから、同注意情報（「目撃情報あり」）が発表された際には、多様な伝達手段を用いて遅滞無く市民に伝達する。

2 異常現象発見時の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長及び門真警察署等に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。
- (3) 市長は、市民に危険が及ぶおそれがある場合など、必要に応じて大阪管区気象台、府及び関係機関に通報するとともに、市民に対してその周知徹底を図る。



(4) 異常現象の種類と内容

異常現象の種類は、概ね次のとおりとする。

水 害	① 堤防の亀裂又は欠け、崩れ ② 堤防からの溢水 ③ 堤防の天端の亀裂又は沈下など
-----	---

3 気象予警報等に関する情報の収集

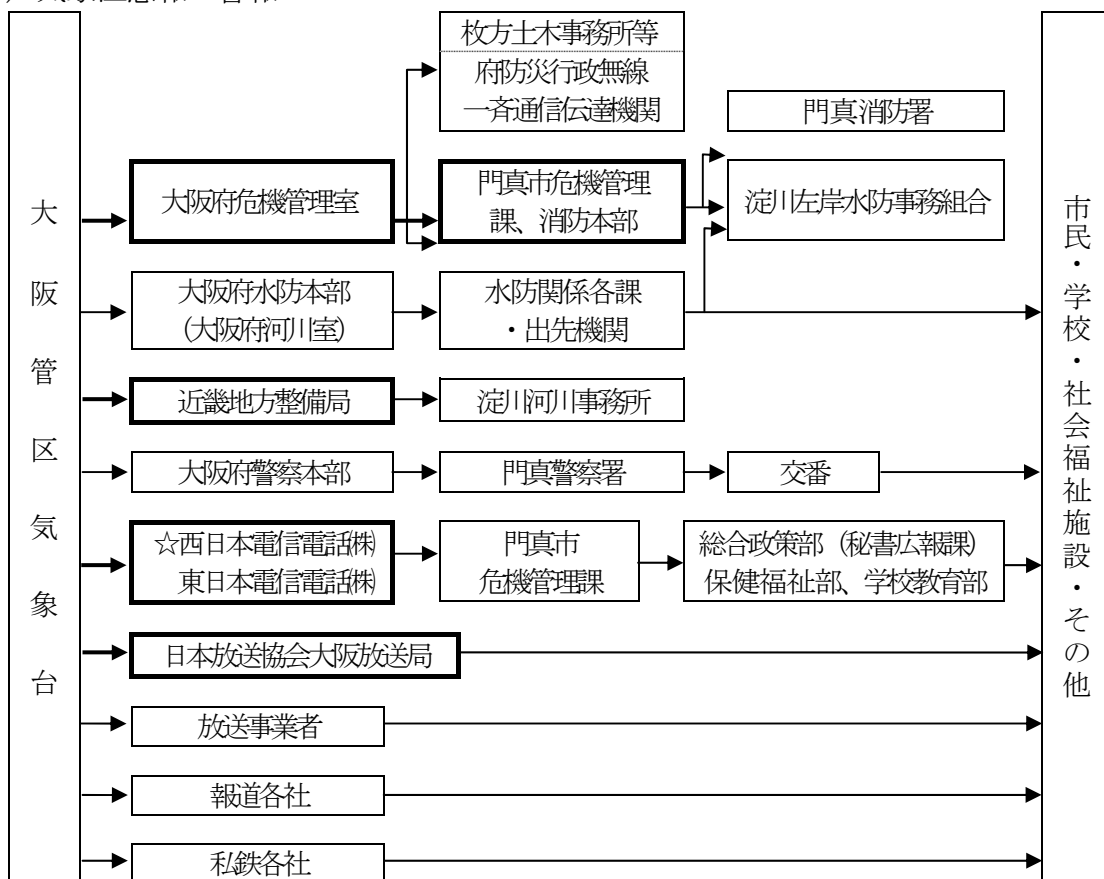
府防災情報システム、ファクシミリ、電話等、関係機関との連携によって収集する。

第2 情報の伝達系統

1 警報等の伝達経路

被害を及ぼす可能性のある気象状況等が予想される場合、関係機関が発表する警報等の伝達は、次のとおりとする。

(1) 気象注意報・警報



※注：太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

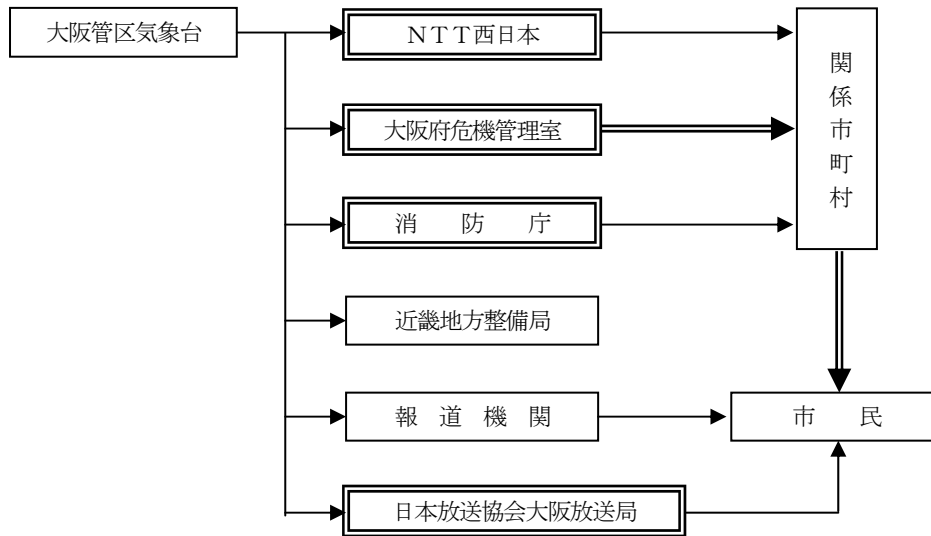
：☆印は警報のみ

：放送事業者とは、朝日放送(株)、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪の5社である。

：報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

：私鉄各社とは、近畿日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、北大阪急行電鉄(株)、(株)大阪港トランスポートシステム、泉北高速鉄道(株)、能勢電鉄(株)、大阪高速鉄道(株)の10社である。

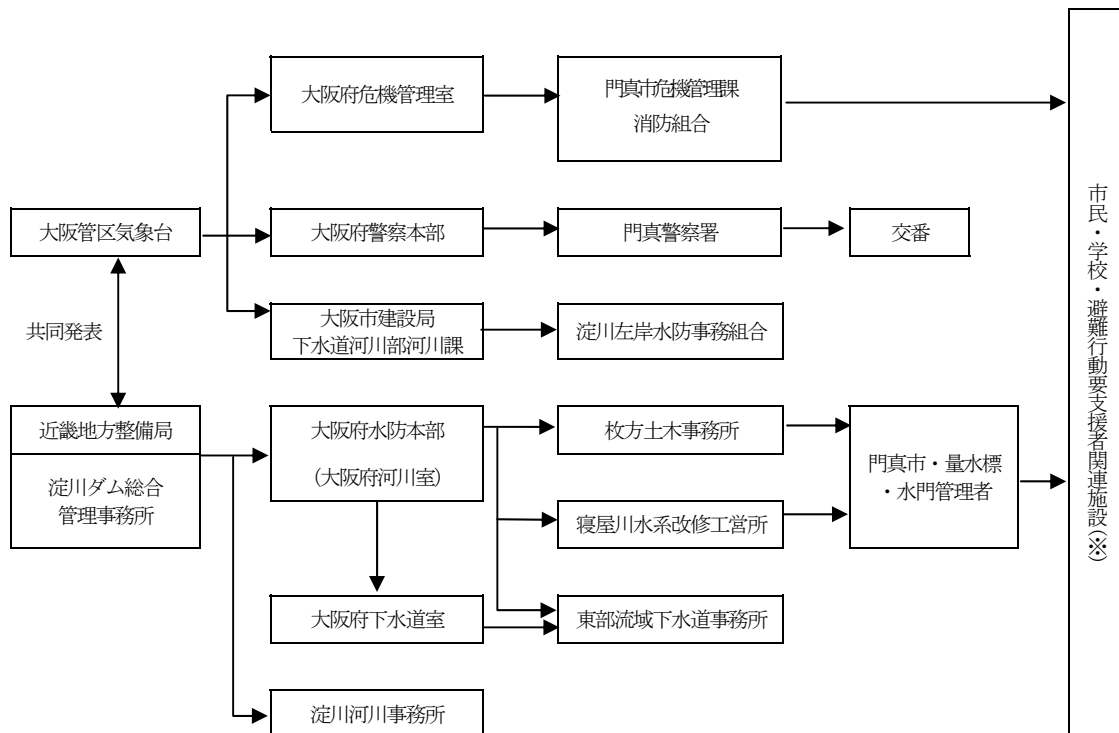
(2) 特別警報



- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

(3) 洪水予報

ア 淀川洪水予報



イ 寝屋川流域洪水予報

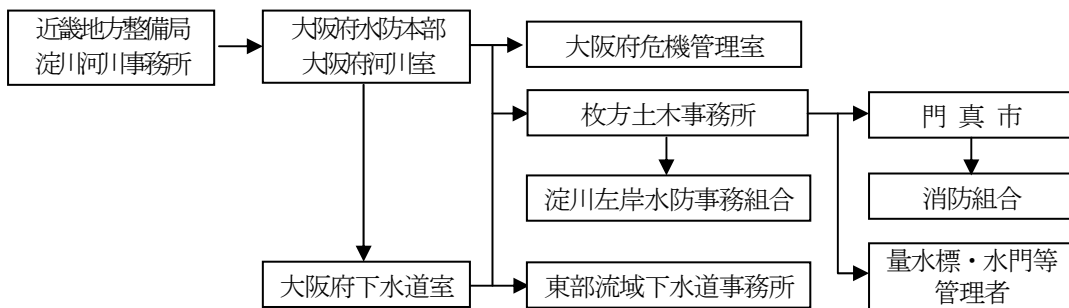


※浸水想定区域内の地下街等、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設(水防法第15条)

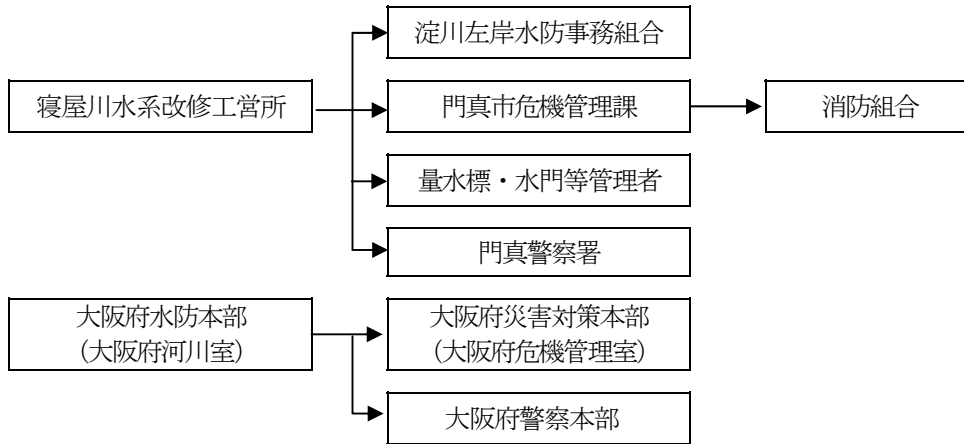
※資料8-1 「要配慮者関連施設一覧表」

(4) 水防警報

ア 淀川水防警報



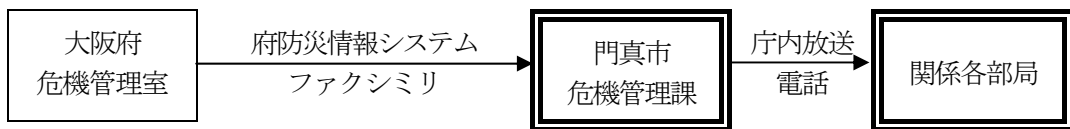
イ 寝屋川、古川水防警報



2 庁内の伝達系統

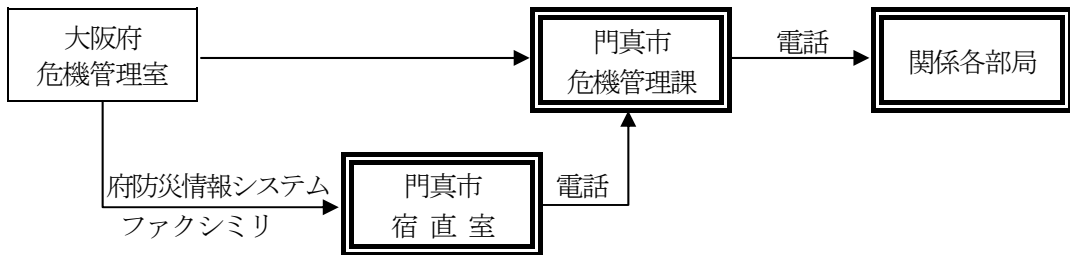
(1) 勤務時間内における連絡方法

警報が発表された場合の各部署への連絡は、危機管理課（災害対策本部及び災害警戒本部体制下では、本部事務局）が庁内放送で行う。



(2) 勤務時間外における連絡方法

警報が発表された場合は、門真市宿直室が受理し、危機管理課長に伝達される。関係各部署へは、あらかじめ定めた緊急連絡系統に基づき伝達する。



(注) 二重枠線は、門真市の関係部署を示す。

(3) 伝達情報

- ア 気象警報等（暴風、大雨、洪水の警報、ただし警報の解除、切替を含む。）
- イ 洪水予報（淀川、寝屋川流域）
- ウ 火災警報
- エ 水防警報（淀川、寝屋川、古川）
- オ 火災情報、突発性事故等
- カ 竜巻注意情報
- キ その他重要なもの

3 市民への周知

- (1) 気象予警報や竜巻注意情報等は、報道機関がテレビ、ラジオ等による報道を実施することによって周知される。
- (2) 被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、広報車、サイレン等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの市民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

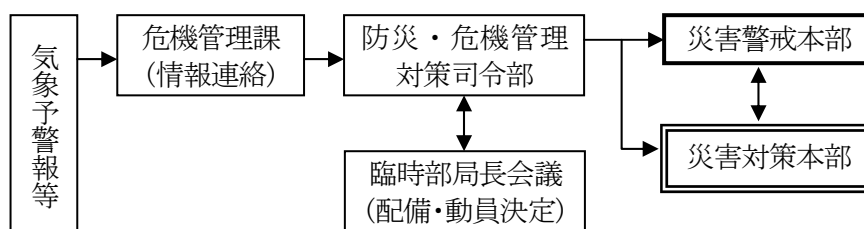
要配慮者への周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びボランティア団体等が連携して、要配慮者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

第2節 組織動員

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織を設置する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 活動組織の確立	各部局							
第2 災害警戒本部の設置	各部局							
第3 災害対策本部の設置	各部局							

【活動組織設置の流れ】



【主な活動の設置場所】

災害対策本部又は災害警戒本部等を設置する場合は、次の場所を利用する。

利用用途	設置場所	電話
本部	庁舎別館3階第3会議室	5
本部事務局	庁舎別館3階第2会議室	4
記者発表	庁舎本館2階第6会議室	1

《対策の展開》

第1 活動組織の確立

1 防災・危機管理対策司令部の設置

総務部長は、災害警戒本部又は災害対策本部の設置基準に達しない段階において、本部設置の判断に関わる情報の収集、分析等を行い、本部体制へ円滑に移行できるように防災・危機管理対策司令部を設置する。

(1) 設置基準

次のいずれか一つに該当する場合に設置する。

- ア 市域に大雨・暴風・洪水警報のうち1つ以上発表されたとき
- イ その他総務部長が必要と認めたとき

(2) 構成員

防災・危機管理対策司令部の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
司令部長	総務部長
副司令部長	まちづくり部長、上下水道局長
部員	危機管理課、土木課、公共下水道課の職員

(3) 活動の内容

- ア 気象情報、河川情報、通報情報等の収集・伝達、状況予測
- イ 臨時部局長会議の必要性の判断、召集
- ウ 災害警戒本部、災害対策本部の設置の必要性の検討
- エ その他緊急を要する災害応急対策の要領の決定

2 臨時部局長会議

総務部長は、以下の開催基準に該当する場合、臨時部局長会議を召集する。

(1) 開催基準

- ア 災害警戒本部又は災害対策本部の設置基準に達すると予想される時
- イ その他総務部長が必要と認めたとき

(2) 構成員

臨時部局長会議の構成員は、次のとおりとする。

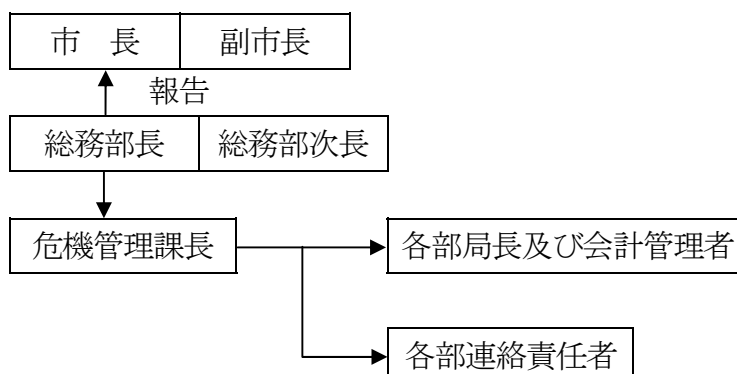
職名	構成員
議長	総務部長
副議長	まちづくり部長、上下水道局長
委員	各部局長、会計管理者、その他総務部長が必要と認める者

(3) 会議の内容

- ア 配備体制の検討決定
- イ 災害警戒本部もしくは災害対策本部の設置の必要性
- ウ 緊急を要する災害対策の実施要領

(4) 会議の召集

臨時部局長会議の召集伝達は、次のとおりとする。



第2 災害警戒本部の設置

災害対策本部を設置するには至らないが、災害応急対策の必要がある場合、又は災害発生が予測され、警戒の必要がある場合、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

1 設置基準

次のいずれか一つに該当する場合に設置する。

- (1) 避難準備情報の発表基準に達したとき
- (2) 局地的に災害が発生したとき
- (3) 臨時部局長会議において、災害警戒本部の設置が必要と決定したとき
- (4) その他市長が必要と認めたとき

2 廃止基準

- (1) 本部長（副市長）が、災害警戒活動の必要がないと、又は概ね完了したと認めたとき
- (2) 調査の結果、災害対策本部の設置が必要な災害規模であると本部長（副市長）が認めたとき
- (3) その他市長が本部を設置する必要がないと認めたとき

3 組織及び運営

(1) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織・運営は、資料1-6に定める災害警戒本部の組織及び資料1-4に定める災害対策本部の事務分掌に準ずる。

(2) 災害警戒本部会議

災害警戒本部会議は、災害応急対策に関する事項について、基本方針を決定するため、本部長（副市長）が必要に応じて、本部会議を開催する。ただし、極めて緊急を要する場合は、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害警戒本部の会議の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	副市長（総務部を担当する副市長）
副本部長	副市長（他の副市長）、総務部長
本部員	各部局長、会計管理者、その他本部長が必要と認める者

イ 協議事項

- ① 情報の収集、伝達に関する事
- ② 職員の動員配備体制に関する事
- ③ 避難準備情報の発表及び避難所の開設に関する事
- ④ 各部局間の調整事項に関する事

- ⑤ 災害対策本部設置に関すること
- ⑥ その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること
- (3) 災害警戒本部事務局

本部事務局は、本部の統括的な役割を行うとともに本部会議の庶務を行う。

ア 構成員

本部事務局の構成員は、次のとおりとする。

事務局長	統括責任者	局員
総務部次長	秘書広報課長、企画課長、 人事課長、危機管理課長、 議会事務局課長	秘書広報課、企画課、人事課、 危機管理課、議会事務局の職員

イ 災害警戒本部事務局の組織

災害警戒本部事務局の組織は、庶務係・連絡係・情報係の3係により構成する。
運営主な事務分掌は、資料1-4に定める災害対策本部の事務分掌に準ずる。

4 各部連絡責任者

各部連絡責任者は、災害警戒本部事務局と当該部局との情報の交換、連絡にあたるものとする。

5 設置及び廃止の通知

本部長（副市長）は、災害警戒本部を設置又は廃止した場合は、危機管理課長よりその旨を各部連絡責任者を通じて通知する。

6 本部表示の掲示

災害警戒本部が設置された場合、市庁舎正面玄関及び本部設置場所入口に「門真市災害警戒本部」の標識を掲示する。

7 設置場所

災害警戒本部は、庁舎別館3階第3会議室に置く。ただし、市庁舎が使用不能となった場合は、別の場所に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

災害警戒本部を設置する場合、災害警戒本部事務局は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

8 職務・権限の代行

本部長（副市長）が不在時は、次の順位の者が本部長を代行する。

また、本部員及び班長の代行は、各部局においてあらかじめ指名した者とする。

順位 代理者

- (1) 他の副市長
- (2) 総務部長
- (3) まちづくり部長

(4) 上下水道局長

※資料1-6「門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織」

第3 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置し、災害対策本部長（以下「本部長」という。）として災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- (1) 避難勧告・指示の発令基準に達したとき
- (2) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- (3) 臨時部局長会議において、災害対策本部の設置が必要と決定したとき
- (4) 市域に特別警報が発令されたとき
- (5) その他市長が必要と認めたとき

2 廃止基準

- (1) 本部長（市長）が、災害応急対策が概ね完了したと認めたとき
- (2) 調査の結果、大きな被害がないと本部長（市長）が認めたとき。この場合、必要に応じて、災害警戒本部体制等に移行する。
- (3) その他市長が本部を設置する必要がないと認めたとき

3 組織及び運営

(1) 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、資料1-4、1-6に定める災害対策本部事務分掌及び組織に基づく。

※資料1-3「門真市災害対策本部条例」

資料1-4「門真市災害対策本部事務分掌」

資料1-6「門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織」

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項について、基本方針を決定するため、本部長（市長）が必要に応じて招集する。ただし、極めて緊急を要する場合は、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害対策本部の会議の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、水道事業管理者、統括理事、教育次長、各部局長、会計管理者

イ 協議事項

- ① 災害応急対策の基本方針に関すること
 - ② 動員配備体制に関すること
 - ③ 各部班間の調整事項に関すること
 - ④ 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること
 - ⑤ 避難所の開設に関すること
 - ⑥ 自衛隊災害派遣要請に関すること
 - ⑦ 他の市町村への応援要請に関すること
 - ⑧ 国・府及び関係機関との連絡調整に関すること
 - ⑨ 災害救助法適用要請に関すること
 - ⑩ 激甚災害の指定の要請に関すること
 - ⑪ ボランティアの受入れの可否に関すること
 - ⑫ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること
- (3) 災害対策本部事務局
災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）は、災害対策本部の統括的な役割を行うとともに災害対策本部会議の庶務を行う。

ア 構成員

本部事務局の構成員は、次のとおりとする。

事務局長	総括責任者	局員
総務部次長	秘書広報課長、企画課長、人事課長、危機管理課長、議会事務局課長	秘書広報課、企画課、人事課、危機管理課、議会事務局の職員

イ 災害対策本部事務局の組織

災害対策本部事務局の組織は、庶務係・連絡係・情報係の3係により構成する。主な事務分掌は、資料1－4「門真市災害対策本部事務分掌」のとおりとする。

4 各部連絡責任者

各部連絡責任者は、本部事務局と当該部との情報の交換、連絡にあたるものとする。

5 設置及び廃止の通知

本部長（市長）は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、関係機関及び市民等にその旨を通知する。

6 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、市庁舎正面玄関及び本部設置場所入口に「門真市災害対策本部」の標識を掲示する。

7 設置場所

災害対策本部は、庁舎別館3階第3会議室に置く。ただし、市庁舎が使用不能となった場合は、次の施設に移設する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

災害対策本部を設置又は移設する場合、本部事務局は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

順位 代替施設

- (1) 庁舎本館2階大会議室
- (2) 保健福祉センター
- (3) 南部市民センター
- (4) その他

8 職務・権限の代行

本部長（市長）が不在時は、次の順位の者が代行する。また、本部員及び班長の代行は、各部局においてあらかじめ指名した者とする。

順位 代理者

- (1) 副市長（総務部を担当する副市長）
- (2) 副市長（他の副市長）
- (3) 教育長
- (4) 水道事業管理者
- (5) 統括理事
- (6) 教育次長

9 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合、密接な相互連絡を行う等、この組織と連絡を図って活動する。

第3節 動員体制

災害が発生した場合又は災害の発生するおそれのある場合は、災害の規模に応じて職員を動員配備する。動員配備にあたっては、災害応急対策に従事する者の安全確保、感染症や熱中症などによる体調管理に十分留意する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 動員基準	各部局							
第2 動員方法	各部局							
第3 福利厚生	各部局							

《対策の展開》

第1 動員基準

1 1号配備

(1) 配備時期

- ア 小規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき

(2) 配備内容

小規模の災害応急対策を実施する体制

2 2号配備

(1) 配備時期

- ア 中規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき

(2) 配備内容

中規模の災害応急対策を実施する体制

3 3号配備

(1) 配備時期

- ア 大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき

(2) 配備内容

市の全力をあげて防災活動を実施する体制

4 配備職員の数

配備区分に基づく各課の配備職員数は、災害警戒対策本部及び災害対策本部の配備を含み、資料1-5「災害時における各課の配備職員数一覧表」に準ずる。ただし、災害の規模、態様又はその他の状況に応じ、各部局長及び会計管理者は配備職員の数

を増減するものとする。

※資料1-5 「災害時における各課の配備職員数一覧表」

第2 動員方法

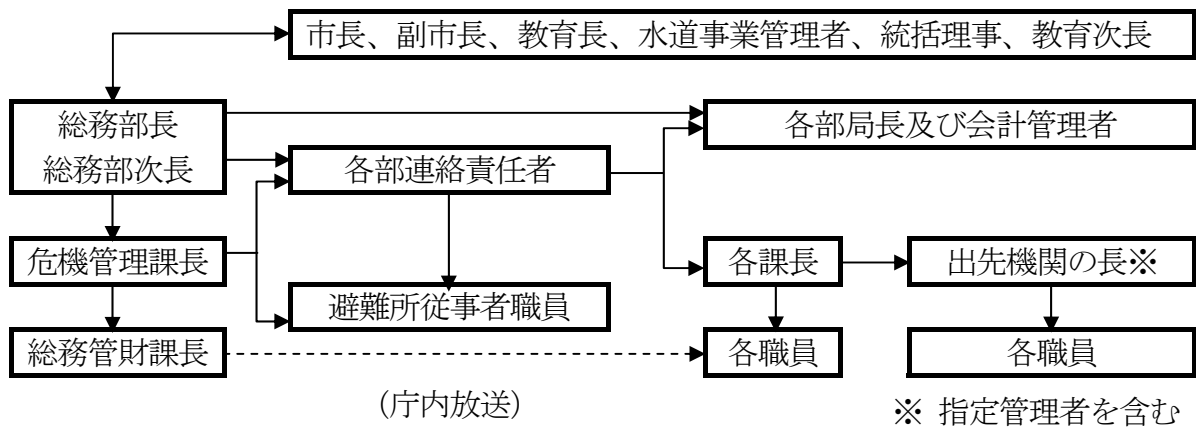
1 勤務時間内

(1) 連絡体制

参集指令の伝達は、次の経路により実施する。

ア 本庁においては、総務管財課長が庁内放送にて行う。

イ 電話又は伝令によって行う場合は、危機管理課長が各部連絡責任者を通じて次の経路により実施する。



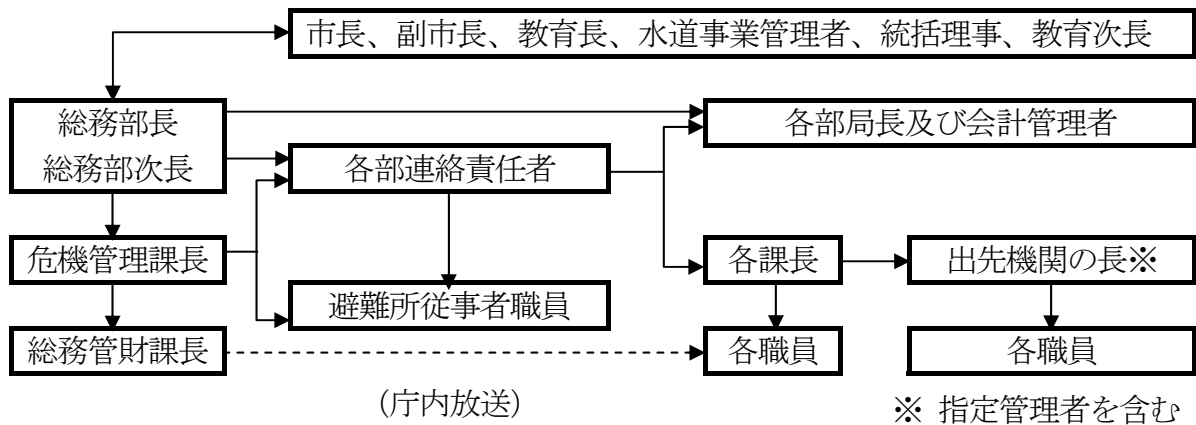
(2) 活動体制への移行

庁内放送、電話等の通知によって、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

2 勤務時間外

(1) 連絡体制

参集指令の伝達は、次の経路により実施する。



(2) 参集場所

自己の指定参集場所とする。

(3) 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、次の被災状況等の概況把握を行う。

- ア 避難状況
- イ 人的被害
- ウ 浸水の発生状況
- エ 風害
- オ 建物の被害
- カ 河川の被害
- キ 道路の被害・機能障害
- ク ライフラインの被害・機能障害
- ケ その他被災状況

※様式19「参集途上被災状況報告書」

3 参集の報告

各部局において、職員を配備し、応急活動を実施した場合、職員の参集状況を人事班に報告する。又、配備人員をその後増減したときは、速やかに配備状況を「職員動員報告書」により警戒本部設置時は本部事務局、対策本部設置時は人事班に報告する。

※様式1「職員動員報告書」

4 人員の確保

(1) 1号配備・2号配備の場合

各部局長及び会計管理者は、現状の人員で対応しがたいと判断した場合には、部局内で配備人員を増員し、その旨を本部事務局へ報告する。

(2) 3号配備の場合

各部局長及び会計管理者は、部局内の人員で対応しがたいと判断した場合には、応援を人事班に要請する。この場合、人事班は、本部事務局と協議し、速やかに可能な範囲内で、応援要員の派遣を行う。

5 平常業務の機能

3号配備体制下では、災害発生からの時間経過とともに、平常業務を確保する必要がある市民サービス部門等から、本部事務局と協議のうえ実施する。

第3 福利厚生

第一線で災害対応する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊施設等の指定

(1) 宿泊及び仮眠施設

宿泊及び一時的な仮眠施設については、公共施設、市営住宅の利用及び民間宿泊施設等を随時借り上げによって確保する。

(2) 宿泊施設の確保

ア 宿泊及び仮眠施設の確保、全体の管理及び調整については人事班で行う。

イ 派遣職員の宿泊施設は、人事班で把握した人員によって必要数を確保する。

2 夜食等の調達

災害対策従事者への夜食等の配給については、調達班が食料班と調整のうえ、民間等から調達する。

また、平常時から職員用の食料備蓄に努める。

3 勤務状況の把握

人事班は、災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、本部事務局と連携を図りながら各対策部の実情に即した要員の交替等を行う。

第4節 警戒活動

災害の発生に備えるため、正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒活動を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 水防活動	土木班、消防団、 消防組合、淀川左 岸水防事務組合							
第2 ライフライン・ 交通等警戒活動	施設班、下水道 班、土木班、西日 本電信電話株式会 社、関西電力株式 会社、大阪ガス株 式会社、日本放送 協会、各民間放送 株式会社							
第3 交通施設管理者	土木班、枚方土木 事務所、大阪国道 事務所、西日本高 速道路株式会社、 各地方鉄道、各乗 合旅客自動車運送 株式会社							

《対策の展開》

第1 水防活動

本市が属する指定水防管理団体である淀川左岸水防事務組合（管理者：大阪市長）は、淀川等の氾濫に対する防御を目的とした水防活動を行う。

本市は、水防管理団体として、市内の河川等の氾濫に対する水防活動を実施する。

1 活動体制

(1) 出動準備

市長は、次の場合、消防団及び消防組合に対し、出動準備を指示する。

ア 河川の水位が通報水位に達してなお、上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき

イ 気象予報、洪水予報及び水防警報等により洪水の危険が予測されるとき

(2) 出動

市長は、次の場合、直ちに消防団又は消防組合に出動、配備を要請するとともに、その旨を府現地指導班長に報告する。

ア 河川の水位が警戒水位に達したとき、またはそのおそれがあるとき

イ 台風の経路が岡山以東、大阪湾内を通過するとき

ウ 堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき

(3) 解除

市長は、水防配備を発令し、水位が警戒水位以下となり、かつ危険がなくなったときは、解除を行う。この場合、一般に周知させるとともに、府現地指導班長に対してその旨を報告する。

2 水位の観測通報

土木班は、気象等の状況により洪水のおそれがあることを自ら察知したとき、又は洪水予報及び水防警報の通知を受けたときは、府現地指導班長及び関係者に水位を報告する。

- (1) 通報水位に達した時からこの水を下回るまでの間（1時間毎）
- (2) 警戒水位に達したとき及び下回ったとき
- (3) 特別警戒水位に達したとき及び下回ったとき
- (4) 最高水位に達したとき
- (5) 通報水位を下回ったとき

3 情報交換の徹底

市長は、府現地指導班長と、雨量、水位の情報交換など相互連絡に努める。

4 輸送計画

土木班は、道路情報を関係者と相互に交換し、水防資機材、人員等の輸送の円滑化を図る。

5 監視及び警戒

土木班、消防団及び消防組合は、巡視員を設け、水防法第9条の規定に基づき、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険な箇所があるときは、当該河川管理者に連絡して必要な措置を求める。

6 非常警戒

市長は、出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防の上部及び川側斜面と反対側斜面を巡視し、特に次の状況に注意し異常を発見した場合には直ちに水防作業を開始するとともに、府現地指導班長に報告する。

- (1) 表法（堤防の川側の斜面）で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (2) 裏法（堤防の川側とは反対側の斜面）の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- (3) 天端（堤防の最上部）の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の溢水状況
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋りょうその他の構築物と堤防の取付部分の異常

- (7) 取水口の閉塞状況
- (8) 流入水並びにその浮遊物の状態
- (9) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

7 避難のための立退き

避難のための立退きに関する計画は、「第5節 避難誘導」に示す。
なお、府が定める水防に用いる信号（水防法第20条）は次のとおりとする。

【水防信号】

警鐘信号			サイレン信号						
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○－	約15秒 休止	約5秒 ○－	約15秒 休止	約5秒 ○－	約15秒 休止
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒 ○－	約6秒 休止	約5秒 ○－	約6秒 休止	約5秒 ○－	約6秒 休止
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒 ○－	約5秒 休止	約10秒 ○－	約5秒 休止	約10秒 ○－	約5秒 休止
第4信号	乱打			約1分 ○－	約5秒 休止	約1分 ○－	約5秒 休止	約1分 ○－	約5秒 休止
1. 信号は適宜の時間継続すること 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用すること 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること 第1信号 河川では量水標が警戒水位に、洪水のおそれがあることを知らせるもの 第2信号 水防団員及び門真消防署に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの									

8 決壊等の通報及び決壊後の処置

(1) 決壊の通報

市長、消防団長及び消防長は、堤防、その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者（隣接市長、府現地指導班長、門真警察署長、市民及び国土交通省淀川河川事務所長）に通報する。（水防法第25条）

(2) 決壊後の処置

市長、消防団長及び消防長は、決壊後といえども、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。（水防法第26条）

9 応援

(1) 他の水防管理者等への応援要求

市長は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市長及び消防長に対して応援を求める。（水防法第23条）

(2) 警察官の援助の要求

市長は、水防のため必要があるときは、門真警察署長に対して、警察官の出勤を求める。（水防法第22条）

10 記録及び報告

(1) 水防記録

土木班は、次の記録を作成し、保管する。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- イ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ウ 水防団員又は消防組合に関する者の出動の時刻及び人員
- エ 水防作業の状況
- オ 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- カ 使用資材の種類及び員数と、その消耗分及び回収分
- キ 水防法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ク 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- ケ 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- コ 応援の状況
- サ 居住者出動の状況
- シ 警察の援助状況
- ス 現場指揮官公吏氏名
- セ 立退きの状況及びそれを指示した事由
- ソ 水防関係者の死傷
- タ 功労者及びその功績
- チ 以後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- ツ 堤防その他の施設に緊急工事の必要が生じたときは、その場所及びその損傷状況
- テ その他必要な事項

(2) 水防活動報告

市長は、水防終了後10日以内に、水防実施状況を府現地指導班長に報告する。

第2 ライフライン・交通等警戒活動

豪雨、暴風雨によって起こる災害に備え警戒活動を行うとともに、施設の機能確保に努める。

1 上水道施設（施設班）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保
- (3) 応急給水の準備

2 下水道施設（下水道班）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

3 電力供給施設（関西電力株式会社）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の点検、整備及び確保
- (3) ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

- (1) 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- (4) 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- (5) 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- (6) 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- (7) その他安全上必要な措置

6 放送事業者（NHK、一般放送事業者）

- (1) 電源設備、給排水設備の整備及び点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

第3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。

1 鉄軌道施設（京阪電気鉄道株式会社、大阪高速鉄道株式会社、大阪市交通局）

- (1) 定められた基準による列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限の実施
- (2) 適切な車内放送、駅構内放送の実施
- (3) 安全な場所への避難誘導等

2 道路施設（土木班、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社）

- (1) 定められた基準による通行の禁止又は制限若しくは速度制限の実施
- (2) 交通の混乱を防止するための迂回、誘導等適切な措置の実施

3 各乗合旅客自動車運送事業者（京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社）

- (1) あらかじめ定められた基準によりバス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限の実施
- (2) バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市、警察署及び道路管理者等にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

第5節 避難誘導

災害から市民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。その際、避難行動要支援者に対しては、「避難行動要支援者マニュアル」等に沿った避難支援に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 避難準備情報の発表	本部事務局、広報班							
第2 避難の勧告又は指示	本部事務局、広報班							
第3 警戒区域の設定	本部事務局、広報班							
第4 避難	避難所班、園児対策班、広報班、福祉対策班、消防組合、消防団、門真警察署、日本赤十字社、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社							

《対策の展開》

第1 避難準備情報の発表

気象予警報及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき 避難準備情報を発表し、避難行動に時間を要する高齢者・障がい者等の迅速な避難や、風水害による被害のおそれの高い区域の居住者等の自主的な避難を促す。

- 1 知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者は、河川で警戒水域に達するなど洪水によって被害が発生するおそれがある場合は、その危険地域の市民に対し、広報車等によって避難準備情報を発表・伝達する。

なお、本部事務局は気象台や河川管理者（近畿地方整備局、寝屋川水系改修工営所）との連携を密にして、今後の状況予想について助言を求めるとともに、現場の巡視報告等をもとに総合的に避難の判断をする。

また、避難準備情報を発表したときは、自主防災組織等の協力を得ながら、避難先及び避難理由等を明示し、要配慮者の特性にあわせた多様な媒体による周知徹底を図る。周知にあたっては、要配慮者に考慮する。

【避難準備情報】

区分	基準及び方法
条件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要が予想される場合
趣旨	危険が予想される地域の市民に事態の周知を図り、避難するための準備を勧告する。 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階である。
伝達内容	勧告者、危険予想地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法、避難対象者（避難行動要支援者等）の準備の呼びかけ
伝達方法	防災行政無線、緊急速報メール・エリアメール、市ホームページ、広報車、メディア及び（警察、消防、消防団及び自主防災組織等を通じての）口頭による伝達を併用する。

第2 避難の勧告又は指示

気象予警報及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、浸水などによる被害を受けるおそれがある危険地域の市民に対し、避難勧告又は指示を行い、安全を確保する。

1 実施責任者、実施要件・内容等

避難の勧告又は指示の実施責任者と実施要件・内容等は、次のとおりとする。

【避難の勧告又は指示の実施責任者と実施要件・内容等】

発令権者	実施の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。 ※必要があるときは、その立退き先を指示できる。 ※勧告、指示、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、知事に報告する。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示する。	災害対策基本法第60条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。 ※事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	

警察官	市長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。 ※指示したときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。	災害対策基本法第61条
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。 ※とった処置については、所属の公安委員会に報告する。この場合、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとる。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいないときに限り、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた府職員、水防管理者	洪水の氾濫により著しい危険が切迫しているときは、必要な区域の居住者に対し、避難のための立退きの指示ができる。 ※水防管理者が指示した場合は、管轄の警察署長に通知する。	水防法第29条

2 避難の勧告又は指示の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難の勧告及び指示を発令する。

なお、本部事務局は気象台や河川管理者（淀川河川事務所、寝屋川水系改修工営所）との連携を密にして、今後の状況予想について助言を求めるとともに、現場の巡視報告等をもとに総合的に避難の判断をする。

また、勧告又は指示を発令したときは、広報班が、自主防災組織等の協力を得ながら、避難先及び避難理由等を明示し、広報車などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、福祉対策班と連携し、避難行動要支援者に配慮する。

【避難勧告】

区分	基準及び方法
条件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難対象地区、避難先、避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等
伝達方法	防災行政無線、緊急速報メール・エリアメール、市ホームページ、広報車、メディア及び（警察、消防、消防団及び自主防災組織等を通じての）口頭による伝達を併用する。

【避難指示】

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生し、その現場に残留者がいる場合
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難対象地区、避難先、避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等
伝達方法	防災行政無線、広報車、携帯メール、緊急速報メール等による伝達、テレビ放送、ラジオ放送、（自主防災組織等を通じての）口頭伝達を併用する。

※資料2-8「寝屋川流域での過去の浸水被害状況」
資料3-5「災害時の広報文例」
資料11-4「洪水時避難所一覧表」

3 避難勧告又は指示の連絡

(1) 市長が避難勧告又は指示を行った場合

市長は、避難勧告又は指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

(2) 市長以外が避難勧告又は指示を行った場合

市長以外が避難勧告又は指示を行った場合は、直ちに本部事務局に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

4 避難路の確保

市、門真警察署及び道路管理者は安全な避難路の確保に努める。

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、次の要領で警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。なお、設定及び解除についての関係機関等への連絡は、避難勧告又は指示の連絡に準じて行う。

【警戒区域の設定要領】

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市 長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第63条

警察官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときに警戒区域を設定できる。 ※市長の職権を行ったときは、直ちに、市長に通知する。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないときに警戒区域を設定できる。 ※市長の職権を行ったときは、直ちに、市長に通知する。	
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	災害対策基本法 第73条
消防長、消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条の2
警察署長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときに警戒区域を設定できる。 ※当該職権を行ったときは、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知する。	
消防吏員、消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	消防法 第28条
警察官	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときに警戒区域を設定できる。	
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第21条
警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに警戒区域を設定できる。	水防法 第28条

2 規制の実施

- (1) 市長は、警戒区域の設定について門真警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 市長は、警戒区域を設定した場合、門真警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
- (3) 市長は、門真警察署、消防団及び地域住民等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

第4 避難

災害から市民の安全を確保するため、関係機関相互に連絡のもと、避難行動要支援者に配慮しつつ、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。

1 自主避難

避難勧告、指示を待ついとまがない場合や、市民自らの判断により、一時的に身の安全を確保するために避難することを自主避難という。

自主避難の際は、避難所とは別の施設管理者に対して避難者の受入れを要請し、承諾の得られた施設について、速やかに市民周知を図る。

2 避難誘導

市長が避難勧告又は指示を行った場合は、市民等の避難誘導を実施する。

市民等の避難誘導に際しては、門真警察署の協力を得るとともに、自主防災組織等の市民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。

(1) 避難所への市民の避難誘導

避難所班は、市民等の協力を得て、避難所への市民の避難誘導を実施する。なお、避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、福祉対策班が、早急な安否確認と介助を実施する。

(2) 学校、園及び事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育園、事業所及びその他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

(3) 交通機関等における誘導

交通機関等における乗客の避難誘導は、その交通事業者があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

※資料11-4 「洪水時避難所一覧表」

3 避難にあたっての留意点と方法

避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

(1) 避難にあたっての留意点

ア 必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。

イ 事業者は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。

ウ 非常持出し品等は最小限にとどめる。

(2) 避難の方法

避難は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

ア 避難者は地区内の公園・空き地等に集合し、安全な経路を歩いて徒歩で避難する。

イ 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、できる限り早めに事前避難させる。

ウ 避難所が危険と判断された場合、他の避難所へ移動する。

4 避難路

安全面に十分配慮し、緊急交通路予定路線を避難路に設定する。

※資料10-2「緊急交通路予定路線図」

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集・伝達

災害発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに電話・携帯電話等や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 気象予警報等の 収集・伝達	各部局、大阪府、 大阪管区気象台							
第2 情報の収集・伝 達系統	各部局、大阪府、 大阪管区気象 台、門真警察署							
第3 応急被害状況の 把握	各部局、日本放送 協会、各民間放送 株式会社							
第4 詳細被害状況の 把握	各部局、日本放送 協会、各民間放送 株式会社							
第5 国、府への報告	本部事務局							
第6 通信手段の確保	各部局、西日本電 信電話株式会社							

《対策の展開》

第1 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等が発表された場合は、災害発生前から継続して気象情報等の収集を行う。

※資料3-1「気象予警報等の種類」

第2 情報の収集・伝達系統

収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部局及び関係機関の間に迅速かつ的確に伝達できる系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

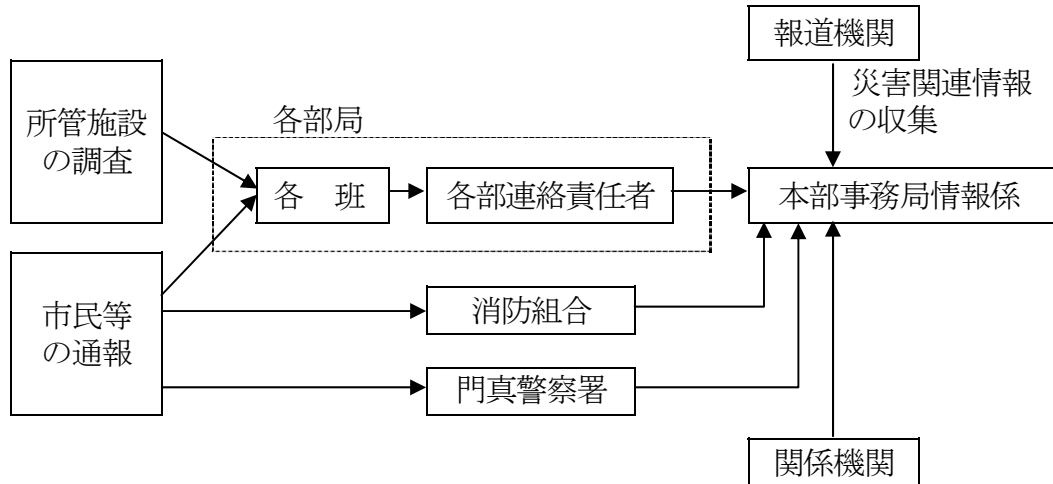
(1) 電話、携帯電話及びファクシミリ等の通信手段

- (2) バイク、自転車をを用いた伝令
- (3) 府防災情報システム等

※資料3-2 「関係機関の通信窓口」

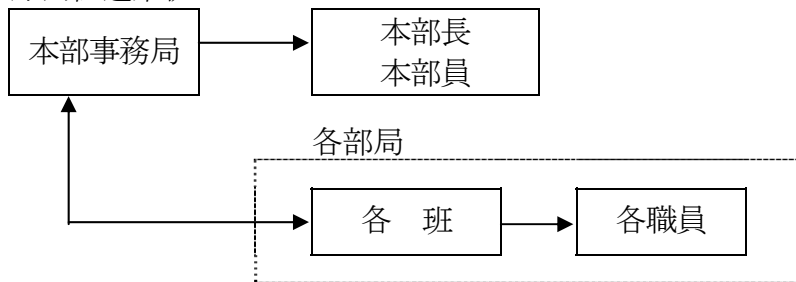
2 情報収集・伝達系統

(1) 情報収集系統

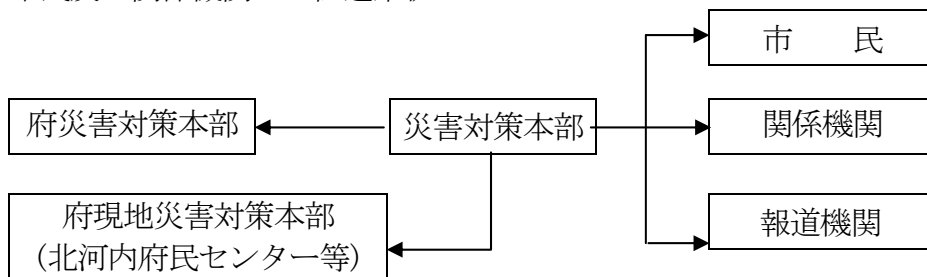


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



※府が現地災害対策本部を設置した場合は、府災害対策本部同様に情報の伝達を本部事務局が行う。

※資料3-2 「関係機関の通信窓口」

第3 応急被害状況の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施するうえで必要となる概括的な被害状況について、災害発生直後から把握する。

1 被害状況の緊急情報収集

各実施担当者は、収集した情報を本部事務局情報係に報告する。

(1) 実施担当者と収集すべき情報

ア 本部事務局情報係

関係機関から概括的な被害情報収集を行う。

イ 広報班

テレビ、ラジオ、新聞等の報道による情報を収集する。

ウ 相談班・本部事務局

市民からの電話通報等によって、概括的な被害情報収集を行う。

エ 消防組合

119番通報から火災や傷病者の発生状況等の情報収集を行う。

オ 保健医療対策班

医療機関の被害状況及び医療機関等で治療を受けている傷病者等の情報収集を行う。

カ 避難所等

参集職員、避難所従事者職員、自治会長及び市民等と連絡をとり、地域被害の情報収集を行う。

(2) 情報収集の手段

ア 電話、携帯電話及びファクシミリ等を用いる。

イ 府防災情報システム等を用いる。

2 緊急被害調査

(1) 実施担当者

各部局各班は資料1-4「門真市災害対策本部事務分掌」に定める事務分掌に基づき、概括的な被害調査を実施し、本部事務局情報係に報告する。

(2) 調査内容

ア 概括的被害状況調査

イ 冠水等の道路関連被害状況調査

ウ 河川等被害状況調査

エ 上水道施設・下水道施設の被害状況調査

オ 建物の被害状況調査

カ その他災害の発生拡大防止措置上必要な調査

(3) 調査の手段

市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借上げ、徒歩等とする。

3 被害情報の概括的把握

本部事務局情報係は、被害状況の緊急情報収集、緊急被害調査に基づき、概括的な被害状況を把握する。

把握すべき情報は次のとおりとする。

- (1) 災害情報
- (2) 市民の安否等に関する情報
- (3) 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
- (4) 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
- (5) 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
- (6) 交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
- (7) 産業等施設の被災の有無に関する情報（対策・復旧活動支援、市民の生活基盤）

第4 詳細被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。

1 各部局所管施設の被害状況の把握

- (1) 各部局各班は、所管施設の被害状況を調査し、各部連絡責任者を通じて本部事務局情報係へ報告する。
- (2) 各部局各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、「災害連絡票」により速やかに各部連絡責任者を通じて本部事務局情報係へ報告する。
- (3) 被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部局内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

※様式20「災害連絡票」

2 把握する内容

災害発生後の早い段階から、詳細な被害情報等の把握を行う。

【被害状況の把握】

把握する内容		担当部・班
人的被害	死者、行方不明者の状況	福祉対策班 消防組合、関係機関
	負傷者の状況	保健医療対策班
住家被害	全壊・半壊、大規模半壊等の状況	調査班
	被災宅地応急危険度判定	建築班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	建築班
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	調査班

その他被害	田畑の被害状況	商工農政班
	文教施設の被害状況	教育班
	医療機関の被害状況	保健医療対策班
	道路、公園、橋梁の被害状況	土木班
	河川、水路等の被害状況	土木班
	水道施設の被害状況	給水班・施設班
	下水道施設の被害状況	下水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	清掃班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	本部事務局
り災状況	り災世帯数、り災者数	調査班
被害金額	公共・文教施設の被害金額	教育班
	農業施設の被害金額	商工農政班
	その他公共施設の被害金額	建築班
	農産、商工の被害金額	商工農政班
避難状況、 応急対策の 状況	避難場所の状況	避難所班
	応急給水	給水班
	給食の状況	食料班
	救護所の開設状況、医療・救護活動の 状況等	保健医療対策班
	防災活動に必要な情報及びその他応急 対策に必要な状況	各部局

3 被害情報の整理

(1) 情報の集約

本部事務局情報係は、各部局から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- イ 被害分布図等の作成

(2) 被害情報等の整理

本部事務局情報係は、取りまとめた情報を常に整理し、各部局や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

4 被害状況に基づく判断

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、本部事務局は、府等に対して応援要請を行う。

第5 国、府への報告

府に対する被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項に基づいて行う。また、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による。

府に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる

範囲で報告する。

1 報告基準

即報基準に該当する災害が生じた場合には、災害覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を府に報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。

また、災害が直接即報基準に該当する場合は、府に加えて消防庁にも報告する。

(1) 即報基準

ア 一般基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 災害対策本部を設置したもの

イ 個別基準（風水害関係）

河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

(2) 直接即報基準

風水害に関する基準は特に設定されていない。

2 報告方法

本部事務局が府防災情報システムで行うが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

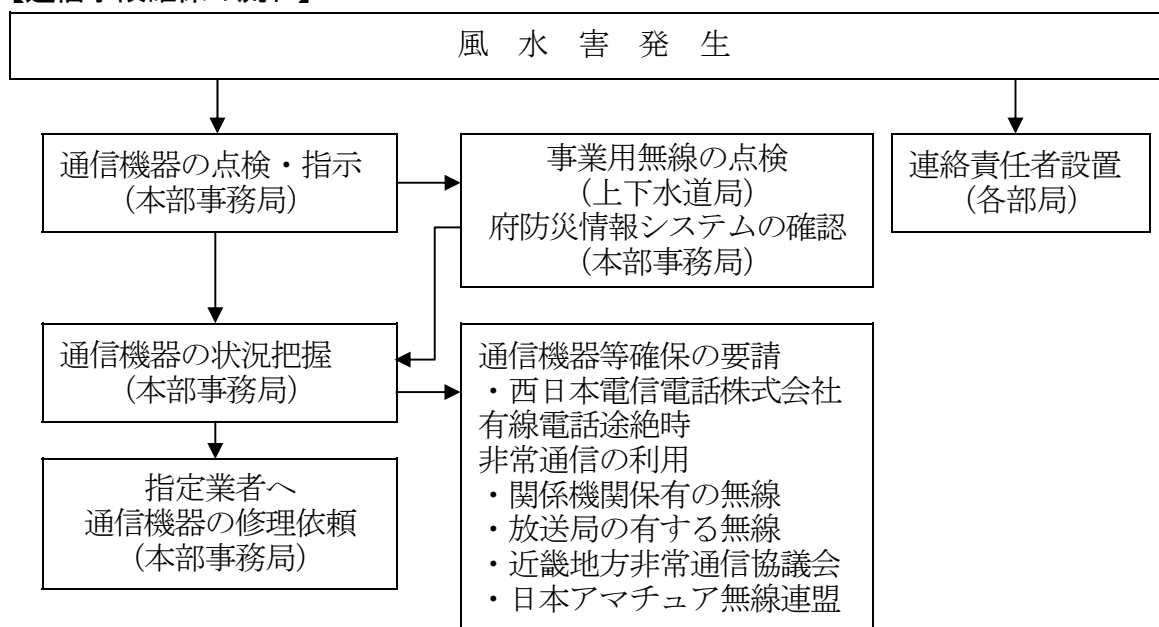
- (1) 即報基準及び直接即報基準に該当する災害か判断に迷う場合は、できる限り広く報告する。
- (2) 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。
- (3) 府に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更し、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告する。
- (4) 災害により門真消防署への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び府に報告する。

※様式21「各種被害状況報告書」

第6 通信手段の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

【通信手段確保の流れ】



1 無線通信機能の点検及び復旧

本部事務局は、災害発生後、直ちに府防災情報システム、事業用無線等の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

※資料3-3「大阪府防災行政無線通信系統図」

2 通信窓口

(1) 連絡責任者の配置

各部局は、災害時に必要な情報の収集及び伝達など、関係機関相互の迅速かつ的確な連絡を確保するために連絡責任者を置く。

(2) 連絡先の変更等

各部局は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに本部事務局及び関係機関に修正の報告を行う。

※資料3-2「関係機関の通信窓口」

3 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

本部事務局は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常・緊急通話を一般の通話や電報に優先して取り扱うよう要請する。

(2) 優先利用

本部事務局は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。また、あらかじめ指定された災害時優先電話により通信連絡を確保する。

4 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 府、近隣市町との連絡

府防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じて消防無線、警察無線、非常無線及び携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

本部事務局は、関係機関に対し、職員の派遣及び所属機関との連絡用に携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(3) 消防及び警察等の通信活用

本部事務局は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、消防組合又は門真警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

(4) 非常通信の利用

本部事務局は、有線電話が途絶し、かつ事業用無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- ア 関係機関（府警本部、鉄道会社）が保有する無線
- イ 放送局の有する無線
- ウ 近畿地方非常通信協議会に加入する機関の無線
- エ アマチュア無線等

※資料3-4「大阪地区非常通信経路計画（市町村系）」
様式2「非常無線通信用紙」

5 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、電話・携帯電話、伝令（自転車、バイク及び徒歩等）及び派遣等の適当な手段によって行う。

6 通信機器の設置場所

機器名称	設置場所
大阪府防災情報システム	庁舎別館3階 危機管理課
上下水道局事業用無線	上下水道局庁舎2階 水道総務課

第2節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、市民に対して正確な情報を提供する。

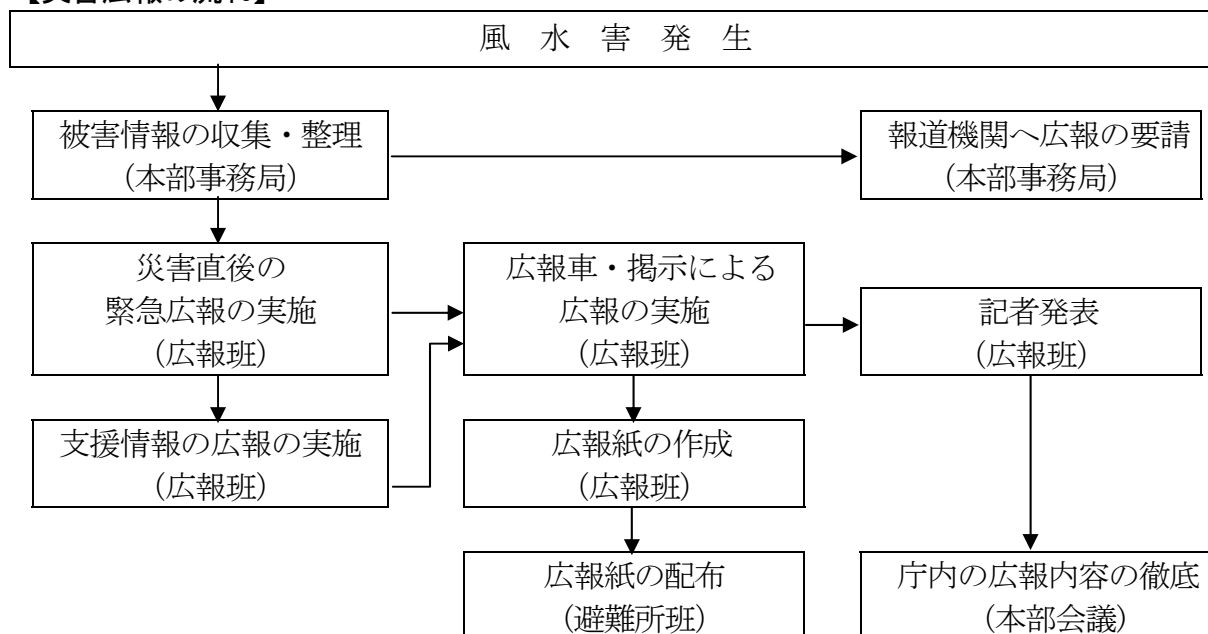
項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 災害広報	本部事務局、広報班、避難所班							
第2 報道機関との連携	本部事務局、広報班							
第3 広聴活動の実施	本部事務局、広報班、災害相談班							

《対策の展開》

第1 災害広報

平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

【災害広報の流れ】



1 災害情報

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、市は関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

- (1) 災害情報に関すること
- (2) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (3) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (4) 被害の概要に関すること
- (5) 避難勧告・指示、避難準備情報に関すること
- (6) その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

2 支援情報

災害発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- (1) 被災状況とその後の見通し
- (2) 避難所に関すること
- (3) 救護所に関すること
- (4) 救援物資の配布に関すること
- (5) 給水・給食に関すること
- (6) 医療機関などの生活関連情報
- (7) 義援物資等の配布に関すること
- (8) 被災者のために講じている施策などその他市民生活に必要なこと

3 ライフライン復旧情報等

広報班は、本部事務局、土木班、給水班、施設班、下水道班等、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。

- (1) 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること
- (2) 電気、ガス及び交通機関等の復旧に関すること
- (3) 電話の復旧に関すること
- (4) 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること
- (5) 交通規制情報

※資料3-2「関係機関の通信窓口」

4 広報の手段

(1) 広報車

原則として市の所有する車両を使用する。必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。

(2) その他広報手段

- ア 広報紙の（臨時）発行と各避難所、防災拠点等への掲示・配布（避難所班と連携して実施）
- イ 避難所への職員の派遣
- ウ 防災行政無線の活用
- エ テレビ、ラジオ及び新聞による広報
- オ 携帯メールや緊急速報メールの活用
- カ インターネット（ホームページ）やSNSの活用
- キ ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供

5 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、テレビ、ラジオ、ファクシミリやインターネット等のメディアを活用するほか、民生委員児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びボランティアなどの協力を得て手話、点字及び外国語等、多様な手段による広報活動に努める。

※資料3-5 「災害時の広報文例」

第2 報道機関との連携

報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

1 災害情報の報道依頼

各部局からの災害情報の報道依頼は、広報班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。テレビ、ラジオ等については、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK大阪放送局等の報道機関に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

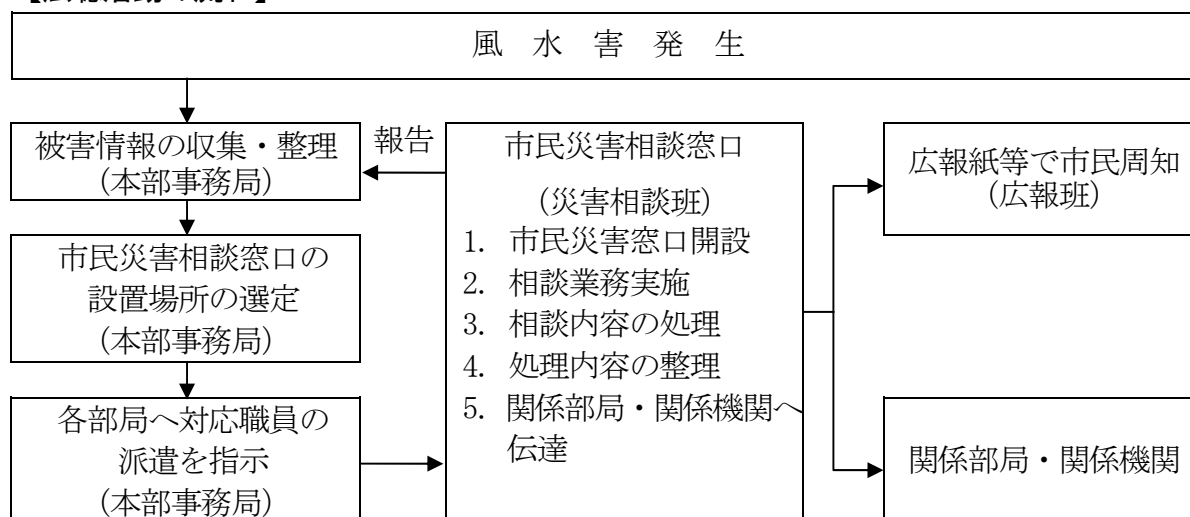
災害情報を総括し提供するための記者発表会場を「庁舎本館2階第6会議室」に設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。また、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- (1) 災害発生の場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 市民に対する避難勧告等の状況
- (5) 市民に対する協力及び注意事項
- (6) 支援施策に関すること

第3 広聴活動の実施

災害による家や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、市民災害相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

【広聴活動の流れ】



1 市民災害相談窓口の開設

災害相談班は、市民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談及び避難行動要支援者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に市民災害相談窓口を開設する。

(1) 相談内容

市民災害相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ア 上水道・下水道の修理に関すること
- イ 避難行動要支援者対策等の福祉に関すること
- ウ り災証明の発行に関すること
- エ 災害弔慰金等の支給に関すること
- オ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること
- カ 租税等の減免、徴収猶予等に関すること
- キ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること
- ク 中小企業及び農業関係者の支援に関すること
- ケ その他生活再建に関すること

(2) 実施体制

ア 本部事務局は、各部局から対応職員を派遣させ、電話及び市民対応業務全般について実施する。

イ 広報班は、市民災害相談窓口の開設時には、広報紙等で市民へ周知する。

ウ 相談窓口には専用電話及び専用ファクシミリを備える。

2 要望の処理

- (1) 災害相談班は、被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 本部事務局、市民災害相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部局及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。
- (3) 処理方法の正確性と統一を図るため、あらかじめ定められた相談対応票等を用いて内容を記入する。

※様式22「相談対応票」

第3節 広域応援等の要請・受入れ

市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合は、速やかに府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 行政機関等との相互応援協力	本部事務局、消防組合							
第2 民間団体等に対する協力要請	本部事務局、各部署、大阪府、他市町村、民間団体等							

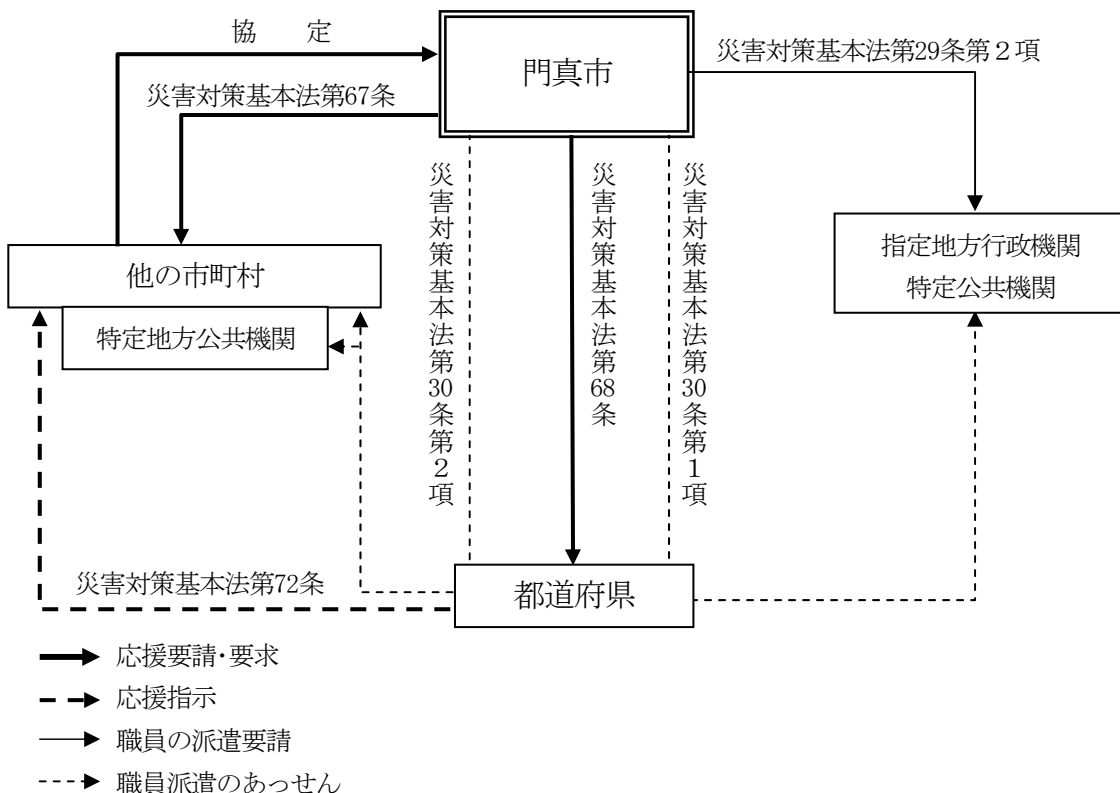
《対策の展開》

第1 行政機関等との相互応援協力

各部署は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて本部事務局を通じ、府及び他の市町村に応援協力を求める。

本部長（市長）が、府への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力等が必要と判断した場合は、本部事務局が窓口となり、各部署と連絡・調整のうえ、応援を受け入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



1 府への応援要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、災害対策基本法第68条の規定に基づき、本部長（市長）の判断により本部事務局を通じて、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって応援又は応援のあつせんを求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、府防災行政無線、電話又はファクシミリにより要請し、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を必要とする期間・場所
- (4) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

※様式17「公用令書」

【連絡先】

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
大阪府災害対策本部 事務局	(代表) 06-6941-0351 (直通) 06-6944-6021～6022	06-6944-6021～6022
大阪府危機管理室	大阪府防災行政無線番号	*200-4880、4886 *200-4887 (夜間)

2 他の市町村への応援要請

災害対策基本法第67条に基づき、他市町村長に対して文書により応援要請を行う。消防相互応援協定及び災害相互応援協定を締結している近隣の市町村が被災している場合は、府にあつせんを要請するほか、他の市町村に応援を要請する。

(1) 応援の要請

災害相互応援協定都市（本部事務局が要請）及び消防相互応援協定締結市町村（消防組合が要請）と、被害状況等を相互に連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又は、ファクシミリにより応援要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

(2) 隣接地域の緊急応援

災害相互応援協定都市及び消防相互応援協定締結市町村は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。

※資料4-8「消防相互応援協定一覧」

資料12-1「災害相互応援協定一覧」

3 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、災害の状況、消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。ただし、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条）。

※様式18「緊急消防援助隊の応援等要請」

4 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
- (5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- (8) 消防、水防作業の応援及び所要の資機材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

5 職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長及び特定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の職員派遣のあつせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う（災害対策基本法第29条、30条又は地方自治法第252条の17の規定による）。

- (1) 派遣又は派遣のあつせんを要請する理由
- (2) 派遣又は派遣のあつせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあつせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

6 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意する。

- (1) 応援部隊の宿泊施設を確保する。
- (2) 連絡調整のため、連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。
- (3) 作業中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 応援に伴い誘導の要求があった場合は、門真警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

- (5) ヘリコプターを要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の確保に万全を期する。
- (6) 応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第2 民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

1 民間団体等への協力要請

公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

2 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりとする。

対 象	応 援 協 力 要 請 の 方 法
公共的団体	必要な各部局か本部事務局を通じて要請
協定団体等	担当部局から直接協力要請の後、本部事務局へ報告

3 受入れ人員の宿泊場所

受入れ人員の宿泊場所は、本部事務局が状況を勘案しながら適宜確保する。

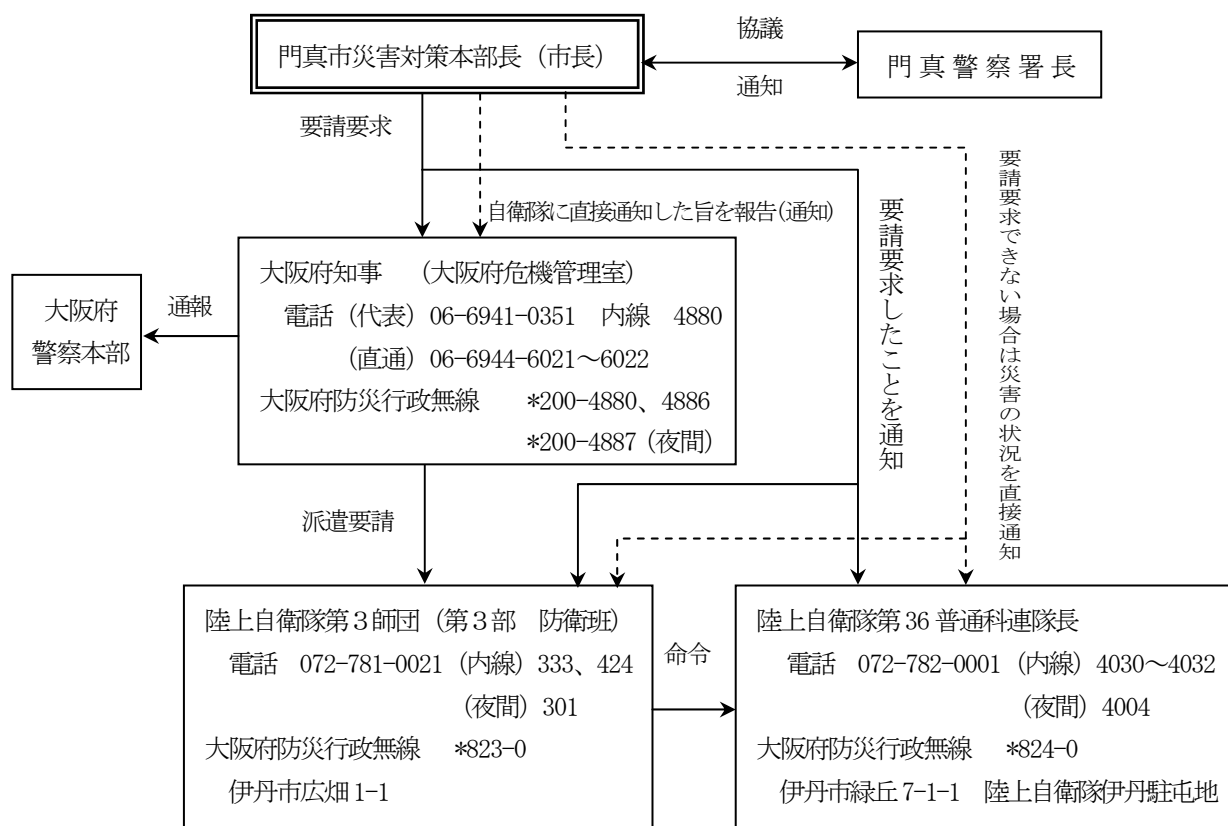
第4節 自衛隊の災害派遣の要請

市民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊に災害派遣を要請するよう要求する（災害対策基本法第68条の2第1項）。

派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
自衛隊の災害派遣の要請	本部事務局							

【派遣要請系統図】



本部長（市長）は、自衛隊の応援が必要と判断した場合、知事に対し派遣要請を要求するとともに、自衛隊に対してもその内容を直接連絡する。

ただし、知事に要求することができない場合、本部長（市長）は、直接自衛隊に被害状況を通知し、事後速やかに所定の手続きにより知事に通知する。

1 災害派遣要請要求の要領

本部長（市長）は、自衛隊による応援措置が必要な場合は、次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請を要求し、門真警察署長にも通知する。ただし、急を要する場合は、必要事項を電話等で通知し、事後速やかに文書で所定の手続きをとる。

また、通信の途絶等によって、知事に派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、防衛庁長官又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊に通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

※様式16「自衛隊の災害派遣及び撤収要請書」

2 自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、門真警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

3 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、本部事務局が窓口となり、次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所の準備をする。
- (2) 派遣部隊及び府との連絡職員を指名する。
- (3) 作業中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (5) ヘリコプターを要請した場合は、あらかじめ定めた自衛隊ヘリポートが使用できるよう、準備に万全を期す。

※資料10-3「ヘリポート候補地一覧」

4 派遣部隊の活動

派遣部隊の活動は、次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害状況を把握する。

避難の援助	避難指示等が発令され、安全面の確保等必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、門真消防署と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

5 撤収要請の要求

救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧段階に入った場合、本部長（市長）は速やかに知事に自衛隊の撤収要請を要求する

※様式16「自衛隊の災害派遣及び撤収要請書」

様式17「公用令書」

第5節 救助・救急活動

府警本部等との密接な連携のもと、救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助活動を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 救助活動	消防組合、消防団、門真警察署、自衛隊							
第2 行方不明者の捜索	福祉対策班、消防組合、消防団、門真警察署、自衛隊						原則 10日 以内	
第3 救急活動	保健医療対策班、消防組合、消防団、門真市医師会							
第4 各機関による連絡会議の設置	消防組合、消防団、大阪府、自衛隊							
第5 市民等との連携	消防組合、消防団、門真警察署							
第6 惨事ストレス対策	福祉対策班、保健医療対策班、消防組合、消防団、関門真警察署							

《対策の展開》

第1 救助活動

市及び消防組合は、警察その他関係機関と協調し、迅速かつ的確に救助活動を実施する。

1 活動の方針

- (1) 市及び消防組合は、門真警察署その他関係機関と相互に緊密な連携をとり、施設及び人員を最大限に活用して対処するとともに、消防力に不足が生じたときは、必要に応じて消防相互応援協定締結の市町村、緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援を要請する。
- (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。また、作業用重機は、民間等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 警察、消防応援部隊、自衛隊等と協力して、必要に応じて地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

- (1) 重傷・重体者の救出を優先する。

- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

第2 行方不明者の搜索

- 1 行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、門真警察署、自衛隊等関係機関が市民の協力を得て実施する。また、福祉対策班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- 2 行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長(市長)の指示によって継続して実施する。
- 3 災害業務関係者が救出作業、又は行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

第3 救急活動

1 救急活動体制

保健医療対策班は、多くの傷病者が発生した場合、大阪府救急・災害医療情報システム(ORION)を活用しながら、府・市医療救護班、医師会、救急医療機関等と連携を密にして対処するとともに、傷病者を搬送する手段を有する民間救急事業者等が一致協力することとする。

2 救急活動の基本

(1) 被災現場からの救急搬送

救急隊は、被災現場での傷病者の救急搬送に重点を置き、救命処置を要する重症度の高い者を優先して、近くの医療機関又は、救護所等へ搬送するものとする。

(2) 医療機関、救護所からの傷病者の搬送

医療機関又は、救護所等から他の医療機関に搬送する転院搬送は、府、市、医療機関、民間救急事業者及びその他の救急車等で搬送するものとする。

(3) 搬送先医療機関の確保

保健医療対策班は、大阪府救急・災害医療情報システム(ORION)を活用しながら、府医療救護班、消防組合、医師会、医療機関等と連携を密にして、傷病者の搬送先の確保に努めるものとする。

3 医療機関情報の収集と連絡

消防組合は、救急医療機関の被災状況、受入れ可否状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じて医療救護活動を実施する関係機関・団体等に情報を提供する。

4 航空機等による傷病者の搬入

航空機（ヘリコプター）等による救急搬送の必要があるときは、消防組合と連携をとり、府又は、大阪市消防局、その他関係機関に航空機の出動を要請する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

資料10-3 「ヘリポート候補地一覧」

第4 各機関による連絡会議の設置

市、府、府警本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行い、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議（合同調整所）を設置する。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第5 市民等との連携

市民、自主防災組織及び事業者の自衛消防組織等は、消防隊が到着するまでの間、自発的に初期消火・救助・救急活動を実施する。また、消防組合、門真警察署など防災関係機関との連携に努める。

第6 惨事ストレス対策

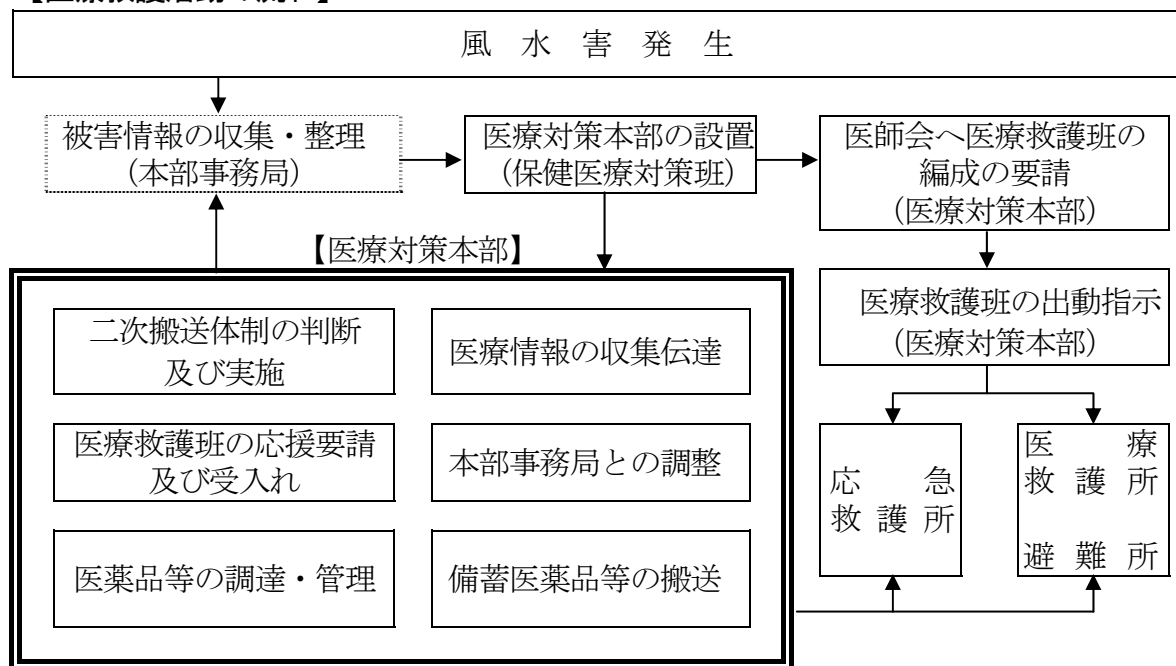
救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、惨事ストレス対策の実施に努める。

第6節 医療救護活動

災害発生初期は、医療救護要員の確保と災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動が重要である。市及び医療関係機関は、大阪府災害時医療救護活動マニュアルに基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 医療活動体制の確立	保健医療対策班、 門真市医師会、門 真市歯科医師会、 門真市薬剤師会							
第2 医療情報の収集活動	保健医療対策班、 門真市医師会、門 真市歯科医師会、 門真市薬剤師会、 消防組合							
第3 現地医療対策	保健医療対策班、 守口保健所、日本 赤十字社、門真市 医師会、門真市歯 科医師会、門真市 薬剤師会						応急救護所は 発災後3日間 程度	
第4 後方医療対策	保健医療対策班、 門真市医師会、門 真市歯科医師会、 門真市薬剤師会							
第5 搬送	保健医療対策班、 消防組合、門真市 医師会、門真市歯 科医師会、門真市 薬剤師会							
第6 医薬品等の調達・確保	保健医療対策班、 日本赤十字社、門 真市薬剤師会							
第7 個別疾病対策	保健医療対策班、 門真市医師会、門 真市歯科医師会、 門真市薬剤師会							

【医療救護活動の流れ】



《対策の展開》

第1 医療活動体制の確立

1 医療対策本部の設置

(1) 設置基準

保健医療対策班は、大規模災害が発生した場合(災害対策本部が設置された場合)、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び消防組合からなる医療対策本部を保健福祉センター内に開設し、活動を開始する。ただし、消防組合にあつては、消防本部と医療対策本部が連携し、情報を共有することをもって活動とする。

(2) 医療対策本部の役割

保健医療対策班は、災害対策本部事務局と綿密な連携のもと医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長等の医療アドバイザーを中心に、被災者に対する医療救護活動を総合的に調整する。

- ア 初期医療体制に関すること
- イ 広域医療体制に関すること
- ウ 医療救護班・医療ボランティアの応援要請及び受入れに関すること
- エ 保健対策に関すること
- オ 傷病者の病状の判断に関すること

- (3) 医療対策本部の構成員
構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	保健福祉部長
医療アドバイザー	医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長
部員	医師会副会長、歯科医師会副会長、薬剤師会副会長、消防組合、保健医療対策班、その他市長が指名する者

第2 医療情報の収集活動

医療対策本部は、医療関係機関と密接な連携のもと、大阪府救急・災害医療機関情報システム（ORION）や医療情報連絡員（あらかじめ指名された保健福祉部の職員から指名）、医師会連絡網等を活用し、人的被害、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ確かな把握に努める。

また、医療施設の活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも多様な伝達手段により医療機関情報を提供する。

第3 現地医療対策

被災市民に対する災害医療対策は、災害状況に応じて医療対策本部が救護所（応急救護所、医療救護所の2種類）の開設を決定し、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び日本赤十字社大阪府支部の協力を得て医療救護班を組織する。

1 救護所の設置基準

- (1) 医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、医療機関だけでは対応しきれないとき
- (2) 傷病者が多数で、現地医療機関だけでは対応できないとき
- (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者数と搬送能力との問題から、傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき

2 応急救護所

- (1) 市内数ヶ所に設置する。
- (2) 医師1人、看護師2人及びその他1人で構成する医療救護班を各所に配置する。
- (3) 応急救護所の活動は、災害発生直後3日間程度の活動とする。

- (4) 応急救護所における業務
 - ア 医療機関への搬送の要否の判断及びトリアージ（負傷者選別）の実施
 - イ 傷病者に対する応急措置
 - ウ 助産救護
 - エ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他医学的検査）
 - オ その他状況に応じた処置
- (5) 応急救護所の運営
 - 医療対策本部は、次の事項に留意のうえ、応急救護所を運営する。
 - ア 携帯電話等通信手段の確保
 - イ 医薬品、医療用資器材の補給
 - ウ その他医療救護活動に必要な事項
- (6) 医療救護班が不足する場合は、府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。
- (7) 医療救護班は、現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

3 医療救護所

- (1) 市内避難所（学校の医務室又は保健室）等に設置する。
- (2) 医師1人、看護師2人及びその他1人で構成する医療救護班を編成し、1日2～3時間程度の稼働とし、場合によっては巡回とする。また、被災者の健康状態を把握し、医療ニーズに応じた診療科目別の医療救護班の設定を行う。
- (3) 医療救護所の活動は、災害発生より中長期にわたって活動する。
- (4) 医療救護所における業務
 - ア 軽傷外傷の治療
 - イ 一般外傷の治療
 - ウ 被災市民の健康管理
 - エ その他の必要な措置
- (5) 医療救護所の運営
 - 医療対策本部は、次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。
 - ア 交代要員の確保
 - イ 携帯電話等通信手段の確保
 - ウ 医薬品、医療用資器材の補給
 - エ 食料、飲料水の確保
 - オ その他医療救護活動に必要な事項

4 歯科医療班の体制

- (1) 歯科医療班は歯科医師1人、歯科衛生士3人、歯科技工士1人、状況により歯科助手若干名で編成するが、災害の規模等によりそれぞれの人数を増減する。
- (2) 出務は、市内の応急救護所及び医療救護所に勤務する。

5 薬剤師班の体制

薬剤師で構成し、応急救護所及び医療救護所で活動する。

6 医療救護班の受入れ

守口保健所の支援・協力のもと医療対策本部に、医療救護班の受入れ窓口を設置し、救護所への配置調整を行う。

第4 後方医療対策

市内医療機関での救急医療活動のほか、府と協力して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

1 市内の医療機関による医療活動

中軽症者については市内の災害医療協力病院、主要医療機関にて受入れと措置を行う。重症者については被災地域内の災害拠点病院へ搬送する。

2 広域的後方医療活動

救護所及び市内災害医療協力病院等での傷病者の受入れと処置対応が困難な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。また、大阪府救急・災害医療情報システム（ORION）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないように振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

3 市災害医療センターの役割

市災害医療センター（保健福祉センター）は、災害医療の拠点として、医療救護班の派遣を受入れ、入院を要しない患者の応急措置を行う。

4 災害医療協力病院の役割

府が指定した災害医療協力病院（摂南総合病院、蒼生病院、萱島生野病院）は、市災害医療センター（保健福祉センター）と協力し、率先して患者を受け入れる。

第5 搬送

医療機関と密接な連携のもと、傷病者の搬送を実施する。

1 傷病者の搬送

消防組合は、医療対策本部と連携し、市内の診療需要情報を把握して、迅速かつ的確に患者搬送を行う。

2 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、市内災害医療協力病院への搬送を原則とするが、救護所の医師の指示による場合は、受入れ医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師を同乗のうえ搬送する。

この場合、受入れ医療機関に対して、診療、受入れの可否の確認と、傷病者情報の提供を行う。

3 広域搬送

被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター、自衛隊機等を活用して搬送するため、本部事務局は、府に出動を要請する。

※資料10-2「緊急交通路予定路線図」

資料10-3「ヘリポート候補地一覧」

第6 医薬品等の調達・確保

医療対策本部は、日本赤十字社大阪府支部、市内医療機関及び門真市薬剤師会の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材及び輸血用血液等の調達・確保を実施する。

医薬品等が不足する場合、医療対策本部は、本部事務局を通じて府に対して供給の要請を行う。

第7 個別疾病対策

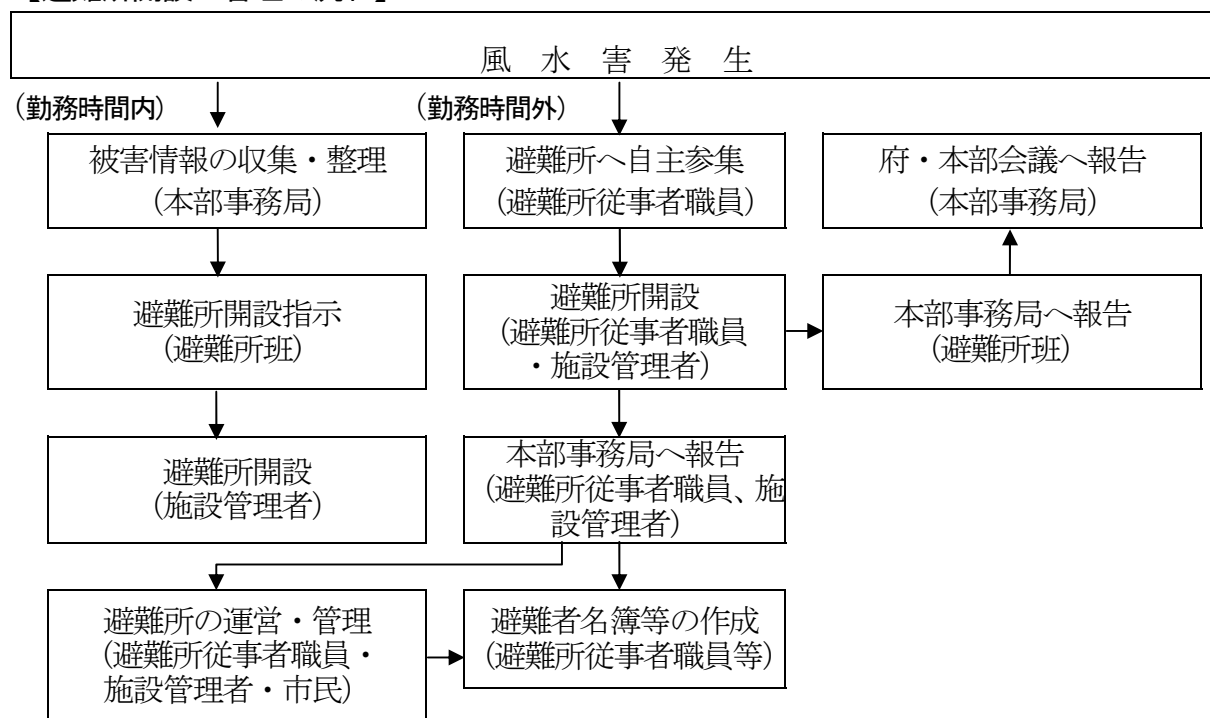
保健医療対策班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児疾患、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患及び歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動を行う。

第7節 避難所の開設・管理

災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供及び生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、在宅避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 避難所の開設	避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							
第2 避難所の管理・運営	避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							
第3 避難所の集約及び解消	避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							

【避難所開設・管理の流れ】



《対策の展開》

第1 避難所の開設

避難受入れが必要な場合は、速やかに避難所を開設する。

1 避難所の開設基準

市長は、避難（準備）勧告・指示を発令した場合又は災害が発生した場合、予想される避難者に応じて避難所を開設する。

2 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難（準備）勧告・指示が発せられた場合
 - イ 避難（準備）勧告・指示が発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められるとき

3 避難所開設の順序

- (1) 避難（準備）勧告・指示の避難対象地区又は災害の状況により、予想される避難者に応じて避難所を決定する。
- (2) 本部事務局は、避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合は、他の公共及び民間の施設管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。

4 避難所の開設方法

勤務時間内に避難所を開設する場合は、避難所班の指示のもと施設管理者が、各避難所を点検して開設する。また勤務時間外に避難所を開設する場合は、避難所従事者職員又は施設管理者が点検し、開設する。

なお、浸水想定区域内の洪水時避難所は、浸水による孤立化に備えて、通信手段、食料等を用意する。

5 関係機関への通知

本部事務局は、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

※資料11-4 「洪水時避難所一覧表」

第2 避難所の管理・運営

避難所班は、市民組織等（避難所運営委員会）の協力を得て、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の管理・運営等を実施する。

1 管理責任者

避難所の管理責任者は、施設管理者又は避難所従事者職員とする。

2 運営主体

市民組織等を中心とした避難所運営委員会を結成し、自主運営体制を確立する。

なお、避難所運営における女性の参画を推進するため、避難所運営委員会に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

3 市（避難所班）、管理責任者、ボランティアの役割

避難所班及び管理責任者は、ボランティアと協力し、避難所運営委員会の代表と協議しながら、避難所運営を支援する。

4 避難所の管理

(1) 避難者名簿等の作成

管理責任者は、「避難者カード」を配布・回収のうえ、これを基に「避難者名簿」及び「避難所状況報告書」をできる限り早期に作成し、避難所班に報告する。また、避難所で生活せず食料・物資のみ受け取りに来ている被災者等（在宅避難者）に係る情報の把握に努める。

なお、避難者の安否確認に係る問い合わせに対応するため、原則安否情報の外部提供を行う。

※様式10「避難所状況報告書」

様式11「避難者名簿」

様式12「避難者カード」

(2) 食料、生活必需品の請求

管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数（在宅避難者への配給分を含む）を「食料依頼伝票」及び「物資依頼伝票」に記入し、避難所班に報告し、調達を要請する。また、到着した食料や物資を受け取り、その都度「物資受払簿」に記入のうえ、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て配布する。

※様式13「食料依頼伝票」

様式14「物資管理伝票」

様式15「物資受渡簿」

(3) 生活環境への配慮

管理責任者は、生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、トイレの設置状況の把握や動物飼育者の周辺への配慮の徹底などに努める。

また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザー等の配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

5 要配慮者への考慮

- (1) 管理責任者は、避難所を開設した場合、避難所運営委員会やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。
- (2) 管理責任者は、調査の結果を避難所班に報告し、必要とする食料、生活必需品等の調達を要請する。
- (3) 管理責任者は、避難所等で生活が困難な要配慮者に対して避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するほか、福祉サービスの提供、福祉避難所への入所、又は社会福祉施設等への一時入所等を本人及び福祉対策班と相談のうえ、実施する。

6 プライバシー保護

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、男女のニーズの違い等、避難者のプライバシー確保に留意する。

7 その他（避難所内の秩序維持、情報提供等）

避難所班は、広報班、管理責任者と連携を図りながら、避難所の混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を広報掲示板を設けて掲出し、校内放送やハンドマイク等を用いて周知する。

また、淀川の氾濫等により、浸水区域内の洪水時避難所等が長時間孤立する場合は、浸水域外の二次避難所を確保して、門真消防署、門真警察署、自衛隊等に要請し、避難者を移送する。なお、移送は避難行動要支援者を優先し、作業に長時間を要する場合は、浸水域内の避難者に食料等を供給する。

第3 避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

- (1) 市長から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。
- (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を本部事務局に電話報告するとともに、施設管理者にも報告する。

第8節 避難行動要支援者への支援

被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等	福祉対策班、教育班、避難所班、園児対策班、門真市社会福祉協議会等							
第2 被災した避難行動要支援者への支援活動	福祉対策班、避難所班、園児対策班、福祉サービス事業者・社会福祉施設等							
第3 応急保育	福祉対策班、保健医療対策班、避難所班、園児対策班、守口保健所							

《対策の展開》

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

- (1) 災害発生時に福祉対策班は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者マニュアル」に基づき、民生委員児童委員、市民、門真市社会福祉協議会及びボランティア等の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、教育班及び園児対策班は、被災により保護者を失う等の要保護園児・児童・生徒の早期発見、保護に努める。

- (2) 所管する社会福祉施設等の施設整備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

福祉対策班は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、障がいの特性に応じた情報提供に努める。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

- (1) 福祉対策班は、被災した避難行動要支援者に対し、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、本人の意思を尊重して対応する。
- (2) 福祉対策班は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、避難行動要支援者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。
- (3) 避難所班及び園児対策班は、関係機関と協力し、被災した園児・児童・生徒やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 福祉避難所等への入所

福祉対策班は、被災により居宅、避難所等では生活ができない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設等への緊急一時入所の措置及び福祉避難所（二次的な避難施設）への避難を迅速かつ円滑に実施する。

また、社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 情報提供

福祉対策班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

第3 応急保育

1 応急保育の実施

園児対策班は、災害によって施設が損傷するなど、通常の保育が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、保育士・乳幼児及びその家族のり災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、応急保育を実施する。

2 保育士の確保

保育士の被災等によって保育士の欠員が生じ、通常の保育が実施できない場合は、園児対策班において調整を図り、保育士の確保の応急措置を講じる。

3 乳幼児の健康管理等

園児対策班は、被災した乳幼児の身体と心の健康管理を図るため、守口保健所、医療対策班等と連携して臨時健康診断、カウンセリング及び電話相談等を実施する。

第9節 交通規制・緊急輸送活動

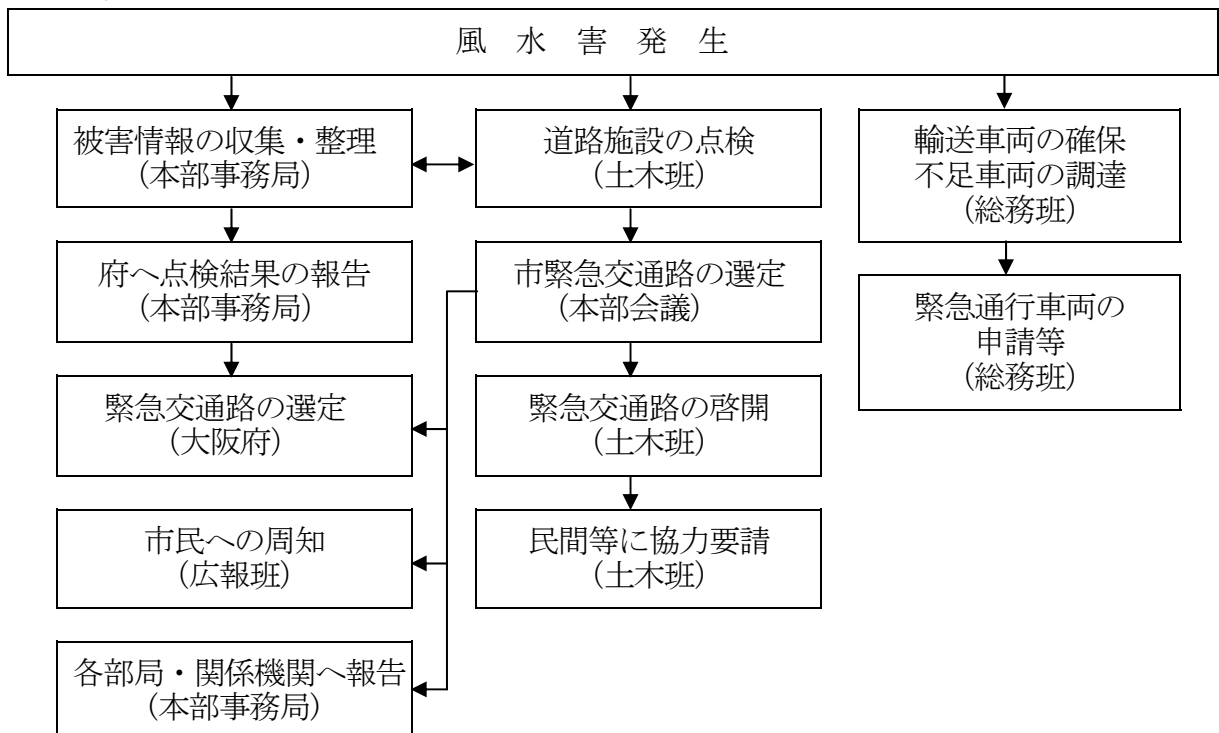
消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 陸上交通	本部事務局、土木班、総務班、広報班、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社							
第2 航空輸送	本部事務局							
第3 交通規制	本部事務局、土木班、門真警察署							

《対策の展開》

第1 陸上交通

【緊急輸送活動の流れ】



1 緊急交通路の選定・確保等

(1) 被害情報等の収集

府、市、府警本部及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交

通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

(2) 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

市域において、府警本部は、あらかじめ選定された府の「重点14路線」について、緊急通行車両（府が確保した民間緊急輸送車両等を含む）以外の通行禁止・制限の交通規制を行う。

(3) 災害応急対策実施のための緊急交通路の選定・確保（第2次交通規制）

市は、府、府警本部及び道路管理者と協議し、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要がある場合には、被災状況、道路状況、緊急輸送活動等を考慮して、広域緊急交通路、地域緊急交通路の中から緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

区 分		路 線 名
自動車専用道路		近畿自動車道、第二京阪道路
一般道路	重点14路線	国道163号、大阪中央環状線、国道1号
地域緊急交通路	府 道	八尾茨木線、木屋門真線、八尾枚方線、守口門真線、深野南寺方大阪線
	市 道	門真中央線、浜町桑才線、大和田茨田線、島頭太子田線、岸和田守口線、岸和田島頭線、下島町南北1号線、常称寺藤田線、舟田町南北線、三郷大和田線

ア 道路管理者

① 道路施設の点検

土木班は、府及び市の緊急交通路の被害状況を調査するとともに、使用可能な道路を把握し、新たな緊急交通路を選定するため、安全性の点検を行う。

② 府への点検結果の報告

本部事務局は、道路施設点検の結果を府に報告するとともに、府が行う緊急交通路の決定に関しての協力を行う。

③ 緊急交通路の決定

本部事務局は、府、府警本部及び道路管理者と協議の上、道路施設点検の結果を踏まえ、被災状況、緊急輸送活動等に基づき、緊急交通路を決定する。

④ 緊急交通路の確保（道路啓開）

土木班は、緊急交通路を確保するため、民間等の協力を得て道路啓開作業を行う。道路啓開に必要なショベル、ブルドーザー等について民間等から調達する。

イ 府警本部

府警本部は、緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制・交通管制を行う（詳細は、「第3 交通規制」を参照）。

① 緊急交通路の区間規制

必要に応じて重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外の区間の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

② 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市及び道路管理者と協議して区域規制を行う。車両の通行禁止区域は、次の区域を基準として拡大又は縮小する。

被害集中地域	規制区域
大阪市内区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、大阪中央環状線の西側区域
東大阪区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、大阪中央環状線の東側区域

③ 交通管制

被災地域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

2 緊急交通路の周知

(1) 関係機関への連絡

本部事務局は、府が決定した緊急交通路を、各部連絡責任者に連絡するとともに報道機関等を通じて、緊急輸送活動に係る門真消防組合、医療機関、自衛隊、交通関係事業者及びライフライン事業者等に対して、交通規制の状況を連絡する。

(2) 市民への周知

広報班は、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、府が行う広報活動に協力する。また、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

3 輸送手段の確保

総務班は、災害応急対策の実施に必要な人材、物資及び資機材等を輸送するため、公用車を活用するほか、民間等の車両を調達し、緊急輸送体制を確保する。

(1) 輸送車両等の確保

- ア 全ての公用車(上下水道局の車両を除く)は、総務班が集中管理を行う。
- イ 車両が不足する場合は、民間等に協力を要請する。
- ウ 必要に応じて、燃料取扱事業所の協力を求め、車両燃料の確保を図る。

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、最寄りの警察署において標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務班が民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を門真警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

(3) 車両の運用

- ア 総務班は、各班の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。
- イ 総務班は、常に配車状況を把握し、各班の要請に対応する。
- ウ 緊急通行車両標章は車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

※資料10-1「公用車一覧表」

資料10-2「緊急交通路予定路線図」

様式8「緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証」

様式9「緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章」

第2 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) ヘリポート

- ア 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）
- イ 地面斜度が6度以内のこと
- ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること
- エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと
- オ 車両等の進入路があること
- カ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること

【必要最小限度の地積】

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

(2) 本部事務局は、選定したヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。

(3) 本部事務局は、大阪市消防局、府警本部及び自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを指定する。

※資料10-3「ヘリポート候補地一覧」

2 輸送手段の確保

本部事務局は、府と連携するとともに、大阪市消防局、府警本部及び自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

※資料10-2「緊急交通路予定路線図」

第3 交通規制

府公安委員会、府警本部とともに、災害応急活動に必要な交通規制・管制を実施する。

1 道路管理者による交通規制

(1) 交通規制の実施

道路の破損、決壊等により交通が危険である場合、又は被災道路の応急復旧等の必要がある場合には、門真警察署と協議し、車両の通行を禁止・制限する。

(2) 迂回路の設定

道路の交通規制を行った場合は、門真警察署と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(3) 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止・制限する場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令に基づき、禁止・制限の対象、区間、期間及び迂回路等を表示した道路標識、案内板等を設置する。

2 府公安委員会、府警本部による交通規制

次のような交通規制を実施する必要がある場合は、本部事務局を通じて府公安委員会、府警本部に対して交通規制の実施を要請する。

(1) 人命救助、避難路確保等のための交通規制

人命救助等のため必要があると認める場合は、被災場所、被災状況及び道路の被害程度等を考慮し、使用可能な道路の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の交通規制を実施する。

(2) 緊急交通路確保のための交通規制

災害応急対策の実施に必要な人材、物資等の緊急輸送及び災害復旧のために必要がある場合は、緊急通行車両以外の交通規制を実施する。

(3) 交通管制の実施

緊急交通路を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、道路管理者とも緊密な連絡を行い、広域的な交通管制を実施する。

【交通規制の範囲及び実施責任者】

権者	交通規制等の要件・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるため緊急の必要があるときは、区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限できる。措置を行ったときは、直ちに、通行禁止区域等その他必要な事項を周知する。	災害対策基本法第76条
警察官	①通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずることができる。 ②当該措置がとられないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。また、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損できる。	災害対策基本法第76条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	警察官がその場にいない場合、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行のため、上記②の措置を行うことができる。措置を行ったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。	
消防吏員	警察官がその場にいない場合、消防用緊急通行車両の円滑な通行のため、上記①、②の措置を行うことができる。措置を行ったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。	
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があるときは、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。 道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であるときは、警察官の現場における指示により、交通の規制をすることができる。 規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行い、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定することができる。	道路交通法第4条
	歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。	道路交通法第5条
警察官	車両等の通行が著しく停滞したことにより道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第4項において同じ。）における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないときは、その現場における混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じることができる。	道路交通法第6条第2項

権者	交通規制等の要件・内容	根拠法令
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険である場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

3 相互連絡

本部事務局は、門真警察署と被災地の状況、道路の被害程度及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。

4 広報（交通規制の周知）

交通規制を実施する場合は、門真警察署と連携して広く一般に周知する。

※資料10-2「緊急交通路予定路線図」

第10節 公共土木施設等・建築物応急対策

洪水などによる被害状況を速やかに把握し、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 公共土木施設等	本部事務局、土木班、門真警察署、枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社							
第2 公共建築物等	各部局							
第3 被災宅地の応急危険度判定の実施	本部事務局、庶務班、建築班、事業者							

《対策の展開》

第1 公共土木施設等

1 道路・橋りょう

(1) 被害状況の把握

土木班は道路・橋りょうの被害状況、障害物等の状況を把握する。また、危険箇所早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

市道以外の道路が冠水、損壊等で通行に支障がある場合は、本部事務局を通じて当該道路管理者（枚方土木事務所、大阪国道事務所及び西日本高速道路株）に通報し、応急措置を要請する。

(3) 道路交通の確保

危険箇所が発生した場合は、直ちに門真警察署に連絡のうえ交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

(4) 応急復旧

土木班は、被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、本部事務局を通じて府に対し応援を要請する。

2 河川、水路等

(1) 被害状況の把握

土木班は、護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、本部事務局を通じて当該管理者（寝屋川水系改修工営所）に通報し、応急措置を要請する。

(3) 応急排水

土木班は、河川・水路等で浸水被害が発生した場合は、応急排水を実施する。

(4) 応急復旧

土木班は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、本部事務局を通じて府に対し応援を要請する。

3 避難及び立入制限

土木施設等が著しい被害を受けて二次災害の生ずるおそれがある場合は、速やかに関係機関や付近の市民に連絡するとともに、必要に応じて災害現場において適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 公共建築物等

1 公共建築物等

各部局は、所管公共建築物の浸水等、被害状況を速やかに把握し、必要に応じて応急措置を行うとともに、二次災害を防止のため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

(1) 応急措置が可能なもの

- ア 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- イ 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ウ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡をとり、実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

- ア 被害の防止措置を重点的に講じる。
- イ 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

2 府防災情報システム・事業用無線等

府防災情報システム・事業用無線等が設置されている部局は、機器を点検し、機能に支障がある場合は速やかに復旧措置を講じる。

3 庁舎等

本部事務局は、防災上必要な庁舎等の施設及び設備を調査し、防災上の機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

※資料3-3「大阪府防災行政無線通信系統図」
資料6-3「水道局事業用無線」

第3 被災宅地の応急危険度判定の実施》

二次災害防止のため、建築班は、概括的被害情報等に基づき、被災宅地の応急危険度判定を災害発生直後に実施するとともに、本部事務局を通じて被害状況を府に報告する。

応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(1) 応急危険度判定作業の準備

庶務班、建築班は、応急危険度判定作業に必要なものを準備する。

ア 住宅地区等の準備、割当区域の計画

イ 応急危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成

ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識及び備品等の交付

(2) 調査の体制

建築班は、応急危険度判定士有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。

(3) 応援要請

市単独で応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、本部事務局を通じて府に応急危険度判定士の派遣を要請する。

第11節 ライフラインの応急対策

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施するとともに、ライフラインとしての必要な機能を確保する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 上水道施設	給水班							
第2 下水道施設	下水道班							
第3 電力供給施設	関西電力株式会社							
第4 ガス供給施設	大阪ガス株式会社							
第5 電気通信施設	西日本電信電話株式会社							

《対策の展開》

第1 上水道施設

1 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防組合、門真警察署へ通報するとともに、市民への広報を行う。

2 応急給水及び復旧

- (1) 給水車、トラック等により応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- (2) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。
- (3) 被害状況等によっては、他の水道及び工業用水道事業者等に対し応援を要請する。

3 広報

給水班は、広報班に上水道施設の被害状況、給水状況及び応急復旧状況と今後の見通し等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるほか、節水に努めるよう、市民に呼びかける。

第2 下水道施設

1 応急措置

- (1) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能にならないよう、発動

機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。

- (2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じる。
- (3) 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防組合、門真警察署へ通報するとともに、市民への広報を行う。

2 応急措置及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

※資料6-1「下水道ポンプ施設一覧表」

3 広報

- (1) 下水道班は、広報班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。
- (2) 市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。
- (3) 生活水の節水に努めるよう、市民に広報する。

※資料3-5「災害時の広報文例」

第3 電力供給施設（関西電力株式会社）

1 応急措置

感電事故、漏電事故など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、消防組合、門真警察署への通報、市民への広報を行う。

2 応急供給及び復旧

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (5) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (6) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止を努める。

3 広報

- (1) 市に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。
- (2) 二次災害防止のため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報する。
- (3) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【関西電力株式会社の連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
守口営業所	コールセンター	守口市八雲東町1-9-15	TEL 0800-777-8016 FAX 06-6906-8610

第4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

1 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工場現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急供給及び復旧

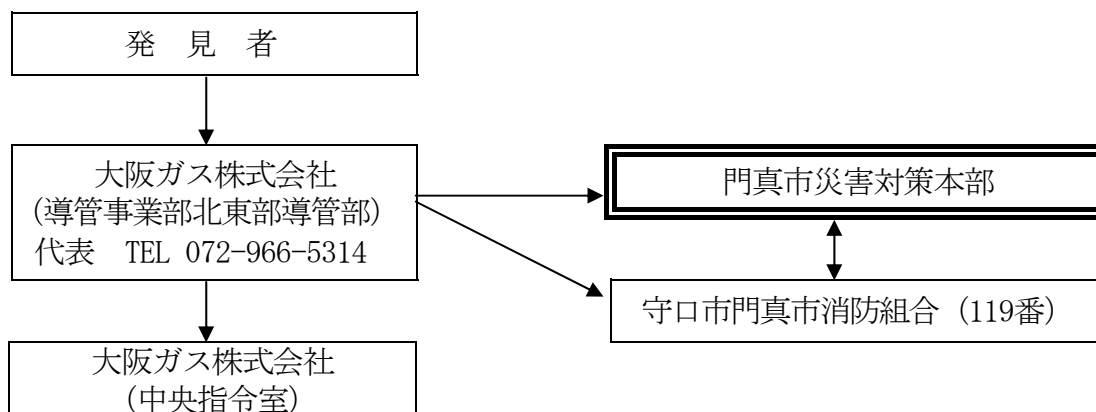
ガス供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 市にガス供給施設の被害状況、供給状況及び応急復旧見込み等の情報を提供する。
- (2) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (3) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【通信情報連絡体制】



【大阪ガス株式会社の連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
導管事業部 北東部導管部	緊急保安チーム	東大阪市稲葉2-3-17	TEL 072-966-5314 FAX 072-966-5488

第5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

1 通信の非常疎通措置

西日本電信電話株式会社は、災害の発生に伴い、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板（web171）の提供、利用制限等の措置を講ずる。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急復旧

西日本電信電話株式会社は、電気通信施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

- (1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、市民に対し通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

【西日本電信電話株式会社の連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
大阪支店	設備部	大阪府中央区博労町 2-5-15 大阪中央ビル	TEL 06-6210-2609 FAX 06-6261-4644

第12節 交通の機能確保

鉄軌道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 鉄軌道施設の応急復旧	各地方鉄道株式会社							
第2 道路の応急復旧等	土木班、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社							

《対策の展開》

第1 鉄軌道施設の応急復旧

1 活動体制

各鉄軌道施設管理者は、災害が発生した場合、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。また、各鉄軌道施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その被害を府に報告する。

(1) 京阪電気鉄道株式会社

災害対策本部は、枚方運転課事務所に設置し、運用は「緊急時救急体制指導心得」を準用する。

(2) 大阪高速鉄道株式会社（モノレール）

災害対策本部は、現地又は本社に設置し、運用は「緊急事態対策及び防災体制」を準用する。

(3) 大阪市交通局（地下鉄）

「災害時の活動体制の指針」を準用する。

2 応急復旧対策

各鉄軌道施設管理者は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。また、運行の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって廃棄又は保管の措置となる。

(1) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防組合、門真警察署に通報し、出動の要請を行う。

(2) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

- (3) 線路、保安施設、通信施設などの列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行う。
- (4) 被害状況によっては、他の各鉄軌道施設管理者からの応援を受ける。

3 広報

各鉄軌道施設管理者は、本部事務局に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

- (1) 京阪電気鉄道株式会社
社外への広報は、広報課長又は、広報担当者が行う。
- (2) 大阪高速鉄道株式会社（モノレール）
社外への広報は、総務課長が行う。
- (3) 大阪市交通局（地下鉄）
一般への広報は、広報係長が行う。

【鉄軌道施関連会社連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
京阪電気鉄道株式会社	守口市駅	守口市河原町1-1	TEL 06-6991-0009
大阪高速鉄道株式会社	総務課	豊中市新千里東町1丁目1-5	TEL 06-6871-8281 FAX 06-6871-8284
大阪市交通局	ドーム前千代崎管区駅	大阪市西区千代崎3丁目北2-8	TEL 06-6583-2401
	門真南駅	門真市三ツ島3丁目2201	TEL 072-885-8001

第2 道路の応急復旧等

1 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路から順次修繕を行う。なお、交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

2 応急復旧対策

- (1) 道路・橋りょう等の被災状況の把握及び応急復旧の検討
土木班は、被災状況の把握を行い、道路・橋りょう等の応急復旧方法を検討する。
なお、復旧に時間を要する箇所を含む道路は代替道路の確保に努める。
- (2) 応急復旧工事

土木班は、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を民間等の協力によって実施する。

(3) 道路上の障害物の除去及び処理

土木班は、清掃班と協力のうえ、緊急通行車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

(4) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集

土木班及び本部事務局、並びに府（枚方土木事務所）、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、門真警察署は、災害時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

※資料10－2「緊急交通路予定路線図」

3 広報

土木班は、本部事務局に緊急交通路、交通規制対象路線、通行状況、復旧状況、今後の見通し等の情報を提供する。また、広報班を通じて広報活動に努める。

※資料3－5「災害時の広報文例」

4 放置車両等の対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが車両の移動等を行う。また、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、樹木その他の障害物を処分することができる。

市は、知事からの指示等があった場合は、速やかに上記の措置を実施する。

第13節 市民等からの問合せ

市は、必要に応じて市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、門真消防署及び府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
市民等からの問合せ	本部事務局							

第14節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 実施責任者	本部事務局							
第2 災害救助法の適用基準	本部事務局							
第3 滅失（り災）世帯の算定基準	本部事務局							
第4 災害救助法の適用手続	本部事務局							
第5 救助の内容	本部事務局							

《対策の展開》

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事に代わって実施する。また、知事の職権の一部を委任された事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

なお、この場合、応急救助活動を実施したときは、直ちに知事に報告する。

第2 災害救助法の適用基準

人口が約13.0万人（平成22年国勢調査）の本市の場合、災害救助法施行令第1条に定めるところにより、次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、100世帯以上に達した場合
- (2) 府内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が50世帯以上に達する場合
- (3) 府内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

第3 滅失（り災）世帯の算定基準

1 住家滅失世帯数の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

滅失住家 1世帯	全壊（全焼・流失）住家1世帯
	半壊（半焼）等著しく損傷した住家2世帯
	床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住できない状態になった住家3世帯 （注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

2 住家の滅失等の認定

全壊、半壊等の認定基準は、以下のとおりとする（第17節「住宅の応急確保」参照）。

- (1) 住家の全壊（焼）流出により滅失したもの
 - ア 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- (2) 住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの
 - ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
- (3) 住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的に居住困難状態となったもの
 - ア (1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
 - イ 土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

第4 災害救助法の適用手続

1 適用手続

市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に情報提供する。

2 救助の程度・方法及びその費用の範囲

市長は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間による基準での実施が困難な

場合、特別基準の適用を知事に要請する。この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。

※資料13-1「災害救助法の対象項目と程度、方法及び期間並びに実費弁償の額」

第5 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

第15節 緊急物資の供給

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。なお、時宜を得た物資調達に留意するとともに、被災地の実情や、要配慮者、男女等のニーズの違いに配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 給水活動	給水班、広報班							
第2 食料の供給等	本部事務局、調達班、総務班、食料班、教育班、近畿農政局、大阪府LPガス協会、日本赤十字社							
第3 生活必需品の供給等	本部事務局、調達班、総務班、日本赤十字社							

《対策の展開》

第1 給水活動

府及び大阪府広域水道企業団と協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

1 発災直後の応急給水

(1) 発災直後の情報の収集

発災直後は、次の情報から被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

- ア 浄・配水場に設置した計器で配水池等の状況を確認し、受・配水量の把握を行う。
- イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、上下水道局を通じて大阪広域水道震災対策中央本部又は東部大阪ブロック本部に支援等を要請するとともにその旨を本部事務局に報告する。

※資料6-2「給水用車両及びタンク等保有一覧表」

2 応急給水のシステム

(1) 目標量と応急給水の目標

ア 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

- ① 給水タンク車による運搬給水と消火栓に設置する応急給水栓による給水を実施する。
- ② 各戸への給水は仮設配管からの給水や、宅内臨時給水栓による給水を実施する。

(2) 応急給水実施の優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所等、緊急性の高いところに優先的に給水タンク車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(3) 給水拠点の確保

ア 給水拠点

被災直後は浄・配水場を給水拠点とし、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増設する。

イ 給水拠点が被災した場合

浄・配水場が被災した場合は、幹線配水管に設けられた給水口や給水タンク車を給水拠点とする。

(4) 家庭用水の供給等

上下水道局は、速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実状に応じた方法によって行う。

※資料6-2「給水用車両及びタンク等保有一覧表」

(5) 飲料水の水質検査及び消毒

水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

(6) ボトル水・缶詰水等の配布

(7) 給水用資機材の調達

3 市民への広報（市民への給水活動に関する情報提供）

(1) 手段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、市民が最も必要とする情報の一つであり、市民の給水に対する協力を得て不安を和らげるためにも、情報提供を積極的かつきめ細かく行う必要がある。そのためには、次の手段等の活用を図る。

ア 防災行政無線

イ 広報車（特に災害規模が大きい場合に巡回させる）

ウ 市広報紙（災害情報）

エ マスコミ（テレビ、ラジオ、新聞等）

オ 自治会

カ インターネット（ホームページ）

(2) 情報提供

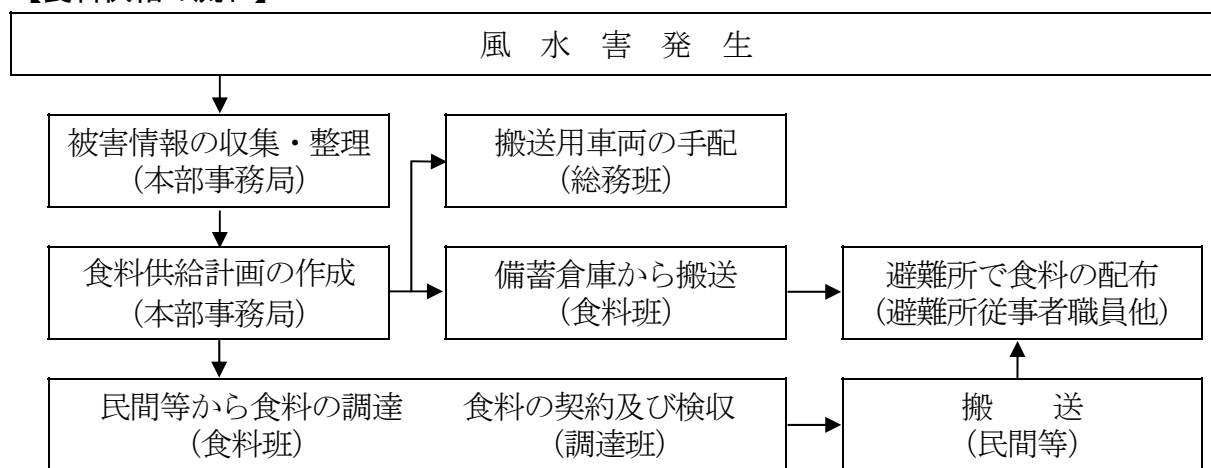
- ア 広報班は、マスコミに対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する（頻度と時刻は適宜定める）。
- イ 福祉対策班は、広報班と協力し、外国人向けの情報伝達として、通訳、ボランティアによる災害情報の配布を実施する。
- ウ 広報班は、上下水道局と協力し、自治会や避難所での水使用上の注意点等を広報する。

※ 資料3-5 「災害時の広報文例」

第2 食料の供給等

府及び民間等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

【食料供給の流れ】



1 食料の供給

(1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に入所している者
- イ 在宅避難者のうちライフラインの遮断による調理不能者
- ウ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事するもの
- エ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者

(2) 供給する食料の内容

供給する食料は、災害発生直後は備蓄食料とし、その後弁当を基本とする。

(3) 供給方法

- ア 本部事務局は、食料供給の対象者数を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 食料班は、供給計画に基づき、備蓄食料や民間等からの調達によって確保供給する。
- ウ 避難所等での配布については、災害直後は、避難所従事者職員が中心となり避難所内世話役、地域各種団体及びボランティア等の協力のもと実施する。避難所

運営委員会の体制が確立された段階では、配布作業を避難所運営委員会に委任する。

エ 在宅避難者への配布については、在宅避難者が必要数を最寄りの避難所に連絡し、同避難所において配給を受ける。

(4) 食料の調達・搬送

食料班は、関係部局と密接な連携を図りながら食料の調達、備蓄食料の搬送を実施する。

ア 備蓄食料

食料班は、備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

調達班と調整し、民間等から調達する。なお、必要量が確保できないときは、府及び他の市町村に対し応援を要請する。また、他の市町村、農林水産省及び近畿農政局（大阪支局）に応援要請した場合は、府に報告する。

ウ 調達食料の搬送

原則として、調達食料については民間等によって避難所等への直接搬送を行う。

※資料7-1「備蓄物資一覧表」

資料7-4「大阪府備蓄物資一覧表」

資料7-5「大阪府災害救助用食料緊急引渡要領」

2 炊き出し

炊飯を要する場合、教育班及び食料班は炊き出しの手配を行うとともに、炊き出しの協力を行う。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、避難所運営委員会、地域各種団体、ボランティア及び自衛隊等が実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

ウ 他団体等からの炊き出しの申出については、教育班、食料班が関係部局と調整のうえ受け入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所内の給食調理施設を利用して実施する。なお給食調理施設が利用できない場合、又は調理施設のない避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合は、協定に基づき、一般社団法人大阪府LPガス協会北東支部又は府を通じ、同協会にガス器具等及び燃料の供給を要請して調達する。

※資料11-5「給食調理施設一覧表」

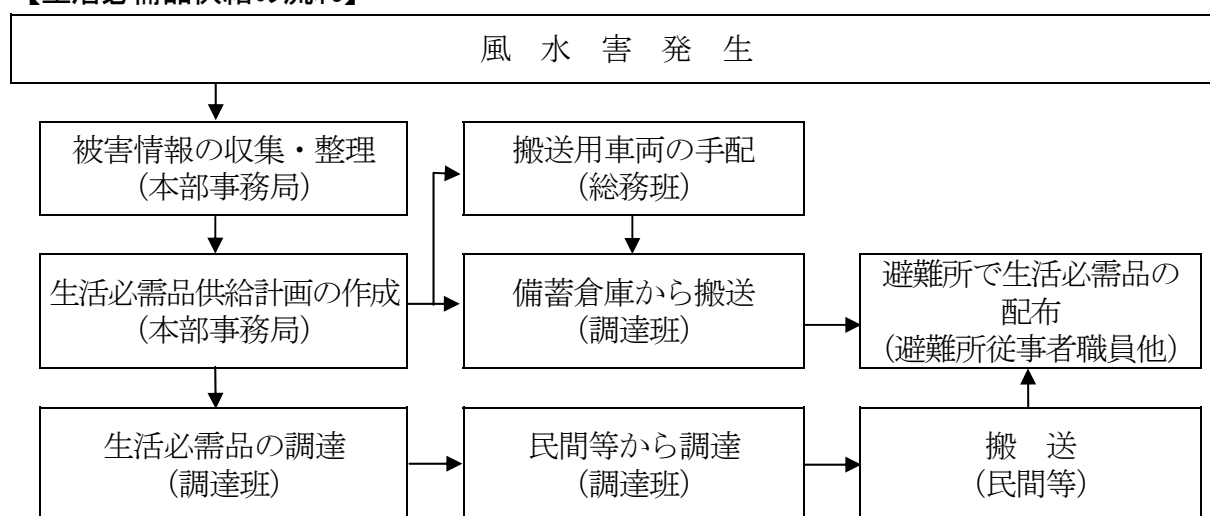
3 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、本部事務局を通じて府・関西広域連合等に支援を要請する。また、他の市町村、近畿農政局（大阪支局）及び日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

第3 生活必需品の供給等

府及び民間等の協力のもと、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

【生活必需品供給の流れ】



1 生活必需品の供給

(1) 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- ア 被服（肌着等）、寝具（毛布、布団等）及び身のまわり品
- イ タオル、石けん、ティッシュペーパー等の日用品
- ウ 保育用品（ほ乳瓶等）
- エ 衛生用品（おむつ、生理用品等）
- オ 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）、食器類（茶わん、皿、はし等）
- カ 光熱用品（マッチ、ローソク、燃料等）
- キ 医療品等
- ク 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具及び日常生活用具等

(3) 供給方法

- ア 本部事務局は、生活必需品供給の対象者数を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 調達班は、供給計画に基づき、備蓄品や民間等からの調達によって確保供給する。
- ウ 避難所等での配布については、災害直後は、避難所従事者職員が中心となり避難所内世話役、地域各種団体及びボランティア等の協力のもと実施する。避難所運営委員会の体制が確立された段階では、配布作業を避難所運営委員会に委任する。
- エ 在宅避難者への配布については、在宅避難者が必要な物を最寄りの避難所に連絡し、同避難所において配給を受ける。

2 生活必需品の調達・搬送

調達班は、関係部局と密接な連携を図りながら、生活必需品の確保・調達する。また、必要に応じて総務班を通じて車両を確保し、避難所等に搬送する。

(1) 生活必需品の調達

- ア 備蓄品
備蓄の毛布等を備蓄倉庫から搬出して避難所等へ配布する。
- イ 調達品
民間等から生活必需品を調達する。
- ウ 応援
市において必需量を確保できない場合は、府に要請する。また、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

(2) 生活必需品の搬送

調達品については、原則として民間等によって避難所等への直接搬送を行う。

※資料7-1「備蓄物資一覧表」

資料7-4「大阪府備蓄物資一覧表」

3 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、本部事務局を通じて府等に支援を要請する。

また、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部等に応援要請した場合は、府に報告する。

第16節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 防疫活動	保健医療対策班、清掃班、守口保健所、門真市医師会							
第2 食品衛生監視活動	保健医療対策班、守口保健所							
第3 被災者の健康維持活動	保健医療対策班、守口保健所							
第4 動物保護等の実施	保健医療対策班、災害相談班、門真警察署、府獣医師会等							

《対策の展開》

第1 防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、府と緊密な連携をとり、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

保健医療対策班及び清掃班は、防疫及び保健衛生に万全を期すとともに、汚水の溢水等が発生した場合は、直ちに防疫及び保健衛生措置を講じる。また、市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、府に協力を要請する。

1 消毒措置の実施(感染症法第27条)

府の指示により、被害の状況によって、家屋、便所及びその他必要な場所を消毒する。

2 ねずみ族、昆虫の駆除(感染症法第28条)

府の指示に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

3 防疫調査・健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。市は、守口保健所、門真市医師会等の協力を得て、被災地及び避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

また、府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車を確保し、入院の必要がある感染症

患者について入院の勧告等を行う。市は、この実施に際して協力する。

- ※ 一類感染症： エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ールブルグ病、ラッサ熱
- 二類感染症： 急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る）
- ※ 三類感染症： コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

4 避難所等の防疫指導

府防疫職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

5 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

府の指示により、保健医療対策班は、感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間等を定めて府と緊密な連絡のうえ、守口保健所及び門真市医師会等の協力を得て予防接種を実施する。

6 衛生教育及び広報活動

府の指導、指示により、被災地及び避難所において衛生教育及び広報活動を実施する。

7 薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

8 その他

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。

9 報告

守口保健所を通じて府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

10 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに防疫活動完了報告書を作成し、本部事務局及び守口保健所を経て府に提出する。

※資料7-2「防疫用器具、器材、備蓄一覧表」
様式3「防疫活動完了報告書」

第2 食品衛生監視活動

保健医療対策班は、衛生上の徹底を推進するなど、守口保健所が行う次の活動に協力する。

1 食中毒の防止

- (1) 物資集積拠点において、食品衛生監視員による衛生状態監視、指導に努める。
- (2) 避難所において、食品衛生監視員による食品の取扱い状況や容器の消毒等についての調査、指導に努める。
- (3) 食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合は、改善を指導する。
- (4) その他市民に必要な食品衛生に関する注意点を啓発する。

2 食中毒発生時の対応方法

保健医療対策班は、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第3 被災者の健康維持活動

府と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 健康相談等

保健医療対策班は、守口保健所と連携して災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

(1) 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し、早期に改善を図るため、府の栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施

する。また、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

(3) 要配慮者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等

(1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第4 動物保護等の実施

市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。

(2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

3 動物による人等への危害防止

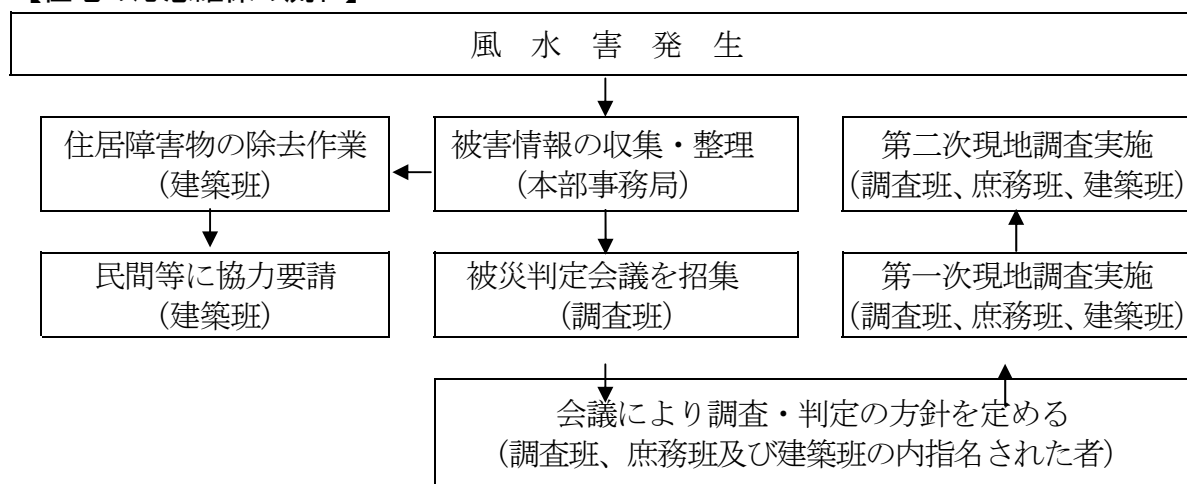
危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府及び警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第17節 住宅の応急確保

被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 住家等被災判定の実施	調査班、庶務班、 建築班							
第2 住居障害物の除去	建築班							
第3 被災住宅の応急修理	建築班							
第4 応急仮設住宅の 供与	建築班、調達班							
第5 公営住宅等の一 時使用	建築班							
第6 住宅に関する相 談窓口の設置等	建築班							

【住宅の応急確保の流れ】



《対策の展開》

第1 住家等被災判定の実施

流失や床上・床下浸水といった住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判断を実施する。実施に当たっては、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府）を準用する。

1 判定会議

(1) 役割

調査班は、庶務班、建築班の協力を得て被災判定会議を招集し、調査・判定の方針を定める。

(2) 構成員

調査班、庶務班及び建築班のうち指名された者

2 調査方法

(1) 第一次調査

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

実施に当たっては、あらかじめ市民に調査を行う旨（地区、日程）の広報を行う。

(2) 第二次調査

第一次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に、原則として申請者の立会いのもとで実施する。外観目視及び内部立入調査により、外観の損傷状況の把握、住家の傾斜の計測及び主要な構成要素ごとの損傷程度等の把握を行う。

なお、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

3 被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、次のとおりとする。

【住家等被害の認定統一基準】

被害の種類	被害認定統一基準 (平成13年6月28日 内閣府政策統括官通知、平成19年12月14日一部改正)
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の全壊 全焼 流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家の半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。

- (注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第2 住居障害物の除去

1 除去の対象者

浸水等によって、居室、炊事場及び玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ、自らの資力をもってしては除去できない者を対象とする。

2 除去作業

- (1) 建築班は、民間等の協力を得ながら除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

3 応援要請

資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、本部事務局を通じ府へ要請する。

第3 被災住宅の応急修理

府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊、半焼又は床上浸水し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

1 応急修理の対象者

住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理ができない者を対象とする。

2 修理方法

災害救助法適用による応急修理は、日常生活に欠くことのできない部分を請け負いにより現物給付をもって実施する。

3 修理の範囲

居室、炊事場及び便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

4 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1ヶ月以内に完了する。

第4 応急仮設住宅の供与

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、応急仮設住宅を建設し、供与する。

1 実施責任

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与の実施は、知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、知事の委任を受けた場合は市長が実施する。

2 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流出し、住宅を確保することができない者を対象とする。

3 応急仮設住宅建設用地

建築班は、調達班と調整のうえ、応急仮設住宅建設用地を次の順位にしたがって決

定する。

- (1) 当面利用目的が決まっていない公共用地
- (2) 都市公園
- (3) 民間の遊休地

※資料14-4 「応急仮設住宅建設候補地」

4 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、建築基準法第85条第4項より原則として完成の日から2年以内とする。

5 応急仮設住宅の運営管理

市は、府から要請があった場合、応急仮設住宅の運営管理を実施する。この際、府と連携して、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における動物の受入れに配慮する。

6 その他

- (1) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第5 公営住宅等の一時使用

建築班は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第6 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 建築班は、応急住宅、空き家及び融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 建築班は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第18節 応急教育等

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 教育施設の応急対策	教育班、園児対策班							
第2 応急教育の実施	教育班、園児対策班							
第3 学校給食の措置	教育班、園児対策班							
第4 就学援助等	避難所班、教育班、園児対策班、保健医療対策班							
第5 社会教育施設等の管理及び応急対策	社会教育施設等の管理者							
第6 文化財対策	生涯学習部							

《対策の展開》

第1 教育施設の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。

- 1 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。
- 2 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ（簡易トイレを含む、以下同じ）等を設置する。
- 3 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。
- 4 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - (1) 隣接校等との協議、調整を行い、教室を確保する。
 - (2) 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

第2 応急教育の実施

1 応急教育の区分

(1) 学校長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、府教育委員会若しくは市教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講じる。

ア 校舎が避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 教育班は、災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の受入れ状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

ア 臨時休校

イ 短縮授業

ウ 二部授業

エ 分散授業

オ 複式授業

カ 上記の併用授業

(3) 幼稚園についても上記(1)、(2)に準ずるものとする。

2 応急教育実施の場所

市は、学校を避難所等に利用し、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

3 転校手続き等の弾力的運用

市教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

4 教員の確保

教育班は、被災等によって教員の欠員が生じ、通常の授業が実施できない場合は、教育委員会において調整を図るとともに、府教育委員会に応援を要請するなど教員の確保の応急措置を講じる。

第3 学校給食の措置

教育班及び園児対策班は、災害を受けるおそれが解消した場合は、園及び学校再開にあわせ速やかに給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として給食調理施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第4 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

教育班は、被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給についての措置を講じる。

2 学用品の支給

教育班は、災害援助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書・文房具及び通学用品を支給する。

3 園児・児童・生徒の健康管理

避難所班、園児対策班及び保健医療対策班は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、守口保健所、中央子ども家庭センター等と連携して、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第5 社会教育施設等の管理及び応急対策

社会教育施設等の管理者は、人命の安全確保と施設の管理に努める。

- 1 施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- 2 施設利用者の来館時にあつては、あらかじめ定めた計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

- 3 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

第6 文化財対策

生涯学習部は、文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

- 1 生涯学習部は、災害発生後、直ちに市内の文化財の被害について調査し、被害状況を本部事務局及び府教育委員会に報告する。
- 2 生涯学習部は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第19節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 ボランティアの受入れ	福祉対策班、避難所班、日本赤十字社、門真市社会福祉協議会							
第2 義援金・救済物資の受入れ及び配分	広報班、福祉対策班、経理班、日本郵便株式会社							
第3 海外からの支援の受入れ	福祉対策班							

《対策の展開》

第1 ボランティアの受入れ

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、門真市社会福祉協議会及びその他ボランティア活動推進機関は、府の災害時におけるボランティア活動支援制度等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

各部局は、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救済物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者、障がい者等避難行動要支援者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 要配慮者などのニーズ把握や安否確認
- カ 福祉避難所内における日常生活上の支援
- キ その他被災者に対する支援活動

(2) ボランティアニーズの把握・調整

- ア 福祉対策班は、各部局が必要とするボランティアの活動場所、活動内容及び人数等を把握し、門真市社会福祉協議会に連絡する。
- イ 避難所班は、避難所でのニーズを「ボランティア依頼伝票」に記入し、門真市社会福祉協議会へ送付する。

(3) 受入れ窓口の開設

福祉対策班は、門真市社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活

動の調整を行う窓口を開設する。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

福祉対策班は、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

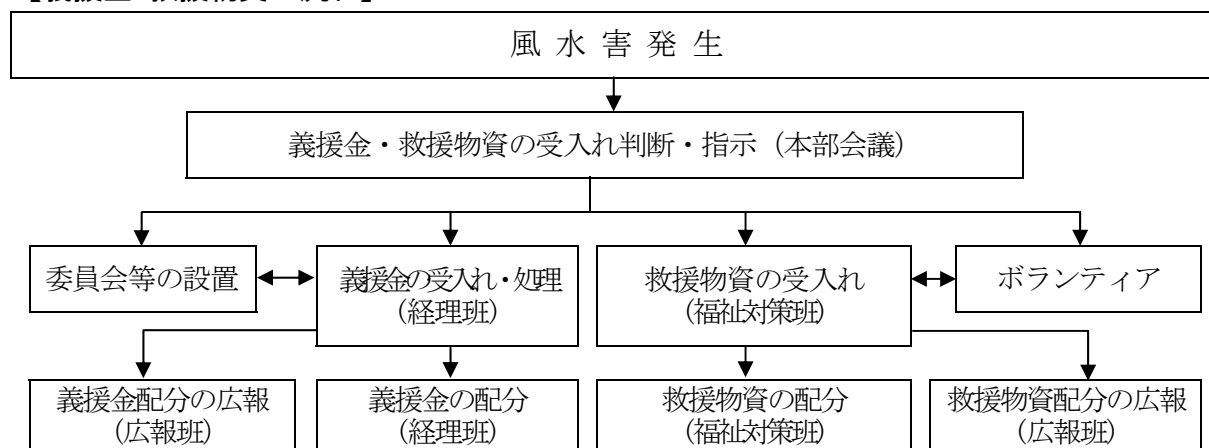
(2) 災害情報の提供

福祉対策班は、本部事務局との連絡・調整にあたりとともに、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。

第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金、救援物資の受入れ配分を行う。

【義援金・救援物資の流れ】



1 義援金の受入れ及び配分

(1) 受入れ、保管

ア 経理班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

ウ 義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

※様式23「義援金・救援物資受付記録簿」

(2) 配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

なお、委員会の構成員は、次のとおりとする。

構 成 員
副市長、統括理事、各部局長及び会計管理者

イ 経理班は、定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

2 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れ

- ア 福祉対策班は、市役所等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。
- イ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- ウ 福祉対策班は、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- エ 救援物資の申出があった場合は次のことを要請する。
 - ① 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること
 - ② 複数の品目を梱包しないこと
 - ③ 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること
 - ④ 腐敗する食料は避けること

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、救援物資一時集積地等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先する。

(4) 救援物資の搬送

- ア 府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた救援物資一時集積地に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。
- イ 搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

3 郵便料金の免除等

日本郵便株式会社大阪中央郵便局は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社及びその他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第3 海外からの支援の受入れ

1 府との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、国からの照会に迅速に対応できるよう、あらかじめ府に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡しておく。

2 支援の受入れ

(1) 福祉対策班は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

ア 支援内容、到着予定日時、場所及び活動日程等

イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、自力で活動することが前提であるが、必要に応じて次のことを協力する。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第20節 廃棄物の処理

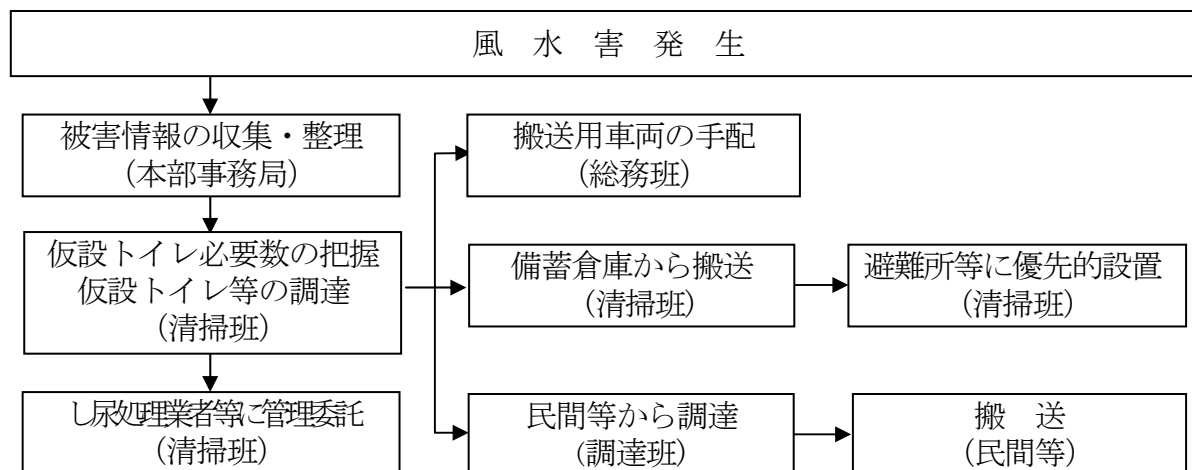
し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 し尿処理	清掃班、総務班、調達班、関西電力株式会社、し尿収集業者等							
第2 ごみ処理	清掃班、ごみ収集業者							
第3 災害廃棄物等処理	建築班、土木班、下水道班、総務班、廃棄物等処理業者							
第4 死亡獣畜及び放浪動物対策	清掃班、府獣医師会、動物愛護団体等							
第5 環境安全対策	庶務班、建築班、清掃班							

《対策の展開》

第1 し尿処理

【し尿処理対策の流れ】



1 初期対応

清掃班は、仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- (1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

- (3) 被災者の生活に支障が生じることをないよう、高齢者、障がい者等に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。
- (4) 浸水区域を確認し、し尿及び浄化槽汚泥の回収量を推定する。

2 仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置台数 1台/60人（男女比1:3）

※算定条件は次のとおり。

- ・仮設トイレの容量：250リットル/台
- ・1人1日あたり排泄量：1.4リットル（厚生省水道環境部（1993年）し尿処理施設構造指針解説）
- ・し尿回収頻度：1回/3日

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、民間等と早急に連絡をとるとともに、本部事務局を通じ府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレットペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設
- エ 清掃用のバケツ・ロープ等

(3) 仮設トイレの設置

- ア 仮設トイレは、避難所、福祉避難所及び公共施設等に優先的に設置する。
- イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関西電力株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

3 仮設トイレの管理

清掃班は、民間等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (1) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- (2) 設置場所の管理者及び避難所運営委員会等に対して、日常の清掃等の管理を要請し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

4 処理

清掃班は、処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理体制を確保する。また、浸水区域においては、くみ取りトイレの便層や浄化槽の水没や、雨水の流入に対して、バキュームカーによる回収体制を確保する。

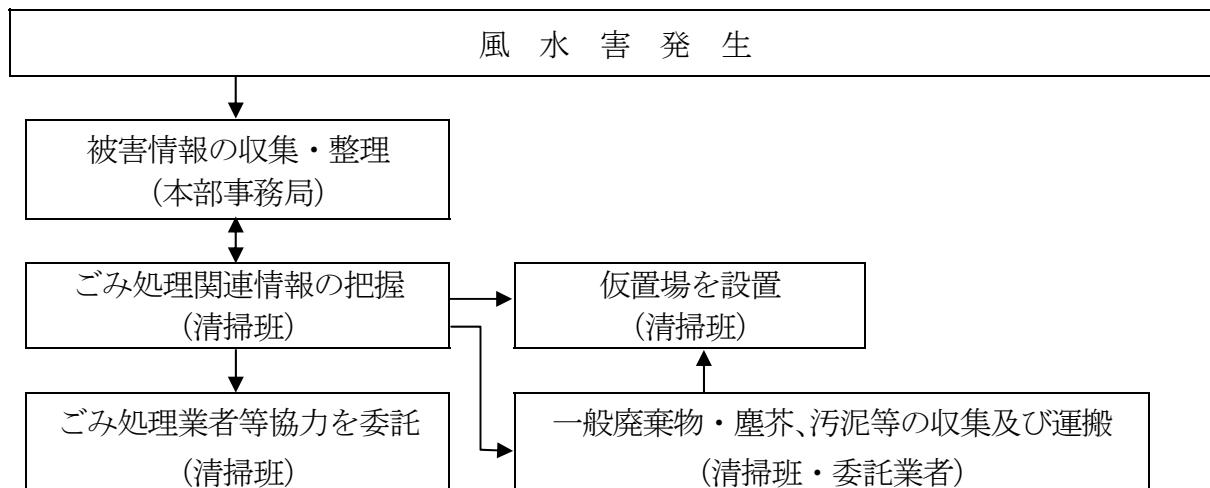
5 応援要請

清掃班は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じて本部事務局を通じて府、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

※資料8-2「し尿収集委託業者一覧表」

第2 ごみ処理

【ごみ処理対策の流れ】



1 初期対応

清掃班は、ごみ処理に必要な情報を把握し、処理体制を確保する。

- (1) 避難準備情報が出された段階で、体制を準備するとともに、市民は家財等の浸水対策に努めるよう、広報班に広報を依頼する。
- (2) 避難所をはじめ被災地域におけるごみ収集処理見込み量を把握する。
- (3) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (4) 浸水区域を確認し、水害廃棄物の発生量を推定する。

2 ごみ処理対策

清掃班は、災害に伴い発生したごみを、なるべく早く収集・処分する。

(1) 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。

(2) 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、積換所及び分別所を経て埋め立て、若しくは焼却する。

(3) ごみの分別

処理の方法、費用、期間等を考慮し、可燃物、不燃物、大型家電及び家具等を目安に、市民の排出分別項目を区分する。

(4) 市民への広報

廃棄物の分別・排出方法に対する市民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、できる限り速やかに市民に広報する。

ア 分別と排出の方法・場所・期間

イ ボランティアの依頼方法

ウ 問い合わせ窓口

(5) 進行管理計画

甚大な被害により広域的な処理を要する場合は、次の事項に留意して、中長期的な水害廃棄物処理の進行管理計画を作成する。

ア 廃棄物の発生量

イ 収集・処理の方法、体制

ウ 処理の期間・費用

3 ごみ収集方法

(1) 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い可燃ごみは、許可業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。また、ごみ排出場所（集積所）の衛生状態を確保する。

(2) 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積込み・積下しのための重機を確保する。

4 処理

(1) 処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。

(2) ごみの一時保管や、受入れ先に対応した破砕、分別等を行う場所を要する場合は、周辺の環境に留意し、公有地等から仮置場（一時保管場所）を確保する。仮置場は、消毒剤、消臭剤等及び散布機器等を確保し、衛生状態を維持する。

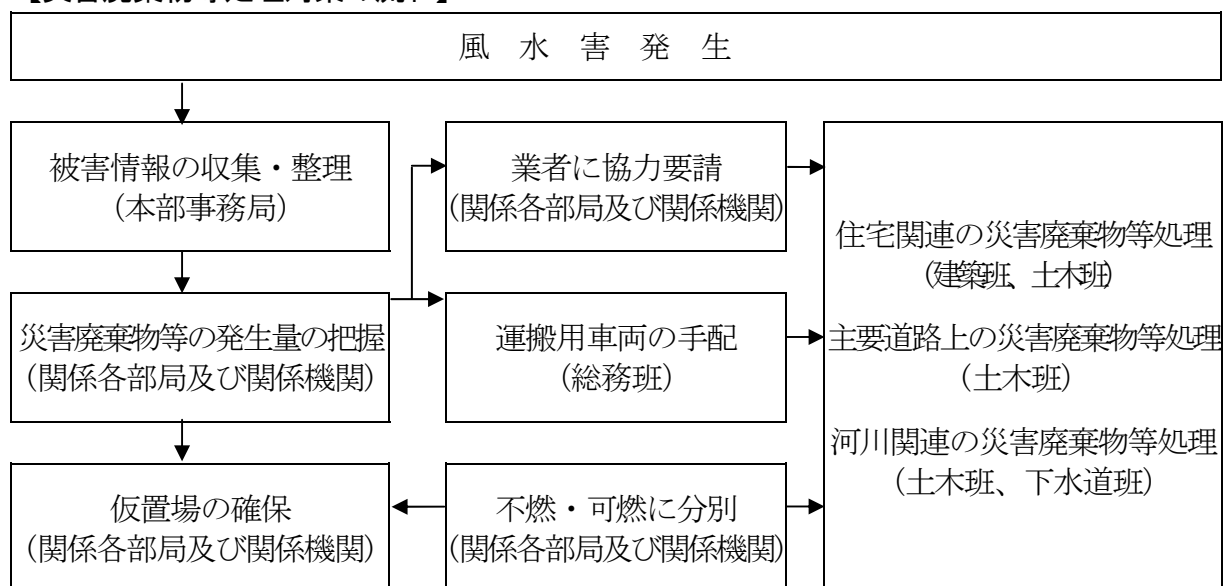
5 応援要請

清掃班は、市単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じて本部事務局を通じて府、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

※資料8-3「ごみ処理許可業者一覧表」

第3 災害廃棄物等処理

【災害廃棄物等処理対策の流れ】



1 初期対応

関係各部局及び関係機関は、災害廃棄物等処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

- (1) 災害廃棄物等の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 住宅関連の災害廃棄物等処理

建築班及び土木班は、住家及びその周辺に発生した災害廃棄物等を、速やかに処理する。

3 公共施設上の災害廃棄物等処理

(1) 主要道路上の災害廃棄物等処理

土木班は、災害時における道路の巡視を行い、道路の通行に障害を及ぼしている災害廃棄物等を除去・処理する。

(2) 河川関係の災害廃棄物等処理

土木班は、災害時における管内河川・排水路等の巡視、下水道班は、下水道の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入入口等につかえる災害廃棄物等を除去・処理する。

(3) 鉄軌道上の災害廃棄物等処理

各鉄軌道施設管理者は、鉄軌道上の災害廃棄物等を除去・処理する。

4 災害廃棄物等処理上の留意事項

災害廃棄物等の除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

- (1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- (2) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (3) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (4) アスベスト等有害な災害廃棄物等については、環境汚染の未然防止に努めるとともに、専門業者に処理を委託し、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

5 除去した災害廃棄物等の処理

- (1) 多量の災害廃棄物等が発生した場合は、公有地等を仮置場として選定する。
- (2) 倒壊家屋等からの廃棄物等については、不燃、可燃等に分別して、仮置場へ直接搬送する。
- (3) 可燃物で再使用不能のものは、建築班、土木班において処理する。
- (4) 仮置場に、災害廃棄物等の選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

6 応援要請

関係各部署及び関係機関は、市単独で災害廃棄物等の除去・処理が困難な場合は、必要に応じて本部事務局を通じて府、関西広域連合、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

第4 死亡獣畜及び放浪動物対策

1 初期対応

死亡獣畜及び放浪動物の発生状況を把握する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 処理責任者

災害によって死亡し、放置された犬猫等は、清掃班が収集・処理を行う。

(2) 処理方法

ア 清掃班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集し、衛生処理を行う。

イ 収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。

3 放浪動物の対策

災害発生後、被災によって、飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その

都度関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。

- (1) 放浪動物の保護収容
- (2) 負傷している動物の収容・治療
- (3) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- (4) その他動物に関する相談の受付

第5 環境保全対策

1 初期対応

清掃班は、被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、災害発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

2 大気・水の監視

災害が発生した場合の環境調査について、その都度国・府・関係機関等と協議して決める。

3 建築物の被災又は解体に伴う対策

(1) 粉じん飛散防止対策

清掃班は、建築班と協力して、建築物の解体作業現場における粉じん飛散防止対策及び危険物質等の漏洩防止対策を指導する。

(2) アスベスト飛散防止対策

ア 解体・撤去工事を行う民間等に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

- ① 事前に除去できる場合は、ショベルカー等を使わず手作業で撤去する。
- ② 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化又は散水の実施のうえで作業を行う。
- ③ 飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

ウ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う民間等に対して工事完了後の報告を求める。

(3) 災害廃棄物等の搬出時の飛散防止対策

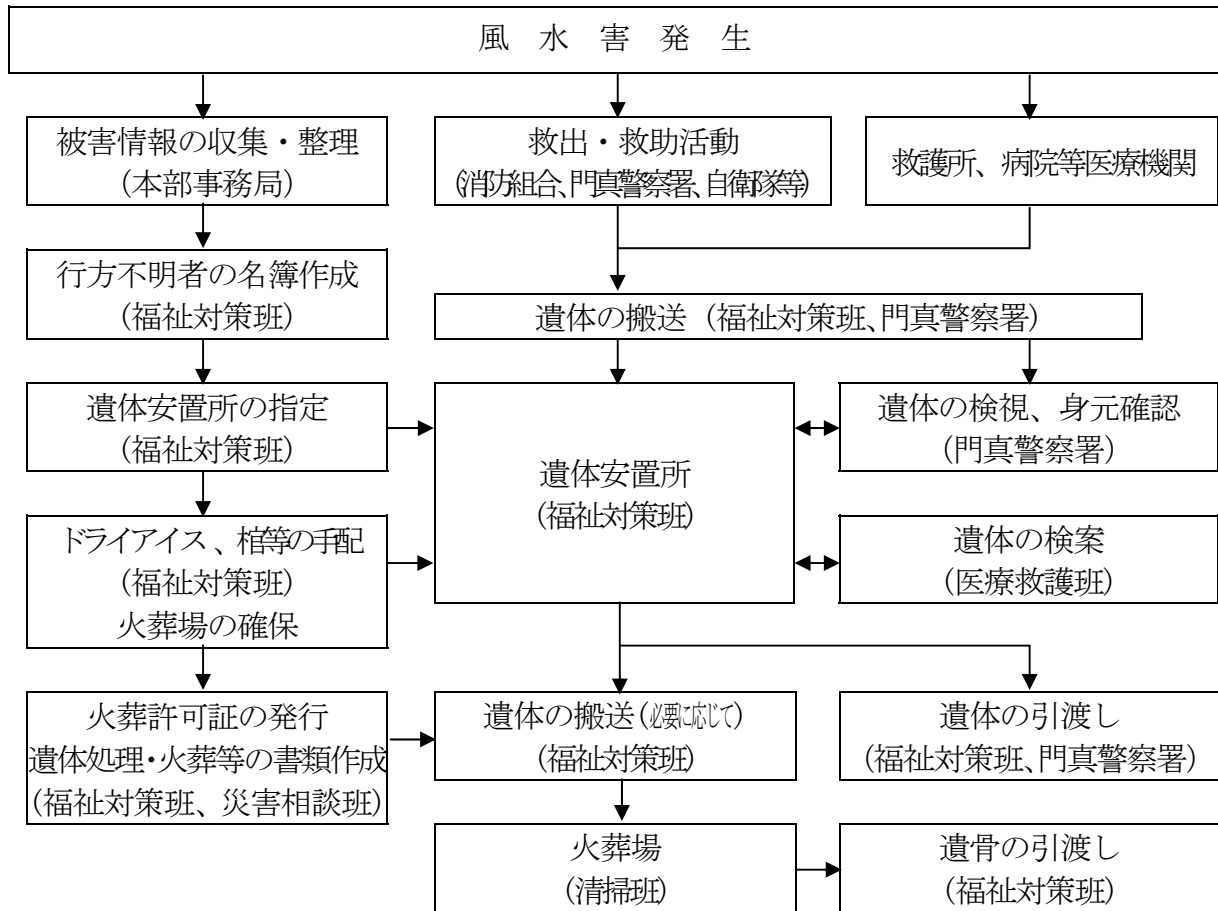
災害廃棄物等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第21節 遺体の処理及び埋火葬

関係機関と連携のうえ、遺体の処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 遺体の収容	福祉対策班、門真警察署、門真市医師会							
第2 遺体の処理	福祉対策班、門真警察署							
第3 遺体の埋火葬	福祉対策班、公営葬儀業者							
第4 応援要請	本部事務局、福祉対策班							
第5 遺体処理等従事者への配慮	福祉対策班、保健医療対策班、清掃班、門真警察署、門真市医師会							

【遺体の処理及び埋火葬の流れ】



《対策の展開》

第1 遺体の収容

1 遺体を発見した場合の措置

- (1) 遺体を発見した場合、発見者は速やかに門真警察署に連絡する。
- (2) 門真警察署は、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は福祉対策班）に引き渡す。

2 遺体の収容

(1) 遺体安置所

旧北小学校を遺体の安置所とするが、災害状況に応じて公共施設等の中から選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。

(2) 収容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所へ搬送し収容する。

第2 遺体の処理

福祉対策班は、遺族において対応が困難、もしくは不可能な場合、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

1 遺体の処理方法

(1) 遺体の処理範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

(2) 資機材等や車両の調達

- ア 遺体の処理に係るドライアイス、棺等の資機材を、事前計画にしたがって速やかに調達する。
- イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、本部事務局を通じて府に応援を要請するほか、民間等に協力を要請する。

(3) 遺体の身元確認

- ア 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。なお、門真警察署から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- イ 身元が判明しない遺体については、門真警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。また、死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

※様式4「遺体処理票」

様式5「遺留品処理票」

(4) 遺体の引取り

- ア 身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。
- イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

※様式6「遺体処理台帳」

2 遺体処理の期間

- (1) 遺体処理の期間は、原則として災害発生から10日間とする。
- (2) 災害発生から10日間で処理が終了しない場合は、必要に応じて期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を整理する。

- (1) 遺体処理台帳
- (2) 遺体処理支出関係書類

第3 遺体の埋火葬

清掃班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

1 遺体の埋火葬方法

- (1) 対象者は、災害によって死亡した者とする。
- (2) 飯盛霊園組合で対応できない場合は、府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できるとし、総務班が緊急通行車両を確保する。
- (4) 身元が判明しない遺体は、本部長（市長）の判断で災害相談班が火葬許可証の交付を受け火葬を行い、火葬後の遺骨は福祉対策班が一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
- (5) 骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

2 埋火葬の期間

- (1) 遺体の埋火葬の期間は、原則として災害発生から10日間とする。
- (2) 災害発生から10日間で埋火葬が終了しない場合は、期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

3 火葬に関する書類

火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

- (1) 火葬台帳
- (2) 火葬支出関係書類

※資料8-4「公営葬儀業者一覧表」
様式7「火葬埋葬台帳」

第4 応援要請

清掃班は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第5 遺体処理等従事者への配慮

保健医療対策班は、遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等について検討する。

第22節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 市民への呼びかけ	広報班、日本放送協会、各民間放送株式会社							
第2 警備活動	門真警察署							
第3 暴力団排除活動の徹底	門真警察署							
第4 物価の安定及び物資の安定供給	商工農政班、JA北河内農業協同組合、守口門真商工会議所							

《対策の展開》

第1 市民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動が実施されるよう門真警察署に要請する。

- 1 門真警察署は、災害発生地域を中心として、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。
- 2 自治会や市民等は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

第3 暴力団排除活動の徹底

門真警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第4 物価の安定及び物資の安定供給

府、関係機関との連携のもと、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的
生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の把握

(1) 物価把握

商工農政班は、災害相談班に寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報
収集に努める。

(2) 府への要請

商工農政班は、府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗
値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

2 消費者情報の提供

商工農政班は、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックを防止するため、生
活必需品等の在庫量、適正価格及び販売場所等の消費者情報の提供に努める。

3 生活必需品等の確保

商工農政班は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量につい
ては、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

【風水害等応急・復旧・復興対策】

第2編 その他災害応急対策

第1章 火 災

項 目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 火災警報	—							
第2 火災発生状況の把握	消防組合							
第3 市民への周知	総務部、消防組合、消防団							
第4 消火活動	消防組合、消防団							
第5 救助活動	消防組合、消防団							
第6 応援の要請	総務部、消防組合							
第7 市民との連携	—							

《対策の展開》

第1 火災警報

市長は、大阪管区气象台から知事を通じて火災気象通報を受けた場合、又は火災警報の発令基準に該当したときは、火災警報を発令する。この場合、市内にいる者は、警報が解除されるまで、市町村条例で定める火の使用を制限する。（消防法第22条）

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

第2 火災発生状況の把握

消防組合は、巡回等を行い火災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

第3 市民への周知

市及び消防組合、消防団は、防災行政無線、車両等を利用し、地域の自主防災組織などの市民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、要配慮者に考慮する。

第4 消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況及び延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼状況から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

1 災害対応の優先度

火災が同時に多発している場合は、人命危険が大なる現場を優先し、活動する。

2 火災防御活動の原則

- (1) 同時に複数の火災が発生した場合
延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
- (2) 広域避難地及び避難路の周辺で火災が発生した場合
当該避難地及び避難路の安全確保を優先する。
- (3) 高層建築物、地階等の火災が発生した場合
他の延焼拡大の危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
- (4) 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災、又は既に延焼拡大した火災が発生した場合
住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

3 火災防御活動の区分

守口市門真市消防組合警防規程に基づき活動する。

4 大規模市街地火災の防御対策

- (1) 初動体制の確立
- (2) 火災状況に応じた部隊配備
- (3) 道路状況、建物状況及び延焼状況等を勘案した消火活動
- (4) 延焼阻止線の設定
- (5) 市民及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

5 高層建築物等火災の防御対策

- (1) 活動時における出動隊の任務分担

- (2) 排煙、進入時等における資機材の活用
- (3) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (4) 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
- (5) 水損防止

6 広域断水時火災の防御対策

- (1) 自然水利及び防火水槽の活用による水利の確保
- (2) 有効かつ的確な水利統制
- (3) 機械性能の保持と積載ホースの増加
- (4) 消防車両等の巡回による警戒体制の確立
- (5) 火気使用者に対する啓発

7 同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する防御地区を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

- (1) 部隊運用
 - ア 出動部隊数の調整
 - イ 活動部隊数の合理化と無線統制
 - ウ 消防団との連携強化
- (2) 部隊の確保
 - ア 非常召集による特設隊の編成
 - イ 他市町村消防応援隊の要請及び活用
- (3) その他
 - ア 出動体制の迅速化
 - イ 消防用ホースの確保
 - ウ 防火水槽、自然水利等の活用
 - エ 広報

※資料4-10「公設防火水槽分布図」

資料9-4「防火・準防火地域指定状況図」

第5 救助活動

市及び消防組合は、警察その他関係機関と協調し、迅速かつ的確に救助活動を実施する。

1 活動の方針

- (1) 市及び消防組合は、門真警察署その他関係機関と相互に緊密な連携をとり、施設及び人員を最大限に活用して対処するとともに、消防力に不足が生じたときは、必要に応じて消防相互応援協定締結の市町村、緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援を要請する。
- (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、民間等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 警察、消防応援部隊及び自衛隊等と協力して、必要に応じて地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

- (1) 重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

※資料4-5 「守口市門真市消防組合の組織」

資料4-6 「門真市消防団の組織」

第6 応援の要請

1 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防組合は、人命救助・救出活動が実施困難な場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

2 航空消防応援協定に基づく応援要請

消防組合は、火災時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき大阪市消防局に応援を要請する。

3 知事への応援要請

市及び消防組合は、大規模な火災が発生し、必要な場合は、相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指揮権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

4 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、災害の状況、消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。ただし、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条）。

※資料4-8「消防相互応援協定一覧」

資料12-1「災害相互応援協定一覧」

第7 市民との連携

市民、自主防災組織及び事業者の自衛消防組織等は、消防隊が到着するまでの間、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。また、消防組合、門真警察署など防災関係機関との連携に努める。

第2章 その他災害

第1節 市街地災害応急対策

中高層建築物等のガス漏れ事故及び火災等の事故に対処するため、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は他の活動に優先して行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
市街地災害応急対策	総務部、消防組合、 門真警察署、大阪ガス株式会社							

《対策の展開》

1 ガス漏洩事故

(1) 消防活動体制の確立

(2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

(3) 火災警戒区域の設定

範囲は、地下街（地階）にあつては、原則として当該地下街（地階）全体及びガス漏洩場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

(4) 避難誘導

避難経路、方向及び避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、門真警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊等より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏れがあり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

2 火災等

消防組合等は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

(1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担

(2) 活動期における情報収集、連絡

(3) 排煙及び進入時等における資機材の活用対策

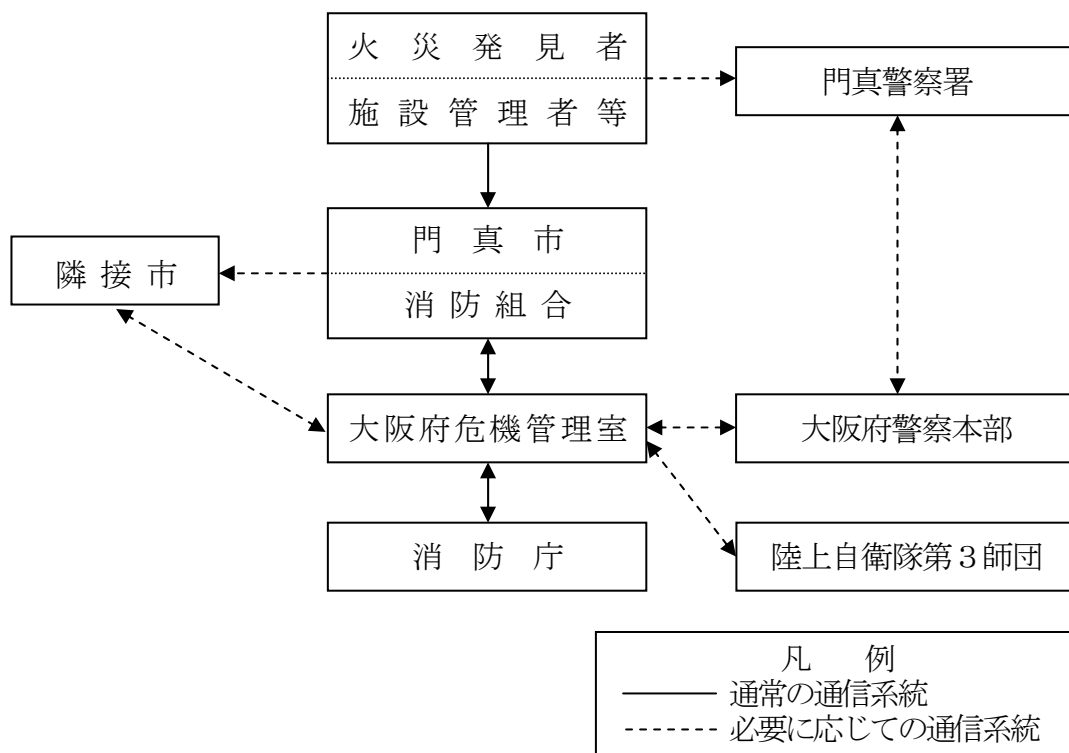
- (4) 中高層建築物、地下街（地階）等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3 中高層建築物、地下街（地階）の管理者等

- (1) ガス漏洩、火災等が発生した場合、中高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 中高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、防災計画書等に基づき市民の避難誘導を行う。
- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

4 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第2節 危険物等災害応急対策

火災その他災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺市民に対する危害防止を図る。

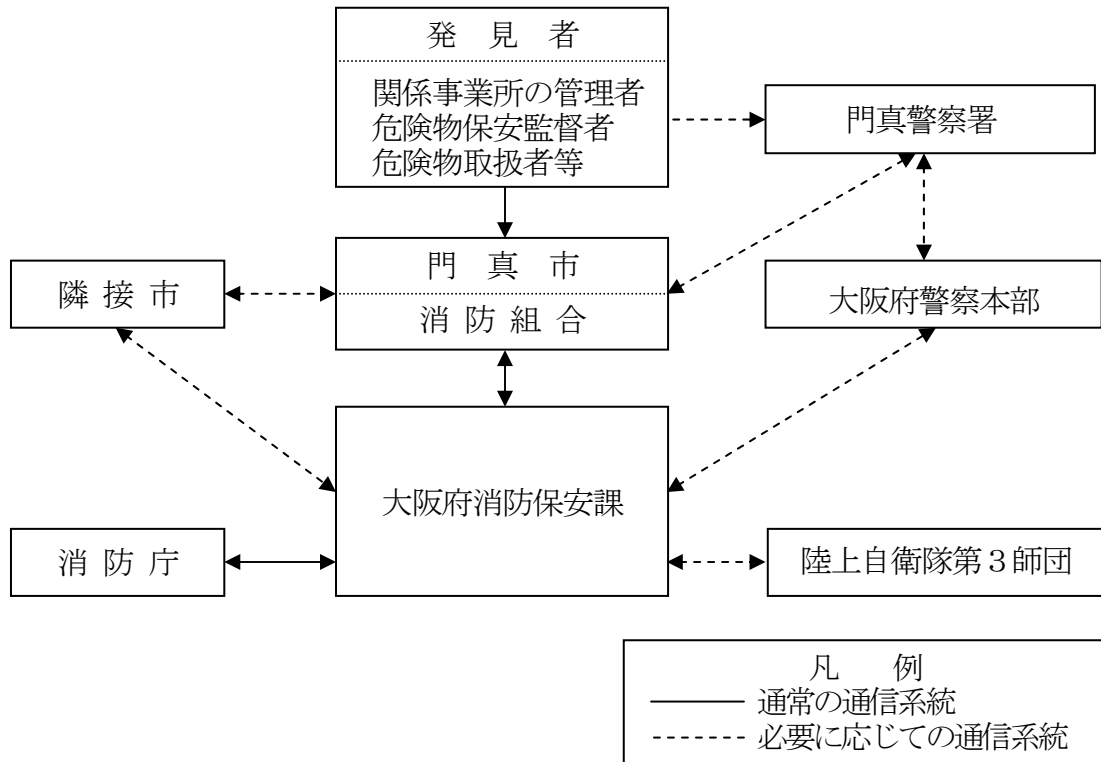
項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 危険物災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							
第2 高圧ガス災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							
第3 火薬類災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							
第4 毒劇物災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							
第5 放射線災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							

《対策の展開》

第1 危険物災害応急対策

- 1 消防組合等は、関係機関と密接な連絡を図るとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- 2 消防組合等は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
 - (1) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - (2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - (3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺市民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- 3 市及び消防組合等は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- 4 消防組合等は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により他市町村に対し応援を要請する。

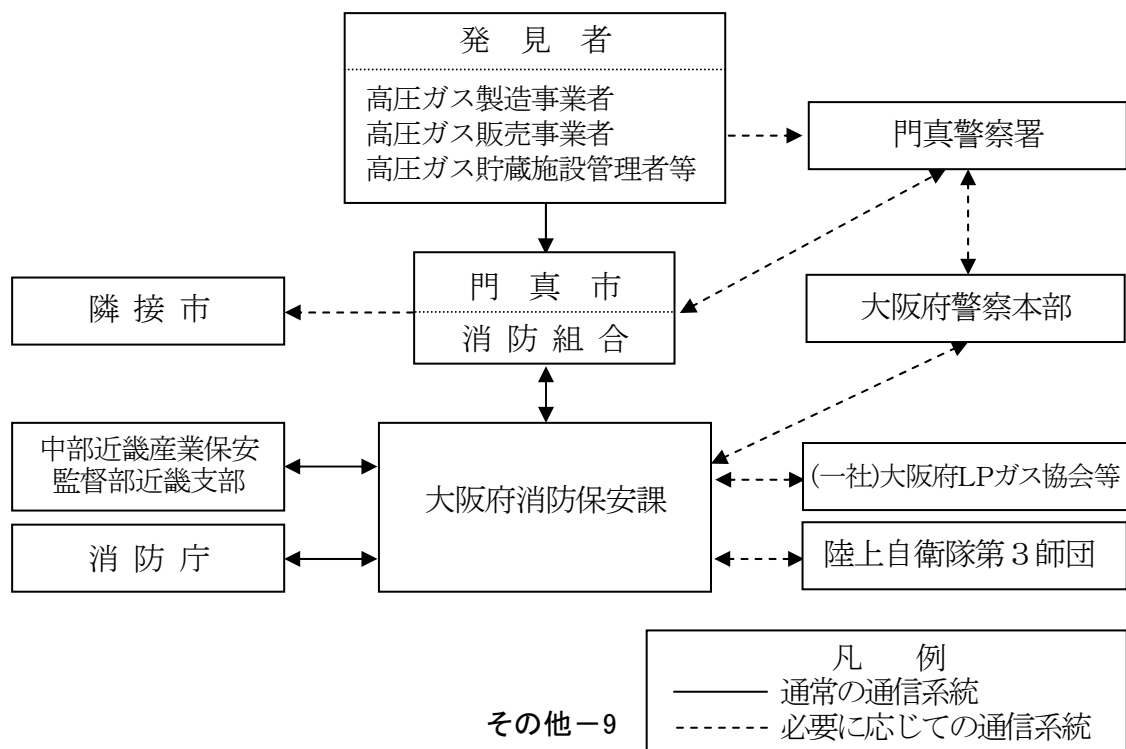
5 事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第2 高圧ガス災害応急対策

消防組合等は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

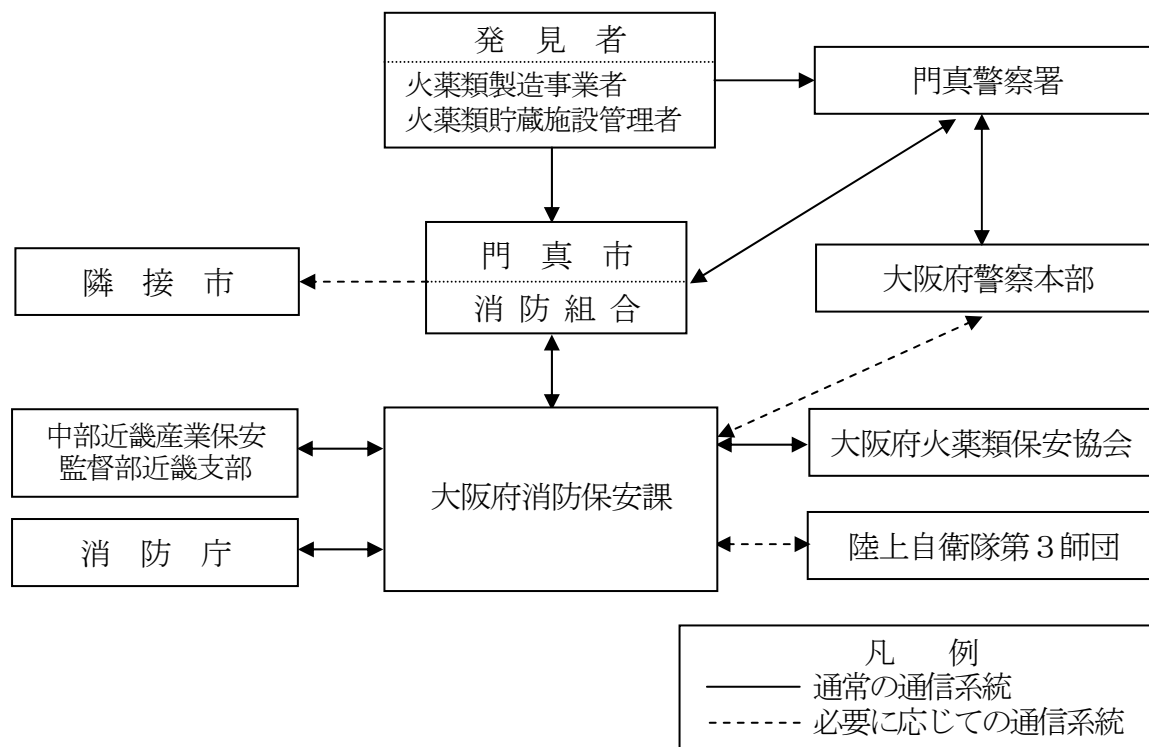
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第3 火薬類災害応急対策

消防組合等は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

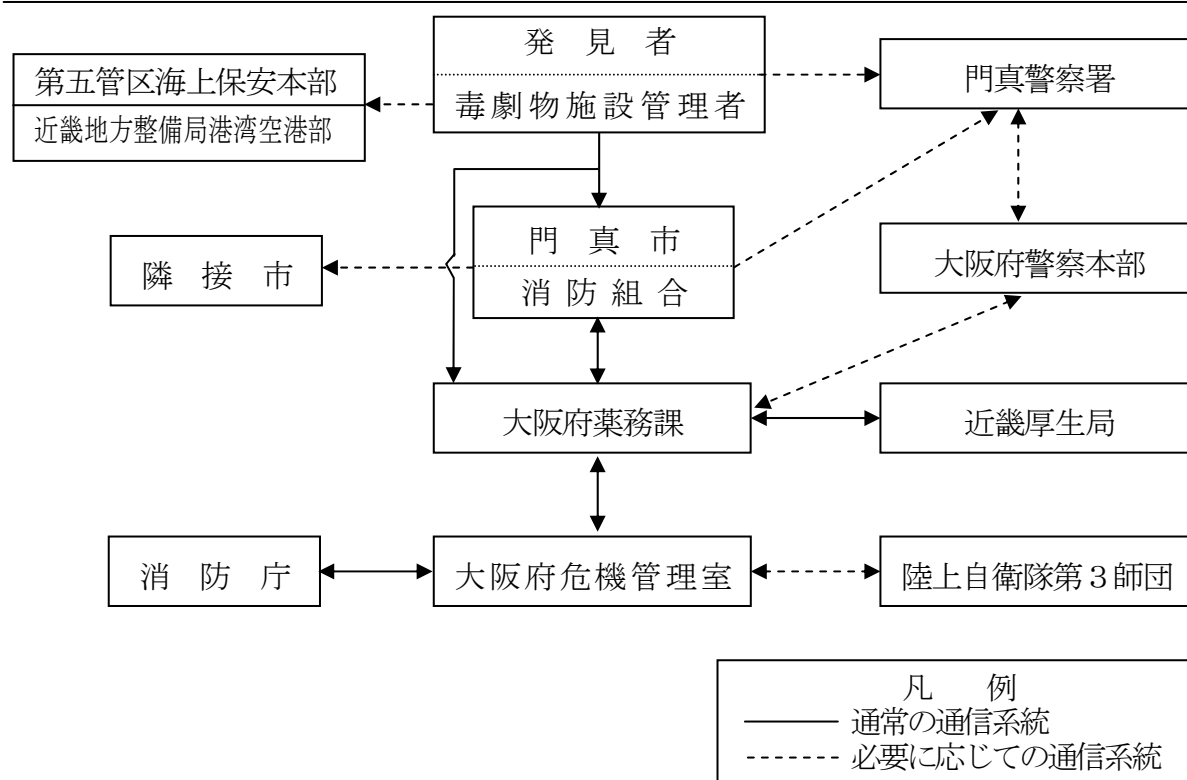
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第4 毒劇物災害応急対策

消防組合等は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第5 放射線災害応急対策

放射性同位元素に関わる施設及び市内の高速道路を経由して行われる放射性物質輸送の安全確保の観点から、放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講じる。

放射性同位元素に関わる災害が発生した場合は、関係機関、放射性同位元素に関わる施設の設置者等は、相互に協力して適切な措置を講じる。

また、放射性物質の陸上輸送中に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、国から派遣される専門家と協力して適切な措置を講じる。

※資料5-2 「危険物施設数」

- (1) 関係機関への情報連絡及び広報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
- (4) 付近市民等の避難
- (5) 危険区域の設定と立ち入り制限
- (6) 交通規制
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

○放射性同位元素

同位元素のうちで放射性をもつ元素。自然放射能として天然に存在するものと、加速器や原子炉で人工放射能としてつくられるものがある。

たとえば、水素(^1H)、重水素($^2\text{H}=\text{D}$)、三重水素($^3\text{H}=\text{T}$)は互いに同位体であり、このうち、水素と重水素は安定同位体、三重水素(トリチウム)は β 線を出す放射性同位体である。

第3節 大規模交通災害応急対策

関係各部局は関係機関との協力のうへ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 大規模交通災害の種類	—							
第2 応急対策	総務部、消防組合、門真警察署、近畿運輸局、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、各地方鉄道株式会社							

《対策の展開》

第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次のとおりである。

- 1 航空機事故
- 2 鉄道事故
- 3 自動車事故（道路構造物の被災に伴う大規模事故、重大な交通事故等）

第2 応急対策

1 連絡体制

(1) 発見者及び施設管理者からの通報

ア 消防組合等は、災害時に危険物施設等の被害、又は鉄軌道及び自動車専用道路の交通が極めて混乱している状況を発見した者から通報を受ける。

イ 消防組合等は、大規模交通災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、各施設の管理者から通報を受ける。

(2) 関係機関への連絡

消防組合等は、市域において大規模交通災害が発生した場合、又は発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうへ、門真警察署及び関係機関相互に連絡する。

2 応急対策の実施

(1) 市の災害応急活動体制

市は、災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

市の災害応急活動体制は原則として災害対策本部会議の協議によって決定する。

(2) 現地災害対策本部の設置

災害の状況等必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

(3) 応急対策活動

ア 警備活動等

門真警察署は、必要に応じて警戒区域の設定、避難指示及び交通規制等を実施し、身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

また、当該事故関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

イ 救助、救急医療活動

市、消防組合等は、医療機関と連携して次の措置を講じる。

- ① 医師及び看護師の派遣
- ② 医療機材及び医薬品の輸送
- ③ 要救助者の救助
- ④ 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

ウ 消防活動

消防組合は、消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(4) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、他市町村と協力体制をとる。

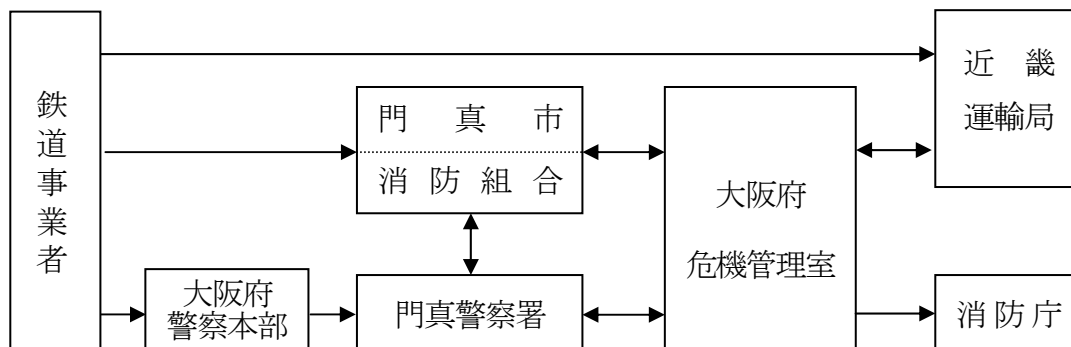
3 情報収集伝達体制

(1) 航空機事故

市をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(2) 鉄道事故

ア 情報収集伝達経路

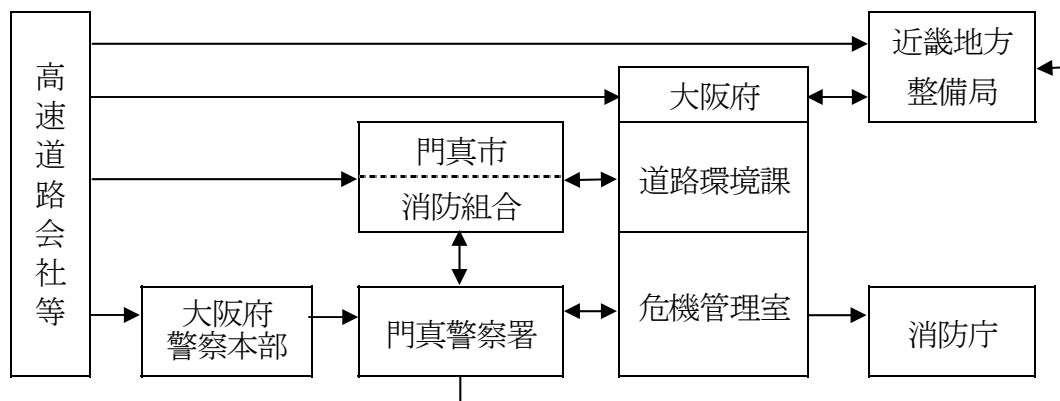


イ 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

(3) 自動車事故

ア 情報収集伝達経路



イ 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

【風水害等応急・復旧・復興対策】

第3編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 公共施設等の復旧

各部局は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 災害復旧事業計画の作成	各部局							
第2 災害復旧の種類	—							
第3 事業実施に伴う国の財政援助等	—							

《対策の展開》

第1 災害復旧事業計画の作成

復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、府と十分協議し、計画の立案に努める。なお、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

また、計画立案にあたっては、復旧完了予定時期の明示に努める。

第2 災害復旧の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

第3 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施にあたって、法律等に基づき国が負担又は補助する事業は、次のとおりである。

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公園、河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
障害者総合支援法	障害者支援施設等施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧
砂防法等	土砂災害防止対策

第2節 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 激甚災害指定の 手続	本部事務局、大阪 府							
第2 激甚災害法に定 める事業	—							

《対策の展開》

第1 激甚災害指定の手続

1 激甚災害の指定

府は市の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

2 特別財政援助の交付手続き

本部長（市長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助の交付に関わる調書を作成し、府に提出する。

第2 激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業

- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- (14) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に関する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 特定大規模災害

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市に代わって工事を行うことを要請する。

第4節 り災証明の発行

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、り災証明の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 り災台帳の作成	調査班							
第2 り災証明書の発行	調査班							

《対策の展開》

第1 り災台帳の作成

市長は、被災状況を調査のうえ、り災台帳を整備し、必要事項を登録する。

- 1 調査班は、家屋台帳及び住民基本台帳から全世帯について、り災台帳を作成する。
- 2 調査班は、建築班が行う建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

第2 り災証明書の発行

本部長（市長）は、被災者に対し必要があると認めた場合は、り災証明書を発行する。

- 1 り災証明書の発行について被災状況が確認できない場合は、とりあえず本人の申告に基づき、り災届出証明書（被災者自身が被災内容を市へ届け出たことを証明する）を発行する。この場合、その後の調査によって確認した場合は、り災証明書に切替え発行する。
- 2 り災証明書の発行は、1回限りとする。やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

第5節 被災者の生活確保

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん及び住宅の確保等を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 災害弔慰金等の支給	福祉対策班							
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	福祉対策班、建築班、門真市社会福祉協議会							
第3 市税等の減免・徴収猶予等	各部局							
第4 住宅の確保	建築班							
第5 被災者生活再建支援金	福祉対策班							

《対策の展開》

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、及び自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金を支給する。

2 門真市災害見舞金の支給

市は、「門真市災害見舞金等支給条例」に基づき、被災世帯に対して災害見舞金を支給する。

※資料14-1 「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」

資料14-2 「門真市災害見舞金等支給条例」

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

災害によって住居、家財等に被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

1 災害援護資金の貸付

自然災害によって府域に災害救助法が適用された場合、被災世帯の世帯主に対し、

「門真市災害弔慰金の支給に関する条例」の定めるところにより、生活立て直しのための災害援護資金を貸し付ける。

※資料14-1 「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、門真市社会福祉協議会が窓口となつて、門真市内居住の低所得者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

3 住宅復興資金

府と協力・連携し、住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資の制度適用が、該当する市民に対し迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

第3 市税等の減免・徴収猶予等

1 市税の減免措置等

地方税法、市税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

(1) 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等又は市税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納税者又は特別徴収義務者が徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合は、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき1年以内の期間を限り、その徴収を猶予する。

(3) 減免

災害による被災者に対して、被害の程度により個人の市民税・固定資産税の市税を一定の範囲で軽減又は免除する減免措置を講じる。

2 国民健康保険料の減免等

(1) 徴収猶予

災害によって資産に損害を受けた納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合は、その申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内の期間を限って徴収猶予する。

(2) 減免

災害による被災者に対し、その申請に基づき被災の状況に応じ保険料を減免する。

3 介護保険の特例

被災した市民に対して、認定更新申請期限の周知、サービス費等の額の特例措置を講じる。

4 その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき減免する。

※資料14-3 「災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例」

第4 住宅の確保

府及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用、仮設住宅等の提供等によって支援する。

1 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定するとともに、その計画推進に努める。

2 公共住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災者の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対して特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

3 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

府は、住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災者の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

4 災害住宅に対する融資

災害が発生した場合、被災者に対する災害住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構が行う融資制度「災害復興住宅建設、補修資金の貸付」、「災害特別貸付」を積極的に利用して、早急に被災地の再生を図る。

5 リ災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第5 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 制度の対象となる自然災害・地域

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火及びその他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象地域は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅

全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）

(3) 制度の対象となる被災世帯

自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

以下の2つの支援金の合計額とする。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【被災者生活再建支援金の支給額】

（単位：万円）

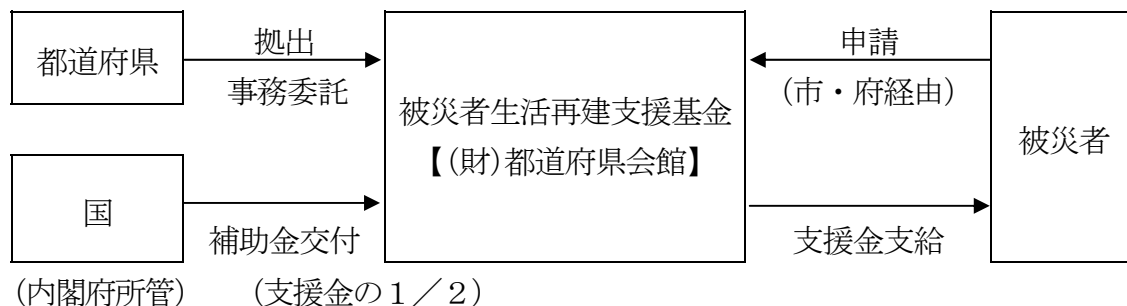
世帯区分	住宅の被害程度	基礎支援金 ①	加算支援金 ②	計 ①+②
複数世帯 (世帯人員が2名以上)	大規模半壊 以外	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
単身世帯 (世帯人員が1名)	大規模半壊 以外	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75

※単身世帯は、それぞれ複数世帯の3/4の額となる。

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合の加算支援金は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



第6節 中小企業の復興支援

災害によって被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられる。

市は、これらの対策が迅速かつ的確に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部署、関係機関及び団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後	3時間～	24時間	3日～	7日～	1ヶ月
			～3時間	24時間	～3日	7日	1ヶ月	～
第1 資金需要の把握・調査	商工農政班、守口門真商工会議所							
第2 中小企業者に対する金融制度の周知	商工農政班、守口門真商工会議所							

《対策の展開》

第1 資金需要の把握・調査

府が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。

第2 中小企業者に対する金融制度の周知

商工会議所やその他関係団体を通じて、府や金融機関が行う災害時の特別措置等について中小企業者に周知する。

1 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 大阪府の災害等対策資金復旧資金緊急融資及び経営安定資金

被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。

第7節 農業関係者の復興支援

災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対し復旧を促進し、農業の生産力に回復と経営の安定化を図るため、府が政府系金融機関及び一般金融機関に対して特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が行われる。

市は、これらの融資制度についてPRするとともに、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者に対する融資適用を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 資金の融資措置	商工農政班、JA 北河内農業協同 組合							
第2 融資制度の周知	商工農政班、JA 北河内農業協同 組合							

《対策の展開》

第1 資金の融資措置

農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ的確に行われるよう措置を講じる。

第2 融資制度の周知

農業関係団体を通じて、国・府が行う災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対する融資制度について周知する。

1 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第2章 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 復興に向けた基本的な考え方	各部局							
第2 本市における復興に向けた取組み	各部局、大阪府							

《対策の展開》

第1 復興に向けた基本的な考え方

市域に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2 本市における復興に向けた取組み

1 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

2 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定める。

また、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図られるよう調整する。

3 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、市民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他市民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

用語集

あ行

アクアネット大阪	府営水道と府営水を受水する 42 市町村水道をネットワークで結び、送水運用情報や水質情報などを相互にリアルタイムで交換することにより、限られた水資源の有効活用や質の向上・安定供給及び市町村サービスの向上を図るとともに、事故災害時には、緊急伝文等のメッセージを送受信することで、緊急時の迅速な対応を支援することを目的とする水の情報ネットワークのこと。
アルファ化米	炊飯または蒸煮（じょうしゃ）などの加水加熱によって米の澱粉をアルファ化（糊化）させたのち、乾燥処理によってその糊化の状態を固定させた乾燥米飯のこと。 アルファ化米は、熱湯や冷水を注入することで飯へ復元し、可食の状態となる。
液状化	地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。
エリアメール	気象庁が配信する緊急地震速報・津波警報・気象等に関する特別警報、国や地方公共団体様が配信する災害・避難情報を、特定エリアへ一斉配信するサービスのこと。 NTTドコモが提供する携帯電話向けサービス
応急危険度判定	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラス等の落下の危険性を判定すること。その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者などに対する二次的災害を防止する。
大阪府防災情報システム	災害対応に必要な被害情報や気象等の観測情報、被害映像などを迅速に収集・処理し、地図情報等との統合を行い正確な情報を得ることにより、的確な応急対策を実施できるようにするシステムのこと。

か行

カウンセラー	助言を行う専門家のこと。
カウンターパート方式	カウンターパート方式とは、被災自治体それぞれに対して、ペアとなる自治体を決め、その自治体が責任をもって、継続的に担当の被災自治体への支援を行うという方式である。
かんさい生活情報ネットワーク	関西に拠点を置くライフラインや交通などの事業者、自治体、報道機関、専門家が参加し、インターネットのクラウドサービスを使ってさまざまな情報を共有・活用する新しいシステムのこと。
帰宅困難者	大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難になった者のことをいう。 内閣府中央防災会議では、統計上のおおまかな定義として、帰宅距離 10km 以内は全員「帰宅可能」、20km 以上は全員「帰宅困難」としている。

共同溝、電線共同溝	共同溝：電気、電話、水道、ガスなどのライフラインをまとめて道路などの地下に埋設するための設備のこと。 電線共同溝：ガスや下水も収容する”共同溝”に対して、電線類のみを収容する共同溝のこと。
緊急地震速報	地震発生後大きな揺れが到達する数秒から数十秒前に警報を発することを企図した地震早期警報システムの一つで、気象庁が中心となって提供している予報・警報である。 推定震度5弱以上のときに発表される。
緊急消防援助隊	被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、被災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、災害救助活動を行う日本における全国的な消防部隊のこと。
緊急速報メール	緊急地震速報に加えて国や自治体が発信する「災害・避難情報」や「津波警報」などを携帯電話へ発信するサービスのこと。
緊急通行車両	地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限される。公安委員会で確認を受けた緊急車両（警察、消防、自衛隊等の車両）及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両のことであり、優先して通行することができる。
救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）	大阪府による救急搬送支援・情報収集・集計分析システムのこと。 主な機能は次のとおり。 1. ICT（情報通信技術）を用いた病院検索 2. 救急医療に関する情報の集約化 3. 集約された情報の集計・分析
検案（けんあん）	監察医（医師）が死亡原因を調べること。
減災	阪神・淡路大震災後から生まれた概念。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災は被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとする考え方のこと。
検視（けんし）	検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うこと。
広域緊急交通路	大阪府が指定する、災害時に応急活動（救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給）を迅速かつ的確に実施するための道路のこと。
広域災害・救急医療情報システム（EMIS）	災害発生時に被災地内、被災地外における医療機関の稼働状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援することを目的としたシステム。 主な機能は、以下のとおり。 ・災害発生時、医療機関から被災状況、受入患者数などの情報を収集、関係者間で情報共有する ・DMATの派遣要請、活動状況（出動、移動、活動、撤収等）について一元的に管理をおこない、その情報を関係者間で情報共有する。また、DMAT隊員情報の管理を行う ・医療搬送患者情報、搬送航空機等の管理を行い、搬送先である被災地外の医療機関、DMATなどと情報共有する

洪水予報河川	流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川のこと。 大阪府と大阪管区気象台は共同して、あらかじめ指定した河川の区間に対して洪水予報を行う。門真市周辺では、寝屋川、第二寝屋川、古川が該当する。
コミュニティFM放送	コミュニティ放送局は、市区町村内の一部の地域において、地域に密着した情報を提供するため、平成4年1月に制度化された超短波放送局（FM放送局）である。 コミュニティ放送局は、地域の特色を生かした番組などを通じて地域のきめ細かな情報を発信する。コミュニティ放送局はFM放送の周波数帯を利用して放送を行うため、一般に市販されているFMラジオで聴くことができる。

さ行

災害医療協力病院	災害時において、災害拠点病院とともに患者の受入れを行う救急病院のこと。 門真市においては、摂南総合病院、蒼生病院及び萱島生野病院がこれに該当する。
災害拠点病院	後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有し、重症・重篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院のこと。
災害緊急事態の布告	災害対策基本法第百五条 非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発することができる。 同法第百八条 政府は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、災害緊急事態への対処に関する基本的な方針を定めるものとする。 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。 一 災害緊急事態への対処に関する全般的な方針 二 災害応急対策に関する重要事項 三 国の経済の秩序の維持に関する重要事項 四 前二号に掲げる事項のほか、当該災害に係る重要な課題への対応に関する重要事項 五 前三号に掲げる事項に係る事務を的確に遂行するための政府の体制に関する重要事項
災害情報共有システム（Lアラート）	安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした、総務省が整備する情報基盤のこと。 全国の情報発信者が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるので、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能となる。

災害時優先電話	災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係の各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービスのこと。
災害対策基本法	災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定された、災害対策関係法律の一般法。昭和 34 年制定、最終改正は平成 27 年。
災害対策本部	市内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に臨時に設置される組織のこと。 市災害対策本部設置後は、被害規模等の情報収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害時応急活動を実施する。
災害派遣医療チーム (DMAT)	災害派遣医療チームとは、専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員(救急救命士・薬剤師・臨床工学技士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・放射線技師・社会福祉士・コメディカル・事務員等)で構成され、災害急性期(発災後 48 時間以内)に活動できる機動的な医療チームのこと。 地域の救急医療体制だけでは対応出来ない大規模災害や事故などの現場に急行し、応急処置・救命措置・トリアージ等現場での災害時医療をはじめ、被災地以外の病院への広域医療搬送・被災地の医療支援等の活動を行う。 Disaster Medical Assistance Team の頭字語をとって、「DMAT」(ディーマット)と呼ばれる。
災害用伝言板 (w e b 171)	インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板のこと。
在宅避難者	避難所ではなく、自宅で避難生活をする人のこと。
サプライチェーン	原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れのこと。
自主防災組織	地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う組織のこと。
自助、共助、公助	自助：自分で自分を助けること。 共助：家族、企業や地域コミュニティで共に助けあうこと。 公助：行政による救助・支援のこと。
障害物の除去	災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生する。それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業を行い、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。 道路啓開ともいう。

震度	ある地点における地震の揺れの程度を表した数値のこと。日本では気象庁がその基準を定め、震度を発表している。 震度は、0、1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7の10段階に分かれている。 ※マグニチュードが地震の規模を表す数値であるのに対して、震度は地表での揺れの程度を表す数値。そのためマグニチュードは一つの地震に対して一つしかないが、震度は場所が異なると違った数値となる。以前は人間が体感で震度を決定していたが、現在では計測震度計を使って決定されている。
水位周知河川	知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により経済上、相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川のこと。
水防活動	洪水または高潮により、堤防等に漏水、浸食または越水等が発生するおそれがある場合、その被害を最小限に食い止めようとする活動のこと。
図上訓練	防災訓練のうち、現場での実働訓練を行わず、地図を用いて、ロールプレイング方式（経験したことのない災害をイメージして地域の課題を発見する）等により行う訓練をいう。 訓練者は与えられた被害状況を解決することで、応急対策業務の判断調整能力を高めることができる。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	参加するユーザーが互いに自分の趣味、好み、友人、社会生活などのことを公開しあったりしながら、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWebサイトのこと。

た行

大規模災害	災害により、ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危機性をはらんでいる災害のこと。
ダウンバースト	積乱雲から勢いよく吹き降りた気流が地面にぶつかって広がるときに強い風が吹く現象をいう。 竜巻と異なり、被害は放射状に広がる。
地区防災計画	災害対策基本法に基づき、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画のこと。 地域防災計画に定めることができる。
同意者名簿	平常時の見守り活動や消防活動に活用するため、避難支援等関係者（民生委員児童委員、消防組合）への避難行動要支援者名簿の提供について、避難行動要支援者本人の同意を得た人のリストのこと。
道路啓開	災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生する。それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業を行い、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。

ドクターヘリ	救急医療用機器を装備し、医師と看護師が同乗して救急現場等に向かい、救命医療を行いながら三次救急医療機関等に患者を搬送する専用ヘリコプターのこと。
特別警報	気象庁が発表する情報であり、大雨、地震、津波、高潮など、これら警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表されるもの。 特別警報が対象とする現象は、東日本大震災における大津波や、伊勢湾台風の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成 23 年台風第 12 号」の豪雨等が該当する。 特別警報が出た場合は、居住地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあるため、周囲の状況や市から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要がある。
都市公園	都市公園法により定められた公園。都市計画区域内の公園・緑地または国により都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する公園・緑地のこと。
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

な行

内水氾濫（ないすいはんらん）	大雨等により排水が追いつかず、用・排水路などがあふれて氾濫したり、本流の増水や高潮によって、支流の排水が阻まれたりして起こる災害のこと。
南海トラフ地震	南海トラフは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数 cm 割合で沈み込んでいる場所であり、この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界にはひずみが蓄積されている。 過去 1400 年間を見ると、南海トラフでは約 100～200 年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たる。 昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 70 年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。
軟弱地盤（なんじゃくじばん）	やわらかい粘土あるいは締まっていない砂などから成る地盤の総称。その性質上、土木・建築構造物の支持層には適さない地盤である。

は行

ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものをいう。 予測される災害の範囲および被害程度、避難場所などの情報が地図上に示されている。
B C P（業務継続計画）	被災時に、企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画のこと。一般的に「Business Continuity Plan」と呼ばれる。
P T S D （ピーティーエスディー）	「Post Traumatic Stress Disorder（心的外傷後ストレス障害）」の略で、生死に関わる体験や重症を負うなどして、心に受けた衝撃的な傷が元で後に生じるさまざまなストレス障害のことをいう。
避難勧告	災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域または被災するおそれがある区域の住民等に対し、あらかじめ指定した避難場所または避難所への避難を促すために通知する情報のことをいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、またはその災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 (避難行動要支援者名簿に掲載する者)。
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者について作成した名簿のこと。 (詳細は、門真市地域防災計画 第2編 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第10節 要配慮者対策参照)
避難指示	被害の状況が「避難勧告」の通知時より悪化したとき、または危険が切迫しているとき、「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示」に切り替えて通知する情報のこと。
避難準備情報	「避難勧告」または「避難指示」の決定・通知に先立ち、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報のこと。
避難路	一時避難地や、広域避難地、避難所へ避難する際に利用するのに適した道路のこと。
輻輳（ふくそう）	物が1か所に集中し混雑する様態のこと。
復興計画	災害により重大な被害を受けた場合に、都市の復興ならびに市民生活の再建および安定を図るために策定する計画のこと。
防災行政無線	府県及び市町村が、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として整備した無線局のこと。 平常時には一般行政事務に使用が可能。

放射性物質	放射線を出す物質を「放射性物質」、放射性物質が放射線を出す能力を「放射能」という。放射性物質の種類によって、放出する放射線の種類が異なる。 放射性物質にはヨウ素、セシウム、ストロンチウム、プルトニウムなどがあり、放射線にはβ（ベータ）線、γ（ガンマ）線、α（アルファ）線などがある。
-------	--

ま行

マイコンメーター	ガスメーターに、マイコン制御器を組み込んだ、遮断装置付きガスメーターのこと。 マイコンメーターはガスの流れや圧力等に異常が発生した場合や震度5以上の地震が発生した時、内蔵されたコンピューターが危険と判断し、ガスを止めたり警告を表示する。
マグニチュード (M)	地震の規模を表す数値で、数字が大きいほど地震の規模も大きくなる。マグニチュードが1増えるとエネルギーはおよそ32倍になる。 ※阪神・淡路大震災はM7.3、東日本大震災はM9.0
マンホールトイレ	災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け、使用するもの。 地震時には、断水が想定されるため、水道以外のトイレ用水を別途確保する必要がある。トイレ用水は、トイレの水洗に必要な用水だけでなく、清掃等にも必要となることに留意する。トイレ用水の確保先としては、建築物の上部に設置された貯水槽、井戸、学校のプール、公園の修景池などを利用することが考えられる。併せて、ポンプによる揚水が必要になる場合も想定されるため、ポンプの必要性や非常用電源の確保についても検討が必要。 設置場所については、各避難所等の敷地内における避難者の動線、照明用電源の確保、夜間使用の容易性、トイレ用水の確保、清掃の容易性等を考慮し、最も適切な箇所を選定する。
民生委員	厚生労働大臣の委託を受け、それぞれの地域において、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者をいう。法律で守秘義務が課せられ、政治的中立が定められており、身分的には特別職の地方公務員である。 一方で、法律上給与の支給はなく、無償で地域福祉活動を行うボランティアでもある。
無線従事者	電波法に定める無線設備の操作またはその監督を行う者であって、総務大臣の免許を持った者をいう。
モニタリング	日常的・継続的に調査を実施すること。

や行

要配慮者	従来、「災害時要援護者」とされていた高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人など、災害時に特に配慮を必要とする人をいい、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉である。 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で、特に支援を必要とするものを、「避難行動要支援者」という。
------	--

ら行

ライフライン	電気・ガス・水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能の総称
り災証明書	災害に遭い、家屋の損壊などの被害を受けた場合に、り災の事実及び損壊の程度などを証明するものとして交付される書類。 損壊の程度によって、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」の4段階でり災程度が診断される。 通常、証明書の交付には「交付願」を提出して申請を行う必要がある。
臨時ヘリポート	大規模災害発生時に、ヘリコプターによる輸送活動等の効果を効率的に発揮するために、ヘリコプターが離発着可能な場所として事前に指定されたもの。
レッドページ	災害時のチェックリストや地域の避難場所について、電話帳の冒頭にある赤枠で囲った2ページのこと。防災情報「レッドページ」という。

わ行

ワンセグ	ワンセグとは、地上デジタルテレビ放送のモバイル機器向け放送サービスのこと。 放送局ごとに割り当てられた1チャンネル（6MHz）の帯域を13セグメントに分割し、そのうちの1セグメントを移動体向けに利用していることから「ワンセグ」と呼ばれている。
------	--

※避難場所等の区分

避難場所	一時避難地	火災発生時に市民が一時的に自主避難できる、おおむね1,000㎡以上の場所のうち、市が指定する場所のこと。
	広域避難地	一時避難地に延焼火災等の危険性が発生した場合に避難する、より安全性の高い場所のうち、市が指定する場所のこと。
避難所	指定避難所	公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形及び災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための場所として市が指定するもの
	洪水時避難所	洪水時に、一時的に身の安全を確保するために避難する場所のこと。
	福祉避難所	避難者の中で、高齢者・障がい者・乳幼児・病弱者など、一般の避難所での生活が困難な者の受け入れを対象とする避難所のこと。